

八尾市地域防災計画

第 3 部

資 料 編



令和7年4月
八尾市防災会議

目 次

八尾市案内図	1
第1 災害履歴・被害想定	2
資料1 災害履歴	2
資料2 大阪府地震被害想定調査の概要	13
資料3 地震発生の可能性の長期評価	15
資料4 大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について	19
資料5 土石流危険渓流一覧	24
資料6 山地災害危険地区一覧	25
資料7 地すべり危険箇所	25
資料8 急傾斜地危険箇所一覧	26
資料9 宅地造成等工事規制区域	27
資料10 土砂災害警戒区域等	28
資料11 洪水リスク表示図（想定最大規模）	31
資料12 大和川水系大和川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	35
資料13 大和川水系大和川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流））	37
資料14 情報システムで提供される避難情報に関連した防災気象情報等	39
第2 防災組織関連	44
資料15 八尾市防災会議条例	44
資料16 八尾市防災会議条例施行規則	46
資料17 八尾市防災会議運営要綱	49
資料18 八尾市防災会議委員一覧表	51
資料19 八尾市災害対策本部条例	53
資料20 八尾市災害対策本部運営要綱	54
資料21 八尾市災害対策本部各グループ配備人数表	55
資料22 八尾市災害対策本部班長会議設置要綱	56
資料23 八尾市地区防災計画の規定手続に関する要綱	58
資料24 地区防災計画一覧	63
第3 防災施設関連	64
資料25 通信窓口一覧表	64
資料26 市内河川及び水防ため池一覧表	69
資料27 河川水位観測所	73
資料28 雨量観測所	74
資料29 排水施設	75
資料30 貯留施設	75
資料31 土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設一覧及び情報伝達方法	76

資料32 洪水浸水想定区域内等の要配慮者利用施設一覧及び情報伝達方法	78
資料33 水道施設の概況	103
資料34 八尾市防災行政無線設置場所	105
資料35 医療機関等一覧	106
資料36 水防倉庫一覧	119
資料37 火葬施設	122
資料38 し尿処理施設	122
資料39 廃棄物処理施設	122
資料40 広域緊急交通路（路線図）	123
資料41 緊急交通路	124
資料42 避難路	127
資料43 公用車保有状況一覧表	130
資料44 指定緊急避難場所（一時避難場所）	131
資料45 広域避難場所	135
資料46 指定避難所	136
資料47 福祉避難所	140
資料48 第2避難所	141
資料49 臨時避難所	144
資料50 仮設住宅建設候補地一覧	145
資料51 防災備蓄物資備蓄場所一覧	148
資料52 救助資機材等備蓄場所一覧	150
資料53 防災中枢拠点及び防災拠点施設等一覧	151
資料54 災害時応援要員等の宿泊予定場所一覧	154
資料55 太陽光発電設備及び蓄電池設備導入施設・設備一覧	154
第4 都市基盤・ライフライン・調達関連	155
資料56 緊急通行車両等確認届出書、確認証明書	155
資料57 緊急通行車両以外の車両通行禁止標示	157
資料58 緊急通行車両標章	157
第5 条例・要綱・要領・協定関連	158
資料59 災害救助法の適用基準について	158
資料60 災害救助法適用基準（市区町村別）	160
資料61 火災・災害等即報要領	161
資料62 災害報告取扱要領	178
資料63 被害状況等報告基準	186
資料64 大阪府災害救助法施行細則	188
資料65 激甚災害及び局地激甚災害指定基準	193
資料66 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（抜粋）	197
資料67 八尾市災害弔慰金の支給等に関する条例	202
資料68 八尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則等	206
資料69 八尾市災害見舞金等支給要綱	212

資料70 貸付資金等一覧表	216
資料71 中河内地域並びに南河内地域の災害相互応援協定	217
資料72 明石市・八尾市災害時相互応援に関する協定	219
資料73 中核市災害相互応援協定	223
資料74 3市町間（大阪府八尾市・岡山県和気町・大分県宇佐市）における災害時相互応援に関する協定 ...	226
資料75 東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定	230
資料76 国土交通省近畿地方整備局との災害時等の応援に関する申し合わせ	234
資料77 八尾市・奈良県五條市・和歌山県新宮市における災害時相互応援に関する協定	236
資料78 その他民間協定等	240
第6 活動・報告様式	248
資料79 緊急時広報文例	248
資料80 緊急時庁内放送文例	262
資料81 自衛隊災害派遣に関する知事への要求書様式	265
資料82 応援要請の様式	266
資料83 公用令書（管理・収用・使用・保管）	269
資料84 公用変更令書	270
資料85 公用取消令書	271
資料86 公用負担権限証明書	272
資料87 公用負担証	272
資料88 水防実施状況報告書	273
資料89 地すべり・急傾斜地災害報告様式	276
資料90 土石流・土砂流用災害報告様式	279
資料91 被害状況報告書（概況・中間・確定）兼被害調査別集計表	281
資料92 被害調査票	282
資料93 避難所状況報告書	283
資料94 避難者名簿（大規模災害初動期・世帯単位・一時開設・避難者名簿管理用）	284
資料95 物資受払簿	288
資料96 死体埋火葬許可証	289
資料97 死胎埋火葬許可証	290
資料98 動員報告書	291
第7 災害救助法による救助事務の処理に必要な帳簿書式	292
資料99 救助実施記録日計票	292
資料100 災害救助費概算額調	293
資料101 災害救助基金報告書	294
資料102 避難所設置及び避難生活状況	295
資料103 応急仮設住宅台帳	297
資料104 炊き出し給与状況	300
資料105 飲料水の供給簿	301
資料106 被服・寝具その他生活必需品の給与状況	302
資料107 救護班活動状況	303

資料108 病院診療所医療実施状況.....	304
資料109 助産台帳	305
資料110 被災者救出状況記録簿.....	306
資料111 住宅応急修理記録簿	307
資料112 生業資金貸付台帳	309
資料113 学用品の給与状況	310
資料114 埋葬台帳	311
資料115 死体処理台帳	312
資料116 障害物除去の状況	313
資料117 輸送記録簿	314
資料118 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況.....	318
資料119 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況.....	319
資料120 扶助金の支給状況	320
資料121 損失補償費の状況	321
資料122 法第19条の補償費の状況.....	322
資料123 救助事務費	327

八尾市案内図



第1 災害履歴・被害想定

資料1 災害履歴

災害履歴年表（地震災害）

発生年月日	地域・地震名	気象状況	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況
887. 8. 26	五畿・七道	—	規模(M) 8~8.5 震源(N) 33.0° (E) 135.0°	地震・津波 災害	山城摂津、 京都	・摂津口では津波による溺死者多数、京都では家屋の倒壊による圧死者多数
938. 5. 22	京都・紀伊	余震が数ヶ月続く	規模(M) 7.0 震源(N) 35.0° (E) 135.8°	地震災害	京都	・死者多数
1185. 8. 13	近江・山城・ 大和	2カ月後にも余震があった	規模(M) 7.4 震源(N) 35.0° (E) 135.8°	地震災害	山城、近江 美濃、京都	・京都では地裂け陥没し、神社などが転倒し宇治橋が落ちる ・琵琶湖では湖水が減少
1361. 8. 3	畿内・土佐・ 阿波	—	規模(M) 8.4 震源(N) 33.0° (E) 135.0°	地震・津波 災害	摂津、難波 浦	・摂津四天王寺金堂転倒 ・難波浦では津波により数百人溺死
1510. 9. 21	摂津・河内	余震が70数日続く	規模(M) 6.5~7.0 震源(N) 34.6° (E) 135.6°	地震・津波 災害	大阪	・四天王寺石の鳥居倒壊 ・河内藤井寺倒壊 ・その他21社倒壊 ・高潮による人家の損失多数
1579. 2. 25	摂津	—	規模(M) 6.0 震源(N) 34.7° (E) 135.5°	地震被害	摂津	・四天王寺の鳥居倒壊
1586. 1. 18	畿内・東海・ 東山・北陸諸道	—	規模(M) 7.8 震源(N) 36.0° (E) 136.9°	地震被害	美濃、尾張 伊勢、山城 摂津、大和	・京都東寺の金堂倒壊
1596. 9. 5	畿内 (伏見地震)	淀川筋における最大の地震	規模(M) 7.5 震源(N) 34.65° (E) 135.6°	地震被害	大阪、京都	・堺で死者600人、大阪で人家多数被害 ・伏見城中で死者約600人
1662. 6. 16	山城・大和・ 河内・和泉・ 摂津・丹後・ 若狭・近江・ 美濃・伊勢・ 駿河・三河・ 信濃	—	規模(M) 7.25~7.6 震源(N) 35.2° (E) 135.95°	地震被害	大阪、京都 江州	・高槻城、岸和田城破壊、大阪で若干の死者 ・江州で民家約1,600軒倒壊、死者約400人 ・京都で家屋数千軒破壊、圧死者200人
1707. 10. 28	五畿・七道 (宝永地震)	東は遠江、駿河から西は備後、日向地方までゆする	規模(M) 8.4 震源(N) 33.2° (E) 135.9°	地震・津波 被害	東は遠江、 駿河から西 は備後、日 向地方	・大阪では民家約600軒倒壊、死者約750人、また、津波により船舶被害1,300人、落橋50、溺死者約7,000人
1830. 8. 19	京都及び隣国	—	規模(M) 6.5 震源(N) 35.1° (E) 135.6°	地震被害	京都、丹波 亀山、大津	・京都で死者280人、負傷者約1,300人 ・丹波亀山、大津などで被害

発生年月日	地域・地震名	気象状況	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況
1854. 7. 9	伊賀・伊勢・大和・及び隣国	本震の二日前から相当の振動がある	規模(M) 7.25 震源(N) 34.75° (E) 136.0°	地震被害	伊賀、伊勢四日市、奈良市、大阪	・大阪では津村御坊の法活所倒壊 ・伊勢四日市で死者800人 ・伊賀上野壊滅 ・奈良市で死者284人、家屋被害800軒
1854. 12. 23	東海・東山・南海諸道 (安政東海地震)	—	規模(M) 8.4 震源(N) 34.0° (E) 137.8°	地震被害	伊勢、三河若狭越前土佐、伊豆大阪	・大阪では家屋倒壊200軒 ・全国では倒壊流失家屋約8,300軒、焼失300軒、死者1,000人
1854. 12. 24	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道 (安政南海地震)	砂地盤で液状化現象	規模(M) 8.4 震源(N) 33.0° (E) 135.0°	地震・津波被害	南海、西海山陽、山陰大阪	・大阪では津波による死者多数、船舶被害1,800、落橋10 ・高知では火災により焼失2,000軒 ・徳島では火災による焼失1,000軒
1891. 10. 28	愛知県・岐阜県 (濃尾地震)	日本の内陸地震では最大の地震	規模(M) 8.0 震源(N) 35.0° (E) 135.0°	地震被害	全国	・八尾市では一般民家の倒壊11～30戸 ・大阪府下では死者24人、負傷者94人、家屋全壊1,011戸、半壊708戸 ・全国で死者7,273人、負傷者17,175人、家屋全壊142,177戸
1899. 3. 7	紀伊半島南東部	—	規模(M) 7.0 震源(N) 34.1° (E) 136.1°	地震被害	大阪	・大阪では負傷者20人 ・大阪市内砲兵工廠、小学校等損傷
1927. 3. 7	京都府北西部 (北丹後地震)	液状化現象	規模(M) 7.3 震源(N) 35.5° (E) 135.2°	地震被害	京都、大阪	・大阪府下では死者21人、負傷者126人、家屋全壊127戸 ・京都では、死者2,881人、家屋全壊4,899戸、家屋全壊2,019戸
1936. 2. 21	大阪・奈良 (河内大和地震)	大和川流域で液状化現象	規模(M) 6.4 震源(N) 34.6° (E) 135.7°	地震被害	大阪	・八尾市では死者2～5人、一般民家倒壊2～10戸、火災発生 ・大阪府下では、死者8人、負傷者52人、破損家屋約1,600戸、道路堤防等の破損74箇所
1944. 12. 7	東南海沖 (東南海地震)	大正区で液状化現象	規模(M) 7.9 震源(N) 33.8° (E) 136.6°	地震・津波被害	静岡、愛知三重、大阪	・八尾市では負傷者1～5人、一般民家倒壊11～30戸 ・大阪市内では死者6人、負傷者120人、家屋全壊122戸、半壊小破2,500戸、浸水2,100戸、火災7戸

発生年月日	地域・地震名	気象状況	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況
1946. 12. 21	南海道沖 (南海地震)	—	規模(M) 8.0 震源(N) 33.0° (E) 135.6°	地震・津波 被害(大阪 では津波被 害は無)	四国、九州 近畿、中国 中部地方の 一部	<ul style="list-style-type: none"> ・八尾市では一般民家倒壊11～30戸 ・大阪府下では死者32人、負傷者46人、家屋全壊261戸、半壊217戸 ・全国では死者1,330人、家屋全壊9,000戸、家屋半壊20,000戸
1952. 7. 18	奈良県中部 (吉野地震)	—	規模(M) 6.8 震源(N) 34.5° (E) 135.8°	地震被害	大阪、京都 奈良	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府下では死者2人、負傷者75人、家屋全壊9戸、半壊7戸
1995. 1. 17	兵庫県南部 (平成7年兵庫県南部地震)	大阪湾沿岸埋立地で液状化現象	規模(M) 7.2 震源(N) 34.6° (E) 135.0°	地震被害	兵庫、大阪	<ul style="list-style-type: none"> ・八尾市では負傷者1人、家屋損壊243棟、非住家損壊47棟
2018. 6. 18	大阪北部 (大阪北部地震)	—	規模(M) 6.1 震源(N) 34.8° (E) 135.6°	地震被害	大阪、京都 兵庫、奈良 滋賀、三重 徳島	<ul style="list-style-type: none"> ・八尾市では負傷者1人 ・大阪府下では死者4人、負傷者360人、家屋全壊9戸、半壊87戸

災害履歴年表（風水害）

発生年月日	台風名等	気象状況等	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況等
S25. 9. 3	ジェーン台風	四国室戸岬東方から淡路島を経て神戸西方に上陸し、若狭湾へ抜けた台風	最低気圧 970.3mb 最大風速 28.1m/s 最大瞬間風速 44.7m/s 総雨量 64.7mm	風水害	不明	不明
S27. 7. 10	7月豪雨		総雨量(7/10～7/11) 160.0mm	水害		・家屋全壊4戸、半壊1戸、床上浸水712戸、床下浸水1,086戸
S32. 6. 26 ～6. 27	台風第5号	梅雨前線が26日15時頃紀伊半島を北上し27日10時頃奈良県北部から瀬戸内を経て九州方面に停滞、台風5号の影響もあって大雨となった	最低気圧 998.5mb 最大風速 14.4m/s 最大瞬間風速 22.8m/s 総雨量(6/26～6/27) 324.4mm	水害		・床上浸水1,480戸、床下浸水2,370戸
S33. 7. 1	大雨		日雨量 4mm①			・床下浸水382戸
S33. 8. 25	台風第17号	和歌山県白浜、御坊間に上陸、北上した台風	総雨量(8/24～8/25) 106.0mm	風水害		・家屋一部損壊16戸、床下浸水124戸 ・避難者受入89人
S34. 7. 14	集中豪雨		総雨量 65.7mm	水害		不明
S34. 8. 13	台風第7号	前線と台風7号	総雨量(8/12～8/13) 172.3mm	風水害	—	—
S34. 9. 26	台風第15号 (伊勢湾台風)	潮岬付近に上陸し北東進した台風	最大風速(NE) 28.9m/s 総雨量(9/23～9/26) 99.8mm	風水害	—	・避難者651名
S36. 6. 26 ～6. 27	台風第6号	—	最低気圧 1,003.2mb 最大風速 9.8m/s 最大瞬間風速 12.0m/s 日雨量(6/26) 63.0mm①	水害	—	・床上浸水37戸、床下浸水401戸 ・破堤11箇所(用水路)
S36. 9. 16	第二室戸台風	室戸岬付近に上陸し阪神間を北上した台風	最低気圧 937.3mb 最大風速(SSE)33.3m/s 最大瞬間風速 50.6m/s 日雨量 37.2mm②	風水害	—	・負傷者重傷11人、軽傷166人 ・家屋全壊175戸、半壊841戸、一部8,553戸、工場大破304棟、中破374棟、小破194棟、床下浸水10戸 ・避難者受入3,194人
S36. 10. 28	豪雨	本州南沖を東西にのびる前線上の九州南西海上に低気圧が発生し東進した	総雨量(10/26～10/28) 152.2mm	水害	—	・床上浸水100戸、床下浸水616戸(判明分)
S37. 6. 9	豪雨		日雨量 61.0mm①	水害	山畑川	・30m西土堤崩れ(5～7m)
S37. 6. 14	豪雨		日雨量 26.0mm①	土砂災害	八尾市山畑、山畑川	・北の石垣崩れ

発生年月日	台風名等	気象状況等	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況等
S37. 7. 5	豪雨		日雨量 63.0mm①	水害・土砂災害		・床上浸水10戸、床下浸水320戸 ・池の堤防地すべり2箇所
S37. 7. 27	台風第7号	潮岬と白浜間に上陸し北上した	日雨量 42.0mm①	風水害		・死者1人、負傷者3人 ・避難者359人
S39. 9. 25	台風第20号		最低気圧 987.4mb 最大風速(SSW)19.0m/s 最大瞬間風速 31.7m/s 日雨量 26.5mm②	風水害		・避難者359人
S40. 3. 16	大雪		総雨量 35.0mm	雪害	沢ノ川通り商店街	・アーケード倒壊
S40. 5. 26	台風第6号		総雨量 90.5mm	風水害		・床上浸水25戸、床下浸水756戸
S40. 7. 5	大雨		総雨量(7/4) 90.0mm	水害		・床上浸水177戸、床下浸水734戸
S40. 9. 17	台風第24号	紀伊半島をかすめ中部地方に上陸し北東進した台風	総雨量(9/16～9/17) 108.5mm	風水害・土砂災害	八尾市山畑で山崩れ	・死者1人 ・家屋全壊1戸、床上浸水33戸、床下浸水926戸 ・破堤1箇所
S41. 7. 1 ～7. 3	集中豪雨	—	日雨量(7/1) 117.0mm③	水害・土砂災害	—	・床上浸水9戸、床下浸水1,883戸 ・破堤19箇所 ・避難者210人
S42 7. 8 ～7. 9	豪雨(台風)	—	総雨量(7/7～7/9) 143.0mm	水害・土砂災害	—	・家屋倒壊1戸、床上浸水9戸、床下浸水1,026戸 ・破堤9箇所 ・土砂崩れ1箇所
S43 7. 2 ～7. 15	豪雨	—	総雨量(7/2) 104.0mm (7/5) 53.5mm (7/15) 82.5mm	水害	—	7/2 ・床上浸水153戸、床下浸水2,265戸 ・水路決壊2箇所 河川溢水3箇所 7/6 ・床上浸水1戸、床下浸水1,726戸 河川溢水4箇所 7/15 ・床上浸水14戸、床下浸水586戸 水路決壊5箇所
S44 6. 25 ～7. 6	豪雨		総雨量(6/25) 83.0mm (7/1) 53.5mm (7/4) 46.5mm	水害		6/25 ・床上浸水6戸、床下浸水818戸 7/1 ・床下浸水568戸 7/6 ・床上浸水1戸、床下浸水1,726戸 ・水路決壊3箇所 河川溢水2箇所
S45. 4. 18	豪雨		日雨量 9.0mm③	水害		・床下浸水1,557戸

発生年月日	台風名等	気象状況等	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況等
S46. 5. 14	集中豪雨		日雨量 2.0mm③	水害		・床上浸水16戸、床下浸水135戸
S47. 6. 8	集中豪雨		日雨量 41.0mm③	水害		・床下浸水342戸
S47. 7. 12 ～7. 13	豪雨		総雨量(7/10～7/12) 260.0mm	水害		・床上浸水629戸、床下浸水10,957戸 ・河川氾濫11箇所、池氾濫9箇所 ・避難所開設(7/13)
S47. 9. 16	台風第20号	紀伊半島上陸後北北東に進んだ台風	日雨量 118.0mm④	風水害		・死者1人 ・床上浸水79戸、床下浸水135戸
S48. 5. 2	集中豪雨		日雨量 55.0mm④	水害		・床下浸水100戸
S49. 4. 8 ～4. 9	集中豪雨		総雨量(4/7～4/8) 128.0mm	水害		・床上浸水13戸、床下浸水28戸
S49. 6. 21	集中豪雨		総雨量 37.0mm	水害		・床下浸水54戸
S49. 6. 30 ～7. 3	長雨		総雨量(6/30～7/2) 81.0mm	水害		・床下浸水40戸
S50. 6. 25	豪雨		総雨量 51.0mm	水害		・床下浸水330戸
S50. 7. 4	集中豪雨		総雨量(7/3) 98.0mm	水害		・床上浸水97戸、床下浸水2,429戸
S50. 7. 26	集中豪雨		総雨量 33.5mm	水害		・床上浸水25戸、床下浸水459戸
S50. 8. 7	集中豪雨		総雨量(8/6～8/7) 82.5mm	水害		・床上浸水13戸、床下浸水1,619戸
S50. 8. 30	雷雨		日雨量 20mm④	水害		・床上浸水30戸、床下浸水2,246戸
S50. 9. 22	雷雨		日雨量 48mm④	水害		・床上浸水3戸、床下浸水1,355戸
S51. 6. 9	集中豪雨		日雨量 25mm④			・床下浸水912戸
S51. 7. 28	集中豪雨		総雨量 34.0mm	水害		・床下浸水1,025戸
S51. 8. 3	集中豪雨	—	総雨量(8/2) 31.0mm	水害	—	・床下浸水1,191戸
S51. 9. 8 ～9. 12	台風第17号	台風17号が九州西海上で迷走し、西日本に停滞した前線の影響で大雨が続いた	総雨量(9/8～9/10) 118.5mm	水害	—	・床上浸水1戸、床下浸水1,853戸
S52. 6. 23 ～6. 25	集中豪雨	—	総雨量(6/24) 44.5mm	水害	—	・便槽浸水192件
S52. 8. 8	集中豪雨	—	日雨量 6.5mm③	水害	—	・便槽浸水45件
S52. 9. 3	集中豪雨	—	日雨量 17.0mm③	水害	—	・便槽浸水70件
S52. 11. 17	集中豪雨	—	総雨量(11/16)42.0mm	水害	—	・便槽浸水29件
S54. 5. 8	豪雨	—	総雨量(5/7～5/8) 59.0mm	水害		・床下浸水734戸
S54. 6. 27	豪雨	—	総雨量(6/26～6/27) 78.5mm	水害		・床下浸水870戸

発生年月日	台風名等	気象状況等	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況等
S54. 6. 29 ～6. 30	豪雨	—	総雨量(6/28～6/30) 134. 0mm	水害	—	・床上浸水250戸、床下 浸水1, 979戸 ・避難所開設4箇所、 受入人員5人
S54. 9. 26	豪雨	—	総雨量 53. 0mm	水害	—	・負傷者1人 ・床上浸水17戸、床下 浸水977戸
S54. 9. 30 ～10. 1	台風第16号 (前線)		総雨量(9/30) 47. 0mm	水害		・床下浸水16戸
S54. 10. 19	台風第20号		総雨量(10/18)29. 5mm			・避難所開設1箇所
S57. 8. 1 ～8. 4	台風第10号及 びその 後の集中豪 雨	台風10号が奈良県東部 を真北に進み、続いて 台風9号くずれの低気 圧が四国沖から本州南 岸沿いに東北東に進ん だ	最低気圧 985. 2mb 最大風速 13. 4m/s 最大瞬間風速 24. 7m/s 総雨量(7/31～8/2) 242. 5mm	水害・土 砂 災害	八尾市黒谷 (通称 原田山) 地すべり	・床上浸水184戸、床下 浸水2, 644戸 ・河川溢水3箇所、橋 梁損壊4箇所、砂防 施設損壊2箇所、崖 崩れ12箇所、地すべ り1箇所、ため池損 壊8箇所、鉄道不通 1箇所 ・避難所開設6箇所、 受入人員348人 8/3・家屋半壊1戸
S63. 6. 3	集中豪雨		総雨量(6/2～6/3) 113. 0mm	水害	八尾市太田新 町5丁目他13 箇所	・道路冠水6箇所
S63. 7. 14	梅雨前線		総雨量(7/13～7/14) 47. 5mm	水害	八尾市長池町 1丁目他18箇 所	・床下浸水34戸 ・道路冠水2箇所
S63. 8. 14	集中豪雨		総雨量(8/14) 20. 0mm	水害	八尾市東山本 新町5丁目他1 1箇所	・床下浸水12戸 ・河川溢水2箇所 ・道路冠水9箇所
S63. 8. 24 ～8. 25	雷雨		総雨量(8/24～8/25) 15. 0mm	水害	八尾市八尾木 6丁目	・床下浸水6戸
H 1. 6. 28	集中豪雨		総雨量(6/27) 63. 5mm	水害	八尾市長池町 1丁目他31箇 所	・床上浸水7戸、床下 浸水120戸 ・河川溢水7箇所 ・道路冠水8箇所
H 1. 7. 10	集中豪雨		総雨量(7/9) 30. 0mm	水害	八尾市東山本 町7丁目他2 箇所	・床下浸水2戸 ・道路冠水1箇所
H 1. 7. 23	集中豪雨		総雨量(7/23) 32. 0mm	水害	八尾市小阪合 町2丁目他7 箇所	・床下浸水2戸 ・河川溢水1箇所 ・道路冠水2箇所
H 1. 9. 3	集中豪雨 (前線)	西日本に停滞していた 前線が南下し、南海上 から暖かい湿った空気 が流れ込み、前線の活 動が活発になり大雨と なった	総雨量(9/2～9/3) 160. 0mm	水害	八尾市長池町 1丁目他22箇 所	・床下浸水147戸 ・道路冠水3箇所
H 1. 9. 19	台風第22号	紀伊半島の南海上を通 過	総雨量(9/19)120. 0mm	水害	八尾市長池町 1丁目他34箇 所	・床下浸水102戸 ・道路冠水11箇所 ・河川溢水1箇所

発生年月日	台風名等	気象状況等	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況等
H 2. 7. 12	集中豪雨		総雨量(7/12) 69.0mm	水害	八尾市長池町 1丁目他11箇所	・床下浸水16戸 ・道路冠水3箇所
H 2. 9. 14 ～9. 16	大雨		総雨量(9/14) 47.0mm	水害		・床下浸水3戸
H 2. 9. 19 ～9. 20	台風第19号	台風19号が和歌山県白 浜町に上陸	総雨量(9/19) 31.0mm	風水害		・家屋一部損壊、塀倒 壊20戸 ・樹木倒壊8箇所、看 板倒壊3箇所、防犯 灯倒壊3箇所 ・道路封鎖1箇所 ・便槽浸水250件 ・避難所開設8箇所、 受入人員32人
H 3. 8. 30	台風第14号		総雨量(8/30) 55.0mm	風水害	八尾市長池町 1丁目他27箇所	・床下浸水71戸 ・道路冠水4箇所 ・河川溢水1箇所
H 3. 9. 13 ～9. 14	台風第17号		日雨量(9/14) 41.0mm [㊦]	風水害	八尾市黒谷	・樹木倒壊による道路 封鎖1箇所
H 3. 9. 27	台風第19号		日雨量 0.5mm [㊦]	風水害	八尾市栄町・ 本町	・家屋一部損壊2戸
H 3. 10. 1	集中豪雨 (秋雨前線)		総雨量(9/30～10/1) 65.0mm	水害	八尾市山賀町 4丁目他5箇 所	・道路冠水5箇所
H 4. 5. 8	大雨 (低気圧)	九州付近にあった低気 圧が発達しながら、東 北東に進み、大雨とな った	総雨量(5/8) 115.0mm	水害	八尾市八尾木 東1丁目他49 箇所	・床上浸水1戸、床下 浸水94戸 ・道路冠水6箇所 ・便槽浸水688件
H 5. 7. 5	大雨		日雨量 76.5mm [㊦]	土砂災害 水害	八尾市黒谷他1 0箇所	・21世帯72人が避難 ・床下浸水2戸 ・道路冠水2箇所 ・崖崩れ1箇所 ・河川堤防決壊3箇所 ・ため池堤防決壊1箇 所
H 5. 9. 3	台風第13号		日雨量 0.0mm [㊦]	風水害		・特に被害無し
H 5. 9. 28 ～9. 30	台風第26号		日雨量(9/30) 93.0mm [㊦]	風水害		・避難所開設3箇所、 受入人員13人
H 6. 7. 8	集中豪雨		総雨量(7/8) 42.0mm	水害	八尾市木の本 1丁目他6箇 所	・床上浸水5戸
H 7. 7. 3 ～7. 4	豪雨		総雨量(7/2～4) 131.0mm	水害	八尾市竹淵東 1丁目他41箇 所	・床下浸水69戸 ・道路冠水2箇所 ・河川堤防損壊1箇所
H 8. 6. 18 ～6. 20	台風第7号		総雨量(6/18～20) 115.0mm	水害	八尾市内各所	・道路冠水8箇所 ・床下浸水10戸
H 9. 6. 19	台風第8号		日雨量 4.5mm	風水害		・避難所開設1箇所 (受入人員2人)
H 9. 7. 9	梅雨前線		総雨量(7/9～13) 144.0mm	水害	八尾市福万寺 地区	・道路冠水7件 ・床下浸水79戸

発生年月日	台風名等	気象状況等	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況等
H 9. 7. 27	台風第9号		日雨量 11.5mm	風水害		・塀、樹木等の倒壊15件 ・避難所開設3箇所 (受入人員34人)
H 9. 8. 4 ～ 5	豪雨		総雨量(8/4～5) 53.5mm	水害		・道路冠水2箇所 ・床下浸水48戸
H 9. 8. 7	豪雨		総雨量(8/7) 79.0mm	水害	八尾市内各所	・床上浸水10戸 ・床下浸水862戸 ・道路冠水16箇所 ・緊急汲み取り 1,695件 ・防疫(消毒)24地区
H11. 8. 11	豪雨		総雨量(8/11) 149.0mm	水害	八尾市内各所	・床上浸水 55戸 ・床下浸水 223戸 ・緊急汲み取り 564件
H11. 9. 17	豪雨			水害	八尾市内各所	・床上浸水 4戸 ・床下浸水 686戸 ・道路冠水 8箇所 ・蓋浮き 1箇所
H16. 5. 13	豪雨		総雨量(5/13) 90.5mm	水害	八尾市内各所	・道路冠水9箇所
H16. 10. 20	台風23号			水害	東山本町3丁目	・通行止め1箇所
H18. 6. 26	豪雨		総雨量(6/26) 29.5mm	水害	八尾市二俣3丁目	・道路冠水1箇所
H18. 7. 19	豪雨		総雨量(7/19) 78.5mm	水害	八尾市内各所	・道路冠水8箇所 ・水路決壊等3箇所 ・封鎖1箇所
H20. 8. 5	豪雨		総雨量(8/5) 52.0mm	水害	八尾市内各所	・床下浸水7戸 ・道路冠水6箇所 ・封鎖1箇所
H20. 7. 8	豪雨			水害	八尾市東山本 新町1丁目・ 8丁目	・道路冠水2箇所
H20. 9. 5	豪雨		総雨量(9/5) 33.0mm	水害	八尾市内各所	・道路冠水2箇所 ・通行止め1箇所
H22. 7. 7	豪雨		総雨量(7/7) 52.5mm	水害	八尾市内各所	・床下浸水4戸 ・道路冠水5箇所 ・封鎖1箇所
H22. 7. 13 ～14	豪雨		総雨量(7/13～14)128mm	水害	八尾市内各所	・道路冠水7箇所 ・樹木倒れ2件 ・通行止め1箇所 ・土砂崩れ3箇所 ・落石1件
H22. 9. 23	豪雨		総雨量(9/23) 61.5mm	水害	八尾市内各所	・道路冠水3箇所
H22. 12. 2	豪雨			風水害	八尾市恩智・ 本町	・樹木倒れ2件

発生年月日	台風名等	気象状況等	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況等
H23. 5. 30	豪雨			水害	八尾市内各所	・床下浸水2戸 ・土砂崩れ1箇所
H24. 6. 17	豪雨		総雨量(6/16~7) 72mm	風水害	東山本新町	・道路冠水1箇所
H24. 6. 19	台風4号		総雨量(6/19~20) 23mm	風水害	八尾市内各所	・樹木倒れ2件 ・通行止め2箇所
H24. 6. 22	豪雨		総雨量(6/21~22) 139.0mm	水害	八尾市内各所	・床下浸水14戸 ・道路冠水2箇所
H24. 7. 3	豪雨		総雨量(7/3) 69.0mm	水害	八尾市内各所	・道路冠水4箇所 ・封鎖1箇所
H24. 7. 7	豪雨		総雨量(7/7) 89.5mm	水害	八尾市内各所	・道路冠水1箇所 ・樹木倒れ1件 ・通行止め1箇所
H24. 8. 13	豪雨		総雨量(8/13~14) 98.5mm	水害	八尾市南本町 8丁目	・道路冠水1箇所
H25. 8. 25	豪雨		総雨量(8/25) 78.0mm	水害	八尾市内各所	・床下浸水1戸 ・道路冠水1箇所
H25. 9. 15	台風第18号	48時間降水量が観測史上1位を更新 大和川の水位が4.57m まで上昇し、大正小学校区及び大正北小学校区に避難準備情報を発令した	総雨量(8/25) 169.0mm	風水害	八尾市内各所	・避難所開設3箇所 (受入人員9人)
H26. 8. 9 ~10	台風第11号	月最大48時間降水量が8月として1位を更新 土砂災害警戒準備情報等の発表に伴い、北高安小学校区、中高安小学校区、南高安小学校区に避難準備情報を発令した	総雨量(8/8~8/10) 133.0mm 月最大48時間降水量 133.0mm	風水害	八尾市上之島 町南一丁目	・床下浸水1戸 ・避難所開設6箇所 (受入人員21人)
H26. 10. 13	台風第19号	2004年以来10年ぶりに2週連続で台風が上陸 土砂災害警戒準備情報等の発表に伴い、北高安小学校区、中高安小学校区、南高安小学校区に避難準備情報を発令した	総雨量(10/13) 70.5mm 最大瞬間風速 17.5m/s	風水害	八尾市内各所	・避難所開設62箇所 全指定避難所及び コミュニティセンター (受入人員9人)
H27. 7. 16~ 18	台風第11号	日降水量が年間を通して1位を更新⑤ 土砂災害警戒情報等の発表に伴い、北高安小学校区、中高安小学校区、南高安小学校区に避難勧告を発令した	総降水量(7/16~7/18) 151.5mm⑥ 日降水量(7/17) 123.5mm⑥	風水害	八尾市内各所	・道路冠水1箇所(西久宝寺) ・避難所開設4箇所 (受入人員37人)
H28. 8. 29	豪雨		日降水量(8/29) 114.5mm⑥	水害	八尾市福万寺 町北1丁目	・緊急汲み取り1件

発生年月日	台風名等	気象状況等	災害誘因の詳細	災害の種類	被害地域	被害状況等
H28. 9. 20	台風第16号	土砂災害警戒準備情報等の発表に伴い、高安小学校区、南高安小学校区に避難準備情報を発令した	日降水量(9/20) 62.5mm⑥	風水害	八尾市大竹1丁目	・避難所開設59箇所 (指定避難所47箇所及びコミュニティセンター12箇所) (受入人員8人) ・床下浸水1箇所(大竹7丁目)
H29. 10. 22	台風第21号	土砂災害警戒準備情報等の発表に伴い、高安小学校区、南高安小学校区に避難指示(緊急)を発令した 大和川では氾濫危険水位の到達に伴い、大正小学校区、大正北小学校区に避難勧告を発令した	日降水量(10/22) 183.0 mm⑥	風水害	八尾市内各所	・避難所開設18箇所 (指定避難所5箇所及びコミュニティセンター13箇所) (受入人員424人)
H30. 5. 13	豪雨			水害	八尾市内各所	・土砂崩れ1箇所 ・通行止め1箇所 ・樹木倒れ1件
H30. 7. 5~6	西日本豪雨	月最大48時間降水量が年間を通じて1位を更新 土砂災害警戒情報等の発表に伴い、高安中学校区、南高安中学校区に避難勧告を発令した	日降水量(7/6) 146.5mm⑥	水害	八尾市内各所	・避難所開設4箇所 (受入人員14人) ・床上浸水2戸 ・床下浸水4戸
H30. 7. 28	台風第12号	台風の進路が東から西という異例の進路で、被害予測が困難であったため、市内全域に避難勧告を発令した	日降水量(7/28) 44.0mm⑥	風水害	八尾市内各所	・避難所開設47箇所 (指定避難所47箇所) (受入人員175人)
H30. 9. 4	台風第21号	25年ぶりに非常に強い勢力のまま上陸 最大瞬間風速及び最大風速が観測史上1位を更新	最大瞬間風速 35.5m/s 最大風速17.75m/s⑥ 日降水量(9.4) 2.0mm⑥	風水害	八尾市内各所	・避難所開設47箇所 (指定避難所47箇所) (受入人員232人) ・負傷者11人 ・住家被害(半壊6棟、一部損壊456棟) ・倒木等201件(3月末)
H30. 9. 30	台風第24号	非常に強い勢力を保ったまま30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した	日降水量(9/30) 23.0mm⑥	風水害	八尾市内各所	・避難所開設47箇所 (指定避難所47箇所) (受入人員490人)
R5. 8. 14	台風第7号	夜間帯の暴風警報の発表に備えるため、8/14 18時に自主避難所を開設	総降水量81.5mm	風水害	八尾市内各所	・自主避難所開設17箇所(指定避難所17箇所) (受入人員23人) ・住家被害(全壊1棟、一部損壊7棟) ・倒木16件ほか

- ①：近畿気象要覧(八尾観測所のデータ)
 ②：近畿気象要覧(大阪観測所のデータ)
 ③：大阪府気象月報(大阪管区気象台のデータ)
 ④：大阪府気象月報(八尾のデータ)
 ⑤：気象速報(大阪管区気象台)
 ⑥：気象庁ホームページより(八尾観測所のデータ)

資料2 大阪府地震被害想定調査の概要

1 調査の目的

兵庫県南部地震の教訓と大阪の地震特性を十分に反映した被害の様相を定量的・定性的に予測し、地域防災計画検討のための基礎資料とする。

2 前提条件

(1) 想定地震

海溝型地震のほか、大阪府域及びその周辺地域に分布する活断層のうち、大阪府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層を対象としている。

- ・直下型地震 上町断層帯A、上町断層帯B、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯
- ・海溝型地震 南海トラフ

(2) 想定時期、気象条件

想定時期は、地震火災や人的被害等で影響の大きい「冬季平日の夕刻6時頃」を基本としている。気象条件は、「晴れ」としている。

3 調査項目

項 目		調 査 内 容
現象の予測	地震動	計測震度等
	液状化	液状化危険度
	津波	津波高、到達時間等
物的被害	建物被害	全壊・半壊棟数
	地震火災	炎上出火件数等
	斜面被害	斜面災害危険箇所等
機能障害	交通機能	緊急交通路機能障害等
	ライフライン	影響人口、復旧期間等
人 的 被 害		死者・負傷者数等

4 大阪府地震被害想定結果概要（八尾市域）

想定地震		生駒断層帯地震	南海トラフ巨大地震	東南海・南海地震	上町断層帯地震A	上町断層帯地震B	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震
地震の規模 (府全域)		マグニチュード 7.3～7.7	マグニチュード 9.0～9.1	マグニチュード 7.9～8.6	マグニチュード 7.5～7.8	マグニチュード 7.5～7.8	マグニチュード 7.3～7.7	マグニチュード 7.7～8.1
		計測震度 4～7	計測震度 5強～6強	計測震度 4～6弱	計測震度 4～7	計測震度 4～7	計測震度 3～7	計測震度 3～7
建物全半壊棟数	全壊	30,402棟	4,813棟	825棟	10,871棟	5,123棟	171棟	1,271棟
	半壊	18,381棟	15,801棟	1,801棟	13,568棟	8,218棟	410棟	2,564棟
炎上出火件数		23(45)件	3件	0(0)件	5(10)件	2(4)件	0(0)件	0(1)件
死傷者数	死者	1,370人	34人	2人	235人	33人	0人	5人
	負傷者	4,891人	1,317人	519人	4,746人	2,799人	115人	815人
罹災者数		202,340人	99,957人	6,973人	95,707人	47,688人	2,050人	13,658人
避難所生活者数		58,679人	45,167人 ※ ¹	2,023人	27,756人	13,830人	595人	3,961人
ライフライン	停電	88,397軒	62,578軒	2,630軒	47,315軒	14,571軒	355軒	3,128軒
	都市ガス影響戸数	107千戸	1千戸	0千戸	62千戸	32千戸	0千戸	0千戸
	上水道影響人口	24.4万人	27.1万人	3.2万人	16.1万人	16.0万人	3.0万人	8.1万人
	通信被害	60,480 加入者	17,000 加入者	0 加入者	8,064 加入者	8,064 加入者	4,480 加入者	4,480 加入者

注) 出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数()は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害(夕刻)・火災(夕刻、超過確率1%風速)によるものの合計

南海トラフ巨大地震のみ、推計方法が異なる。※¹: 最も多くなる1週間後の人数を採用。(1日後の人数は37,851人)

出典: 「大阪府自然災害総合防災対策検討(地震被害想定)報告書 平成19年3月」(大阪府)、

「第5回南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会資料 平成26年1月24日」(大阪府防災会議

「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」)

資料3 地震発生の可能性の長期評価

平成13年5月15日に文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会より「生駒断層帯の評価」が発表され、平成25年5月24日には、同委員会より「南海トラフの地震の長期評価（第二版）」が発表された。

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等々を評価し、随時公表している。

これらの事項について、令和7年3月時点で本市に関わる事項を以下に示す。

1 活断層の長期評価の概要

（陸域の活断層から発生する地震の今後30, 50, 100年以内の地震発生確率等）

断層帯名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			我が国の主な活断層における相対評価	平均活動間隔（上段） 最新活動時期（下段）
		30年以内	50年以内	100年以内		
生駒断層帯	7.0～7.5程度	ほぼ0%～0.2%	ほぼ0%～0.3%	ほぼ0%～0.6%	我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する	3000年～6000年 400年頃以後～1000年頃以前
上町断層帯	7.5程度	2%～3%	3%～5%	6%～10%	我が国の主な活断層の中では高いグループに属する	8000年程度 約28000年前～9000年前
有馬一高槻断層帯	7.5程度 (7.5±0.5)	ほぼ0%～0.04%	ほぼ0%～0.1%	ほぼ0%～0.4%	—	1000年～2000年程度 1596年慶長伏見地震
中央構造線断層帯（金剛山地東縁）	6.8程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	—	約6000年～7600年 1世紀以後～3世紀以前
中央構造線断層帯（根来区間）	7.2程度	0.008%～0.3%	0.02%～0.5%	0.04%～1%	我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する	約2,500年-2,900年 7世紀以後、8世紀以前
中央構造線断層帯（五条谷区間）	7.3程度	不明※4	不明※4	不明※4	—	不明 約2200年前以後-7世紀以前

注1) 算定基準日は2025年1月1日

2) 「ほぼ0%」は10⁻³未満の確率値

3) 今後30年間で発生する確率の例：交通事故で死亡する確率＝約0.2%
：交通事故でケガをする確率＝約20%

- 4) 平均活動間隔が判明していない等の理由より、地震発生確率及び地震後経過率を求めることができない場合に「不明」と記載される。
- 5) 中央構造線断層帯については、これまで6つの区間に分かれて活動するとして評価を行っていた（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2011）。その後、同断層帯及び延長部の分布に関する新たな知見に基づき、これまでの各区間を9つの区間に再整理し、また、西端を九州側へ延長した豊予海峡－由布院区間を追加して、計10の区間の断層帯として評価を行った（地震調査研究推進本部地震調査委員会，2017a）。また、これらは1つの断層帯として同時に活動する可能性もある。その場合はマグニチュード8.0程度もしくはそれ以上の地震が発生し、その長期確率は、10の区間が個別に活動する長期確率を超えることはないとは評価されている。

(参考) 1995年兵庫県南部地震発生直前における確率

断層帯名	発生した地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率		平均活動間隔
		30年以内		
六甲・淡路島断層帯主部 淡路島西岸区域 「野島断層を含む区間」	7.3	0.02%～8%		1700年～3500年

2 海溝型地震の長期評価の概要

(海溝型地震の今後10, 30, 50年以内の地震発生確率)

領域または地震名	長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード)	地震発生確率			平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内	最新発生時期
南海トラフの地震	8～9クラス	30%程度	80%程度	90%程度 もしくは それ以上	次回までの標準的な値 88.2年
					79.0年前

注1) 算定基準日は2025年1月1日

2) 今後30年間で発生する確率の例：交通事故で死亡する確率＝約0.2%

：交通事故でケガをする確率＝約20%

出典：「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（2025年1月1日での算定）」

(地震調査研究推進本部事務局公表)

主要活断層の評価結果

2025年1月15日公表

凡例：

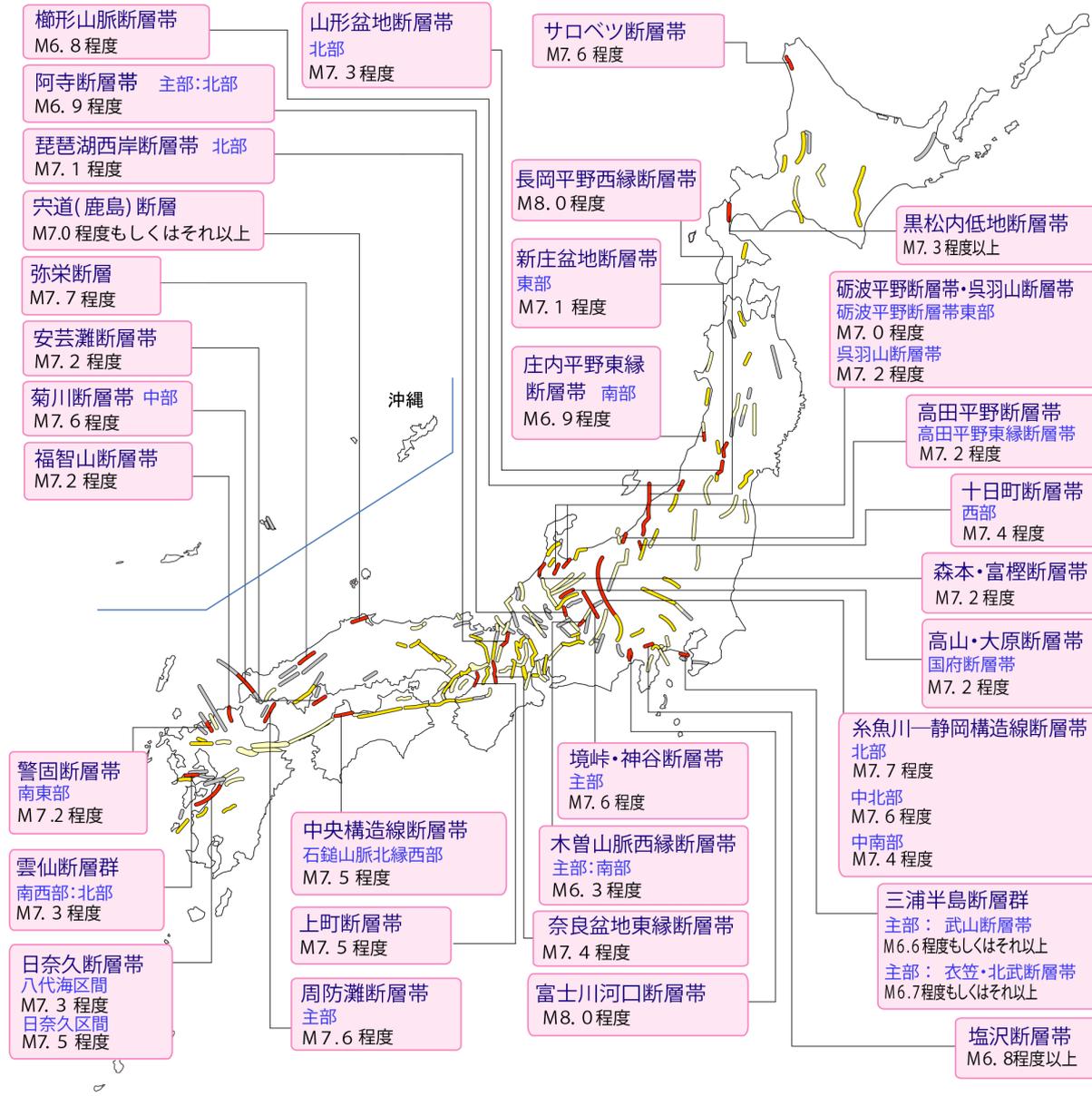
- Sランク(高い)：30年以内の地震発生確率が3%以上
- Aランク(やや高い)：30年以内の地震発生確率が0.1～3%未満
- Zランク：30年以内の地震発生確率が0.1%未満
(Zランクでも、活断層が存在すること自体、当該地域で大きな地震が発生する可能性を示す。)
- Xランク：地震発生確率が不明(過去の地震のデータが少ないため、確率の評価が困難)

Sランクの活動区間を含む断層帯に吹き出しを付けた。

中央構造線断層帯 — 断層帯の名称
石鎚山脈北縁西部 — 活動区間
M7.5程度 — 地震規模(マグニチュード)

・ひとつの断層帯のうち、活動区間によってランクが異なる場合がある。
Sランク、Aランク、Zランク、Xランクのいずれも、すぐに地震が起こることが否定できない。
また、確率値が低いように見えても、決して地震が発生しないことを意味するものではない。
・新たな知見が得られた場合には、地震発生確率の値は変わることがある。

ランクの算定基準日は2025年1月1日

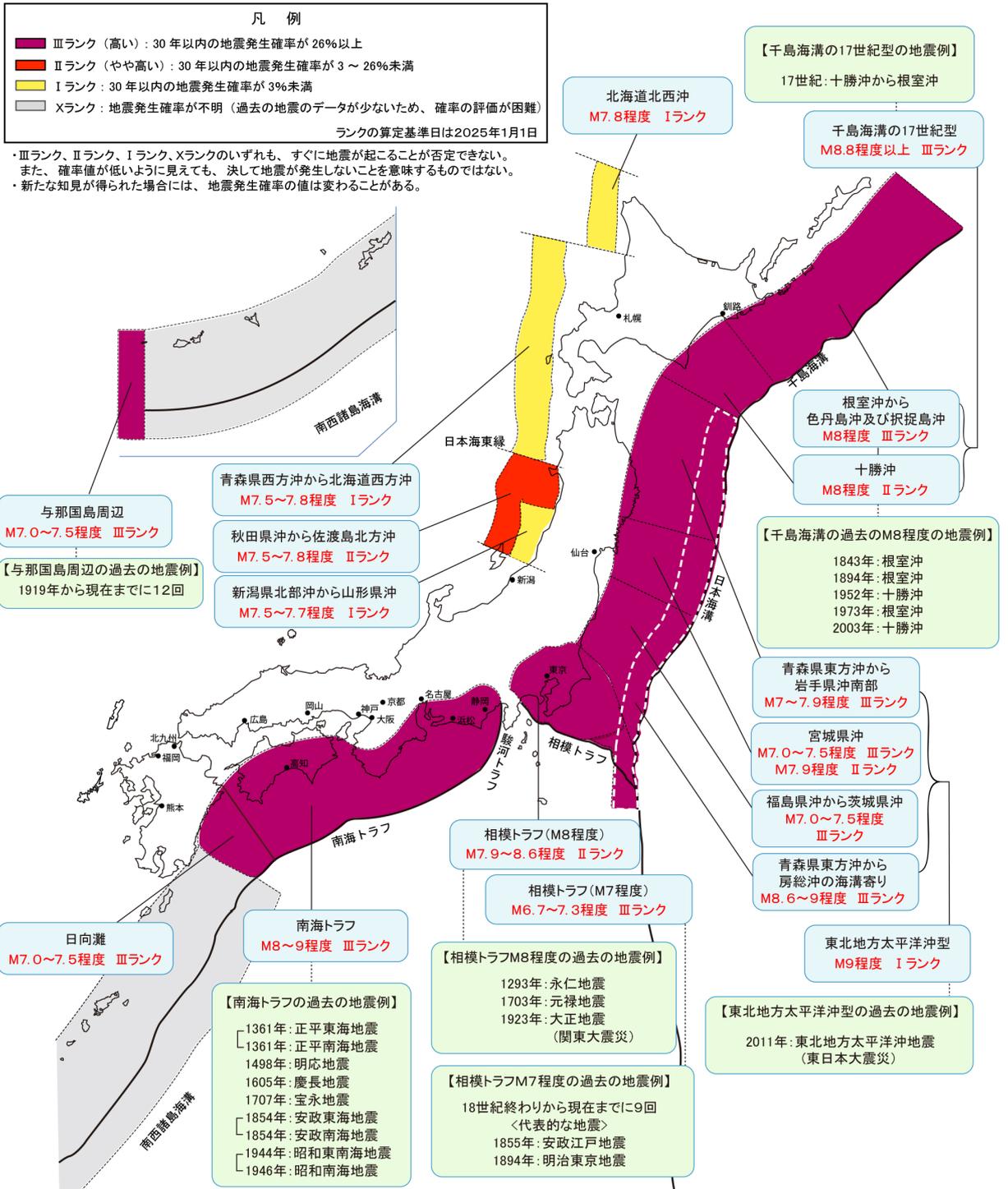


○ ランク分けに関わらず、日本ではどの場所においても、地震による強い揺れに見舞われるおそれがあります。

出典：「主要活断層の評価結果」(地震調査研究推進本部)
(https://www.jishin.go.jp/evaluation/evaluation_summary/#danso)

主な海溝型地震の評価結果

2025年1月15日公表



○ ランク分けに関わらず、日本ではどの場所においても、地震による強い揺れに見舞われるおそれがあります。

出典: 「主な海溝型地震の評価結果」 (地震調査研究推進本部)
(https://www.jishin.go.jp/evaluation/evaluation_summary/#danso)

資料4 大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について

大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について

1 目的

本方針は、府と市町村で構成する「大阪府域救援物資対策協議会」において検討した結果に基づき、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害時に、必要な救援物資対策として、これまでの府と市町村の役割分担と協働の取組みを踏まえ、今後の備蓄しておくべき救援物資の品目や量、各主体（府民等・市町村・府）の役割について、基本的な方向性を示すものです。

2 想定する災害

府と市町村でそれぞれ最大被害が想定される災害を想定災害と設定することとしました。

名称	想定災害	想定被災者数
大阪府	南海トラフ巨大地震	1,364,891
八尾市	生駒断層帯地震	202,340

3 救援物資の府内での備蓄の考え方

(1) 本方針における対応期間の考え方

①東日本大震災の事例や②中央防災会議で策定されている南海トラフ地震の被害想定、③国のプッシュ型支援の実施計画を参照し、本方針における対応期間（府域内で対応を要する期間）は、南海トラフ巨大地震については、発災後3日間とし、直下型地震については、従来通り発災後1日間としました。

(2) 必要品目

これまで、大阪府地域防災計画では、主食（ α 化米、乾パンなど）等の計8品目を重要品目と位置づけ、府と市町村で役割分担し、備蓄を進めてきました。

これに加えて、新たに追加すべき必要品目について、東日本大震災の事例や国の南海トラフ地震における具体的な計画等を踏まえ、本方針において府及び市町村が自己備蓄しておくべき品目については、従来の8品目に、トイレットペーパー、マスク、大人用おむつ、の3品目を加えた11品目（**重点11品目**）としました。

食糧	高齢者用食	乳児用粉ミルク 又は液体ミルク	哺乳瓶
毛布(保温用資材)	乳児・小児用おむつ	生理用品	簡易トイレ
トイレットペーパー	マスク	大人用おむつ	

※太字は重要品目（8品目）

(3) 必要数量

本方針における救援物資の必要数量の算出については、従来の「大阪府地震被害想定に基づく備蓄等の考え方について」と「国の物資の必要量の算出式」（「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画（R2.5.29）」）を比較し、より実態に近いと考えられる方法を採用し設定しました。

また、食糧、高齢者食、育児用調整粉乳、おむつ（幼児・小児用、大人用）、生理用品、トイレットペーパー、マスクについては直下型地震を想定災害とする場合でも、直下型地震による避難所避難者数と南海トラフ巨大地震による避難所避難者数に対応期間の3日に乗じたものと比べ多い方を必要数量としました。

なお、国において算出根拠が設定されていない物資については、上記の従来の備蓄等の考え方を準用して算出しています。

ア 大阪府区域内の救援物資必要量（重点11品目）の算出式（八尾市算出で多い方： ）

項目	算出式（人口比率は、平成22年度国勢調査より）	
食糧	(直下型地震による)避難所避難者数×3食×1.2(注)により算出した数量と、(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×3食×3日×1.2で算出した数量を比較し多い方 (注)1.2という係数は、避難所避難者以外の食糧需要を想定したもの。	国の考え方
高齢者食	上記で算出した数量のうち、5%(80歳以上人口比率)を高齢者食とする。	府の考え方 の一部修正
毛布(保温用資材)	避難所避難者数×必要枚数2枚/人 ※保温用資材の例：アルミブランケット(シート)等	国の考え方
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×130g/人/日(南海トラフ想定の場合は3日に乗じる) 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1リットル/人/日(南海トラフ想定の場合は3日に乗じる)	府の考え方
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%(0~1歳人口比率)×70%(人口授乳率)×1本(注)/人 (注)「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は、5回/人/日とする。	府の考え方
乳児・小児用おむつ	(直下型地震による)避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚(注)/人/日と、(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×2.5%(0~2歳人口比率)×8枚(注)/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方 (注)8枚/人/日は3Hで1枚使用するとの平均データから算出(内閣府確認)	国の考え方
大人用おむつ	(直下型地震による)避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚(注)/人/日と、(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚(注)/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方 (注)8枚/人/日は3Hで1枚使用するとの平均データから算出(内閣府確認)	国の考え方
災害用トイレ(組立式等)	避難所避難者数×0.02(避難所避難者50人に1基) 市町村は、簡易トイレ、府は、調達含め仮設トイレ(組立式)中心にそれぞれ確保する。 上記とは別に、府は洋式水洗の組立式トイレ、市町村も洋式水洗の組立式トイレ等を各市町村の一般避難所数×2(府1:市町村1)基をそれぞれ速やかに確保し配備する。 ※組立式トイレについては、トイレを覆うテントも仕様を含むものとする。また、トイレトーパーや消毒液等のほか夜間利用に必要なランタン等についても準備することが望ましい。	府の考え方
凝固剤及び便袋(簡易トイレ用)	B O X型等の簡易トイレを利用する避難所避難者数×5回×3日以上を目標とする。	国の考え方
生理用品	(直下型地震による)避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52%(注)(12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日と、(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×48%(12~51歳人口比率)×52%(注)(12~51歳女性人口比率)×5/32(月経周期)×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方 (注1)対象年齢12歳から51歳、月経周期5日/32日については、日本産婦人科学会編著「女と男のディクショナリー」を参考に設定	府の考え方 の一部修正
トイレトーパー	(直下型地震による)避難所避難者数×7.5m(注)/人/日と、(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数×7.5m(注)/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方 (注)NPO緊急災害備蓄推進協議会(経済産業省推奨)によると4人家族で150m巻き6ロールを約1か月分としている。150m×6ロール÷4人÷30日=7.5m/人/日	新しい考え方
マスク	(直下型地震による)避難所避難者数と(南海トラフ巨大地震による)避難所避難者数	新しい考え方

	難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方 ※感染症対策を踏まえ、従来の印型インフルエンザ罹患率（1.8%）を 削除	方
--	--	---

イ 救援物資の必要量算出根拠となる避難所避難者数

名称	想定災害	想定避難所避難者数	南海トラフ巨大地震による 想定避難所避難者数
大阪府	南海トラフ巨大地震	880,942	同左
八尾市	生駒断層帯地震	58,679	37,645

4 役割分担の考え方

「3 救援物資の府内での備蓄の考え方」では、対応期間は南海トラフ地震については3日間・直下型地震については1日間、必要品目は食糧など11品目とし、必要量とその算出方法などを示しました。

これらは、府民等、市町村、府の各主体で分担していく必要があります。

その考え方は次のとおりです。

(1) 府民等

○個人で救援物資を備蓄する必要性（東日本大震災の事例より）

東日本大震災の発生から1日目は、大混乱の中、避難所の運営体制が構築できていなかったことや、避難所に通じる道路が不通となり、避難所までの救援物資輸送が困難でした。

東日本大震災の事例（発災1日目の状況）
<ul style="list-style-type: none"> ● 避難所の運営体制が構築されておらず、物資の調達・配布に手が回らない。 ● 近くの住民だけでなく、帰宅困難者も避難所に集まり混乱した。 ● 避難所に通じる道路が通行不能になり孤立した。 ● 避難所に救援物資が備蓄されているケースが少ない。 <p>資料①：東日本大震災に際しての避難所の管理・運営等の記録（仙台市立五橋中学校の事例） 資料②：東日本大震災における学校の避難所運営（岩手県立大槌高等学校の事例）</p>

上記のとおり、発災当初は、避難所開設の混乱や周辺道路の閉塞等により、自らが属する地域の市町村からの救援物資でさえも被災者に届かないことや休止したライフラインや食料品店等の復旧にも時間を要することが想定されます。

そのような中、自宅が倒壊等を免れた場合には、当分の間、自宅で避難生活を送る必要があります。

このため、府民においては、「自助・共助」の観点から、3-(2)で示した品目や常備薬などについて、1週間分以上、家庭(事業所)内備蓄に努めていただきたいと考えています。

上記については、引続き、啓発・推奨します。

① 家庭内備蓄における留意点

- ・食糧などについて、災害だから特別な非常食が絶対に必要というわけではありません。日常的に消費する食品を普段から多めに購入し、定期的に食べながら新しいものを少し余分に買い足すことで、非常食としての備蓄としておく「ローリングストック」という方法も大いに推奨できます。
- ・特に持病等をお持ちの場合、災害時に、必要な薬が手に入らない場合も考えられる。こちらも常備薬をローリングストックしておくことが望ましいと考えられます。
- ・また、災害が発生した場合は、まずご自身の身を守り、次いで迅速に避難し、備蓄品等は余震や津波警報等が解除された後、家屋等が危険な状況でなければ、自宅に取りに行くことも状況によっては可能です。その保管場所については、屋外倉庫や車のトランク、家屋内の壊れにくく取り出しやすい場所が望ましく、浸水想定区域内では、2階など浸水しにくい場所に保管することが望ましいと考えられます。
- ・大切なことは、万一に備え個人・家庭でも1週間以上の備蓄に心がけていただきたいですが、発災時に何が何でもそれを携行し、避難するというのではなく、状況に応じて持ち出し可能な範囲で携行いただければ、互いの助け合いに役立つことをご理解いただくことが大

切です。

② 自主防災組織など地域での備蓄

- ・発災時の初期消火、救出・救助活動、避難誘導、炊き出し等の給食など「共助」にかかる資器材等について、地域の防災活動を効果的に行えるよう地域単位(自主防災組織単位)での備蓄に努めていただくことが望ましいものです。

③ 事業所等における備蓄

- ・大規模災害発生時には、交通機関が停止することが想定され、駅前などでは大混乱するとともに、混乱による2次被害などが予測されます。
各事業所では従業員等が被害に遭わないよう、一斉帰宅を抑制し、3日程度事業所に留めおく等の対応が必要なことから、滞在のために必要な物資を備蓄しておく必要があります。
- ・また、従業員だけでなく、来客や周辺住民用として1割程度追加備蓄することが望ましいとも考えられます。
- ・これらについては、すでに府として府内の事業所に「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン(平成27年3月)をお示ししていますので、これらに基づき各事業所において計画の具体化をお願いするものです。

(2) 府及び市町村

府及び市町村の役割分担は、これまでの役割分担を基本としました。

(後述【八尾市の救援物資必要数】の役割分担の欄に記載)

5 重点11品目以外の備蓄

昨今の多発する災害対応を踏まえ、「命をつなぐ」以外にも、災害関連死を少しでも減らすため、避難所生活のQOL向上や在宅避難者への対応の重要性が高まっている。

本章では、国の防災基本計画等を踏まえ、重点11品目以外の備蓄物資の品目・数量等について記載する。

なお、算出式については現状を踏まえて設定した目標値であり、各市町村の状況により、これ以上の数量が必要となる場合は、別途、個別に算定を行うものとする。

①避難所生活のQOL向上(府1:市町村1)

項目	算出式	
簡易ベッド	避難所避難者数×避難行動要支援者率×現物備蓄率(10%)	新しい考え方
パーティション(簡易テント)	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所避難者数は、直下型地震と南海トラフ巨大地震を比較し多い方 ・避難行動要支援者率=避難行動要支援者数/人口 【出典：H30.11.13 消防庁 「避難行動要支援者名簿の作成などに係る取組状況の調査結果等」】 <ul style="list-style-type: none"> ・当面の現物備蓄率を10%とするが、今後、情勢等を踏まえて適宜修正を行う。また、残る90%については、協定等による調達ルートの確保に努める。 	
組み立て式水洗トイレ※	各避難所(2,300)×2=4,600個 <ul style="list-style-type: none"> ・府は令和6年から8年の3か年で調達 ・市町村においては速やかに調達 	新しい考え方

②在宅避難者への対応

項目	算出式	
ブルーシート(参考規格) ・3.6m×5.4m ・#3000以上	浸水区域外の想定半壊家屋数×1=約94,000枚 これを、大阪府現物備蓄、市町村現物備蓄、協定等調達により分担する。	新しい考え方

	なお、分担率は、大阪府現物備蓄10%、市町村現物備蓄70%、協定等調達20%とする。	
--	--	--

6 避難所における感染症対策に必要な物資

現下の新型コロナウイルスまん延下においては、「避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）（令和2年6月 大阪府）」P7「（4）物資・資機材の確保」に記載の物資について、府・市町村協力のもと、平時より備蓄・調達ルートの確保に努めるものとする。

【八尾市の救援物資必要数】（3-3）、4-2および5を踏まえ作成）

項目	必要数量	単位	役割分担
食糧	203,283	食	府1：市町村1
高齢者食	10,165	食	府1：市町村1
毛布（保温用資材）	58,679	枚	府1：市町村1
育児用調整粉乳 （乳アレルギーに対応したものを含む）	82,217	グラム	府1：市町村1
哺乳瓶	658	本	市町村は、必要分(100%)、府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	11,294	枚	府1：市町村1
大人用おむつ	2,259	枚	府1：市町村1
災害用トイレ	587	基	府1：市町村1 市町村は、簡易トイレ、府は、調達含め（組立式）中心に引き続き、それぞれ確保する。 なお、今後、府が新たに導入する組立式トイレについては、洋式水洗の組立式トイレとし、市町村においても簡易トイレとは別に洋式水洗の組立式トイレ等を各市町村の一般避難所数分を速やかに確保し配備する。（各市町村の一般避難所数×2基 府1:市町村1）ただし、市町村が用意するトイレについては、衛生的に使用できる性能のトイレ※の選択も可とする。 ※洋式トイレであれば、マンホールトイレや自動圧着により臭気対策、衛生的対策が施されているものも可。
生理用品	11,012	枚	府1：市町村1
トイレトペーパー	423,507	メートル	府1：市町村1
マスク	56,468	枚	府1：市町村1
簡易ベッド	153	台	府1：市町村1
パーティション	153	枚	府1：市町村1
ブルーシート	5,800	枚	府10%（現物）：市町村70%（現物）：協定等調達20%

「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」（令和6年6月 大阪府域救援物資対策協議会）を抜粋・要約して作成

資料5 土石流危険溪流一覽

(平成15年3月公表)

溪流番号	河川名	溪流名	溪流所在地		
			郡・市	町・村	字
I-014-001	恩智川	樽堂谷第一支溪	八尾市		楽音寺
I-014-002	〃	樽堂谷第二支溪	〃		〃
I-014-003	〃	樽堂谷	〃		〃
I-014-004	〃	十三谷	〃		神立
I-014-005	〃	木山谷	〃		〃
I-014-006	〃	木山谷第一支溪	〃		〃
I-014-007	〃	木山谷第二支溪	〃		〃
I-014-008	〃	千塚川	〃		大窪
I-014-009	〃	山畑川	〃		山畑
I-014-010	〃	片石谷	〃		〃
I-014-011	〃	片石谷第一支溪	〃		〃
I-014-012	〃	服部川	〃		千塚
I-014-013	〃	一の谷	〃		服部川
I-014-014	〃	一の谷第一支溪	〃		郡川
I-014-015	〃	松尾谷	〃		〃
I-014-016	〃	南谷	〃		黒谷
I-014-017	〃	南谷第一支溪	〃		〃
I-014-018	〃	荒川	〃		〃
I-014-019	玉串川	荒川第一支溪	〃		〃
I-014-020	恩智川	垣内川	〃		垣内
I-014-021	〃	春日川	〃		恩智中町
I-014-022	〃	春日川第一支溪	〃		〃
I-014-023	〃	春日川第二支溪	〃		〃
I-014-024	玉串川	大谷川第二支溪	〃		恩智
I-014-025	恩智川	大谷川	〃		〃
I-014-026	〃	大谷川第一支溪	〃		〃
I-014-027	〃	神宮寺川	〃		神宮寺
I-014-028	〃	神宮川第一支溪	〃		〃
I-014-029	〃	神宮川第二支溪	〃		〃
II-014-001	〃	樽堂谷第一支溪	〃		大竹

資料6 山地災害危険地区一覽

崩壊土砂流出危険地区 (平成20年4月1日現在)

危険地区 番 号	所 在 地	
	市 町 村 名	大 字
1	八 尾 市	神 立 (1)
2	〃	神 立 (2)
3	〃	山 畑 、 大 窪
4	〃	服 部 川 (1)
5	〃	服 部 川 (2)
6	〃	服 部 川 (3)
7	〃	郡 川
8	〃	黒 谷 (1)
9	〃	黒 谷 (2)
10	〃	楽 音 寺
11	〃	神 立 (3)
12	〃	大 窪

山腹崩壊危険地区 (平成20年4月1日現在)

危険地区 番 号	所 在 地	
	市 町 村 名	大 字
1	八 尾 市	楽 音 寺
2	〃	恩 智 (1)
3	〃	恩 智 (2)
4	〃	恩 智 (3)
5	〃	恩 智 (4)
6	〃	恩 智 (5)

資料7 地すべり危険箇所

地すべり危険箇所 (平成10年度公表)

箇 所 名	河 川 名		所 在 地		区 域 指 定
	水 系 名	幹 川 名	市	大 字	
黒 谷	淀 川	荒 川	八 尾 市	黒谷5丁目他	有

地すべり防止区域 (平成28年11月1日現在)

地 域 名	所 在 地	面 積	指定年月日	保全人家	備 考
黒 谷	八尾市黒谷5丁目他	6.63ha	H7.7.24	75戸	平成5年地すべり発生

資料8 急傾斜地危険箇所一覽

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ）

（平成15年3月公表）

箇所名	所在地	延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (度)	人家戸数 (戸)
大窪(1)	八尾市大窪	150	30	55	5
大窪(2)	八尾市大窪	150	50	44	5
教興寺	八尾市教興寺	295	70	46	24
高安山駅	八尾市教興寺	110	12	30	0
恩智	八尾市恩智中町五丁目	70	32	44	13
恩智左近	八尾市恩智中町五丁目	75	8	50	11
神宮寺	八尾市神宮寺五丁目	110	11	42	12
恩智南町	八尾市恩智南町五丁目	110	11	51	5

急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅱ）

（平成15年3月公表）

箇所名	所在地	延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (度)	人家戸数 (戸)
楽音寺7丁目(1)	八尾市楽音寺七丁目	80	5	36	1
神立6丁目(1)	八尾市神立六丁目	45	7	50	2
楽音寺(1)	八尾市楽音寺	75	16	48	2
黒谷6丁目(1)	八尾市黒谷六丁目	50	10	57	4
黒谷5丁目(1)	八尾市黒谷五丁目	25	6	40	1
黒谷6丁目(2)	八尾市黒谷六丁目	90	15	52	2
黒谷5丁目(2)	八尾市黒谷五丁目	80	12	45	1
黒谷5丁目(3)	八尾市黒谷五丁目	90	22	40	3
垣内5丁目(1)	八尾市垣内五丁目	60	7	38	1
垣内6丁目(1)	八尾市垣内六丁目	85	8	42	4
教興寺(2)	八尾市教興寺	195	40	37	1
垣内(1)	八尾市垣内	100	19	53	1
服部川	八尾市服部川	160	50	50	1
恩智中町4丁目(1)	八尾市恩智中町四丁目	140	14	48	1
恩智中町5丁目(1)	八尾市恩智中町五丁目	100	7	58	1
恩智南町(1)	八尾市恩智南町五丁目	90	5	38	1

急傾斜地崩壊危険箇所（準ずる斜面）

（平成15年3月公表）

箇所名	所在地	延長 (m)	高さ (m)	傾斜度 (度)	人家戸数 (戸)
神立1丁目(1)	八尾市神立一丁目	165	14	49	

急傾斜地崩壊危険区域

(平成28年11月1日現在)

区域名	所在地	面積 (㎡)	(告示番号) 指定年月日	保全家 戸数	対策工 施工年度
恩智左近	八尾市大字恩智	1,500	(第496号) S55.3.28	12	S56
教興寺	八尾市教興寺	52,059	(第1387号) S59.12.7	23	S59～S63
神宮寺	八尾市神宮寺	3,105	(第465号) H1.3.29	7	S63～H2
恩智	八尾市恩智中町四丁目	4,161	(第524号) H15.3.25	14	H13～H15
恩智南町	八尾市恩智南町五丁目	2,687	(第556号) H21.3.31	9	H8～H10

資料9 宅地造成等工事規制区域

(平成28年4月1日現在)

市町村 (告示) (施行)	1次指定 S38.4.11 "	2次指定 S39.7.9 "	3次指定 S43.2.8 "	4次指定 S51.3.26 S51.4.1	5次指定 S61.3.24 S61.3.31	6次指定 H5.4.19 H5.5.10	7次指定 H7.3.31 "	8次指定 H10.3.31 H10.5.1	累計
八尾市	741ha	-	-	-	11ha	-	-	-	752ha

※令和5年5月26日に宅地造成及び特定盛土等規制法が施行され、令和6年4月1日より市域全域を宅地造成等工事規制区域に指定。

資料10 土砂災害警戒区域等

(平成28年11月1日現在)

区域名	区域番号	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
神立一丁目 (1)	K21200010	八尾市神立五丁目 及び神立	平成28年3月25日	大阪府告示 第503号	平成28年3月25日	大阪府告示 第504号
教興寺黒谷 (1)	K21200030	八尾市教興寺	平成18年3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年3月24日	大阪府告示 第681号
教興寺(3)	K21200050	八尾市教興寺	平成19年3月28日	大阪府告示 第634号	平成19年3月28日	大阪府告示 第635号
恩智中町 五丁目(2)	K21200080	八尾市恩智中町 五丁目	〃	〃	〃	〃
神立六丁目 (1)	K21200110	八尾市神立六丁目 及び神立	平成28年3月25日	大阪府告示 第503号	平成28年3月25日	大阪府告示 第504号
楽音寺(1)	K21200120	八尾市楽音寺 及び神立	〃	〃	〃	〃
黒谷六丁目 (1)	K21200130	八尾市黒谷六丁目 及び郡川六丁目	〃	〃	〃	〃
黒谷六丁目 (2)	K21200150	八尾市黒谷六丁目 及び黒谷五丁目	〃	〃	〃	〃
黒谷五丁目 (2)	K21200170	八尾市黒谷五丁目	〃	〃	〃	〃
黒谷五丁目 (3)	K21200160	八尾市黒谷五丁目	〃	〃	〃	〃
垣内五丁目 (1)	K21200180	八尾市垣内六丁目 及び黒谷五丁目	〃	〃	〃	〃
垣内六丁目 (1)	K21200190	八尾市垣内六丁目 及び教興寺	〃	〃	〃	〃
教興寺 (2)-1	K21200201	八尾市教興寺 及び垣内	〃	〃	〃	〃
教興寺 (2)-2	K21200202	八尾市教興寺 及び垣内	〃	〃	〃	〃
垣内(1)	K21200210	八尾市垣内 及び教興寺	〃	〃	〃	〃
服部川 (1)-1	K21200221	八尾市服部川	〃	〃	〃	〃
服部川 (1)-2	K21200222	八尾市服部川	〃	〃	〃	〃
恩智中町 四丁目(1)	K21200230	八尾市恩智中町 四丁目	〃	〃	〃	〃
恩智中町 五丁目(1)	K21200240	八尾市恩智中町 五丁目及び恩智	〃	〃	〃	〃
恩智中町 五丁目(3)	K21200270	八尾市恩智中町 五丁目	〃	〃	〃	〃
恩智南町(1)	K21200250	八尾市恩智南町 五丁目	〃	〃	〃	〃
恩智南町 四丁目	K21200280	八尾市恩智南町 四丁目及び恩智	〃	〃	〃	〃
大窪(1)-1	K21200291	八尾市大窪	〃	〃	〃	〃
大窪(1)-2	K21200290	八尾市大窪	〃	〃	〃	〃

区域名	区域番号	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
大窪(2)-1	K21200301	八尾市大窪	〃	〃	〃	〃
大窪(2)-2	K21200302	八尾市大窪	〃	〃	〃	〃
高安山駅	K21200320	八尾市郡川 及び教興寺	〃	〃	〃	〃
教興寺(1)-1	K21200311	八尾市教興寺	平成25年12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年12月26日	大阪府告示 第2256号
教興寺(1)-2	K21200312	八尾市教興寺	〃	〃	—	—
教興寺(1)-4	K21200314	八尾市教興寺	〃	〃	平成25年12月26日	大阪府告示 第2256号
教興寺(1)-3	K21200313	八尾市教興寺	〃	〃	〃	〃
恩智左近	K21200330	八尾市恩智中町 五丁目	〃	〃	—	—
恩智-1	K21200341	八尾市恩智中町 四丁目	〃	〃	—	—
恩智-2	K21200342	八尾市恩智中町 四丁目	〃	〃	平成25年12月26日	大阪府告示 第2256号
恩智-3	K21200343	八尾市恩智中町 四丁目	〃	〃	〃	〃
神宮寺	K21200350	八尾市恩智南町 五丁目	〃	〃	—	—
恩智南町	K21200360	八尾市神宮寺五丁目	〃	〃	—	—
南畑(1)	3-144-3	八尾市教興寺	平成28年3月25日	大阪府告示 第503号	平成28年3月25日	大阪府告示 第504号
南畑(2)	3-144-4	八尾市教興寺	〃	〃	〃	〃
箕後川左1 (箕後川)	D22700370	東大阪市横小路町 八尾市楽音寺	平成25年12月26日	大阪府告示 第2255号	平成25年12月26日	大阪府告示 第2256号
樽堂北谷 (樽堂谷第一支溪)	D22100010	八尾市楽音寺及び 楽音寺七丁目	平成28年3月25日	大阪府告示 第503号	平成28年3月25日	大阪府告示 第504号
樽堂谷右1 (樽堂谷第一支溪)	D21200020	八尾市大竹	平成25年4月1日	大阪府告示 第858号	平成25年4月1日	大阪府告示 第859号
樽堂谷 (樽堂谷)	D21200040	八尾市大竹	〃	〃	—	—
十三谷 (十三谷)	D21200050	八尾市神立	〃	〃	—	—
木山谷 (木山谷)	D21200060	八尾市神立	〃	〃	—	—
木山南谷 (木山谷)	D21200070	八尾市神立	〃	〃	平成25年4月1日	大阪府告示 第859号
神立谷 (支流)	D21200080	八尾市神立	〃	〃	〃	〃
千塚川 (千塚川)	D21200090	八尾市山畑	〃	〃	—	—
山畑川 (山畑川)	D21200100	八尾市山畑	〃	〃	平成25年4月1日	大阪府告示 第859号
片石谷 (片石谷)	D21200110	八尾市山畑	〃	〃	〃	〃

区域名	区域番号	所在地	土砂災害警戒区域		土砂災害特別警戒区域	
			指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
片石谷左1(支流)	D21200120	八尾市山畑	〃	〃	〃	〃
服部川 (服部川)	D21200130	八尾市服部川	〃	〃	〃	〃
一の谷 (一の谷)	D21200140	八尾市服部川	〃	〃	〃	〃
松尾谷第一支溪 (松尾谷第一支溪)	D21200150	八尾市郡川	〃	〃	—	—
松尾谷 (松尾谷)	D21200160	八尾市郡川	〃	〃	—	—
南谷 (南谷)	D21200170	八尾市郡川	〃	〃	平成25年4月1日	大阪府告示 第859号
荒川右1 (荒川右支溪)	D21200180	八尾市黒谷	〃	〃	〃	〃
荒川 (荒川)	D21200190	八尾市黒谷	〃	〃	〃	〃
荒川左1 (荒川第一支溪)	D21200200	八尾市黒谷	〃	〃	〃	〃
垣内川 (垣内川)	D21200210	八尾市垣内	〃	〃	〃	〃
春日川 (支流)	D21200220	八尾市恩智中町	〃	〃	—	—
大谷川右1右一 (大谷川第二支溪)	D21200251	八尾市恩智	〃	〃	平成25年4月1日	大阪府告示 第859号
大谷川 (大谷川)	D21200260	八尾市恩智	〃	〃	〃	〃
大谷川第一支溪 (大谷川第一支溪)	D21200270	八尾市恩智	〃	〃	—	—
神宮寺北谷 (神宮寺川)	D21200281	八尾市恩智	〃	〃	平成25年4月1日	大阪府告示 第859号
神宮寺北谷左1 (神宮寺川)	D21200282	八尾市神宮寺	〃	〃	〃	〃
大西川左支溪 (大西川左支溪)	D21200292	八尾市神宮寺	〃	〃	〃	〃
神宮寺川 (神宮寺川)	D21200300	八尾市神宮寺	〃	〃	—	—
薬師谷	D22100020	八尾市神宮寺	平成24年3月30日	大阪府告示 第591号	—	—
南谷	D22100040	八尾市神宮寺	〃	〃	—	—
黒谷	J21201430	八尾市黒谷四丁目、 黒谷五丁目、垣内五 丁目、垣内六丁目及 び大字教興寺	平成28年9月14日	大阪府告示 第1600号		

資料11 洪水リスク表示図(想定最大規模)

寝屋川水系洪水リスク表示図 (想定最大規模)

1 説明文

- (1) この図は、河川からの氾濫（外水氾濫）のみを対象とした浸水解析と下水道等からの氾濫（内水氾濫）による浸水解析を想定したリスクを表示している。
- (2) 平成 30 年度末時点での対象河川の河道の整備状況等を設定し、想定最大規模の雨が降った場合に想定される河川の氾濫や浸水の状況を河川氾濫解析により算定したものである。
- (3) 今回の洪水リスクの表示は想定される一つのケースであり、これ以外の洪水リスクが生じる場合もある。

2 基本事項等

- (1) 作成主体 大阪府寝屋川水系改修工営所（寝屋川流域部分）H31.3 時点のデータ
大阪府八尾土木事務所（山手河川部分）H24.3 時点のデータ
- (2) 公表年月日 平成 31 年 3 月 20 日
- (3) 対象となる河川
 - ・淀川水系 寝屋川
左岸 寝屋川市萱島本町地先（京阪電気鉄道萱島駅下流端）から大川合流点まで
右岸 寝屋川市萱島本町地先（京阪電気鉄道萱島駅下流端）から大川合流点まで
 - ・淀川水系 第二寝屋川
左岸 東大阪市若江南町5丁目地先（楠根川合流点）から寝屋川合流点まで
右岸 東大阪市若江南町5丁目地先（楠根川合流点）から寝屋川合流点まで
 - ・淀川水系 恩智川
左岸 柏原市法善寺4丁目地先（法善寺橋下流端）から寝屋川合流点まで
右岸 柏原市法善寺4丁目地先（法善寺橋下流端）から寝屋川合流点まで
 - ・淀川水系 平野川
左岸 柏原市本郷3丁目地先（国道25 号線橋梁下流端）から第二寝屋川合流点まで
右岸 柏原市今町2丁目地先（国道25 号線橋梁下流端）から第二寝屋川合流点まで
 - ・淀川水系 平野川分水路
左岸 大阪生野区巽南2丁目地先（平野川からの分派点）から寝屋川合流点まで
右岸 大阪生野区巽南4丁目地先（平野川からの分派点）から寝屋川合流点まで
 - ・淀川水系 古川
左岸 寝屋川市御幸西町1152 番の1 地先から寝屋川合流点まで
右岸 守口市大久保町5丁目164 番の14 地先から寝屋川合流点まで
 - ・淀川水系 楠根川
左岸 八尾市西山本町1丁目地先（近畿日本鉄道大阪線鉄橋下流端）から第二寝屋川合流点まで
右岸 八尾市西山本町1丁目地先（近畿日本鉄道大阪線鉄橋下流端）から第二寝屋川合流点まで
 - ・淀川水系 城北川
左岸 寝屋川からの分派点から旧淀川への合流点まで
右岸 寝屋川からの分派点から旧淀川への合流点まで

(4) 指定の前提となる降雨

想定最大規模の降雨規模（138.1mm/hr、683mm/24hr）の雨が降った場合に想定される河川の氾濫や浸水の状況を河川氾濫解析により算定したものである。

大阪府八尾土木事務所管轄の山手河川部分については、平成24年3月発表の平成12年9月の東海豪雨（567mm/48hr）を想定したものである。

(5) 関係市町村 大阪市、守口市、八尾市、寝屋川市、大東市、門真市、東大阪市、四條畷市

(6) その他計算条件等

① 本図は、現段階でシミュレーションを実施した河川についてのみ作成している。

表示方法は、起こりうる全ての氾濫について浸水想定区域を重ね合わせ、浸水深並びに危険度の最大値を表示している。

今後、その他の河川でシミュレーションを実施し、複数の河川の氾濫が相互に重なる地先においては、浸水深並びに危険度を比較して何れか大きい方を表示することとし、情報を順次更新して地先の危険度等を表示する。

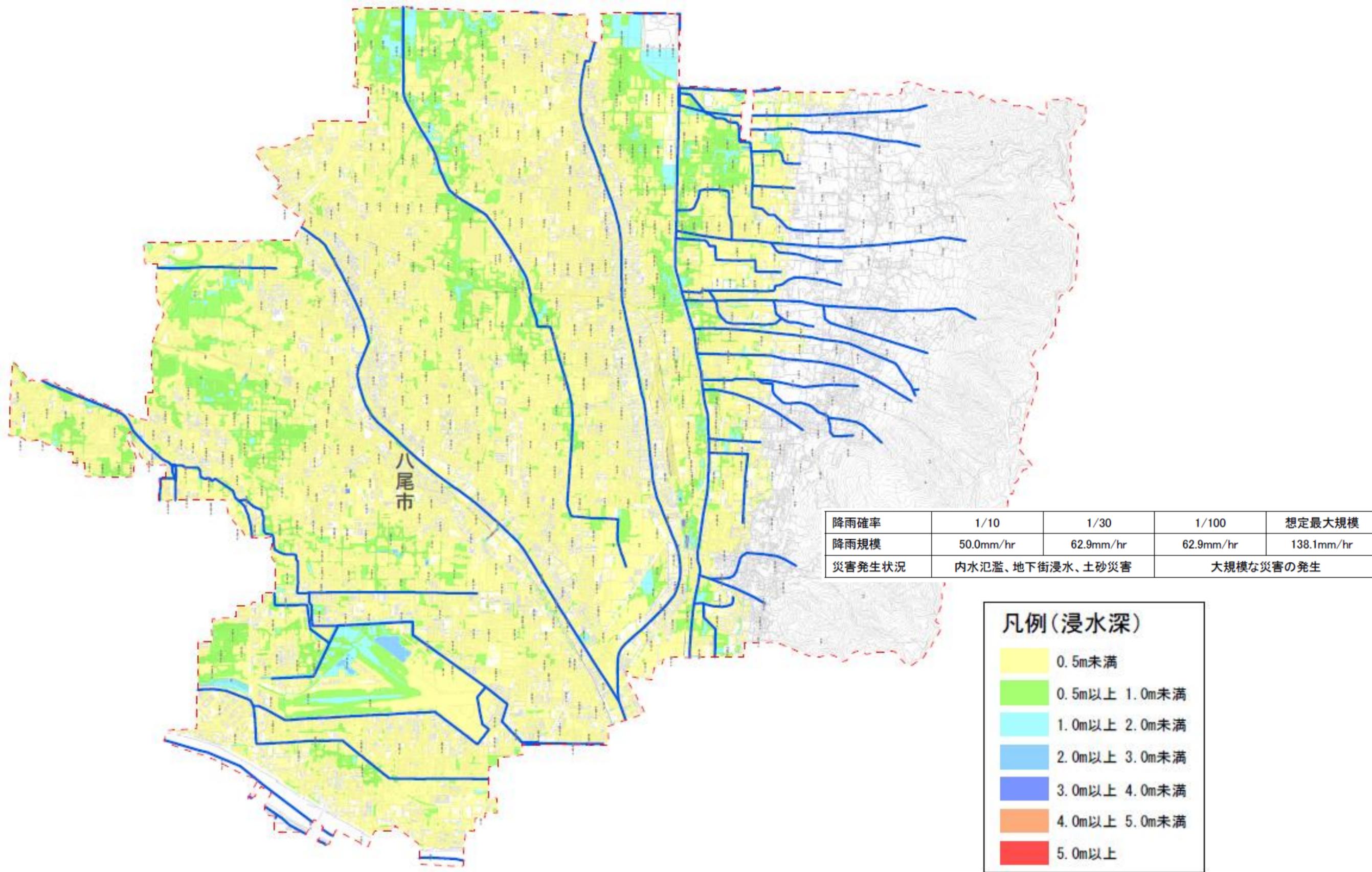
② 浸水想定区域等の表示については、氾濫シミュレーションの結果から計算メッシュ毎の浸水深を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や大阪市及び大阪府デジタル地形図の地形及び道路、鉄道等の連続盛土構造物を考慮して図化している。

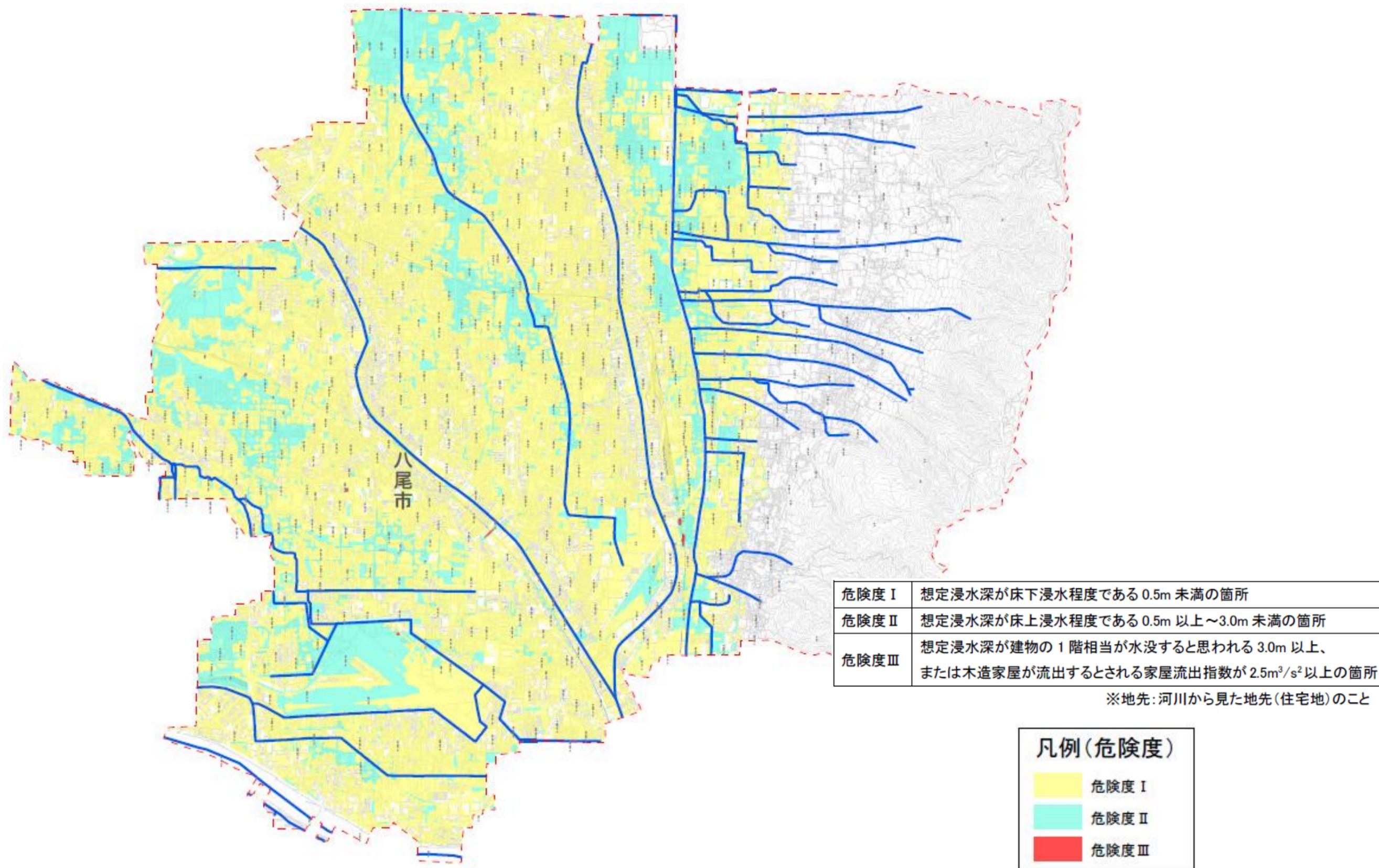
③ この図は、対象河川において前述の対象とする降雨について洪水の水位計算を行い、堤防を有する区間では危険となる水位に達した時に破堤とし、堤防がない掘込区間については河岸を越える水位となった時に溢水とし、氾濫シミュレーションの結果をもとに作成したものである。

④ 氾濫シミュレーションは、対象区域を3～5角形で形成した非構造格子（「以下、計算メッシュという」）に分割し、これを1単位として浸水深などを算出している。計算メッシュの地盤高は縮尺1/2,500の地形図より求めた平均地盤高を使用している。

出典：「寝屋川流域洪水リスク表示図（想定最大規模）」

資料11 洪水リスク表示図(浸水想定図:想定最大規模)





資料12 大和川水系大和川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

大和川水系大和川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)

1 説明文

- (1) この図は、大和川水系大和川の洪水予報区間について、水防法の規定により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- (2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の大和川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により大和川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

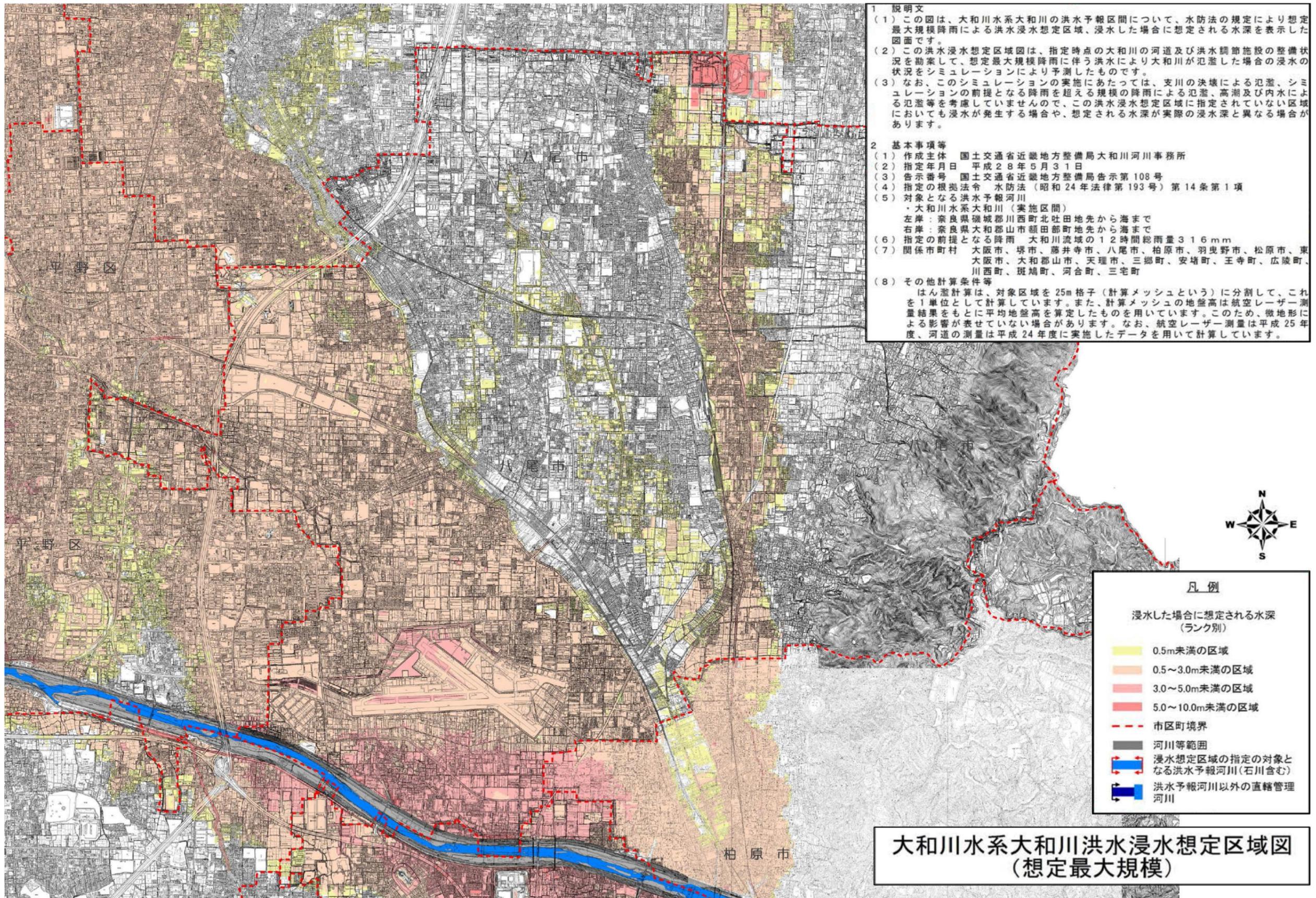
2 基本事項等

- (1) 作成主体 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所
- (2) 指定年月日 平成28年5月31日
- (3) 告示番号 国土交通省近畿地方整備局告示第108号
- (4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
- (5) 対象となる洪水予報河川
 - ・大和川水系大和川(実施区間)
 - 左岸：奈良県磯城郡川西町北吐田地先から海まで
 - 右岸：奈良県大和郡山市額田部町地先から海まで
- (6) 指定の前提となる降雨 大和川流域の12時間総雨量316mm
- (7) 関係市町村 大阪市、堺市、藤井寺市、八尾市、柏原市、羽曳野市、松原市、東大阪市、大和郡山市、天理市、三郷町、安堵町、王寺町、広陵町、川西町、斑鳩町、河合町、三宅町
- (8) その他計算条件等
 - はん濫計算は、対象区域を25m格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として計算しています。また、計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量結果をもとに平均地盤高を算定したものを用いています。このため、微地形による影響が表せていない場合があります。なお、航空レーザー測量は平成25年度、河道の測量は平成24年度に実施したデータを用いて計算しています。

出典：「大和川水系大和川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」

(平成28年5月 国土交通省 近畿地方整備局)

(https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/prepare/disaster/disa_03.html)



1 説明文

(1) この図は、大和川水系大和川の洪水予報区間について、水防法の規定により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

(2) この洪水浸水想定区域図は、指定時点の大和川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により大和川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項等

(1) 作成主体 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所

(2) 指定年月日 平成28年5月31日

(3) 告示番号 国土交通省近畿地方整備局告示第108号

(4) 指定の根拠法令 水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項

(5) 対象となる洪水予報河川
 ・大和川水系大和川(実施区間)
 左岸: 奈良県磯城郡川西町北吐田地先から海まで
 右岸: 奈良県大和郡山市額田部町地先から海まで

(6) 指定の前提となる降雨 大和川流域の12時間総雨量316mm

(7) 関係市町村 大阪市、堺市、藤井寺市、八尾市、柏原市、羽曳野市、松原市、東大阪市、大和郡山市、天理市、三郷町、安堵町、王寺町、広陵町、川西町、斑鳩町、河合町、三宅町

(8) その他計算条件等
 はん濫計算は、対象区域を25m格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として計算しています。また、計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量結果をもとに平均地盤高を算定したものを採用しています。このため、微地形による影響が表せていない場合があります。なお、航空レーザー測量は平成25年度、河道の測量は平成24年度に実施したデータを用いて計算しています。

凡例

浸水した場合に想定される水深(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5~3.0m未満の区域
- 3.0~5.0m未満の区域
- 5.0~10.0m未満の区域
- 市区町境界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川(石川含む)
- 洪水予報河川以外の直轄管理河川

大和川水系大和川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)

出典:「大和川水系大和川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」(平成28年5月 国土交通省 近畿地方整備局) (https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/prepare/disaster/disa_03.html)を加工して作成

資料13 大和川水系大和川洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))

大和川水系大和川洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))

1 説明文

- (1) この図は、大和川水系大和川の洪水予報区間について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(家屋倒壊等氾濫想定区域)を表示した図面です。
- (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域は、公表時点の大和川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により大和川が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- (3) なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。
- (4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を与えて算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直接基礎の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の宅地側には家屋がない更地の状態で氾濫計算をしていること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

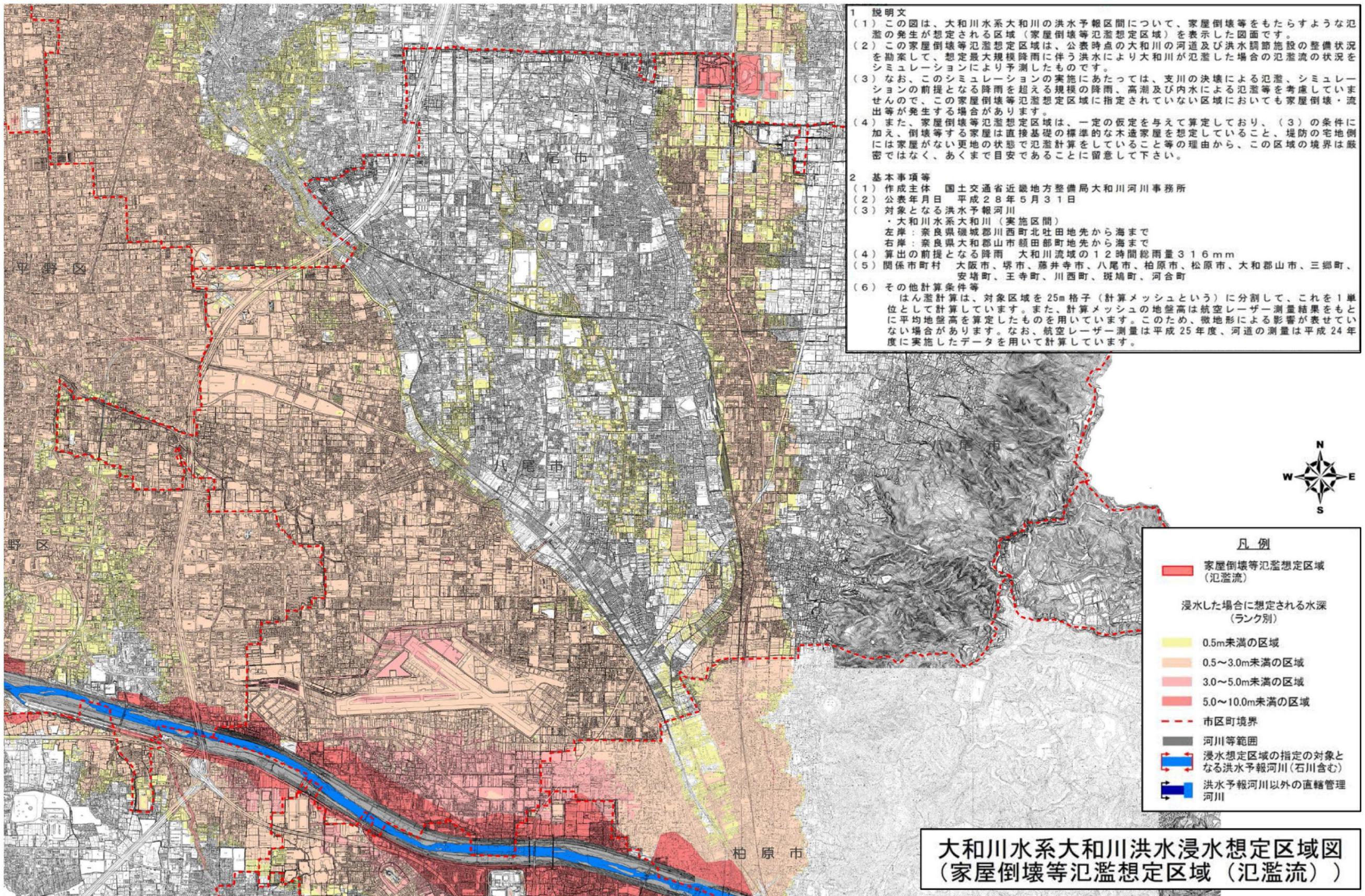
2 基本事項等

- (1) 作成主体 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所
- (2) 指定年月日 平成28年5月31日
- (3) 対象となる洪水予報河川
 - ・大和川水系大和川(実施区間)
 - 左岸：奈良県磯城郡川西町北吐田地先から海まで
 - 右岸：奈良県大和郡山市額田部町地先から海まで
- (4) 算出の前提となる降雨 大和川流域の12時間総雨量316mm
- (5) 関係市町村 大阪市、堺市、藤井寺市、八尾市、柏原市、松原市、大和郡山市、三郷町、安堵町、王寺町、川西町、斑鳩町、河合町
- (6) その他計算条件等
 - はん濫計算は、対象区域を25m格子(計算メッシュという)に分割して、これを1単位として計算しています。また、計算メッシュの地盤高は航空レーザー測量結果をもとに平均地盤高を算定したものを採用しています。このため、微地形による影響が表せていない場合があります。なお、航空レーザー測量は平成25年度、河道の測量は平成24年度に実施したデータを用いて計算しています。

出典：「大和川水系大和川洪水浸水想定区域図(家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流))」

(平成28年5月 国土交通省 近畿地方整備局)

(https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/prepare/disaster/disa_03.html)



出典：「大和川水系大和川洪水浸水想定区域図（家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）」（平成28年5月 国土交通省 近畿地方整備局）(https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/prepare/disaster/disa_03.html)を加工して作成

資料14 情報システムで提供される避難情報に関連した防災気象情報等

5.1.1 気象情報、気象注意報・警報・特別警報

	項目	提供元	説明	発表 間隔	主な提供サイト
気象情報	台風情報	気象庁	台風が発生したときに発表される。台風の位置や強さ等の実況及び予想が記載されている。台風が日本に近づくに伴い、より詳細な情報をより更新頻度を上げて提供。		・気象庁 HP
	府県気象情報	気象庁	警報等に先立って警戒・注意を呼びかけたり、警報等の発表中に現象の経過、予想、防災上の留意点を解説したりするために、都道府県別（北海道、沖縄県ではさらに細かい単位）に適時発表される。（全国を対象とする「全般気象情報」、全国を11に分けた地方予報区を対象とする「地方気象情報」もある。）		・気象庁 HP
	記録的短時間大雨情報	気象庁	大雨警報（浸水害）等が発表されている状況で、数年に一度しか起こらないような記録的な短時間の大雨を観測したときに発表される。		・気象庁 HP
	早期注意情報	気象庁	警報級の現象のおそれ（警報発表の可能性）が〔高〕〔中〕2段階で提供される。 警戒レベル1		・気象庁 HP
気象注意報・警報・特別警報	大雨注意報	気象庁	大雨により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。注意を呼びかける対象となる災害として、注意報文の本文に、土砂災害、浸水害のいずれか又は両方が記載されている。警戒レベル2。		・気象庁 HP
	洪水注意報	気象庁	河川が増水することにより、災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水注意報や警報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）警戒レベル2。		・気象庁 HP
	強風注意報	気象庁	強風により、災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP
	大雨警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨警報（土砂災害）」「大雨警報（浸水害）」「大雨警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁 HP
	洪水警報	気象庁	河川が増水することにより、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。（指定河川については、この洪水警報や注意報のほか、河川を特定して水位予測結果を含む指定河川洪水予報も発表される。）		・気象庁 HP
	暴風警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれがある場合に発表される。		・気象庁 HP
	大雨特別警報	気象庁	大雨により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。警戒を呼びかける対象となる災害に応じ、「大雨特別警報（土砂災害）」「大雨特別警報（浸水害）」「大雨特別警報（土砂災害、浸水害）」という名称で発表される。		・気象庁 HP
暴風特別警報	気象庁	暴風により、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合に発表される。		・気象庁 HP	

5.1.2 雨量に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
地点雨量の把握	アメダス	気象庁	・気象庁がアメダスによって観測した雨量	10分毎	・気象庁HP
	テレメータ雨量	国土交通省	・国土交通省河川事務所等が観測した雨量	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイム雨量	国土交通省	・国土交通省が保有する情報を集約して提供	10分毎	・防災情報提供センター (リアルタイム雨量)
流域雨量	流域平均雨量	国土交通省	・河川の流域における平均の雨量	10分毎	・市町村向け川の防災情報 ・大和川情報共有サイト
面的な雨量把握	レーダー・降水ナウキャスト	気象庁	・現時刻までの5分毎の降水強度分布、及び、60分後まで5分毎の予測降水強度分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁HP
	Cバンドレーダ	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・1kmメッシュで観測	5分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	XRAIN	国土交通省	・レーダ雨量計によって観測した降水強度分布 ・250mメッシュで観測	1分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報
	リアルタイムレーダー	国土交通省	・国土交通省の保有するレーダー情報を重ね合わせて提供	5分毎	・防災情報提供センター (国土交通省)
	今後の雨(解析雨量・降水短時間予報)	気象庁	・現時刻までの前1時間の雨量の分布及び15時間先までの1時間毎の予測雨量分布を表示したもの。	10分毎 (実況及び6時間先まで)1時間毎(7~15時間先)	・気象庁HP
	雨雲の動き(高解像度降水ナウキャスト)	気象庁	30分先までは250mメッシュで、35分先から60分先までは1kmメッシュで、予測雨量、予測降雨強度の分布を表示したもの。	5分毎	・気象庁HP

5.1.3 水位に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
	河川カメラ画像	国土交通省、都道府県又は市町村	・河川カメラによる河川の画像情報		・川の防災情報 ・川の水位情報 ・大和川情報共有サイト
	テレメータ水位	国土交通省又は都道府県	・国土交通省河川事務所等が観測した水位	10分毎	・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報 ・大和川情報共有サイト
	危機管理型水位計水位	国土交通省又は都道府県又は市町村	・国土交通省河川事務所等が観測した水位	主に10分毎	・川の防災情報 ・川の水位情報 ・大和川情報共有サイト
	水位予測	国土交通省	・洪水予報河川等の水位の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川について、数時間先までの水位を予測	概ね10分毎	・国管理河川の洪水の危険度分布(水害リスクライン)(市町村向け) ・市町村向け川の防災情報 ・大和川情報共有サイト

5.1.4 洪水等・高潮に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
洪水等に関する情報	指定河川洪水予報	国・都道府県	洪水予報河川（水位等の予測が技術的に可能な流域面積が大きい河川）について「現況から数時間先まで」の洪水の危険度を発表するもので、国・都道府県から発表される。		<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報 ・緊急速報メール（国の指定河川洪水予報の氾濫危険情報及び氾濫発生情報） ・大和川情報共有サイト
	水位到達情報（河川）	国・都道府県	水位周知河川（流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がない河川）について「現況」の洪水の危険度を発表するもので、国・都道府県から発表される。		<ul style="list-style-type: none"> ・川の防災情報 ・市町村向け川の防災情報 ・大和川情報共有サイト
	国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）	国	国管理の洪水予報河川では、水位観測所の水位等に基づき、より短い間隔（200m 毎）での現況水位を推定し、現在の洪水の危険度を表示している。	概ね 10分毎	<ul style="list-style-type: none"> ・国管理河川の洪水の危険度分布（水害リスクライン）（一般向け、市町村向け）
	水位到達情報（下水道）	都道府県・市町村	内水氾濫危険水位への到達情報を通知及び周知する下水道として指定された下水道において、所定の水位に到達した場合、到達情報等が発表される。		
	流域雨量指数の6時間先までの予測値	気象庁	水位周知河川及びその他河川を対象として、河川毎に、上流域に降った雨によって、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標。河川の流域単位での雨量の予測情報（6時間先までの降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算し、指数化した値を、洪水警報・注意報の判断基準と比較することで河川毎の6時間先までの洪水危険度の予測値として色分けした時系列で表示している。水位周知河川及びその他河川において、警戒レベル3高齢者等避難等の発令の判断に活用できる。	10分毎	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP
	洪水警報の危険度分布（洪水キキクル）	気象庁	上流域に降った雨による、水位周知河川及びその他河川の洪水発生の危険度の高まりを表す面的分布情報。河川流域に降った雨による洪水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。危険度の判定には3時間先までの雨量予測に基づく流域雨量指数の予想を用いている。水位周知河川及びその他河川の洪水危険度の3時間先までの面的な把握の参考になる。	10分毎	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP
	大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キキクル）	気象庁	大雨による浸水害発生の危険度をあらわす面的分布情報。1km四方の領域（メッシュ）毎に、短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりを5段階に判定した結果を表示したもの。1時間先までの雨量予測に基づく表面雨量指数の予想を用いている。	10分毎	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP
	大雨危険度通知	気象庁協力のもと、民間事業者が実施	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎の危険度が高まったときに、メールやアプリ等で通知するサービス。気象庁協力のもと、民間事業者が実施。	10分毎（危険度が変動したとき）	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁 HP（取組紹介ページ）

5.1.5 土砂災害に関する情報

	項目	提供元	説明	発表間隔	主な提供サイト
土砂災害に関する情報	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）	気象庁	1km 四方の領域（メッシュ）毎に、土砂災害の危険度を5段階に判定した結果を表示したものの。避難に要する時間を確保するために2時間先までの雨量予測に基づく土壌雨量指数の予想を用いている。 ・留意事項 土砂災害発生の危険度を判定する際、解析雨量を用いているが、レーダーの電波が雨雲以外のものから反射されることが原因で、実際の降水よりも遥かに強い降水が狭い範囲に解析される場合があり、大雨警報（土砂災害）の危険度分布でより高い危険度の判定となることがある。 このため、大雨注意報・大雨警報（土砂災害）・土砂災害警戒情報・大雨特別警報（土砂災害）と合わせて用いること。	10分毎	・気象庁 HP
	土砂災害危険度情報	都道府県の砂防部局	都道府県毎、1～5km メッシュ、 ※ほとんどの都道府県が、メッシュ単位の土砂災害発生危険度や危険度の推移がわかるスネーク曲線等の情報を一般公開しており、国土交通省のHP（ https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo_ken_link.html ）から、各都道府県のページにリンクしている。市町村単位で発表される土砂災害警戒情報に比べて、時間的、空間的によりきめ細かく土砂災害の発生危険度を把握できるが、都道府県によってメッシュの大きさや更新のタイミング等が異なるため、各都道府県が提供しているこれらの情報の特性を確認した上で参考とする必要がある。本ガイドラインでは、大雨警報（土砂災害）の危険度分布と各都道府県が提供する土砂災害危険度情報をまとめて「土砂災害の危険度分布」と呼んでいる。	10分～60分毎	都道府県の砂防部局
	土砂災害警戒情報	気象庁と都道府県の共同	大雨警報（土砂災害）が発表されている状態で、土砂災害発生の危険度が更に高まったときに発表される。		・気象庁 HP
	大雨危険度通知	気象庁	大雨警報や洪水警報の危険度分布と警報や土砂災害警戒情報等から判定される市町村毎の危険度が高まったときに、メールやアプリ等で通知するサービス。気象庁協力のもと、民間事業者が実施。	10分毎 （危険度が変動したとき）	・気象庁 HP（取組紹介ページ）

土砂災害の前兆現象について

表2 土砂災害の前兆現象の例※

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面 ・がけ	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目がみえる ・がけからは小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	<ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 	<ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じりだす 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 		<ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		<ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする 	<ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする
嗅覚		<ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする 		

(注) 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。

前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

※ 表については国土交通省河川局砂防部「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」(平成18年3月)からの転載、注書については内閣府が記載

「避難情報に関するガイドライン(別冊)」(令和4年9月 内閣府(防災担当))を加工して作成

第2 防災組織関連

資料15 八尾市防災会議条例

八尾市防災会議条例

昭和38年8月9日

条例第225号

改正 昭和46年7月15日条例第17号

平成8年3月29日条例第7号

平成12年3月31日条例第12号

平成25年3月28日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、八尾市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 八尾市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は会務を掌理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 市の区域を管轄する指定地方行政機関（法第2条第4号の指定地方行政機関をいう。）の職員及び陸上自衛隊の部隊の長
 - (2) 市の区域において業務を行う指定公共機関（法第2条第5号の指定公共機関をいう。）及び指定地方公共機関（法第2条第6号の指定地方公共機関をいう。）の職員
 - (3) 大阪府の職員
 - (4) 大阪府警察の警察官
 - (5) 市の職員
 - (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 6 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は市の職員の中から市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年7月15日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日条例第7号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第12号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(執行機関の附属機関に関する条例の一部改正)

3 執行機関の附属機関に関する条例(昭和34年八尾市条例第195号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(八尾市建物証明条例等の廃止)

4 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 八尾市建物証明条例(昭和23年八尾市条例第18号)

(2) 八尾市都市計画事業曙川北土地区画整理事業施行に関する条例(昭和44年八尾市条例第37号)

(3) 八尾都市計画事業近鉄八尾駅前土地区画整理事業施行に関する条例(昭和45年八尾市条例第30号)

附 則 (平成25年3月28日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

八尾市防災会議条例施行規則

昭和39年3月16日

規則第4号

改正 昭和39年8月8日規則第40号
昭和43年10月15日規則第28号
昭和44年4月10日規則第9号
昭和46年1月21日規則第1号
昭和47年12月27日規則第34号
昭和49年12月4日規則第47号
昭和52年7月21日規則第36号
昭和55年3月31日規則第6号
昭和57年7月2日規則第36号
昭和58年2月17日規則第5号
昭和61年4月1日規則第7号
平成12年3月31日規則第6号
平成19年3月30日規則第28号
平成23年3月31日規則第14号
平成25年3月30日規則第4号
平成28年3月31日規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市防災会議条例（昭和38年八尾市条例第225号）第6条の規定に基づき、八尾市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務等)

第2条 会長は、必要があると認めるときは、防災会議を招集し、防災会議の議長となる。

2 会長に事故あるときは、副市長の職にある委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 防災会議は、委員定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(公表の方法)

第4条 地域防災計画の公表その他公表を要するものについては、八尾市公告式条例（昭和45年八尾市条例第42号）の例による。

(公印)

第5条 会長の公印を次のように定める。

八尾市 防災会議 会長之印

書体 てん書
寸法 方24ミリメートル

(庶務)

第6条 防災会議の庶務は、危機管理課において行う。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年8月8日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和39年8月1日から適用する。ただし、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正規程は、昭和39年4月1日から適用する。

附 則 (昭和43年10月15日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和43年9月1日から適用する。

附 則 (昭和44年4月10日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和44年4月5日から適用する。

附 則 (昭和46年1月21日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年12月1日から適用する。

附 則 (昭和47年12月27日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年12月1日から適用する。

附 則 (昭和49年12月4日規則第47号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日から適用する。

附 則 (昭和52年7月21日規則第36号抄)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和52年6月1日から適用する。

附 則 (昭和55年3月31日規則第6号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年7月2日規則第36号抄)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の八尾市町名地番改正審議会規則、八尾市高安山開発審議会規則、八尾市総合基本計画審議会規則、八尾市都市計画審議会規則、八尾市特別職報酬等審議会規則、八尾市小売市場調整審議会規則、八尾市商業問題対策審議会規則、八尾市児童福祉審議会規則、八尾市環境保全審議会規則、八尾市心身障害者対策協議会規則、八尾市同和対策協議会規則、八尾市民生委員推薦会規則、八尾市障害児保育協議会規則、八尾市個人的秘密保護審議会規則、八尾市立解放会館条例施行規則、八尾市防災会議条例施行規則及び八尾市公害防止条例施行規則の規定は、昭和57年5月1日から適用する。

附 則 (昭和58年2月17日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日規則第7号抄）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日規則第6号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第28号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第14号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月30日規則第4号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成28年3月31日規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

八尾市防災会議運営要綱

昭和39年7月1日
制 定
改正 昭和44年8月19日
昭和58年2月1日
昭和61年4月1日
平成7年6月1日
平成16年4月16日
平成23年8月24日
平成28年4月1日
令和2年10月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市防災会議条例施行規則（昭和39年八尾市規則第4号）第7条の規定に基づき、八尾市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について必要な事項を定める。

(会議の招集)

第2条 防災会議を招集する場合は、委員に対し、招集の日時、場所、会期及び議題をあらかじめ通知しなければならない。

(書面等による協議)

第3条 会長は、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により協議することをもって会議に代えることができる。

(委員の代理者)

第4条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかななければならない。

(専決処分)

第5条 会長は、緊急を要し、会議を招集する暇がないと認めるとき、又は軽易なものについて専決処分をすることができる。

2 前項の専決処分をすることができる事項は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 八尾市防災計画に基づき、その実施を推進すること。
- (2) 災害に関する情報を収集すること。
- (3) 災害が発生した場合における災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。
- (4) 関係各行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(5) 八尾市災害対策本部の設置及び連絡に関すること。

3 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(幹事)

第6条 防災会議に幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する関係機関の職員のうちから会長が委嘱し、又は任命する。

3 幹事は、幹事会を構成する。

4 幹事会は、会長が招集する。

(幹事会の職務)

第7条 幹事会は、会長の命を受けて次の事務を処理する。

(1) 八尾市防災計画案の作成及び八尾市防災計画の修正案の作成に関すること。

(2) その他会長が必要と認める事項

(事務局)

第8条 防災会議の庶務を掌るため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長及び書記を置く。

3 事務局長は、危機管理課長をもってあてる。

4 書記は、市の職員のうちから市長が指名する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長がそのつど定める。

附 則

この要綱は、昭和39年7月1日から実施する。

附 則 (昭和44年8月19日)

この要綱は、昭和44年8月19日から実施する。

附 則 (昭和58年2月1日)

この要綱は、昭和58年2月1日から実施する。

附 則 (昭和61年4月1日)

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則 (平成7年6月1日)

この要綱は、平成7年6月1日から実施する。

附 則 (平成16年4月16日)

この要綱は、平成16年4月16日から実施する。

附 則 (平成23年8月24日)

この要綱は、平成23年8月24日から実施する。

附 則 (平成28年4月1日)

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年10月1日)

この要綱は、令和2年10月1日から実施する。

資料18 八尾市防災会議委員一覧表

(令和7年4月1日現在)

区分	機関名	委員
八尾市長(会長)	八尾市	市長
指定地方行政機関 ・自衛隊 (1号委員)	大阪航空局 八尾空港事務所	所長
	近畿地方整備局 大和川河川事務所	所長
	陸上自衛隊 第36普通科連隊	第2中隊長
指定公共機関・ 指定地方公共機関 (2号委員)	西日本旅客鉄道(株) 八尾駅	駅長
	西日本電信電話(株) 関西支店	設備部長
	大和川右岸水防事務組合	事務局長
	恩智川水防事務組合	事務局長
	関西電力送配電(株) 大阪南本部 東大阪配電営業所	所長
	大阪ガスネットワーク(株) 北東部事業部 保全チーム	マネジャー
	日本通運(株) 大阪支店 ロジスティクス部 八尾事業所	部長
	近畿日本鉄道(株) 近鉄八尾駅	駅長
	日本郵便(株) 八尾郵便局	局長
	近鉄バス(株) 八尾営業所	所長
	一般社団法人八尾市医師会	会長
	一般社団法人八尾市歯科医師会	会長
	一般社団法人八尾市薬剤師会	会長
	大阪広域水道企業団	八尾水道センター所長
府職員 (3号委員)	八尾土木事務所	所長
	八尾土木事務所	参事兼地域支援・企画課長
	中部農と緑の総合事務所	中部農と緑の総合事務所長
警察官 (4号委員)	八尾警察署	署長
市職員 (5号委員)	八尾市	副市長
	八尾市	副市長
	八尾市	病院事業管理者
	八尾市	教育長
	八尾市	危機管理監
	八尾市	政策企画部長
	八尾市	総務部長
	八尾市	財政部長
	八尾市	人権ふれあい部長
八尾市	健康福祉部長	

	八尾市	保健所長
	八尾市	こども若者部長
	八尾市	魅力創造部長
	八尾市	環境部長
	八尾市	都市整備部長
	八尾市	下水道部長
	八尾市	建築部長
	八尾市	会計管理者
	八尾市	消防長
	八尾市	市立病院事務局長
	八尾市	市立病院看護局長
	八尾市	副教育長
	八尾市	教育監
	八尾市	市議会事務局長
	八尾市	監査事務局長
住民代表 その他必要 (6号委員)	消防団	団長
	住民組織の代表者	隊長
	社会福祉法人 八尾市社会福祉協議会	常務理事
	公益財団法人八尾市国際交流センター	事務局長
	(株)ジェイコムウエストかわち局	局長
	八尾市赤十字奉仕団婦人部	婦人部長
	八尾市民生委員児童委員協議会	会計

八尾市災害対策本部条例

昭和38年8月9日

条例第226号

改正 平成8年3月29日条例第7号

改正 平成25年3月28日条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、八尾市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(部等)

第3条 本部長は、本部の事務を分掌させるため必要と認めるときは、本部に部等を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及びその他の職員は、本部長が指名する。

3 部等に部等の長（次項において「部長」という。）を置き、本部員の中から本部長が指名する。

4 部長は、部等の事務を統括する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月29日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(八尾市防災会議条例の一部改正)

3 八尾市防災会議条例（昭和38年八尾市条例第225号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成25年3月28日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

八尾市災害対策本部運営要綱

昭和40年7月26日

制 定

改正 昭和44年8月19日

平成29年1月18日

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市災害対策本部条例（昭和38年八尾市条例第226号）第4条の規定に基づき、八尾市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織および事務)

第2条 災害対策本部に部等を置き、部等の下に班を置く。

- 2 前項の部等および班の名称ならびに事務分担は、八尾市地域防災計画の定めるとおりとする。
ただし、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が必要と認めるときは、この限りではない。
- 3 部等の長および班長は、八尾市地域防災計画の定めるところにより、本部長が指名する。

(災害対策本部会議)

第3条 本部長は、必要に応じ災害対策本部会議を招集する。

- 2 災害対策本部会議は、本部長、災害対策副本部長、部等の長および班長をもって組織し、災害対策の基本を定める。

(補則)

第4条 前3条に定めるもののほか、災害対策について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和40年7月26日から実施する。
- 2 八尾市防災計画が制定されるまでの間の非常災害時の指定避難場所は、別表2のとおりとする。

附 則（昭和44年8月19日）

この要綱は、昭和44年8月19日から実施する。

附 則（平成29年1月18日）

この要綱は、平成29年1月18日から実施する。

資料21 八尾市災害対策本部各グループ配備人数表

各 班 配 備 人 数 (人 数 は 目 安) ※令和6年度													
[グループ名] グループ長等	班名	構成課	警戒配備		1号配備		2号配備		3号配備		4号配備		5号 配備
			人数	合計	人数	合計	人数	合計	人数	合計	人数	合計	
[本部参謀] 危機管理監 監査事務局長	本部参謀班	危機管理課	5	6	15	22	15	28	15	35	15	51	
	統括班	総務課 政策推進課 財政課	1		2		4		6		17		
	情報収集・整理班	行政経営改革課 人権政策課 選挙管理委員会事務局 監査事務局	—		3		6		10		15		
	報道広報班	広報課	—		2		3		4		4		
[資源運用グループ] 総務部長 政策企画部長 財政部長 会計管理者 (理事2)	庶務班	政策法務課 秘書課 会計課	—	—	1	6	3	24	4	39	9	66	
	情報通信班	デジタル戦略課	—		1		3		4		7		
	動員受援・職員管理班	人事課 職員課	—		1		3		5		11		
	車両・用地班	財産活用課	—		1		2		3		3		
	物資調達・配給班	契約検査課 健康保険課	—		1		3		9		15		
	応援班	生涯学習課 桂青少年会館 安中青少年会館 観光・文化財課 文化・スポーツ振興課	—		1		10		14		21		
[人命救助グループ] 消防長 保健所長 市立病院事務局長 (理事1)	救出救助班	消防本部 消防署	消防警備規程に定める要員による										
	保健所・健康管理班	保健企画課 保健衛生課 保健予防課 健康推進課 こども健康課(母子保健係)	—	—	4	6	12	17	26	97	48	198	
	医療センター班	市立病院	—	2	5	71	150						
[避難所グループ] 副教育長 健康福祉部長 こども若者部長 教育監	避難所管理・教育班	教育政策課 学校教育推進課 人権教育課 学務給食課 教育センター	—	—	3	6	5	25	8	47	24	76	
	避難所開設班	各避難所開設班員	—		—		—		—				
	地域福祉班	地域共生推進課 福祉指導監査課 生活福祉課 高齢介護課 障がい福祉課 こども若者政策課 こども・いじめ何でも相談課 こども健康課(母子保健係除く) こども施設運営課 保育・こども園課 市立認定こども園	—		3		20		39		52		
[社会基盤復旧グループ] 都市整備部長 水道局長 下水道部長 建築部長 (理事1)	応急給水・上水道班	水道局	—	— ()は 風水害時	4	8 (35)	17	54 (54)	31	98 (98)	62	139 (139)	
	土木対策・交通班	都市政策課 都市交通課 都市基盤整備課 土木管財課 土木建設課 土木管理事務所 農とみどりの振興課 下水道経営企画課 下水道管理課 下水道整備課	—(30)		3 (30)		30 (30)		57 (57)		57 (57)		
	倒壊家屋・住宅対策班	住宅政策課 審査指導課 公共建築課 住宅管理課	—		1		7		10		20		
[生活復旧支援グループ] 環境部長 人権ふれあい部長 魅力創造部長	地域拠点班	コミュニティ政策推進課 桂・安中人権コミセン 各出張所・各コミセン	—	—	14	19	22	41	22	79	23	146	
	災害窓口班	市民課 市民税課	—		1		4		12		22		
	家屋調査班	資産税課 納税課	—		1		4		6		10		
	清掃・防疫班	環境事業課 循環型社会推進課(産業廃棄物指導室除く) 環境施設課	—		1		5		30		73		
	公害調査班	環境保全課 循環型社会推進課(産業廃棄物指導室)	—		1		2		3		10		
	産業班	産業政策課 労働支援課 農業委員会事務局	—		1		4		6		8		
[市議会支援グループ] 市議会事務局長	市議会支援班	市議会事務局	—	1	3	5	5	5	5	5	5	2004	
合計 ()は風水害時			6(36)		68(95)		192(192)		400(400)		681(681)		2004

※1 部長、理事は人数に含まない ※2 避難所開設員は人数に含まない ※3 合計に救出救助班の人数は含まない
 ※4 各班長は、5号配備を除く各配備体制では班内業務や応急対策の実施に支障があると判断した場合に、班員に対して参集を命じることができる。(八尾市地域防災計画抜粋)

八尾市災害対策本部班長会議設置要綱

制定 平成26年 5月20日

改正 平成28年 4月 1日

令和 3年 3月15日

令和 4年 4月 4日

(会議の目的)

八尾市災害対策本部班長会議（以下「班長会議」という。）は、八尾市地域防災計画（以下「計画」という。）に基づく、災害予防、災害対応等を推進し、実行性を確保することのほか、災害対策本部の実務レベルでの情報共有や意志の統一を図ることを目的とする。

(所管事務)

第1条 班長会議の所管事務は以下のとおりとする。

- (1) 計画の推進に関すること。
- (2) 計画の改訂に関すること。
- (3) 災害予防や災害対応における各班調整に関すること。
- (4) 職員の防災意識向上に関すること。
- (5) 職員参集システムに関すること。
- (6) 防災訓練等各種災害対応訓練に関すること。
- (7) 防災研修に関すること。
- (8) 災害対応に係る予算に関すること。
- (9) 防災情報の共有に関すること。
- (10) その他必要と認める事項に関すること。

(組織)

第2条 班長会議は、議長及び副議長、委員、事務局（以下「班長会議構成者」という。）をもって組織する。

- (1) 議長は危機管理課長をもって充てる。
- (2) 副議長は総務課長をもって充てる。
- (3) 議長は、班長会議を統括し、班長会議を代表する。
- (4) 副議長は、議長を補佐し、議長が不在のときはその職務を代理する。

2 班長会議の委員は、八尾市地域防災計画に定めた、八尾市災害対策本部各班長をもって充てる。

3 班長会議の庶務等事務局は、危機管理課をもって充てる。

4 班長会議構成者は、班長会議に際して、班内の実務担当者を最大2名まで出席させることができる。

(平常時の会議招集)

第3条 班長会議は、平常時において、必要に応じて議長が召集する。

2 議長は、必要に応じて班長会議構成者に出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

3 議長は、必要に応じて第2条に規定する者に加えて関係者を招集することができる。

(書面等による協議)

第4条 議長は、緊急を要するため班長会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、その他やむを得ない事由があると認めるときは、書面又は電磁的方法により協議することをもって班長会議に代えることができる。

(部会設置)

第5条 班長会議には、各種検討部会を設置することができる。

(1) 検討部会に属すべき委員は、第2条第2項に定めるもののほか、災害対策本部内から議長が指名する。

(2) 検討部会に部会長を置き、議長が指名する。

(3) 検討部会長は、部会事務を掌理する。

(4) 検討部会長が不在の場合は、部会に属する委員のうちから検討部会長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、班長会議の運営に関し、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月4日から施行する。

八尾市地区防災計画の規定手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八尾市防災会議（以下「防災会議」という。）が、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第42条第3項及び法第42条の2の規定に基づき、市内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を八尾市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定めるための手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(地区防災計画の要件)

第2条 地区防災計画は、地区居住者等が共同し提案できるものとする。

- 2 地区防災計画の提案を行うもの（以下「計画提案者」という。）は、計画に基づき活動を行う団体（以下「活動主体」という。）の同意を得るものとする。
- 3 計画提案者は、あらかじめ地区防災計画に関係する団体等と一定の協議を行うものとする。
- 4 計画提案者は、次に掲げる者とする。
 - (1) 本市の区域内に住所を有する者で組織された校区まちづくり協議会
 - (2) 本市の区域内に事務所を有する事業者
 - (3) その他八尾市防災会議会長（以下「会長」という。）が適当と認めるもの
- 5 計画提案者は、防災会議開催予定日の原則3箇月前の日の属する月の末日までに、次に掲げる書類を計画の対象となる地区を所管する出張所長へ提出するものとする。
 - (1) 地区防災計画の提案書（様式第1号）
 - (2) 地区防災計画案（「避難所運営マニュアル」「安否確認」「避難経路」を含む。）
 - (3) その他会長が必要と認める書類
- 6 前項の出張所長は、提案された地区防災計画案に地区防災計画の提案書（様式第1号）を添えて、危機管理課へ送付するものとする。
- 7 危機管理課長は、前項の送付があったときは、地域防災計画に規定する事について防災会議に付議するものとする。

(事前協議)

第3条 市は、地区防災計画の提案があったときは、次に掲げる事項について、八尾市地区防災計画事前審査会（以下「審査会」という。）を設置し、次に掲げる事項について審査を行うものとする。

- (1) 地区防災計画の内容及び実施体制
- (2) 地域防災計画との整合
- (3) 同じ地区の校区自主防災組織の防災活動との整合
- (4) その他会長が必要と認める事項

- 2 審査会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 危機管理監
 - (2) 危機管理課長
 - (3) コミュニティ政策推進課長
 - (4) 地域共生推進課長
 - (5) 計画提案のあった地区を所管する出張所長
 - (6) 消防本部 危機管理担当
 - (7) その他委員長が必要と認める者
- 3 審査会の委員長は、危機管理監をもって充てる。
- 4 委員長は、審査会を代表する。
- 5 審査会は、委員長が招集する。
- 6 委員長は、審査の結果を事前審査結果報告書（様式第2号）により会長に報告するものとする。

（地区防災計画の規定）

第4条 防災会議開催予定日の原則1箇月前の日の属する月の末日までに前条の規定による事前協議を終えた計画を、防災会議の審議対象とする。

- 2 防災会議は、提案された計画を審議し、審議結果に基づき、地域防災計画に定めることとする。

（審議結果の通知）

第5条 会長は、前条による審議結果を審議結果通知書（様式第3号）により、計画提案者に通知するものとする。なお、通知をもって審査会を解散とする。

（準用規定）

第6条 地区防災計画を修正しようとする場合は、第2条から第5条までの規定を準用する。

（庶務）

第7条 この要綱に係る庶務は、危機管理課において行う。

（雑則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年9月11日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

八尾市防災会議会長 様

(計画提案する者の代表者氏名)

地区防災計画提案書

下記の計画について、災害対策基本法第42条の2に基づき八尾市地域防災計画へ規定することを提案します。

記

1. 計画を提案する者

団体名		
提案代表者 連絡先	住所	
	氏名	
	電話番号	
	FAX	
	e-mail	
提案者	氏名	住所

2. 計画の名称

(名称)

対象地区の範囲

※ 地区防災計画の素案を添付してください。

(様式第2号)

年 月 日

八尾市防災会議会長 様

八尾市地区防災計画事前審査会
(委員長 危機管理監)

事前審査会結果報告書

災害対策基本法第42条の2に基づき提案のあった下記の計画について、八尾市地区防災計画事前審査会による審査結果を下記のとおり報告します。

記

1. 計画の名称等

計画名称	
団体名	
代表者氏名	
対象地区の範囲	

2. 審査結果

(1) 審査実施日

年 月 日

(2) 審査結果

(様式第3号)

年 月 日

八尾市防災会議会長
(会長 八尾市長)

(計画提案する者の代表者氏名) 様

審議結果通知書

災害対策基本法第42条の2に基づき提案のあった下記の計画について、八尾市防災会議にて審議された結果を下記のとおり通知します。

記

1. 計画の名称等

名 称	
団体名	
代表者氏名	
対象地区の範囲	

2. 審議結果

(1) 審議実施日

年 月 日

(2) 審議結果

資料24 地区防災計画一覧

計画名	作成主体	計画対象地区	規定日 (更新日)	根拠等
八尾市高安小中学校区地区防災計画	高安小中学校区まちづくり 協議会自主防災委員会	高安小中学校区	令和4年3月 (令和5年3月) (令和7年4月)	災害対策基本法第42条の2
八尾市北山本小学校区地区防災計画	北山本小学校区まちづくり 協議会自主防災組織本部	北山本小学校区	令和6年3月	災害対策基本法第42条の2
八尾市南高安小学校区地区防災計画	南高安小学校区まちづくり 協議会	南高安小学校区	令和6年3月	災害対策基本法第42条の2

第3 防災施設関連

資料25 通信窓口一覧表

指定地方行政機関

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		大 阪 府 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
近畿財務局	総務部総務課	大阪市中央区大手前4-1-76 (合同庁舎4号館)	直06-6949-6390	06-6949-6390	8-801-8900
近畿農政局	企画調整室	京都市上京区西洞院通下長者町 下ル丁子風呂町102	代075-451-9161 直075-414-9036	守衛室 075-451-9164	8-803-8900
近畿運輸局	安全防災・危機管理課	大阪市中央区大手前4-1-76 (合同庁舎4号館)	直06-6949-6412	06-6949-6412	8-808-8910
近畿地方整備局 大和川河川事務所	調査課	柏原市大正2-10-8	代072-971-1381	代072-971-1381	—
近畿地方整備局 大阪国道事務所	防災情報課	大阪市城東区今福西2-12-35	代06-6932-1421	代06-6932-1421	—
八尾空港事務所	総務課	八尾市空港2-12	代072-992-0031 直072-992-0032	072-992-0032	—
大阪管区气象台	予報課	大阪市中央区大手前4-1-76 (合同庁舎4号館)	直06-6949-6303	—	8-816-8930
近畿総合通信局	総務部総務課	大阪市中央区大手前1-5-44 (合同庁舎1号館)	直06-6942-8503	—	8-818-8920
近畿地方整備局	災害対策室	大阪市中央区大手前3-1-41 (合同合同庁舎)	代06-6942-1141 直06-4790-7521	06-4790-7521	8-820-8930

自衛隊

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		大 阪 府 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
陸上自衛隊 第3師団	第3部防衛班	伊丹市広畑1-1	代072-781-0021 内線 3737・3735	072-781-0021 当直 3301	8-823-8900
陸上自衛隊 八尾駐屯地	中部方面航空隊	八尾市空港1-81	072-949-5131	072-949-5131	—
陸上自衛隊 千僧駐屯地	第3特殊武器防護隊	伊丹市広畑1-1	代072-781-0021	代072-781-0021	8-823-8900

指定公共機関及び指定地方公共機関等

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		大 阪 府 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
日本郵便株式会社 八尾郵便局	総務部	八尾市陽光園1-5-5	072-924-8583	072-924-8585	—
西日本旅客鉄道(株) 八尾駅	駅長室	八尾市安中町3-9	072-998-1088	—	—
西日本電信電話(株) 関西支店	災害対策室	大阪市都島区東野田町4-15-82 NTT WEST i-CAMPUS B棟	06-6490-1324	0120-444-113	—
関西電力送配電(株)	南大阪配電営業所	堺市能野東2-2-20	0800-777-8024	0800-777-8024	—
日本通運(株) 大阪支店ロジスティクス部 八尾事業所	CSR安全衛生担当	八尾市神武町2-24	072-991-0169	072-991-0169	—
西日本高速道路(株) 関西支社	保全サービス事業部	茨木市岩倉町1-13	代06-6344-8888	道路管制センター 06-6876-3917	—
日本赤十字社大阪府支部	総務課	大阪府大阪市中央区大手前2-1-7	06-6943-0705	06-6943-0705	—
近畿日本鉄道(株) 八尾駅	駅長室	八尾市北本町2-153-2	072-922-3753	072-922-3753	—
一般社団法人 大阪府トラック協会	東大阪支部	東大阪市西堤本通西1-1-36	06-6788-8281	06-6788-8281	—
八尾市医師会	事務局	八尾市旭ヶ丘5-85-16	072-991-1157	072-991-1157	—
八尾市歯科医師会	事務局	八尾市旭ヶ丘5-85-16	072-993-9013	072-993-9013	—
八尾市薬剤師会	事務局	八尾市旭ヶ丘5-85-16	072-994-9159	072-994-9159	—
(株)ジェイコム ウエストかわち局	管理部	八尾市若林町1-87 クロスティ八尾南壺番館	072-915-3000	072-915-3000	—
恩智川水防 事務組合	事務局	八尾市荘内町2-1-36 (中河内府民センタービル内)	072-994-1515	072-994-1515	8-855-8950
大和川右岸 水防事務組合	総務課	大阪市住吉区遠里小野7-8-18	06-6694-0271	06-6694-0271	8-853-8900
近鉄バス(株)	八尾営業所	八尾市志紀町西3-12	代072-949-4681	代072-949-4681	—
大阪広域水道企業団	経営管理部危機管理課 危機管理・人材育成グループ	大阪府大阪市中央区谷町2-3-12 マルイト谷町ビル3階	06-6944-6865	06-6944-6865	8-260-3234

府・府警察

機 関 名	通 信 窓 口	所 在 地	電 話 番 号		大 阪 府 防 災 行 政 無 線 番 号
			昼 間	夜 間	
大阪府	災害対策課	大阪市中央区大手前3-1-43 新別館北館 3階	代06-6941-0351 直06-6944-6478	06-6944-6478	8-200-4880 8-220-8920 (防災専用電話)
八尾土木事務所	地域支援・企画課	八尾市荘内町2-1-36 中河内府民センタービル内	072-994-1515	072-994-1515	8-305-284 8-305-8910 (防災専用電話)
中部農と緑の 総合事務所	総務課	八尾市荘内町2-1-36 中河内府民センタービル内	072-994-1515	072-994-1515	8-305-302 8-305-8920 (防災専用電話)
寝屋川水系 改修工営所	企画防災グループ	大阪市城東区東中浜4-6-35	06-6962-7664	06-6962-7664	8-321-32 8-321-8900 (防災専用電話)
八尾警察署	警備課	八尾市高町3-18	072-992-1234	072-992-1234	—

府下市町村

市町村名	担当課	所在地	電話番号		F A X 番号	大阪府防災行政無線	
			昼間	夜間		電話番号	F A X 番号
大阪市	危機管理室	大阪市北区中之島1-3-20	直06-6208-7388	080-5701-1996	06-6202-3776	8-500- 2900	8-500-2905
堺市	危機管理室	堺市堺区南瓦町3-1	代072-233-1101 直072-228-7605	072-228-7080	072-222-7339	8-501- 8900	8-501-8800
岸和田市	危機管理課	岸和田市岸城町7-1	代072-423-2121 直072-423-9437	072-426-0119	072-423-6933	8-502- 8900	8-502-8800
豊中市	危機管理課	豊中市中桜塚3-1-1	コールセンター 06-6858-5050 直06-6858-2683	06-6843-2345	06-6858-2667	8-503- 8900	8-503-8800
池田市	危機管理課	池田市城南1-1-1	代072-752-1111 直072-754-6263	072-752-1111	072-752-1495	8-504- 8900	8-504-8800
吹田市	危機管理室	吹田市泉町1-3-40	代06-6384-1231 直06-6384-1753	06-6193-0119	06-6369-6080	8-505- 8900	8-505-8800
泉大津市	危機管理課	泉大津市東雲町9-12	代0725-33-1131 直0725-33-9404	0725-33-1131	0725-21-0412	8-506- 8900	8-506-8800
高槻市	危機管理室	高槻市桃園町2-1	代072-674-7111 直072-674-7314	072-674-7000	072-675-8184	8-507- 8900	8-507-8800
貝塚市	危機管理課	貝塚市畠中1-17-1	代072-423-2151 直072-433-7392	072-423-2151	072-432-2482	8-508- 8900	8-508-8800
守口市	危機管理室	守口市京阪本通2-5-5	代06-6992-1221 直06-6992-1497	06-6992-1221	06-6994-7494	8-509- 8900	8-509-8800
枚方市	危機管理 対策推進課	枚方市大垣内町2-1-20	代072-841-1221 直072-841-1270	072-841-1221	072-841-3092	8-510- 8900	8-510-8800
茨木市	危機管理課	茨木市駅前3-8-13	代072-622-8121 直072-620-1617	072-622-8121	072-624-9249	8-511- 8900	8-511-8800

市町村名	担当課	所在地	電話番号		FAX番号	大阪府防災行政無線	
			昼間	夜間		電話番号	FAX番号
八尾市	危機管理課	八尾市本町1-1-1	代072-991-3881 直072-924-9870	072-924-3800	072-924-3968	8-512-8900	8-512-8800
泉佐野市	危機管理課	泉佐野市市場東1-1-1	代072-463-1212 直072-464-3720	072-469-0119	072-464-6253	8-513-5900	8-513-5800
富田林市	危機管理室	富田林市常盤町1-1	代0721-25-1000	0721-25-1000	0721-25-9980	8-514-8900	8-514-8800
寝屋川市	防災課	寝屋川市本町1-1	代072-824-1181 直072-825-2194	072-824-1181	072-825-0334	8-515-8900	8-515-8800
河内長野市	危機管理課	河内長野市原町1-1-1	代0721-53-1111	0721-53-1111	0721-55-1818	8-516-3900	8-516-3800
松原市	危機管理課	松原市阿保1-1-1	代072-334-1550 直072-337-3151	072-334-1550	072-334-7870	8-517-8900	8-517-8800
大東市	危機管理室	大東市曙町4-6	代072-872-2181 直072-889-1511	072-872-2181	072-870-1555	8-518-8900	8-449-8801
和泉市	危機管理課	和泉市府中町2-7-5	代0725-41-1551 直0725-99-8104	0725-41-1551	0725-41-1944	8-519-8900	8-519-8800
箕面市	市民安全政策室	箕面市西小路4-6-1	代072-723-2121 直072-724-6750	072-723-2121	072-724-6376	8-520-8900	8-520-8700
柏原市	危機管理課	柏原市安堂町1-55	代072-972-1501 072-972-1529	072-972-1501	072-920-7192	8-521-8900	8-521-8800
羽曳野市	危機管理室	羽曳野市誉田4-1-1	代072-958-1111 直072-956-0119	072-958-1111	072-957-1371	8-522-8900	8-522-8800
門真市	危機管理課	門真市中町1-1	代06-6902-1231 直06-6902-5812	06-6902-1231	06-6905-3264	8-523-8900	8-523-8800
摂津市	防災危機管理課	摂津市三島1-1-1	代06-6383-1111 直06-6170-1518	06-6383-1111	06-6319-6407	8-524-8900	8-524-8800
高石市	危機管理課	高石市加茂4-1-1	代072-265-1001 直072-275-6245	072-265-1001	072-267-3078	8-525-8900	8-525-8800
藤井寺市	危機管理室	藤井寺市岡1-1-1	代072-939-1111 直072-939-1190	072-939-1111	072-955-6607	8-526-8900	8-526-8800
東大阪市	危機管理室	東大阪市荒本北1-1-1	代06-4309-3000 直06-4309-3130	06-4309-3330	06-4309-3858	8-527-8900	8-527-8800
泉南市	危機管理課	泉南市樽井1-1-1	代072-483-0001 直072-479-3601	072-483-0001	072-483-0325	8-528-8900	8-528-8800
四條畷市	危機管理課	四條畷市中野本町1-1	代072-877-2121	072-877-2121	072-879-4343	8-529-8900	8-529-8800
交野市	危機管理室	交野市私部1-1-1	代072-892-0121	072-892-0121	072-891-5046	8-530-8900	8-530-8800
大阪狭山市	危機管理室	大阪狭山市狭山1-2384-1	代072-366-0011	072-366-0011	072-367-1254	8-531-7900	8-531-7800
阪南市	危機管理課	阪南市尾崎町35-1	代072-471-5678 直072-489-4503	072-471-5678	072-473-3504	8-532-8900	8-532-8800

市町村名	担当課	所在地	電話番号		FAX番号	大阪府防災行政無線	
			昼間	夜間		電話番号	FAX番号
島本町	危機管理室	三島郡島本町桜井2-1-1	代075-961-5151 直075-962-0380	075-961-5151	075-962-0370	8-533-8900	8-533-8800
豊能町	総務課	豊能郡豊能町余野414-1	代072-739-0001 直072-739-3415	072-739-0001	072-739-1980	8-534-8900	8-534-8800
能勢町	住民課	豊能郡能勢町宿野28	代072-734-0001 直072-734-0107	072-734-0001	072-734-0157	8-535-8900	8-535-8800
忠岡町	自治防災課	泉北郡忠岡町忠岡東1-34-1	代0725-22-1122	0725-22-1122	0725-22-0364	8-536-8900	8-536-8800
熊取町	危機管理課	泉南郡熊取町野田1-1-1	代072-452-1001 直072-452-9017	072-452-1001	072-452-7103	8-537-8900	8-537-8800
田尻町	安心安全まちづくり推進局	泉南郡田尻町嘉祥寺375-1	代072-466-1000 直072-466-5009	072-466-1000	072-466-5025	8-538-8900	8-538-8800
岬町	まちづくり戦略室 危機管理担当	泉南郡岬町深日2000-1	代072-492-2001 直072-492-2759	072-492-2001	072-492-5814	8-539-8900	8-539-8800
太子町	自治防災課	南河内郡太子町大字山田88	代0721-98-0300 直0721-98-5525	0721-98-0300	0721-98-4514	8-540-8900	8-540-8800
河南町	危機管理室	南河内郡河南町大字白木1359-6	代0721-93-2500	0721-93-2500	0721-93-4691	8-541-8900	8-541-8800
千早赤阪村	危機管理課	南河内郡千早赤阪村大字水分180	代0721-72-0081 直0721-26-7238	0721-72-0081	0721-72-1880	8-542-8900	8-542-8800

資料26 市内河川及び水防ため池一覧表

1 一級河川

(令和3年度)

河川海岸	関係土木事務所 工営所	担当水防 管理団体名	特に重要な水防区域		重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	摘要	
			区 域	延長(m)	区 域	延長(m)			
第二 寝屋川	左岸	寝屋川	大阪市 東大阪市 八尾市	自 寝屋川合流点 至 恩智川分派点	11,630			11,630	A:築堤区間 (流下能力)
	右岸	"	大阪市 東大阪市	"	11,630			11,630	"
恩智川	左岸	八尾 寝屋川	恩智川水防 柏原市 大東市	自 寝屋川合流点 至 大畑橋 自 ひらなべばし 至 垣内橋	12,150	自 大畑橋 至 ひらなべばし 自 垣内橋 至 陽喜橋 自 高尾橋 至 大泉橋	2,754	14,904	A:築堤区間 (流下能力)、 掘込区間 (流下能力) B:築堤区間 (流下能力)、 掘込区間 (流下能力)
	右岸	"	"	自 寝屋川合流点 至 大畑橋	11,600	自 大畑橋 至 大西橋 自 高尾橋 至 大泉橋	3,027	14,627	"
平野川	左岸	寝屋川	八尾市 大阪市	自 第2寝屋川合流点 至 中央環状線橋梁	9,600			9,600	A:築堤区間 (流下能力)
	右岸	"	"	"	9,600			9,600	"
平野川	左岸	八尾	八尾市 柏原市			自 大和川分派点 至 八尾空港 自 八尾空港 至 大阪中央環状線南亀井橋	7,304	7,304	B:築堤区間 (流下能力)、 掘込区間 (流下能力)
	右岸	"	"			"	7,305	7,305	"
箕後川	左岸	八尾	恩智川水防			自 恩智川合流点 至 国道170号橋梁下流端	1,171	1,171	B:築堤区間 (流下能力)、 掘込区間 (流下能力)
	右岸	"	"			"	1,158	1,158	"

河川海岸		関係土木 事務所 工営所	担当水防 管理団体名	特に重要な水防区域		重要水防区域		重要水防区域 延長合計 (m)	摘要
				区 域	延長(m)	区 域	延長(m)		
楠根川	左岸	八尾	八尾市	自 第2寝屋川合流点 至 新家中ノ橋	760	自 新家中ノ橋 至 近鉄大阪線	2,446	3,206	A:築堤区間(流下能力)、 掘込区間(流下能力) B:築堤区間(流下能力)、 掘込区間(流下能力)
	右岸	〃	〃	自 第2寝屋川合流点 至 新家東橋	550	自 新家東橋 至 近鉄大阪線	2,620	3,170	〃
大和川	左岸	八尾 富田林 鳳	堺市 大阪市 柏原市 松原市 藤井寺市	自 奈良県界 至 海	24,840			24,840	(直轄区域)
	右岸	八尾 鳳	大和川右岸 柏原市	〃	24,370			24,370	(直轄区域)
落堀川	左岸	富田林	松原市 藤井寺市 八尾市			自 東除川合流点 至 津堂落堀橋下流400m 自 津堂落堀橋下流100m 至 一級河川管理区間	3,450	3,450	B:築堤区間(流下能力)
	右岸	〃	〃			自 東除川合流点 至 津堂落堀橋下流500m 自 津堂落堀橋 至 一級河川管理区間	3,250	3,250	B:築堤区間(流下能力)

2 準用河川整備状況

(令和7年1月現在)

名称	区 間	延 長 (m)	内 訳 (m)		改修率 (%)	備 考
			改修済区間	未改修区間		
荒 川	八尾市高安町北2丁目から 八尾市高安町北5丁目まで	269	269	-	100	
西水川	八尾市太田9丁目	145	145	-	100	
空港排水路	八尾市南太子堂4丁目 八尾市南木の本3丁目から 八尾市南木の本5丁目まで	1,683	1,683	-	100	大阪市管理区間あり
合 計		2,097	2,097	-	100	

3 普通河川整備状況

(令和7年1月現在)

名称	区 間	延 長 (m)	内 訳 (m)		改修率 (%)	備 考
			暫定改修済 区 間	未改修区間		
楽音寺川	八尾市上尾町9丁目から 八尾市楽音寺1丁目まで	957	957	-	100	本改修済
太田川	八尾市西高安町4丁目から 八尾市楽音寺1丁目まで	550	550	-	100	暫定改修済
大竹川	八尾市西高安町2丁目から 八尾市大竹1丁目まで	500	500	-	100	同上
上代川	同 上	380	380	-	100	同上
水越川	八尾市福栄町1丁目から 八尾市水越1丁目まで	1,770	1,770	-	100	同上
千塚川	八尾市上之島町南5丁目から 八尾市千塚1丁目まで	1,300	1,300	-	100	同上
山畑川	八尾市東山本町6丁目から 八尾市山畑地内まで	1,304	1,304	-	100	同上
平田川	八尾市東山本町6丁目(山畑川) から八尾市服部川地内まで	900	900	-	100	同上
郡 川	八尾市東山本新町7丁目から 八尾市郡川地内まで	650	650	-	100	本改修済
荒 川	八尾市黒谷地内外環から 旧国道まで	362	362	-	100	暫定改修済
一里松川	八尾市高安町南6丁目から 八尾市教興寺地内まで	470	470	-	100	同上
春日川	八尾市恩智北町2丁目から 八尾市恩智北町3丁目まで	420	420	-	100	本改修済
大西川	八尾市恩智南町3丁目から 八尾市恩智南町2丁目まで	550	550	-	100	暫定改修済
合 計		10,113	10,113	-	100	

4 防災重点ため池（旧水防ため池を抜粋）

（令和7年1月現在）

ため池名	所在地	ため池管理者	改修年度	備考
寺池	八尾市教興寺6丁目	教興寺水利組合	平成4年度改修	財産区ため池
服部川惣池	八尾市服部川8丁目	服部川水利組合	昭和50年度改修	〃
定池(更池)	八尾市大竹7丁目	大竹実行組合	平成2年度改修	財産区ため池
大窪大池	八尾市大字大窪	大窪自治会	-	〃
大窪惣池	八尾市大字大窪	大窪自治会	平成6年度改修	〃
楽音寺惣池	八尾市楽音寺6丁目	楽音寺水利組合	昭和62年度改修	〃
恩智惣池	八尾市大字恩智	恩智土木水利委員会	昭和55年度改修	〃
新池	八尾市水越8丁目	個人池	-	個人池
川村池	八尾市大字服部川	個人池	-	〃
小長坊池	八尾市垣内6丁目	垣内地区水利組合	-	財産区ため池
水越惣池	八尾市水越6丁目	水越実行組合	平成17年度改修	〃
山畑惣池	八尾市大字山畑	山畑実行組合	平成6年度改修	財産区ため池
井東池 (ヤブ池)	八尾市千塚3丁目	個人池	-	個人池
清水池	八尾市垣内4丁目	垣内地区水利組合	平成8年度改修	財産区ため池
御池	八尾市大竹7丁目	大竹実行組合	平成25年度改修	〃
馬洗池	八尾市服部川9丁目	服部川水利組合	-	財産区ため池
千塚大池	八尾市千塚3丁目	個人池	-	個人池
新池	八尾市大竹5丁目	大竹実行組合	平成9年度改修	財産区ため池
大竹惣池	八尾市大竹5丁目	大竹実行組合	昭和60年度改修	〃
郡川寄合池	八尾市大字郡川	個人池	-	個人池
サラ池	八尾市大字服部川	個人池	-	〃
箕淵池	八尾市大字大窪	大窪自治会	昭和58年度改修	財産区ため池
山の惣池	八尾市大字郡川	郡川水利組合	昭和60年度改修	〃
観音池	八尾市大竹4丁目	個人池	平成14年度改修	個人池
トンボ池	八尾市水越7丁目	水越実行組合	平成5年度改修	財産区ため池
菱池	八尾市大竹7丁目	大竹実行組合	昭和56年度改修	〃
千塚惣池	八尾市千塚3丁目	千塚水利組合	昭和53年度改修	〃
郡川惣池	八尾市郡川5丁目	郡川水利組合	-	〃
誕生惣池	八尾市郡川4丁目	郡川水利組合	平成元年度改修	〃
神光寺池	八尾市大字服部川	個人池	-	個人池
重頭池	八尾市黒谷2丁目	黒谷地区水利組合	平成2年度改修	財産区ため池
立原池	八尾市大字恩智	恩智土木水利委員会	平成5年度改修	〃
ヨシ池	八尾市大字大窪	個人池		個人池
神堀池	八尾市大字大窪	〃		〃
蓮池	八尾市大字大窪	〃		〃
油谷池	八尾市大字恩智	大阪市		〃
木村池	八尾市楽音寺7丁目	個人池		〃
坂上池	八尾市黒谷6丁目	〃		〃
木山谷池	八尾市大字神立	〃		〃
八尾池	八尾市郡川6丁目	〃		〃
竹本池	八尾市郡川6丁目	〃		〃
浅生池	八尾市大字服部川	〃		〃
稲田池	八尾市大字服部川	個人池		個人池
飯田池	八尾市服部川4丁目	〃		〃

資料27 河川水位観測所

大阪府所管(令和6年度大阪府水防計画参照)

観測所名	観測級別	河川名	施設			通報水位 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	量水標 零線高 O.P.+(m)	既往最高 水位 (量水標読) (m)
			量水標	カメラ	テレメータ						
萱振大橋	1	楠根川		○	6 無	1.40 1.90		八尾市 緑ヶ丘1丁目	八尾土木 事務所長	4.835	H16.5.13 2.40
平野川 越流堤 (外水位)	1	平野川			8 無	1.00 1.50	左岸 2.800 右岸 1.800 (越流高)	八尾市 空港1丁目	〃	9.900	H9.8.7 1.98
八尾広域 防災基地 調節池	1				15 無	O.P.+ 9.90 10.50	O.P.+ 11.75	〃	〃	9.700	
八尾空港北濠 空港放水路 (外水位)	1	八尾空港 北濠			8 無	1.00 1.50	2.80	八尾市 南木の本6丁目	〃	9.170	H9.8.7 1.90
恩智川 治水緑地	1	恩智川		○	無有	6.45 7.05	8.30	八尾市 福万寺町	寝屋川水系 改修工営 所長	0.000	S59.6.27 7.40
中高橋	1	〃		○	58 無	8.70 9.10	10.85	八尾市 東山本町1-13	〃	0.000	R1.9.5 9.43
中竹渕橋	1	平野川		○	無有	7.50 7.70	9.30	大阪市平野区 加美南陽町	〃	0.000	S54.6.27 H16.5.13 8.71
太子橋	1	〃		○	5 無	1.25 2.00	3.60	八尾市 南太子堂6丁目	八尾土木 事務所長	7.459	H24.6.22 3.08

注) 観測級別：1級は、年間を通じて観測を行う。2級は、出水期のみ観測を行う。

施設自記欄、テレメータ欄下の63、2等は、設置年が昭和63年、平成2年であることを示す。

施設テレメータ欄下の無は無線テレメータ、有は電話回線利用有線テレメータを示す。

※1通報水位は、水防団待機水位（通報水位）を表す。

※2警戒水位は、はん濫注意水位（警戒水位）を表す。

近畿地方整備局所管(令和6年度大阪府水防計画参照)

河川名	観測所名	種別	所在地	位置 河口よりの 距離(m)	零点高 (m)	指定 水位 (m)	警戒 水位 (m)	計画高 水位 (m)	計画高 水流量 (m ³ /S)	所属
(本) 大和川	かしわら 柏原 (柏原)	テレメータ 電子ロガー	藤井寺市 大井5丁目	左岸 17.029	TP+ 13.500	1.50	3.20	7.315	4.800	大和川 河川 事務所

注) (本)は本川、(1)は1次支川、(3)は3次支川を示す。

資料28 雨量観測所

(令和6年度大阪府水防計画参照)

観測所名	流域河川名	施設			所在地	管理者	既往最大 日降雨量	備 考
		日 巻	月 巻	テ レ メ ー タ				
八尾	第二寝屋川			○ 58 無 有	八尾市荘内町 八尾土木事務所内	八尾土木 事務所長	S32. 6. 26 273mm	
恩智川 治水緑地	恩智川			○ 無	八尾市福万寺町北 4丁目観測所内	寝屋川水系 改修工営所長	H30. 7. 5 165mm	
中竹淵橋	平野川			○ 55 無 有	大阪市平野区 加美鞍作3丁目	〃	H30. 7. 5 177mm	水位計併設

注) 施設月巻欄下の(3)は3ヶ月巻きを示す。

施設テレメータ欄下の無は無線テレメータ、有は電話回線利用有線テレメータを示す。

施設テレメータ欄下の63、2等は、設置年が昭和63年、平成2年であることを示す。

資料29 排水施設

(令和6年度)

河川及 海岸名	排水機 場名	位 置	箇 所	管 理 者	操作責任者	機 能 別	開閉水位の基準	摘要
楠根川	新 家 ポンプ場	八尾市新家町 1-97	1	大阪府東部 流域下水道 事務所長	同左	立軸形斜流 φ1,800mm 483.6m ³ /min×4台 403m ³ /min×2台	内水による浸水 の恐れのある時	
〃	小 阪 合 ポンプ場	八尾市南小阪合町 1-2-7	1	〃	〃	立軸形斜流 φ1,500mm 294m ³ /min×4台	〃	
平野川	長 吉 ポンプ場	八尾市南亀井町 3-1-56	1	〃	〃	立軸形斜流 φ1,500mm 442.4m ³ /min×1台 φ1,650mm 442.4m ³ /min×1台 φ1,800mm 403m ³ /min×4台	〃	

資料30 貯留施設

(令和5年度)

河 川 名	施設名	位 置	管 理 者	操作責任者	施設概要	摘要
恩智川	恩智川 治水緑地	東大阪市池島町 ～八尾市福万寺町	大阪府寝屋川水系 改修工営所長	大阪府寝屋川水系 改修工営所長	貯留量 約117万m ³ (全体計画約165万m ³)	
寝屋川 流 域	大正川調節池	八尾市若林町 1丁目	〃	八尾市長	貯留量 約14,000m ³	
〃	志紀調節池	八尾市志紀町西 1丁目	〃	〃	貯留量 約10,000m ³	
平野川	八尾空港 北濠調整池	八尾市南木の本 ～田井中	大阪府八尾 土木事務所長	(施設操作無)	貯留量 約76,000m ³	
寝屋川 流 域	八尾広域 防災基地 調節池	八尾市空港 1丁目	〃	八尾市長	貯留量 約32,000m ³	
楠根川 流 域	新家調節池	八尾市新家町 5丁目	〃	〃	貯留量 約50,000m ³	

資料31 土砂災害警戒区域内等の要配慮者利用施設一覧及び情報伝達方法

- 1 土砂災害警戒区域について（通称：イエローゾーン）
 - (1) 土砂災害警戒区域とは（土砂災害防止法※ 第7条）
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。
※ 正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」
 - (2) 土砂災害警戒区域の指定の基準（土砂災害防止法施行令 第2条）
 - 急傾斜地の崩壊
 - イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域（土砂災害防止法施行令第二条）
 - ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
 - ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域
 - 土石流
土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
 - 地滑り
 - イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
 - ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに対応する距離（250mを超える場合は、250m）の範囲内の区域
- 2 土砂災害特別警戒区域について（通称：レッドゾーン）
 - (1) 土砂災害特別警戒区域とは（土砂災害防止法 第9条）
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。
 - (2) 土砂災害特別警戒区域の指定の基準（土砂災害防止法施行令 第3条）
急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。
※ ただし、地滑りについては、地滑り地塊の滑りに伴って生じた土石等により力が建築物に作用した時から30分間が経過した時において建築物に作用する力の大きさとし、地滑り区域の下端から最大で60m範囲内の区域。
- 3 各施設の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内外の算定方法
各施設の所在地から、半径約50mの範囲において上記の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内外にあるかを調査した。なお、調査時点で八尾市において土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者利用施設はなかった。
- 4 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表（令和7年1月時点）【全28施設】
（並び順優先順位：①施設種別、②所在地住所）

【高齢者施設等 16施設】

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	自然現象の種類
通所介護	かがやきデイサービス八尾恩智	オ	八尾市恩智中町 2-154-6	072-940-5600	土石流
	老人デイサービスセンターしあわせの郷	コ	八尾市郡川 3-80-1	072-941-1102	土石流
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム四天王寺大畑山苑	オ	八尾市大字恩智 1092-2	072-941-0252	土石流
	特別養護老人ホームしあわせの郷	コ	八尾市郡川 3-80-1	072-941-1102	土石流
	ショートステイしあわせの郷和卯	コ	八尾市郡川 3-82-1	072-941-0335	土石流
	特別養護老人ホーム高安の郷	ハ	八尾市服部川 4-77-1	072-941-0067	土石流
地域密着型通所介護	リハビリ・スタジオおんぢななまち	オ	八尾市恩智中町 4-245	072-970-6306	土石流
	エスプリ介護デイサービス	オ	八尾市恩智南町 5-103-2	072-940-1006	土石流
	デイサービスタ風	カ	八尾市垣内 3-73	072-943-1995	土石流
認知症対応型通所介護	デイサービス愛生（しおんじ）	オ	八尾市大竹 6-169	072-941-2899	土石流
認知症対応型共同生活介護	ケアホーム愛生（しおんじ）	オ	八尾市大竹 6-169	072-941-2899	土石流
	グループホームノーブル	ガ	八尾市楽音寺 6-45	072-940-1499	土石流
地域密着型介護老人福祉施設	地域密着型特別養護老人ホームしあわせの郷和卯	コ	八尾市郡川 3-82-1	072-941-0335	土石流

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	自然現象の種類
介護老人福祉施設（特養）	特別養護老人ホーム四天王寺大畑山苑	オ	八尾市大字恩智 1092-2	072-941-0252	土石流
	特別養護老人ホームしあわせの郷	コ	八尾市郡川 3-80-1	072-941-1102	土石流
	特別養護老人ホーム高安の郷	ハ	八尾市服部川 4-77-1	072-941-0067	土石流

【有料老人ホーム 2施設】

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	自然現象の種類
有料老人ホーム	ビーバー八尾苑	オ	八尾市恩智中町 2-13	072-943-6304	土石流
サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム該当）	なごやかレジデンス八尾恩智	オ	八尾市恩智中町 2-154-6	072-940-5601	土石流

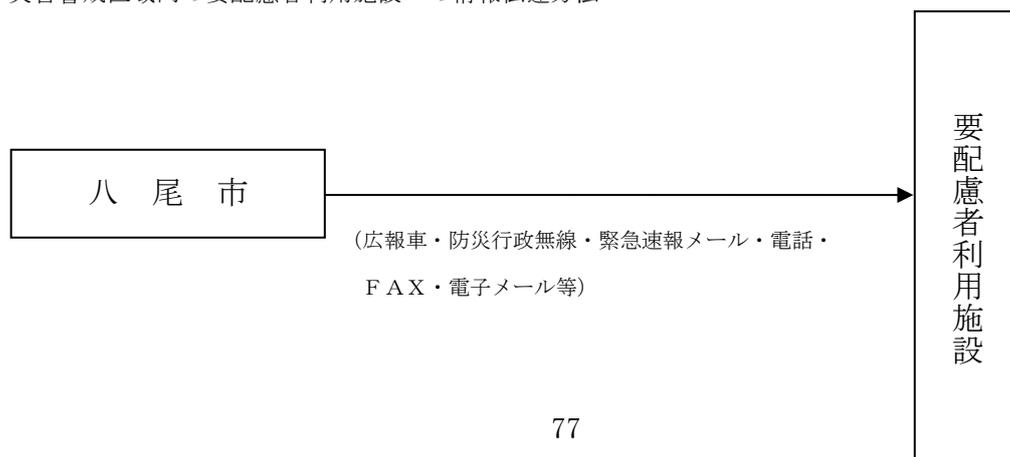
【障がい者施設 6施設】

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	自然現象の種類
施設入所支援	四季の森	ガ	八尾市楽音寺 609	072-940-5500	土石流
生活介護	クリエイトしき	オ	八尾市大竹 7-87	072-970-6550	土石流
	四季の森	ガ	八尾市楽音寺 609	072-940-5500	土石流
短期入所	四季の森	ガ	八尾市楽音寺 609	072-940-5500	土石流
共同生活援助	森の家Pナッツ	オ	八尾市大竹 7-212	072-941-9060	土石流
	ハピネスいちごの里	ク	八尾市黒谷 3-133-1	072-943-6670	土石流

【児童福祉施設 4施設】

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	自然現象の種類
幼保連携型認定こども園	認定こども園母木保育園	オ	八尾市恩智南町 2-60	072-943-7101	土石流
	認定こども園マリア高安保育園	ク	八尾市黒谷 1-56-1	072-940-2222	土石流
認可外保育施設	保育ルーム Lapin（ラパン）	オ	八尾市恩智北町 4-435-8	080-2410-3853	土石流
放課後児童クラブ	南高安地区放課後児童室	オ	八尾市恩智北町 4-650（八尾市立南高安小学校内）	072-941-9812	土石流

5 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達方法



資料32 洪水浸水想定区域内等の要配慮者利用施設一覧及び情報伝達方法

- 本資料作成の根拠となる洪水浸水想定区域図について
本市において、水防法の規定にもとづく洪水浸水想定区域図は、以下のものが公表されている。
 - 「大和川水系大和川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」（平成28年5月 国土交通省近畿地方整備局）（https://www.kkr.mlit.go.jp/yamato/prepare/disaster/disa_03.html）
この図は、大和川水系大和川の洪水予報区間について、水防法の規定により想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
この洪水浸水想定区域図は、指定時点（平成28年5月31日）の大和川の河道及び洪水調整施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により大和川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。
（指定の前提となる降雨：大和川流域の12時間総雨量316mm）
 - 「洪水リスク表示図」（平成31年3月更新（大阪府八尾土木事務所管轄については平成24年3月時点を重ね合わせて表示））
洪水リスク表示図は、従来、浸水想定区域図を作成し、公表することとなっている水防警報河川（洪水予報河川、水位周知河川）の39河川を含めた大阪府管理の全154河川について作成・公表するものです。また、対象とする区間についても大阪府の全管理区間です。
寝屋川流域の河川（第二寝屋川、平野川、恩智川、楠根川）において、想定最大規模（683mm/24hr、138.1mm/h）を想定した際の河川氾濫や浸水が予想される区域での内水氾濫と外水氾濫を考慮し算定したものです。
淀川、大和川及び猪名川の氾濫や高潮等については考慮していません。また、今回の洪水リスクの標示は想定される一つのケースであり、これ以外の洪水リスクが生じる場合もあります。
- 各施設の洪水浸水想定浸水深の測定方法
各施設の所在地から、半径約50mの範囲において浸水深が最大となる値を算出した。
- 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設一覧表（令和7年1月時点）【全682施設】
（並び順優先順位：①施設種別、②所在地住所）

【高齢者施設等 196施設】

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
通所介護	デイサービスセンターサポートやお	ア	八尾市青山町 4-4-18	072-925-1176	-	0.5～1.0m 未満
	老原デイサービスセンター愛の輪	オ	八尾市老原 1-61-3	072-928-0230	2.0～5.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	あけぼのホーム	オ	八尾市老原8-41	072-993-9957	2.0～5.0m 未満	0.5未満
	ライフサポートおいばら	オ	八尾市老原 8-52-1	072-991-5800	2.0～5.0m 未満	0.5 未満
	八尾老原の風 にしがきデイサービスセンターゆめゆめらいふ	オ	八尾市老原 3-11-3	072-997-0200	2.0～5.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	デイサービスあぶり For Healthy Life	オ	八尾市太田 7-55-6 2階	072-948-6511	2.0～5.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	かがやきデイサービス八尾恩智	オ	八尾市恩智中町 2-154-6	072-940-5600	-	0.5～1.0m 未満
	老人デイサービスセンター高秀苑	カ	八尾市桂町 5-11-6	072-922-5355	-	0.5m 未満
	リハビリデイサービス爽快	カ	八尾市上尾町1-1-1	072-991-6702	0.5～1.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	デイサービスセンターいろり	カ	八尾市萱振町 3-85-1	072-928-1601	0.5m 未満	0.5～1.0m 未満
	萱振苑デイサービスセンター	カ	八尾市萱振町 5-10	072-999-2077	-	0.5m 未満
	デイサービス笑楽八尾	カ	八尾市萱振町 5-15-7	072-943-3260	-	0.5～1.0m 未満
	医療法人幸福会 こうせい苑デイサービスセンター	キ	八尾市北木の本 5-6-1	072-928-0313	2.0～5.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	癒しの森デイサービス久宝寺	キ	八尾市北久宝寺 2-2-54	072-993-1000	1.0～2.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	デイサービスガーデンやお	キ	八尾市北本町 2-13-13 パルテ北本町 101 号室	072-921-4726	-	0.5～1.0m 未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
通所介護	デイサービスソラスト八尾	キ	八尾市木の本 2-8-1	072-990-0611	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	デイサービスセンタースローライフ 歓	キ	八尾市木の本 2-186	072-997-0210	2.0~5.0m 未満	2.0~3.0m 未満
	医療法人永光会 新井クリニック デイサービスセンター	キ	八尾市久宝園 2-127	072-998-7711	-	0.5~1.0m 未満
	デイサービス久宝寺愛の郷	キ	八尾市久宝寺 3-15-38	072-929-8787	2.0~5.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	レッツ倶楽部八尾北	ク	八尾市楠根町 4-34-1	072-929-9211	-	0.5~1.0m 未満
	ルーチェ八尾デイサービスセンター	ク	八尾市楠根町4-35-1	072-928-6015	-	1.0~2.0m 未満
	デイサービスセンター長生園	コ	八尾市光南町 1-4-8	072-991-5837	-	0.5m 未満
	デイサービスセンターピュア	コ	八尾市郡川 2-33-1	072-941-5755	-	0.5~1.0m 未満
	ビーナスクラブ八尾	コ	八尾市小阪合町 2-3-39	072-990-0500	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	デイサービスセンター長寿の里	コ	八尾市小畑町 3-53-4	072-923-3831	-	0.5m 未満
	ケアパートナー八尾	コ	八尾市小畑町 3-62-2	072-990-1331	-	0.5m 未満
	松本デイサービスセンター	シ	八尾市志紀町南 3-180	072-943-0018	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	デイサービスセンター楽寿	ジ	八尾市神宮寺 1-154	072-943-3648	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	ホーム太子堂デイサービスセンター	タ	八尾市太子堂 4-1-32	072-996-0026	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	あすか八尾デイサービスセンター	タ	八尾市太子堂 4-2-33	072-925-7501	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	医療法人朋侪会リビングデイみのり	タ	八尾市高安町北 3-77	072-996-0172	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	パナソニックエイジフリーケアセン ター八尾高安・デイサービス	タ	八尾市高安町南6-59-5	072-923-2461	0.5m未満	0.5m未満
	デイサービスセンターやまぶき	ヒ	八尾市東山本新町 1-9-24	072-924-2468	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	デイサービスライフケア	フ	八尾市福万寺町南 4-12-1	072-929-9697	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ヒューマンライフケア八尾の湯	ホ	八尾市本町 1-1-18 レジデンス八楽 101	072-996-1065	2.0~5.0m 未満	2.0~3.0m 未満
	かがやきデイサービス八尾南本町	ミ	八尾市南本町 1-1-40	072-928-4906	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	デイサービスセンター成法苑	ミ	八尾市南本町 3-4-5	072-994-7900	-	0.5m 未満
	たのし処いろは	ミ	八尾市南本町6-7-16	072-923-6000	0.5m未満	0.5~1.0m 未満
	デイサービスセンターやまなみ	ミ	八尾市大字都塚 50-1	072-991-8680	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	デイサービスセンターつながり	ミ	八尾市都塚3-1015-3	072-928-3010	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	長寿デイサービスセンター	ミ	八尾市宮町 1-1-5	072-925-0395	-	0.5m 未満
	通所介護はあとふるプラス	ミ	八尾市宮町 6-6-16	072-920-7216	-	0.5m 未満
	デイサービスくつろぎの里八尾木店	ヤ	八尾市八尾木北 4-18	072-943-0601	-	0.5m 未満
	医療法人幸晴会デイサービスセン ター中谷	ヤ	八尾市八尾木北 4-11-2	072-993-1231	0.5m 未満	0.5m 未満
	デイサービスセンターさとやま	ヤ	八尾市安中町 9-1-12	072-990-3108	-	1.0~2.0m 未満
医療法人山田医院 山田医院デイ サービスセンター クレイン	ヤ	八尾市山本町 4-3-3	072-970-6083	-	0.5~1.0m 未満	

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
通所介護	ツクイ八尾弓削	ユ	八尾市弓削町2-25-10	072-949-5911	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
通所リハビリテーション	医療法人貴島会介護老人保健施設ノーブル楽音寺	ガ	八尾市楽音寺3-5	072-941-8005	-	0.5m未満
	石垣クリニック	カ	八尾市春日町1-4-4 たまごビル3階	072-991-2922	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	八尾北医療センター	カ	八尾市桂町6-18-1	072-999-3555	-	0.5m未満
	医療法人安田医院（通所リハビリセンター リハッピー）	キ	八尾市久宝寺1-3-40	072-923-3084	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	石橋整形外科	シ	八尾市志紀町2-154	072-920-2285	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	医療法人誠悠会塩田整形外科	ソ	八尾市荘内町1-2-20	072-992-8218	0.5m未満	0.5~1.0m 未満
	介護老人保健施設あおぞら	ヌ	八尾市沼1-41	072-948-2545	2.0~5.0m 未満	0.5m未満
	介護老人保健施設スローライフ八尾	フ	八尾市福栄町1-12	072-990-0100	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	八尾はあとふる病院	ミ	八尾市美園町2-18-1	072-999-0726	-	0.5~1.0m 未満
	医療法人永光会新井クリニック	ミ	八尾市美園町4-109-3	072-998-2669	-	0.5m未満
	医療法人徳洲会介護老人保健施設八尾徳洲苑	ミ	八尾市荘内町1-2-35	072-991-2291	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	医療法人長寿会長寿診療所	ミ	八尾市宮町1-1-5	072-925-0390	-	0.5m未満
	医療福祉生活協同組合おおさか八尾クリニック	ヤ	八尾市八尾木6-100	072-925-8729	-	0.5m未満
	医療法人幸晴会中谷クリニック	ヤ	八尾市八尾木北3-123	072-993-5585	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	医療法人山田医院	ヤ	八尾市山本町4-1-14	072-924-6309	-	0.5~1.0m 未満
	医療法人修智会北川整形外科クリニック	ヤ	八尾市山本町南1-10-11	072-923-8141	-	1.0~2.0m 未満
短期入所生活介護	八尾老原の風 にしがきショートステイゆめゆめらいふ	オ	八尾市老原3-11-3	072-997-0200	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	特別養護老人ホーム幸寿	オ	八尾市太田3-192-2	072-949-0170	5.0m以上	0.5m未満
	特別養護老人ホーム高秀苑	カ	八尾市桂町5-11-6	072-922-5355	-	0.5m未満
	特別養護老人ホーム萱振苑	カ	八尾市萱振町5-10	072-999-2077	-	0.5m未満
	特別養護老人ホーム久宝寺愛の郷	キ	八尾市久宝寺3-15-38	072-924-5660	2.0~5.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	特別養護老人ホーム長生園	コ	八尾市光南町1-4-8	072-991-5837	-	0.5m未満
	特別養護老人ホームピュア	コ	八尾市郡川2-33-1	072-941-5755	-	0.5~1.0m 未満
	特別養護老人ホーム吉兆苑	サ	八尾市幸町6-33-2	072-999-1500	-	1.0~2.0m 未満
	ショートステイ楽寿	ジ	八尾市神宮寺1-154	072-943-3603	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	特別養護老人ホームホーム太子堂	タ	八尾市太子堂4-1-32	072-996-0026	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	特別養護老人ホームあすか八尾	タ	八尾市太子堂4-2-33	072-925-7501	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	特別養護老人ホーム第二長生園永祥庵短期入所	タ	八尾市高美町1-3-57	072-995-0115	0.5m未満	0.5~1.0m 未満
	パナソニックエイジフリーケアセンター八尾高安・ショートステイ	タ	八尾市高安町南6-59-5	072-923-2463	0.5m未満	0.5m未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム成法苑	ミ	八尾市南本町 3-4-5	072-994-8001	-	0.5m 未満
	特別養護老人ホーム第二成法苑つむぎ	ミ	八尾市南本町 3-5-37	072-922-3001	-	0.5~1.0m 未満
短期入所療養介護	医療法人貴島会 介護老人保健施設ノーブル楽音寺	ガ	八尾市楽音寺 3-5	072-941-8005	-	0.5m 未満
	介護老人保健施設あおぞら	ヌ	八尾市沼 1-41	072-948-2545	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	介護老人保健施設スローライフ八尾	フ	八尾市福栄町 1-12	072-990-0100	2.0~5.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	介護医療院新井病院	ミ	八尾市美園町 4-156-3	072-999-5060	-	0.5m 未満
	医療法人徳洲会介護老人保健施設八尾徳洲苑	ミ	八尾市荘内町 1-2-35	072-991-2291	5.0m 以上	2.0~3.0m 未満
	地域密着型通所介護	デイサービスセンター青山	ア	八尾市青山町 1-3-30	072-992-1574	0.5m 未満
	リハビリケア明美町リハビリデイサービス	ア	八尾市明美町 2-1-28	072-999-6846	0.5m 未満	0.5m 未満
	デイサービスきらり	イ	八尾市泉町 2-14-3	072-911-4193	-	0.5~1.0m 未満
	ポラリスデイサービスセンター八尾老原	オ	八尾市老原 1-14-3	072-990-0165	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ハピネス八尾デイサービスセンター	オ	八尾市太田新町 3-88-1	072-948-8008	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	デイサービスセンターラポール	オ	八尾市刑部 3-43-1	072-999-0909	0.5m 未満	0.5m 未満
	リハビリ・スタジオおんぢなかまち	オ	八尾市恩智中町 4-245	072-970-6306	-	0.5m 未満
	エスプリ介護デイサービス	オ	八尾市恩智南町 5-103-2	072-940-1006	-	0.5~1.0m 未満
	デイサービスタ風	カ	八尾市垣内 3-73	072-943-1995	-	0.5~1.0m 未満
	リハビリ特化型デイサービスパンダ	カ	八尾市春日町 1-9-21 パシコホ 1階	072-929-9755	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	デイサービスめぐみ	カ	八尾市春日町2-6-3	072-992-8341	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	はくとう春日デイサービスセンター	カ	八尾市春日町 4-5-3	072-998-8733	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	デイサービスセンターいのうえ	カ	八尾市萱振町 5-11-6	072-992-3023	-	0.5m 未満
	笑顔デイサービス	カ	八尾市上之島町北 1-10-14	072-923-6333	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	リハビリデイサービスセンターアクア	キ	八尾市北木の本 5-86 ライラックレインボー 北木の本 101	072-976-4554	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	リトルガーデンすてっぷ	キ	八尾市北本町 2-9-22	072-975-5900	-	0.5m 未満
	デイサービス P i P i	キ	八尾市北木の本4-72-1	072-990-5770	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	レコードブック久宝寺口	キ	八尾市久宝園1-59-1	072-929-8046	-	0.5m 未満
	デイサービスくつろぎの里久宝寺店	キ	八尾市久宝寺 2-2-3	072-929-3188	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	桃源之郷デイサービス	ク	八尾市楠根町 4-41-4	072-929-9480	-	1.0~2.0m 未満
	ポラリスデイサービスセンター八尾山本	コ	八尾市小阪合町 4-5-4	072-999-6112	-	0.5m 未満
	ビーナスプラス八尾	コ	八尾市小畑町 2-33-21	072-924-7400	-	0.5m 未満
	通所介護事業デイサービスセンター吉兆苑	サ	八尾市幸町 6-33-2	072-999-1500	-	1.0~2.0m 未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
地域密着型 通所介護	デイサービスフラワー	サ	八尾市桜ヶ丘 2-237	072-997-9560	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	リハビリテーション専門型デイサービスひなぎく	サ	八尾市桜ヶ丘 3-74	072-983-6866	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	ムグンファ	シ	八尾市志紀町 3-30	072-949-1521	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	機能訓練デイサービスR&Bぷらす	タ	八尾市田井中4-31	072-940-6640	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	デイサービスはあとふる・あい	テ	八尾市天王寺屋 5-133	072-948-6607	-	0.5~1.0m 未満
	デイサービス富士	ナ	八尾市長池町 2-45-22	072-945-6100	-	0.5m 未満
	山本苑デイサービスセンター	ナ	八尾市長池町 3-21-1	072-996-5681	-	0.5~1.0m 未満
	お元気さまデイサービス愛の輪	ナ	八尾市中田 5-60	072-990-5260	2.0~5.0m 未満	2.0~3.0m 未満
	リハビリスペース木の香	ニ	八尾市西山本町 2-10-11 ロイヤル山本 102号	072-968-7205	-	0.5m 未満
	わかばデイサービス	ヌ	八尾市沼 1-68-20	072-948-5345	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	デイサービスいちごいちえ	ヒ	八尾市東久宝寺 3-11-26	072-922-4167	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	樹楽団らんの家八尾	ヒ	八尾市光町 1-25	072-920-7803	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	福寿ケアハウスデイサービスセンター	フ	八尾市福万寺町 3-12-2	072-925-1122	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	デイサービスひらおか	ホ	八尾市本町 3-4-2	072-920-7480	-	0.5~1.0m 未満
	デイサービスBee:本町店	ホ	八尾市本町5-1-31	072-970-6605	-	0.5m未満
	リハビリデイサービスおけいこ	ミ	八尾市南亀井町 2-3-56	072-991-6911	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	Optis小阪合	ミ	八尾市南小阪合町 1-1-12	072-920-4231	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	リハまーる	ミ	八尾市南本町 3-1-30	072-999-6339	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	八尾市立デイサービスセンター	ミ	八尾市南本町 8-4-5	072-993-0294	-	0.5m 未満
	トレーニングデイサービス元気	ミ	八尾市宮町 1-6-4	072-990-1875	-	0.5m 未満
	グランドスマイルデイサービスセンター	ヤ	八尾市八尾木北 2-41-2 あひるビル1階	072-940-7737	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	デイサービスさくらんぼ	ヤ	八尾市山本町北 3-9-10	072-940-6630	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	デイサービスすいせん	ヤ	八尾市山本町北 7-8-3	072-992-2727	-	0.5m 未満
	トータルケア八尾デイサービスセンター	ヤ	八尾市山本町北 4-8-10	072-920-7306	-	0.5~1.0m 未満
デイサービスハート	ユ	八尾市弓削町 1-83	072-920-2201	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満	
デイサービスR&B	ユ	八尾市弓削町 3-27	072-968-7739	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満	
リハビリ特化型デイサービスニコット	ワ	八尾市若草町3-46	072-923-8818	0.5m未満	0.5~1.0m 未満	
リハビリデイサービスワンステップ	ワ	八尾市若林町 3-116	072-915-0558	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満	
認知症対応 型通所介護	デイサービスセンターサポートやお	ア	八尾市青山町 4-4-18	072-925-1176	-	0.5~1.0m 未満
	ニチケアセンター八尾萱振 認知 症対応型通所介護	カ	八尾市萱振町 7-71-2	072-995-6111	-	0.5~1.0m 未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
認知症対応型通所介護	通所介護事業デイサービスセンター吉兆苑	サ	八尾市幸町 6-33-2	072-999-1500	-	1.0~2.0m 未満
	デイサービスセンターつむぎ	ミ	八尾市南本町 3-5-37	072-922-3004	-	0.5~1.0m 未満
	デイサービス愛生(たかやす)	ヤ	八尾市山本高安町 2-3-8	072-998-2874	-	0.5m 未満
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム福老	ヒ	八尾市東山本町 6-9-16	072-945-2960	2.0~5.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	小規模多機能ホームよおぎ	ヤ	八尾市八尾木 6-100	072-925-8728	-	0.5m 未満
認知症対応型共同生活介護	グループホームソラストいずみ八尾	イ	八尾市泉町 1-2	072-993-1250	-	0.5~1.0m 未満
	グループホームしぎのさと恩智	カ	八尾市垣内 1-182	072-968-9830	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	ニチイケアセンター八尾萱振 認知症対応型共同生活介護	カ	八尾市萱振町7-71-2	072-995-6111	-	0.5~1.0m 未満
	グループホームスローライフ八尾南	キ	八尾市木の本 2-186	072-997-0105	2.0~5.0m 未満	2.0~3.0m 未満
	医療法人幸晴会 こうせい苑グループホーム	キ	八尾市北木の本 5-6-1	072-923-1102	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	グループホーム吉兆苑	サ	八尾市幸町 6-33-2	072-999-1500	-	1.0~2.0m 未満
	グループホーム桜ヶ丘	サ	八尾市桜ヶ丘 1-20	072-945-3030	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	グループホームすみれ八尾	タ	八尾市太子堂 2-4-6	072-922-0007	2.0~5.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	医療法人幸晴会第二こうせい苑グループホーム	ナ	八尾市中田 3-54-26	072-925-7833	0.5m 未満	0.5m 未満
	グループホームうれし家・たのし家	ヒ	八尾市東山本町 6-9-35 サビ ^o アイツ I 2 階	072-944-8787	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	あすか八尾グループホーム	ミ	八尾市南太子堂 4-1-14 サライズ ^o 東宝 2 階	072-925-7111	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	グループホーム穴太のせせらぎ	ミ	八尾市宮町 3-4-52	072-929-0223	-	0.5~1.0m 未満
	医療福祉生協おおさか グループホームよおぎ	ヤ	八尾市八尾木 6-100	072-925-8730	-	0.5m 未満
	ケアホーム愛生(たかやす)	ヤ	八尾市山本高安町 2-3-8	072-998-2874	-	0.5m 未満
	グループホームここから陽光園	ヨ	八尾市陽光園 1-5-11	072-995-3230	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
地域密着型介護老人福祉施設	ことほぎ	オ	八尾市太田 3-198-2	072-949-0102	5.0m 以上	0.5~1.0m 未満
	特別養護老人ホームはくとう春日	カ	八尾市春日町 4-5-3	072-998-8733	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	地域密着型特別養護老人ホームノーブル高砂	サ	八尾市幸町 3-108-1	072-990-1210	-	0.5~1.0m 未満
	特別養護老人ホーム楽寿	ジ	八尾市神宮寺 1-154	072-943-3603	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	特別養護老人ホーム第二長生園永祥庵	タ	八尾市高美町 1-3-57	072-995-0115	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	特別養護老人ホーム第二成法苑つむぎ	ミ	八尾市南本町 3-5-37	072-922-3001	-	0.5~1.0m 未満
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホームあぶり	オ	八尾市太田 7-55-6	072-948-6537	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	かんたき八尾北本町	キ	八尾市北本町 4-7-14	072-923-9000	-	0.5m 未満
	看護多機能エスプリ	キ	八尾市教興寺 2-40	072-943-8866	-	0.5m 未満
	看護小規模多機能ホーム中谷	サ	八尾市桜ヶ丘 2-121-6	072-992-8080	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護ピースマインド	ホ	八尾市本町1-1-19 YHSビル3階	072-990-3500	0.5m未満	0.5m未満
	ナーシングホームこもれび	ミ	八尾市南本町4-1-11	072-929-8953	0.5m未満	0.5m未満
	看護小規模多機能型居宅介護桃李	ヤ	八尾市山本町南5-3-4	072-999-1113	-	0.5m未満
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム幸寿	オ	八尾市太田 3-192-2	072-949-0170	5.0m以上	0.5m未満
	特別養護老人ホーム高秀苑	カ	八尾市桂町 5-11-6	072-922-5355	-	0.5m未満
	特別養護老人ホーム萱振苑	カ	八尾市萱振町 5-10	072-999-2077	-	0.5m未満
	特別養護老人ホーム久宝寺愛の郷	キ	八尾市久宝寺 3-15-38	072-924-5660	2.0~5.0m未満	1.0~2.0m未満
	特別養護老人ホーム長生園	コ	八尾市光南町 1-4-8	072-991-5837	-	0.5m未満
	特別養護老人ホームピュア	コ	八尾市郡川 2-33-1	072-941-5755	-	0.5~1.0m未満
	特別養護老人ホーム吉兆苑	サ	八尾市幸町 6-33-2	072-999-1500	-	1.0~2.0m未満
	特別養護老人ホームホーム太子堂	タ	八尾市太子堂 4-1-32	072-996-0026	2.0~5.0m未満	0.5~1.0m未満
	特別養護老人ホームあすか八尾	タ	八尾市太子堂 4-2-33	072-925-7501	2.0~5.0m未満	0.5~1.0m未満
	特別養護老人ホーム成法苑	ミ	八尾市南本町 3-4-5	072-994-8001	-	0.5m未満
介護老人保健施設	医療法人貴島会 介護老人保健施設ノーブル楽音寺	ガ	八尾市楽音寺 3-5	072-941-8005	-	0.5m未満
	介護老人保健施設あおぞら	ヌ	八尾市沼 1-41	072-948-2545	2.0~5.0m未満	0.5~1.0m未満
	介護老人保健施設スローライフ八尾	フ	八尾市福栄町 1-12	072-990-0100	2.0~5.0m未満	1.0~2.0m未満
	医療法人徳洲会介護老人保健施設八尾徳洲苑	ミ	八尾市荘内町 1-2-35	072-991-2291	5.0m以上	2.0~3.0m未満
介護医療院	貴島病院本院介護医療院	ガ	八尾市楽音寺 3-33	072-941-1499	-	0.5m未満
	介護医療院新井病院	ミ	八尾市美園町 4-156-3	072-999-5060	-	0.5m未満
養護老人ホーム	八尾市立養護老人ホーム 心合寮	ア	八尾市青山町 4-4-18	072-925-1177	-	0.5~1.0m未満
軽費老人ホーム	ふじの里	カ	八尾市萱振町 1-51	072-996-7913	0.5m未満	0.5~1.0m未満
	山本苑	ナ	八尾市長池町 3-21-1	072-996-5681	-	0.5~1.0m未満
軽費老人ホーム(ケアハウス)	ハピネス八尾	オ	八尾市太田新町3-88-1	072-948-8008	2.0~5.0m未満	0.5~1.0m未満
	グレイス八尾	タ	八尾市太子堂4-2-37	072-924-2882	2.0~5.0m未満	0.5~1.0m未満
	ケアハウス山本苑	ナ	八尾市長池町3-21-9	072-996-5681	-	0.5~1.0m未満
	福寿ケアハウス	フ	八尾市福万寺町3-12-2	072-925-1800	1.0~2.0m未満	1.0~2.0m未満
	やまなみ	ミ	八尾市大字都塚50-1	072-991-8680	0.5~1.0m未満	0.5~1.0m未満
老人福祉センター	八尾市立桂老人福祉センター	カ	八尾市桂町 3-11	072-999-0820	-	0.5m未満
	八尾市老人福祉センター	ホ	八尾市本町 2-4-10	072-924-8658	0.5m未満	0.5~1.0m未満
	八尾市立安中老人福祉センター	ヤ	八尾市安中町 8-15-12	072-994-2311	-	0.5m未満

【有料老人ホーム 100施設】

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
有料老人ホーム	介護付有料老人ホームエナジー青山	ア	八尾市青山町 3-1-12	072-991-8178	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	住宅型有料老人ホーム幸曙川東	ア	八尾市曙川東8-134-2	06-4307-6731	0.5~1.0m 未満	0.5m 未満
	フォーユー八尾	オ	八尾市老原 4-98	072-999-6375	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	医療法人仁悠会 住宅型有料老人ホーム シュエットホームリボン	オ	八尾市老原 8-6-1	072-968-7852	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	ビハーラ・ワタナベ	オ	八尾市大字大窪 1132-2	072-943-7611	-	0.5~1.0m 未満
	有料老人ホームAS PARK太田	オ	八尾市太田 8-2-1	072-949-7577	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	ビーバー八尾苑	オ	八尾市恩智中町 2-13	072-943-6304	-	0.5m 未満
	住宅型有料老人ホームすみれ中町緑	オ	八尾市恩智中町 3-140-3	072-943-1224	0.5m 未満	-
	カサブランカ桂町	カ	八尾市桂町 3-14-6	072-975-6070	-	0.5m 未満
	克蘭コート八尾上尾町	カ	八尾市上尾町1-21-1	072-998-2201	0.5m 未満	0.5m 未満
	フォーユー八尾山本	カ	八尾市上之島町北 1-57-6	072-992-2878	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	サラサ八尾	カ	八尾市上之島町南 4-41-2	072-925-2121	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	スーパー・コート八尾	キ	八尾市北亀井町 3-2-31	072-929-4850	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	介護付有料老人ホーム花咲	キ	八尾市北本町 2-10-50	072-925-7107	-	0.5m 未満
	リーガルシニア八尾北本町	キ	八尾市北本町 3-13-33	072-991-1777	-	0.5m 未満
	有料老人ホーム歓	キ	八尾市木の本2-186	072-997-0210	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	有料老人ホームシェアハウスくつろぎ	キ	八尾市久宝寺 2-2-3	072-929-3188	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	コンフォート多宝・八尾	キ	八尾市教興寺 3-132	072-941-3500	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	はいらいふ八尾	コ	八尾市小畑町 3-29-1	072-975-5480	-	0.5m 未満
	住宅型有料老人ホーム克蘭コート八尾幸町	サ	八尾市幸町 3-94-10	072-968-9491	-	0.5~1.0m 未満
	八尾志紀マリアヴィラ	シ	八尾市志紀町 1-18-1	072-920-5428	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	ニュールクス八尾	シ	八尾市新家町 5-57-1	072-920-7427	-	1.0~2.0m 未満
	有料老人ホームハピネスひまわりの里	ジ	八尾市神宮寺2-154	072-992-7621	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	有料老人ホーム夕陽紅	ス	八尾市末広町 5-3-14	072-927-9126	-	0.5m 未満
	八尾みとうの里	タ	八尾市田井中 1-233-2	072-948-1400	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	フォーユー八尾北	タ	八尾市高砂町 1-22-9	072-928-1661	-	0.5m 未満
	リーガルシニア八尾	タ	八尾市高砂町 1-75-8	072-925-0111	-	0.5m 未満
	善幸苑 竹淵	タ	八尾市竹淵1-205-3	06-6707-4110	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	有料老人ホームきらきら	タ	八尾市竹淵1-136-2	06-6701-0500	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	克蘭コート八尾参番館	タ	八尾市竹淵 1-192-1	06-6105-2375	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
ソルケア八尾中田	ナ	八尾市中田2-43-2	072-990-1151	-	0.5m 未満	

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
有料老人ホーム	有料老人ホームピュアネス八尾中田	ナ	八尾市中田3-46-1	072-923-7557	0.5m未満	0.5m未満
	住宅型有料老人ホームよつば	ニ	八尾市西高安町4-3-1	072-900-2210	-	0.5m未満
	ナーシングホーム クランコート八尾式番館	ヌ	八尾市沼1-114	072-970-6580	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	有料老人ホームハビネス小桜の里	ヌ	八尾市沼2-8-1	072-943-2631	2.5~5.0m 未満	0.5m未満
	有料老人ホームハビネスゆずの里	ヌ	八尾市沼2-96-1	072-920-1535	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	住宅型有料老人ホームメディケア緑	ヌ	八尾市沼2-125	072-970-5102	2.0~5.0m 未満	0.5m未満
	PDハウス八尾	ヒ	八尾市東本町 4-2-8	072-990-3383	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	ひよりレジデンス	フ	八尾市福万寺町 3-31-3	072-924-7890	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	グレースヴィラ八尾本町	ホ	八尾市本町 4-1-3	072-943-3457	-	0.5m 未満
	スワンの里ハイツ I	ホ	八尾市本町7-14-10	072-994-8528	-	0.5~1.0m 未満
	住宅型有料老人ホームクランコート八尾	ミ	八尾市水越 1-79-1	072-943-2168	-	0.5m 未満
	住宅型有料老人ホームクレスト八尾	ミ	八尾市南植松町 3-34-1	072-975-6635	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	住宅型有料老人ホームかい花 八尾	ミ	八尾市南亀井町 1-1-35	072-990-1805	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	いろどり八尾	ヤ	八尾市八尾木北 5-121	072-968-8730	0.5m 未満	0.5m 未満
	有料老人ホームさとやま	ヤ	八尾市安中町 9-1-12	072-990-3108	-	1.0~2.0m 未満
	住宅型有料老人ホームH I B I S U 八尾	ヤ	八尾市安中町 7-4-16	072-970-6322	-	0.5m 未満
	しろばと有料老人ホーム	ヤ	八尾市山賀町3-19-5	072-970-5556	-	0.5~1.0m 未満
	高齢者住居サントリナ	ヤ	八尾市山本町 2-2-15	072-951-2991	-	0.5m 未満
	リーガルシニア河内山本	ヤ	八尾市山本町南2-1-4	072-990-0280	-	0.5m未満
	リライズ八尾	ヤ	八尾市山本町南 8-1-20	072-920-4171	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホーム該当)	あまのがわ八尾	ア	八尾市相生町 2-3-11	072-975-5500	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	ケア・ブリッジ青山町	ア	八尾市青山町 4-4-22	072-920-7000	0.5m 未満	0.5m 未満
	ノーブル青山	ア	八尾市青山町 4-7-1	072-998-0028	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	寿樹苑	ア	八尾市曙川東 8-120-1	072-990-3333	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	ジ・アール(慈亜留)旭ヶ丘	ア	八尾市旭ヶ丘3-7-5	072-992-0515	-	0.5m未満
	ノーティスタ 久宝寺	ア	八尾市跡部本町1-1-30	072-991-0100	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ケア・ブリッジ八尾老原	オ	八尾市老原 7-92-3	072-942-2681	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ビーバープレイス八尾南	オ	八尾市太田 4-16-1	072-970-6122	5.0m 以上	0.5~1.0m 未満
	サービス付き高齢者向け住宅あぶり八尾太田	オ	八尾市太田 7-54-1	072-920-4165	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	デイサービス・生活支援サービス付き高齢者向け住宅 ラポール老番館	オ	八尾市刑部 3-43-1	072-999-0909	0.5m 未満	0.5m 未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム該当）	すみれ恩智縁	オ	八尾市恩智北町 1-15	072-940-1510	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	なごやかレジデンス八尾恩智	オ	八尾市恩智中町 2-154-6	072-940-5601	-	0.5~1.0m 未満
	ほほえみはうす	ガ	八尾市楽音寺 1-29-1	072-941-2201	-	0.5m 未満
	ガーデンテラス北本町	キ	八尾市北本町 2-13-7	072-990-1710	-	0.5~1.0m 未満
	ジ・アール（慈亜留）北木の本	キ	八尾市北木の本 5-114	072-993-1331	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	サービス付き高齢者向け住宅八尾の杜	キ	八尾市久宝寺 3-15-39	072-968-8175	2.0~5.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	ルーチェ八尾	ク	八尾市楠根町 4-35-1	072-943-2800	-	1.0~2.0m 未満
	ビーバープレイス光南町	コ	八尾市光南町 1-3-18	072-992-8252	-	0.5m 未満
	サービス付き高齢者向け住宅 長寿の里	コ	八尾市小畑町 3-53-4	072-923-3830	-	0.5m 未満
	だんらん空間いろりの家	サ	八尾市幸町 4-25-2	072-990-1601	-	1.0~2.0m 未満
	すみれパレス八尾	サ	八尾市桜ヶ丘 1-3	072-943-0617	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	サービス付き高齢者向け住宅あぶり志紀	シ	八尾市志紀町南 3-176-1	072-949-0088	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	サービス付き高齢者向け住宅ラフィナーネの郷	ソ	八尾市荘内町 1-11-1	072-947-0882	0.5m 未満	0.5m 未満
	サービス付き高齢者向け住宅 アットホームこころ	タ	八尾市高砂町 1-53-8	072-990-5606	-	0.5m 未満
	愛の輪パレス高美	タ	八尾市高美町 1-4-18	072-928-6627	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	ゆるり高安	タ	八尾市高安町北 1-85-1	072-999-4165	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	ゆるり山本	タ	八尾市高安町北 4-1-1	072-998-4165	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	クレインパレス八尾中田	ナ	八尾市中田 4-41-1	072-976-4301	-	0.5m 未満
	ハピネス桜の里	ヌ	八尾市沼 2-8-1	072-943-2610	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	ジ・アール（慈亜留）中田 2号館	ナ	八尾市中田 3-44	072-992-1222	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	ジ・アール（慈亜留）中田	ナ	八尾市中田 3-47-1	072-993-1155	0.5m 未満	0.5m 未満
	ひなた八尾	ヒ	八尾市東久宝寺 2-3-8	072-990-2660	-	0.5m 未満
	そうせい山本	ヒ	八尾市東山本町 8-6-36	072-968-7748	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	コスモスコート東山本	ヒ	八尾市東山本新町 2-10-16	072-924-8033	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	サービス付き高齢者向け住宅ハート	ヒ	八尾市東弓削 1-159	072-949-5063	-	0.5~1.0m 未満
	エクラットホーム リボン	ホ	八尾市本町 7-3-20	072-993-0608	0.5m未満	0.5~1.0m 未満
	アマポーラⅡ	ミ	八尾市美園町 4-109-3	072-928-5515	-	0.5m 未満
	ココファン八尾	ミ	八尾市南木の本 4-100-3	072-991-3361	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	ほのか八尾	ミ	八尾市南久宝寺 1-54-1	072-928-6701	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ことこと久宝寺	ミ	八尾市南久宝寺 1-76-1	072-975-5676	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
サービス付き高齢者向け住宅(有料老人ホーム該当)	なごやかレジデンス八尾南本町	ミ	八尾市南本町 1-1-40	072-928-4907	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	サービス付き高齢者向け住宅 つむぎ	ミ	八尾市南本町 3-5-37	072-922-3007	-	0.5~1.0m 未満
	こまめ庵	ミ	八尾市南本町6-7-16	072-923-6000	0.5m未満	0.5~1.0m 未満
	ほほえみはうすⅡ	ミ	八尾市南本町 7-4-11	072-992-0660	-	0.5~1.0m 未満
	サービス付き高齢者向け住宅 あぶり八尾都塚	ミ	八尾市都塚南 1-14	072-995-6511	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	いちごいちえ	ヤ	八尾市八尾木 4-17-1	072-921-8383	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	愛の輪パレス 八尾木	ヤ	八尾市八尾木北 2-48-1	072-928-6755	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ジ・アール(慈亜留)八尾木	ヤ	八尾市八尾木北 6-30	072-992-2125	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	クレインパレス八尾安中	ヤ	八尾市安中町 7-5-23	072-990-3056	-	0.5m未満

【障がい者福祉施設等 264施設】

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
短期入所	八尾市立養護老人ホーム心合寮	ア	八尾市青山町 4-4-18	072-925-1177	-	0.5~1.0m 未満
	ショートステイ虹(こう)	オ	八尾市老原 4-93-1 メロディハウス 103号	072-993-0294	-	0.5m未満
	短期入所事業所 音	オ	八尾市老原 7-81-2	072-991-5800	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	ノーサイドCLUB	オ	八尾市恩智北町 1-188-1	072-983-6886	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ショートステイ「めろでい」	ガ	八尾市楽音寺 1-85-1	072-940-3100	-	0.5~1.0m 未満
	特別養護老人ホームホーム太子堂	タ	八尾市太子堂 4-1-32	072-996-0026	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	すずらんの家	タ	八尾市高砂町 1-75-2	072-999-1153	-	0.5m未満
	ピース八尾	ナ	八尾市中田 1-3 友田 コーポ 141	070-8319-1421	-	0.5~1.0m 未満
	すまいるふあーむ	ヒ	八尾市東町 6-202	072-999-1880	0.5m未満	0.5m未満
	八尾市立障害者総合福祉センター	ミ	八尾市南本町 8-4-5	072-993-0294	-	0.5m未満
	ショートステーション風	ヤ	八尾市八尾木東 3-8	072-990-6644	0.5m未満	0.5m未満
生活介護	Lanka	ア	八尾市曙川東 4-5	072-983-6096	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	老原デイサービスセンター愛の輪	オ	八尾市老原 1-61-3	072-928-0230	-	0.5m未満
	あけぼのホーム	オ	八尾市老原 8-41	072-993-9957	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ライフサポートおいばら	オ	八尾市老原 8-52-1	072-991-5800	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	生活介護ノーサイドLABO	オ	八尾市恩智北町 1-186-1	072-983-6886	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ノーサイドCLUB	オ	八尾市恩智北町 1-188-1	072-983-6886	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	児童発達支援・放課後デイサービス・医療的ケア児等 Egg River	カ	八尾市春日町 1-4-4 たまごビル 3F	072-991-3398	1.0~2.0m 未満	0.5m未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
生活介護	CLAN八尾南館	カ	八尾市上尾町 1-21-3	072-998-3922	0.5m 未満	0.5m 未満
	ゆうとおんはーと	カ	八尾市萱振町 7-68-1	072-926-6200	-	0.5~1.0m 未満
	ゆうとおんほーぷ	カ	八尾市萱振町 7-73-2	072-927-1300	-	0.5~1.0m 未満
	ゆうとおんうゑーぷ	キ	八尾市久宝園 2-30-4	072-926-1543	-	0.5m 未満
	障がい者生活介護八尾の杜	キ	八尾市久宝寺 3-15-39	072-943-0089	2.0~5.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	CLAN八尾	サ	八尾市幸町 4-70-1	072-928-5639	-	1.0~2.0m 未満
	ふわふわ	タ	八尾市高砂町 2-45-36	072-975-5125	-	0.5m 未満
	生活介護もみじ	タ	八尾市高砂町 4-71-2	072-926-7074	-	0.5m 未満
	お元気さまデイサービス愛の輪	ナ	八尾市中田 5-60	072-990-5260	-	0.5m 未満
	ひばり作業所	ニ	八尾市西高安町 3-18-3	072-998-7650	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	ワクワクセンターひばり	ニ	八尾市西高安町 3-19	072-943-3556	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	しょうがいデイサービスあい	ハ	八尾市服部川 1-48	072-941-0606	-	0.5m 未満
	障がい福祉サービス「きっと」	ミ	八尾市南植松町 1-27-8	072-990-1017	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	えいるいきいきはうす	ミ	八尾市南亀井町 2-3-42 プレアール南亀井 I-1A	072-968-8361	2.0~5.0 未満	0.5m 未満
	八尾市立障害者総合福祉センター	ミ	八尾市南本町 8-4-5	072-993-0294	-	0.5m 未満
	スマイルクオ八尾	ヤ	八尾市八尾木北 5-107-2	072-999-7755	-	0.5m 未満
	生活支援センター風	ヤ	八尾市八尾木東 3-8	072-990-6644	0.5m 未満	0.5m 未満
	共働作業所風	ヤ	八尾市八尾木東 3-9	072-990-6644	0.5m 未満	0.5m 未満
	ワークショップはな花	ヤ	八尾市安中町 5-3-11	072-928-0002	0.5m 未満	0.5m 未満
	障がい福祉サービスひまわり	ヤ	八尾市山本町北 7-1-32	072-997-5015	-	0.5m 未満
アライブケア	ワ	八尾市若林町 1-87 クロスティ八尾南壱番館	072-975-5905	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満	
就労継続支援(A型)	なごやか八尾	ア	八尾市跡部南の町 2-1-15	072-940-7227	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	思いやり就労支援センター	オ	八尾市刑部 1-179	072-920-7970	-	0.5m 未満
	ワークステーションゆず	キ	八尾市北本町 2-2 ベントモール八尾 3 番街 26	072-940-6950	0.5m 未満	0.5m 未満
	テイラーズ・ギルド	キ	八尾市久宝園 1-110	072-943-1647	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	あっぱれ	キ	八尾市教興寺 3-85	072-983-6823	-	1.0~2.0m 未満
	ユニバーサルサポート	サ	八尾市佐堂町 3-2-7 ジャングビル 2 階	072-923-6336	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	就労支援 団	シ	八尾市志紀町 3-19-1 松井志紀駅ビル 405	072-940-6106	0.5m~1.0m 未満	0.5m 未満
	就労支援センターらいふ	タ	八尾市高美町 4-8-3 ファミリースクエアビル 1 階	072-992-7718	-	0.5m 未満
	ネクストケア	タ	八尾市高安町南 1-54	072-968-9241	0.5m~1.0m 未満	0.5m 未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
就労継続支援（A型）	ピアワークステーションクロノス	テ	八尾市天王寺屋 1-50B号	072-911-0024	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	A s t r o	ヒ	八尾市東太子 2-6-4 藤岡ビル1階	072-943-1310	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	障がい者福祉作業所アドバンス	ヒ	八尾市東本町 3-9-19 パティ八尾 512号室	072-928-0088	0.5~1.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	アドバンスウィング	マ	八尾市松山町 1-1-1	072-928-0088	0.5m未満	0.5~1.0m 未満
	特定非営利活動法人 八尾自立支援センター	ミ	八尾市南亀井町 4-63-1	072-925-1271	5.0m以上	2.0~3.0m 未満
	はばたき作業所	ヤ	八尾市八尾木北 1-39	072-990-5855	0.5m未満	0.5m未満
就労継続支援（B型）	カルガモ	オ	八尾市老原 1-154	072-991-6101	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	そらいえ	オ	八尾市太田 7-49-3 ラークハイツ1階	072-940-6747	2.0~5.0m 未満	0.5m未満
	就労支援B型 フッキー	オ	八尾市刑部 3-51-1	072-927-0001	0.5m未満	0.5m未満
	B型就労支援わかば八尾	オ	八尾市恩智北町 1-14	072-929-8471	0.5m~1.0m 未満	0.5m未満
	つくしんぼ作業所	ガ	八尾市楽音寺 1-84	072-940-1212	-	0.5~1.0m 未満
	グランドライン	カ	八尾市桂町 5-46-31	072-990-3955	-	0.5~1.0m 未満
	ライズロード	カ	八尾市萱振町 4-49-17	072-990-0777	0.5~1.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	ゆうとおんはーと	カ	八尾市萱振町 7-68-1	072-926-6200	-	0.5~1.0m 未満
	ゆうとおんほーぷ	カ	八尾市萱振町 7-73-2	072-927-1300	-	0.5~1.0m 未満
	楽園（パラダイス）八尾	キ	八尾市北久宝寺 1-1-27	072-991-0246	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ゆうとおんうゑーぶ	キ	八尾市久宝園 2-30-4	072-926-1543	-	0.5m未満
	紬	キ	八尾市久宝寺 3-1-22	072-992-0225	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	みのり	キ	八尾市久宝寺 3-15-21	072-991-5651	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	もくれん	キ	八尾市久宝寺 6-6-7	072-968-9972	0.5m~1.0m 未満	0.5m未満
	P i c a P i c a 作業所	ク	八尾市空港 1-146-2	072-997-7475	2.0~5.0m 未満	2.0~3.0m 未満
	ゆうあい作業所	コ	八尾市光南町 1-2-27 沼卯ビル204号	072-924-8653	0.5m未満	0.5m未満
	c a f e R O W A N	サ	八尾市桜ヶ丘 1-1 松本コンパクトオフィスD号	072-970-6097	-	0.5m未満
	桜ヶ丘あすく	サ	八尾市桜ヶ丘 2-220 101, 104	072-997-7286	0.5m未満	0.5~1.0m 未満
	らいふわーく八尾	サ	八尾市佐堂町 2-2-19	072-970-6019	-	0.5m未満
	l i n o	シ	八尾市志紀町西 4-61	072-946-6353	0.5~1.0m 未満	0.5m未満
	就労継続支援事業所ほはば	シ	八尾市新家町 7-1-6	072-970-5533	-	1.0~2.0m 未満
	就労継続支援B型事業所ブライスレス	ス	八尾市末広町 5-3-14	072-935-9235	-	0.5m未満
	ワーク・すずらん	タ	八尾市高砂町 1-75-18	072-999-1153	-	0.5m未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
就労継続支援（B型）	ネクストワン	タ	八尾市高安町南 5-1-1	072-990-3591	0.5m～1.0m 未満	0.5m 未満
	ピアワークステーションクロノス	テ	八尾市天王寺屋 1-50 B号	072-911-0024	2.0～5.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	ちのくらぶ	テ	八尾市天王寺屋 3-6	072-949-5740	-	1.0～2.0m 未満
	クオーレ	テ	八尾市天王寺屋 7-89- 1	072-911-2977	0.5～1.0m 未満	1.0～2.0m 未満
	河内農業福祉作業所	ナ	八尾市中田 1-84-2 田 邊荘 101号室	072-940-6106	0.5～1.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	ひばり作業所	ニ	八尾市西高安町 3-18- 3	072-998-7650	1.0～2.0m 未満	1.0～2.0m 未満
	りんごの木	ニ	八尾市西山本町 4-15- 2	072-993-4330	-	0.5m 未満
	メイク	ヌ	八尾市沼 1-78-5	072-940-6007	2.0～5.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	アントレー	ヒ	八尾市東太子 2-3-2 小谷ビル2階	072-915-4558	2.0～5.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	アドバンス インフィニティ	ヒ	八尾市東本町 3-9-19 リパティ八尾 412号室	072-943-1864	0.5m 未満	0.5m～1.0m 未満
	みらいけいかく ドリーム	ヒ	八尾市東山本新町 2- 3-3	072-921-5552	0.5m 未満	1.0～2.0m 未満
	みらいけいかく ウィッシュ	ヒ	八尾市東山本新町 3- 7-19	072-921-5552	1.0～2.0m 未満	1.0～2.0m 未満
	みらいけいかく ホープ	ヒ	八尾市東山本新町 3- 7-21	072-921-5552	2.0～5.0m 未満	1.0～2.0m 未満
	ハートフル	ヒ	八尾市東山本新町 9- 125-6	072-940-7928	1.0～2.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	ワークステーションありんこ	ホ	八尾市本町 3-2-9	072-925-9586	-	0.5m 未満
	アドバンスウィング	マ	八尾市松山町 1-1-1	072-926-8186	0.5m 未満	0.5～1.0m 未満
	「きっと」わーくす	ミ	八尾市南植松町 1-27- 6	072-920-4938	-	0.5 未満
	e' milino	ミ	八尾市南太子堂 2-3-9	072-951-5891	1.0～2.0m 未満	0.5m 未満
	ベーカリーえいか	ミ	八尾市南本町 2-2-20	072-923-8120	0.5m 未満	0.5～1.0m 未満
	すこやかホーム	ミ	八尾市南本町 1-1-2 マツダビル1・2・3階	072-929-8230	0.5m 未満	0.5m 未満
	共働作業所風	ヤ	八尾市八尾木東 3-9	072-990-6644	0.5m 未満	0.5m 未満
	ぷろぐれっそ	ヤ	八尾市安中町 4-3-26	072-970-6485	0.5m～1.0m 未満	-
	スタジオはな花	ヤ	八尾市安中町 6-1-5	072-922-5880	-	0.5m 未満
	アドバンスエデュース	ヤ	八尾市山城町 1-2-5 葛城第一ビル 1F	072-942-7863	-	0.5m 未満
	l a b l a b.	ヤ	八尾市山本町 1-8-17 山本八幡駅前ビル 2F	072-951-2765	-	0.5m 未満
	障がい福祉サービスひまわり	ヤ	八尾市山本町北 7-1- 32	072-997-7286	-	0.5m 未満
	L I N C L E	ヤ	八尾市山本町南 1-7- 12	072-945-1015	-	0.5m 未満
	ダンケ・アーバイト	ヤ	八尾市山本町南 1-9- 34 つばきビル山本南 501号502号	072-989-1714	-	0.5m 未満
	A l i v i o 作業所	ヤ	八尾市山本町南 1-10- 23	072-999-6242	-	0.5m 未満
	障がい就労支援ひなた	ユ	八尾市弓削町 1-22 セブンコーポ志紀1階	072-940-7226	2.0～5.0m 未満	0.5m 未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
就労継続支援（B型）	モコリリ	ヨ	八尾市陽光園 2-6-30	072-975-6464	0.5～1.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	ワーク支援ひだまり	ワ	八尾市若林町 1-76-3 ステーションプラザ八尾南 4F-I	072-976-4238	1.0～2.0m 未満	-
	あらいぶ作業所	ワ	八尾市若林町 1-87 カ スイ壺番館	072-948-3560	2.0～5.0m 未満	0.5m 未満
	就労継続支援B型事業所麦畑	ワ	八尾市若林町 3-143	072-940-6202	2.0～5.0m 未満	0.5m 未満
	就労継続支援B型麦畑二番館	ワ	八尾市若林町 3-143C	072-940-7137	-	0.5m 未満
就労移行支援（一般型）	楽園（パラダイス）八尾	キ	八尾市北久宝寺 1-1- 27	072-991-0246	1.0～2.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	エール近鉄八尾西口	キ	八尾市北本町 1-3-30 ハーモニアス北本町 2 階 201A 号室	072-990-2135	-	0.5m 未満
	ワンモア八尾	ヒ	八尾市光町 2-69 藤増 興産ビル 2 階	072-975-5211	0.5m 未満	0.5m 未満
	アントレー	ヒ	八尾市東太子 2-3-2 小谷ビル 2 階	072-951-4558	2.0～5.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	エール近鉄八尾	ヒ	八尾市東本町 3-6-10 たばこビル 3 階	072-968-9673	0.5m 未満	0.5～1.0m 未満
	LINCLE	ヤ	八尾市山本町南 1-7- 12	072-945-1015	-	0.5m 未満
自立訓練（生活訓練）	紬	キ	八尾市久宝寺 3-1-22	072-992-0225	1.0～2.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	生活訓練事業所ほはば	シ	八尾市新家町 7-1-6	072-970-5533	-	1.0～2.0m 未満
	LINCLE	ヤ	八尾市山本町南 1-7- 12	072-945-1015	-	0.5m 未満
共同生活援助	わおん青山	ア	八尾市青山町 2-9-3	072-926-2945	-	0.5m 未満
	こだま	オ	八尾市老原 3-19-16	072-991-5800	2.0～5.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	グループホーム虹（こう）	オ	八尾市老原 4-93-1 メロディーハウス 103 号	072-993-0294	1.0～2.0m 未満	0.5m 未満
	Green House	オ	八尾市大竹 1-37	072-975-5192	-	0.5m 未満
	グループホーム ココロムやお	オ	八尾市刑部 2-245	072-927-7781	0.5m 未満	0.5m 未満
	共同生活援助事業所麦畑	オ	八尾市太田 3-188-1 フ ローラル八尾 203 号	072-948-6171	2.0～5.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	ゆめサポート	オ	八尾市恩智南町 3-1- 12	072-989-1304	-	0.5m 未満
	生活の場わらゆん	カ	八尾市桂町 1-27-10	072-993-0785	-	0.5～1.0m 未満
	あかねぐも	カ	八尾市桂町 1-27-11	072-929-8660	-	0.5～1.0m 未満
	コスモス第六ホーム	カ	八尾市上尾町 2-26-11	072-998-1138	0.5～1.0m 未満	0.5～1.0m 未満
	グループホームえがお	カ	八尾市上之島町北 1- 51-5	072-921-5315	0.5m 未満	0.5m 未満
	アリエッタ和和	ジ	八尾市神宮寺 2-13	072-990-6644	0.5m～1.0m 未満	0.5m 未満
	すずらんの家	タ	八尾市高砂町 1-75-2	072-983-5300	-	0.5m 未満
	くれよん	タ	八尾市高安町北 2-11	080-9474-0342	1.0～2.0m 未満	0.5m 未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
共同生活援助	わたぼうし	テ	八尾市天王寺屋 7-88 コンフォート四季 107号	072-949-5740	0.5~1.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	仲間の家「ほっと」	ナ	八尾市中田 1-3 友田 コーポ 113号	072-923-2481	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ピース八尾	ナ	八尾市中田 1-3 友田 コーポ 141号	070-8319-1421	-	0.5~1.0m 未満
	いちごハウス	ナ	八尾市中田 2-4-1	072-921-1781	-	0.5m未満
	みんなの家 きづきハウス	ニ	八尾市西久宝寺 6-4 2C	0721-21-8725	0.5m未満	0.5m未満
	ひまわり荘山本	ニ	八尾市西山本町 1-7- 1-203	072-959-2118	-	0.5m未満
	アンジュ	ヌ	八尾市沼 1-41-3	072-970-5515	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	アイル	ヌ	八尾市沼 1-68-73	072-940-6538	2.0~5.0m 未満	0.5m未満
	グローバルツリー	ヒ	八尾市東山本町 1-16- 14	072-940-7373	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	わおん八尾南	ミ	八尾市南木の本 4-36- 42	072-975-6099	2.0~5.0m 未満	0.5m未満
	グループホームE n n e	ミ	八尾市南本町 3-5-3	072-973-6007	-	0.5m未満
	ネオステージ曙川 I	ヤ	八尾市八尾木東 1-74- 1	072-943-3474	0.5m未満	0.5m未満
	グループホーム麦畑二番館	ヤ	八尾市安中町 9-1-54 ブリス八尾 105号	072-992-1511	0.5m未満	0.5m未満
	つちのこ	ヤ	八尾市山城町 5-2-10	072-996-7255	-	0.5m未満
	グループホームc h i l l (チル)	ヤ	八尾市山本高安町 2- 12-27	072-970-6221	-	0.5m未満
	グループホーム支援センターやお 「イブシロン」	ヨ	八尾市陽光園 1-6-5 ガーデン陽光園 305号	072-968-8525	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
児童発達支援センター	八尾市立児童発達支援第2センター	ニ	八尾市西高安町 3-11	072-996-0008	-	1.0~2.0m 未満
	八尾市立児童発達支援第1センター	ヤ	八尾市八尾木 2-90	072-993-3154	0.5m未満	0.5m未満
児童発達支援	児童発達支援ふたば 青山店	ア	八尾市青山町 4-5-25 メゾンカリフ 1階	072-992-5528	0.5m未満	0.5m未満
	放課後デイサービスはつらつ	ア	八尾市曙町 1-151-4	072-998-3033	-	0.5~1.0m 未満
	つぼみ	ア	八尾市旭ヶ丘 5-26-14	072-970-6113	-	0.5m未満
	児童発達支援・放課後等デイサービスすたーりー八尾	ア	八尾市跡部本町 3-2- 27	072-990-2671	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	こばんはうすさくら刑部教室	オ	八尾市刑部 1-183-1 エ クシヴィアベニュー 1 階	072-990-1116	-	0.5m未満
	放課後等デイサービス ノーサイ ド八尾SPA	オ	八尾市恩智北町 1- 186-1	072-983-6886	1.0~2.0m 未満	2.0~3.0m 未満
	ノーサイドHOUSE	オ	八尾市恩智北町 1- 188-1	072-983-6886	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ノーサイドCLUB	オ	八尾市恩智北町 1- 188-1	072-983-6886	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	放課後等デイサービスふたばPL US+	オ	八尾市恩智北町 2- 132-2	072-983-5286	0.5m~1.0m 未満	-
	ぐるんぱ恩智	オ	八尾市恩智中町 2-213	06-4307-6733	-	0.5m未満
	ライズ児童デイサービス楽音寺	ガ	八尾市楽音寺 1-10	072-941-3280	-	0.5m未満
	ばじゃっく	カ	八尾市柏村町 4-94	072-983-5212	-	0.5m未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
児童発達支援	児童発達支援・放課後デイサービス・医療的ケア児等 Egg River	カ	八尾市春日町 1-4-4 たまごビル 3F	072-991-3398	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	そら空	カ	八尾市春日町 3-2-10	072-923-9292	1.0~2.0m 未満-	0.5m 未満
	児童デイサービス クローバー春日	カ	八尾市春日町 4-5-3	072-998-8733	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	あゆみ	カ	八尾市桂町 2-79	072-926-1238	-	0.5m 未満
	TENBAgroup 八尾もくば児童デイサービス	カ	八尾市桂町 3-30-4	072-973-7087	-	0.5~1.0m 未満
	くじらかん	カ	八尾市上尾町 1-1-4	072-923-4173	-	0.5m 未満
	くじらかんDuo	カ	八尾市上尾町 1-18-1	080-7054-5674	0.5m未満	0.5m未満
	すまいるふあーむ	カ	八尾市上之島町南 4-41-2 サラサ八尾西館 1F	072-924-7088	0.5m~1.0m 未満	0.5m 未満
	みらいくらぶ	カ	八尾市亀井町 1-1-38	072-926-5122	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	放課後等デイサービス ウィズ・ユー近鉄八尾	キ	八尾市北本町 1-4-27	072-976-4607	-	0.5m 未満
	sunnyheart 1st	キ	八尾市北本町 2-9-11 北本町プラザI 二階南	072-975-6969	-	0.5m 未満
	にこにこハウス八尾	キ	八尾市木の本 2-1-201	072-974-7447	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	Helder	キ	八尾市教興寺 1-193-2	072-943-6560	-	0.5m未満
	JSS水夢八尾	コ	八尾市小阪合町 3-1-16	072-924-5350	-	0.5 未満
	みらいりんく	サ	八尾市佐堂町 1-3-4	072-921-5328	-	0.5m 未満
	中央教育セミナー	シ	八尾市志紀町 2-45 小枝ビル 202	072-948-1910	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	放課後等デイサービスアネラ末広町	ス	八尾市末広町 1-1-22	072-929-8856	-	0.5m 未満
	color's next 2	タ	八尾市高美町 1-3-19	072-990-3987	0.5m 未満	0.5m 未満
	color's next	タ	八尾市高美町 4-12-24	072-990-3987	0.5m 未満	0.5m 未満
	こどもスポーツひろばつなぐ2	タ	八尾市高美町 5-4-34	072-940-6843	0.5m 未満	0.5m 未満
	タクト	タ	八尾市高美町 5-6-23	072-999-7731	-	0.5~1.0m 未満
	FLOW八尾	タ	八尾市高安町北 2-85-3 1号室	072-975-5259	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	笑うた	タ	八尾市高安町北 6-164	072-995-0458	0.5~1.0m 未満	0.5m未満
	デイサービス光	ニ	八尾市西山本町 6-3-21	072-998-0303	-	0.5m 未満
	ぱんだくらす八尾	ヌ	八尾市沼 2-8-1 ハピネス桜の里 1階内	072-943-1253	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	コペルプラス八尾教室	ヒ	八尾市光町 2-15 ルミエール光町Ⅲ 2階	072-920-4942	-	0.5~1.0m 未満
	放課後等デイサービス棕の木	フ	八尾市福万寺町南 4-1-3	072-983-6491	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
ピース八尾支店	ホ	八尾市本町 5-1-4 山田ビル 1F	072-990-4311	-	0.5m 未満	
こと音	ミ	八尾市緑ヶ丘 4-21-6	072-929-9472	-	0.5m 未満	
八尾市立障害者総合福祉センター	ミ	八尾市南本町 8-4-5	072-993-0294	-	0.5m 未満	

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
児童発達支援	八尾キッズ	ヤ	八尾市八尾木北 1-39 北側より1軒目	072-991-8160	0.5m未満	0.5m未満
	キープスマイル	ヤ	八尾市八尾木北 5-46-4 101号室	072-942-4375	0.5m未満	0.5m未満
	はな花	ヤ	八尾市安中町 5-3-11	072-928-0002	0.5m未満	0.5m未満
	かのん	ヤ	八尾市山本町 2-4-3 ス ワの里ハイムII 1階	072-940-3321	-	0.5m未満
	ふぁみりい	ヤ	八尾市山本町南 1-9-25 フウクレジデンス 101号室	090-6679-0061	-	0.5m未満
	つぼみ陽光園	ヨ	八尾市陽光園 2-4-8	072-990-2515	-	0.5m未満
	あすてっぶ八尾南	ワ	八尾市若林町 1-59-1 樋口ビル 2号館 201号 室	072-935-8982	2.0~5.0m 未満	-
	I L I S C L U B 八尾南	ワ	八尾市若林町 1-87 八 尾南駅前ビルクロスイ タリ 1階 14	072-920-6070	2.0~5.0m 未満	0.5m未満
放課後等 デイサー ビス	デイサービスセンター青山	ア	八尾市青山町 1-3-30	072-992-1574	0.5m未満	0.5m未満
	児童発達支援ふたば 青山店	ア	八尾市青山町 4-5-25 メゾンカリフ 1階	072-992-5528	0.5m未満	0.5m未満
	放課後デイサービスはつらつ	ア	八尾市曙町 1-151-4	072-998-3033	-	0.5~1.0m 未満
	つぼみ	ア	八尾市旭ヶ丘 5-26-14	072-970-6113	-	0.5m未満
	児童発達支援・放課後等デイサー ビスすたーりー八尾	ア	八尾市跡部本町 3-2-27	072-990-2671	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	こばんはうすさくら刑部教室	オ	八尾市刑部 1-183-1 エ クシヴィアベニュー 1 階	072-990-1116	-	0.5m未満
	放課後等デイサービス ノーサイ ド八尾SPA	オ	八尾市恩智北町 1-186-1	072-983-6886	1.0~2.0m 未満	2.0~3.0m 未満
	ノーサイドHOUSE	オ	八尾市恩智北町 1-188-1	072-983-6886	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ノーサイドCLUB	オ	八尾市恩智北町 1-188-1	072-983-6886	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	放課後等デイサービスふたばPL US+	オ	八尾市恩智北町 2-132-2	072-983-5286	0.5m~1.0m 未満	-
	ぐるんぱ恩智	オ	八尾市恩智中町 2-213	06-4307-6733	-	0.5m未満
	ライズ児童デイサービス楽音寺	ガ	八尾市楽音寺 1-10	072-941-3280	-	0.5m未満
	放課後等デイサービス「すきつ ぶ」	ガ	八尾市楽音寺 1-85-1	072-940-3131	-	0.5~1.0m 未満
	放課後等デイサービス かかぼ	カ	八尾市柏村町 4-27	072-929-9399	0.5m未満	0.5m未満
	ばじゃっく	カ	八尾市柏村町 4-94	072-983-5212	-	0.5m未満
	児童発達支援・放課後デイサー ビス・医療的ケア児等 E g g R i v e r	カ	八尾市春日町 1-4-4 たまごビル 3F	072-991-3398	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	そら空	カ	八尾市春日町 3-2-10	072-923-9292	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	児童デイサービス クローバー春 日	カ	八尾市春日町 4-5-3	072-979-0330	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	あゆみ	カ	八尾市桂町 2-79	072-926-1238	-	0.5m未満
	TENBAgroup 八尾もくば児童デイサ ービス	カ	八尾市桂町 3-30-4	072-973-7087	-	0.5~1.0m 未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
放課後等 デイサー ビス	くじらかん	カ	八尾市上尾町 1-1-4	072-923-4173	-	0.5m 未満
	放課後等デイサービス ノーサイド八尾PLUS+	カ	八尾市上尾町 1-4-1	072-983-5075	0.5m 未満	0.5m 未満
	くじらかんDuO	カ	八尾市上尾町 1-18-1	080-7054-5674	0.5m 未満	0.5m 未満
	すまいるふぁーむ	カ	八尾市上之島町南 4-41-2 サラサ八尾西館1F	072-924-7088	0.5m~1.0m 未満	0.5m 未満
	みらいくらぶ	カ	八尾市亀井町 1-1-38	072-926-5122	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	放課後等デイサービス ウィズ・ユア近鉄八尾	キ	八尾市北本町 1-4-27	072-976-4607	-	0.5m 未満
	sunnyheart 1st	キ	八尾市北本町 2-9-11 北本町プラザI 二階南	072-975-6969	-	0.5m 未満
	にこにこハウス八尾	キ	八尾市木の本 2-1-201	072-974-7447	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	Helder	キ	八尾市教興寺 1-193-2	072-943-6560	-	0.5m 未満
	JSS水夢山本	コ	八尾市小阪合町 3-1-16	072-947-1022	-	0.5m 未満
	放課後等デイサービスおひさま	コ	八尾市小阪合町 4-6-24 サンサーラ小川101号	072-940-6808	-	0.5m 未満
	放課後等デイサービスアネラ近鉄八尾	サ	八尾市桜ヶ丘 1-6-11	072-983-5902	-	0.5~1.0m 未満
	みらいりんく	サ	八尾市佐堂町 1-3-4	072-921-5328	-	0.5m 未満
	中央教育セミナー	シ	八尾市志紀町 2-45 小枝ビル 202	072-948-1910	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	放課後等デイサービスアネラ末広町	ス	八尾市末広町 1-1-22	072-929-8856	-	0.5m 未満
	放課後等デイサービスアミティエ末広町	ス	八尾市末広町 1-2-27	072-921-7356	-	0.5m 未満
	放課後等デイサービスもみじ	タ	八尾市高砂町 4-71-2	072-926-7074	-	0.5m 未満
	FLOW八尾	タ	八尾市高安町北 2-85-3 1号室	072-975-5259	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	笑うた	タ	八尾市高安町北 6-164	072-995-0458	0.5~1.0m 未満	0.5m 未満
	color's next 2	タ	八尾市高美町 4-12-24	072-990-3987	0.5m 未満	0.5m 未満
	放課後等デイサービスcolor's next	タ	八尾市高美町 4-12-24	072-990-3987	0.5m 未満	0.5m 未満
	こどもスポーツひろばつなぐ2	タ	八尾市高美町 5-4-34	072-940-6843	0.5m 未満	0.5m 未満
	タクト	タ	八尾市高美町 5-6-23	072-999-7731	-	0.5~1.0m 未満
	デイサービス光	ニ	八尾市西山本町 6-3-21	072-998-0303	-	0.5m 未満
	ばんだくらす八尾	ヌ	八尾市沼 2-8-1 ハピネス桜の里 1階内	072-943-1253	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	放課後等デイサービス棕の木	フ	八尾市福万寺町南 4-1-3	072-983-6491	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ピース八尾支店	ホ	八尾市本町 5-1-4 山田ビル 1F	072-990-4311	-	0.5m 未満
放課後デイサービス いっぱ	マ	八尾市松山町 2-5-19	072-998-0502	-	0.5~1.0m 未満	
こと音	ミ	八尾市緑ヶ丘 4-21-6	072-929-9472	-	0.5m 未満	
八尾市立障害者総合福祉センター	ミ	八尾市南本町 8-4-5	072-993-0294	-	0.5m 未満	

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
放課後等 デイサー ビス	八尾キッズ	ヤ	八尾市八尾木北 1-39 北側より1軒目	072-991-8160	0.5m未満	0.5m未満
	キープスマイル	ヤ	八尾市八尾木北 5-46- 4 101号室	072-942-4375	0.5m未満	0.5m未満
	ひとやすみ	ヤ	八尾市八尾木東 1-94 レジデンス寿 102	072-992-3050	-	0.5m未満
	はな花	ヤ	八尾市安中町 5-3-11	072-928-0002	0.5m未満	0.5m未満
	はな花アネックス	ヤ	八尾市安中町 6-1-5	072-922-5880	-	0.5~1.0m 未満
	放課後デイサービスクリオネ	ヤ	八尾市山城町 5-2-10	072-926-6266	-	0.5m未満
	かのん	ヤ	八尾市山本町 2-4-3 ス ワンの里ハイツII 1階	072-940-3321	-	0.5m未満
	ふぁみりい	ヤ	八尾市山本町南 1-9- 25 フウキレジデンス 101号室	090-6679-0061	-	0.5m未満
	つぼみ陽光園	ヨ	八尾市陽光園 2-4-8	072-990-2515	-	0.5m未満
	あすてっぷ八尾南	ワ	八尾市若林町 1-59-1 樋口ビル 2号館 201号 室	072-935-8982	2.0~5.0m 未満	-
	I L I S CLUB 八尾南	ワ	八尾市若林町 1-87 八 尾南駅前ビルクロスステイ 館 1階 14	072-920-6070	2.0~5.0m 未満	0.5m未満

【児童福祉施設 115施設】

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
保育所	にじのこ保育園（ゆめの子保育園分園）	カ	八尾市上之島町南 1- 10	072-991-2101	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	若竹保育園	ク	八尾市空港 1-110	072-949-3162	2.0~5.0m 未満	2.0~3.0m 未満
	ゆめの子保育園	シ	八尾市志紀町 2-18-2	072-948-1161	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	トレジャーキッズながはた保育園	ナ	八尾市永畑町 1-2-27	072-983-5886	0.5m未満	1.0~2.0m 未満
	八尾たんぼぼ保育園	ニ	八尾市西山本町 1-4- 16	072-997-0579	-	0.5m未満
	りゅうげ保育園	ヒ	八尾市東太子 1-6-12	072-996-8888	0.5~1.0m 未満	0.5m未満
	八尾たんぼぼ保育園分園	ヒ	八尾市東山本町 3-2-9	072-983-6362	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ひかりまち保育園	ヒ	八尾市光町 1-63	072-991-6511	0.5m未満	0.5~1.0m 未満
	久宝寺保育園	ミ	八尾市南久宝寺 3-18- 1	072-943-0270	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	ころころ（久宝寺保育園分園）	ミ	八尾市南久宝寺 3-25	072-940-7570	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	やおぎ保育園	ヤ	八尾市八尾木 6-120-4	072-993-4894	-	0.5m未満
	ふじ第二保育園	ヤ	八尾市山城町 2-2-13	072-996-2783	-	0.5m未満
	アスク久宝寺駅前保育園	リ	八尾市龍華町 1-4-2 メ ガシティワース THE EAST 内	072-924-3060	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	小規模保育 施設	かなで保育園	ア	八尾市青山町 4-5-33	072-929-8371	0.5m未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
小規模保育施設	げんき保育園 JR久宝寺園	ア	八尾市跡部北の町 2-1-27 ルミエール久宝寺 II 1階	072-991-6991	0.5~1.0m 未満	0.5m 未満
	げんき保育園久宝寺園	サ	八尾市佐堂町 3-1-39 フローレンス佐堂 1F	072-923-3290	-	0.5~1.0m 未満
	ニチイキッズ八尾太子堂保育園	タ	八尾市太子堂 4-4-29	072-923-4391	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	サンライズキッズ保育園曙川園	ミ	八尾市都塚南 1-30	050-5807-2452	0.5m未満	-
	サンライズキッズ保育園八尾園	ヤ	八尾市山本町南 1-4-29	050-5807-2427	-	0.5m 未満
幼保連携型認定こども園	エブリ (キリン第二こども園分園)	ア	八尾市青山町 4-5-16	072-990-1155	-	0.5m 未満
	おひさまこども園	ウ	八尾市植松町 5-8-5	072-991-1155	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	認定こども園 ハッピーチルドレン保育園	オ	八尾市太田 3-163	072-948-8086	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	認定こども園 母木保育園	オ	八尾市恩智南町 2-60	072-943-7101	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	じゅじゅの森こども園	オ	八尾市恩智南町 3-223	072-940-1111	-	0.5m 未満
	あい桂こども園	カ	八尾市桂町 2-1-1	072-998-7115	-	0.5m 未満
	八尾市立西郡そよかぜこども園	カ	八尾市桂町 2-33	072-999-2376	-	0.5~1.0m 未満
	幼保連携型認定こども園 はくちょうこども園	カ	八尾市亀井町 2-6-25	072-994-5170	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	くねあ保育園 (千塚こども園分園)	キ	八尾市北本町 1-2	072-990-1380	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	認定こども園 ふじ保育園分園あかばす	キ	八尾市北本町 3-1-11	072-923-3772	-	0.5~1.0m 未満
	久宝まぶねこども園	キ	八尾市久宝寺 6-7-10	072-992-2033	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	とらの子保育園 (龍華こども園分園)	サ	八尾市桜ヶ丘 3-98	072-928-5767	0.5m 未満	0.5m 未満
	八尾市立志紀おおぞらこども園	シ	八尾市志紀町西 2-1-10	072-949-3194	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	認定こども園 のぞみのもり保育園	シ	八尾市洪川町 4-10-29	072-940-7000	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	認定こども園 みよし保育園	タ	八尾市太子堂 2-3-22	072-992-6955	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	認定こども園 志紀保育園	タ	八尾市田井中 2-66	072-949-5836	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	キリン第二こども園	タ	八尾市高美町 1-4-16	072-922-1033	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	神戸教育短期大学付属八尾ソレイユ認定こども園	ツ	八尾市堤町 1-7-12	072-991-9981	-	0.5~1.0m 未満
	認定こども園 セシリア保育園	ニ	八尾市西木の本 1-62-1	072-933-2525	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	認定こども園 こどものいえ	ヒ	八尾市光町 1-38	072-924-8801	-	0.5~1.0m 未満
	認定こども園 さくら保育園	フ	八尾市福万寺町 4-14	072-999-3386	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	八尾市立東山本わかばこども園	ヒ	八尾市東町 3-5	072-996-3301	-	0.5m 未満
	認定こども園 ふじ保育園分園りぼん	ヒ	八尾市光町 2-18	072-991-5112	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	ベビースペース梓	ヒ	八尾市東本町 3-4-18	072-994-3017	1.0~2.0m 未満	0.5m未満
	美園くじらこども園	ミ	八尾市美園町 2-114-8	072-990-2383	-	0.5m 未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
幼保連携型 認定こども園	認定こども園 緑ヶ丘ふじ保育園	ミ	八尾市緑ヶ丘 1-50	072-996-7093	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	龍華こども園	ミ	八尾市南太子堂 2-1-31	072-991-2286	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	キリンこども園	ミ	八尾市南本町 3-4-5	072-922-2353	-	0.5m 未満
	みゆきこども学院	ミ	八尾市南本町 6-7-30	072-990-1212	-	1.0~2.0m 未満
	ゆう安中東こども園	ミ	八尾市南本町 8-2-20	072-994-7470	-	0.5m 未満
	認定こども園 あげぼの第二保育園	ミ	八尾市都塚 102-1	072-991-9900	0.5~1.0m 未満	0.5m 未満
	幼保連携型認定こども園 あひる保育園	ヤ	八尾市八尾木北 2-39	072-994-8121	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	認定こども園 あげぼの保育園	ヤ	八尾市八尾木東 3-26	072-991-0500	-	0.5m 未満
	認定こども園 八尾青い鳥学園	ヤ	八尾市安中町 5-8-3	072-975-5160	1.0~2.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	ようわこども園	ヤ	八尾市山城町 4-2-43	072-995-1616	-	0.5~1.0m 未満
	八尾市立安中ひかりこども園	ヤ	八尾市安中町 8-6-23	072-991-7249	-	0.5m 未満
	認定こども園 ふじ保育園	ヤ	八尾市山城町 5-2-6	072-998-9543	-	0.5~1.0m 未満
	神戸教育短期大学付属八尾ソレイユ認定こども園	ヤ	八尾市山本町南 2-4-5	072-991-9986	-	0.5~1.0m 未満
	八尾市立南山本せせらぎこども園	ヤ	八尾市山本町南 3-1-39	072-998-9431	-	0.5~1.0m 未満
	認定こども園五月橋保育所	ヤ	八尾市山本町南 3-5-21	072-997-0886	-	1.0~2.0m 未満
	認定こども園 マリア保育園	ワ	八尾市若林町 1-22-5	072-920-2300	2.0~5.0m 未満	1.0~2.0m 未満
児童厚生施設	桂青少年会館	カ	八尾市桂町 4-50	072-999-8111	-	0.5m 未満
	安中青少年会館	ミ	八尾市南本町 8-4-12	072-994-6708	-	0.5m 未満
認可外保育施設	いんくるーじょん保育園 八尾 JR 久宝寺	ア	八尾市跡部北の町 3-1-26	072-975-6735	2.0~5.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	つむぎ保育園	ア	八尾市旭ヶ丘 1-101	072-990-2030	-	0.5m 未満
	たまご保育園	カ	八尾市春日町 1-4-13	072-923-1644	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	キンダーキッズインターナショナルスクール八尾校	カ	八尾市春日町 1-4-36	072-990-0055	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	保育所 ちびっこらんど八尾園	キ	八尾市北本町 2-13-1 コバヤ近鉄八尾駅前店 2階	072-943-3037	-	0.5~1.0m 未満
	豆の木保育園	サ	八尾市桜ヶ丘 2-221	072-925-8839	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	大阪東部ヤクルト販売株式会社 弓削保育所	シ	八尾市志紀町南 4-266	072-996-8960	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	たいし保育園	タ	八尾市太子堂 2-3-27	072-992-7000	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	八尾自動車教習所	タ	八尾市高安町南 7-21	072-999-1234	0.5~1.0m 未満	0.5m 未満
	エクラ保育園	ニ	八尾市西木の本 1-72-2 エスペランザ 302	072-992-0203	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	社会医療法人医真会森の子保育所	ヌ	八尾市沼 1-78-3 山田ビル 2F	072-968-7202	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	大阪東部ヤクルト販売株式会社 八尾本店保育所	ヒ	八尾市東山本新町 3-6-4	072-996-8960	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
認可外保育施設	預かり保育ルーム くっく	フ	八尾市福万寺町 5-96-3	072-997-4658	0.5m 未満	0.5m 未満
	大阪東部ヤクルト販売株式会社 八尾南保育所	ミ	八尾市南木の本 4-96-3	072-996-8960	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満
	YPC 保育園曙川南	ミ	八尾市都塚 3-1015-2	072-998-1177	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	きつざらんど愛和	ヤ	八尾市八尾木北 5-170	080-4135-3749	0.5m 未満	0.5m 未満
	大阪東部ヤクルト販売株式会社 高安保育所	ヤ	八尾市八尾木北 5-170	080-3342-3865	0.5m 未満	0.5m 未満
	Shalom kids 保育園	ヤ	八尾市八尾木北 6-43-1	072-968-7509	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	八尾市立病院 院内保育ルーム	リ	八尾市龍華町 1-3-1	072-922-0881	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	すまいる保育園八尾南	ワ	八尾市若林町 1-87 クロスティ八尾南老番館 1階	072-975-5305	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	ミキハウスキッズルーム	ワ	八尾市若林町 2-84 ミキハウス荘	072-949-6910	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
助産施設	八尾市立病院	リ	八尾市龍華町 1-3-1	072-922-0881	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
母子生活支援施設	ルフレ八尾	タ	八尾市高美町 1-4-16	072-922-1032	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
放課後児童クラブ	曙川東地区放課後児童室	ア	八尾市曙川東 8-136(八尾市立曙川東小学校内)	072-948-2923	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	大正地区放課後児童室	オ	八尾市太田 3-183(八尾市立大正小学校内)	072-948-3010	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	刑部地区放課後児童室	オ	八尾市刑部 3-29-1(八尾市立刑部小学校内)	072-999-2612	0.5m 未満	0.5m 未満
	南高安地区放課後児童室	オ	八尾市恩智北町 4-650(八尾市立南高安小学校内)	072-941-9812	-	0.5m 未満
	上之島地区放課後児童室	カ	八尾市上之島町北 3-22-1(八尾市立上之島小学校内)	072-997-2058	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	亀井地区放課後児童室	カ	八尾市亀井町 1-4-1(八尾市立亀井小学校内)	072-992-2895	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	久宝寺地区放課後児童室	キ	八尾市久宝寺 2-2-33(八尾市立久宝寺小学校内)	072-994-3929	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	志紀地区放課後児童室	シ	八尾市志紀町西 1-3	072-948-2978	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	たいしクラブ	タ	八尾市太子堂 2-3-27	072-992-6999	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	高美地区放課後児童室	タ	八尾市高美町 3-1-26(八尾市立高美小学校内)	072-994-3937	-	0.5~1.0m 未満
	高美南地区放課後児童室	タ	八尾市高美町 6-1-11(八尾市立高美南小学校内)	072-992-7262	-	0.5~1.0m 未満
	高安西地区放課後児童室	タ	八尾市高安町北 4-15(八尾市立高安西小学校内)	072-997-2111	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	竹淵地区放課後児童室	タ	八尾市竹淵東 4-1(八尾市立竹淵小学校内)	06-6709-0066	1.0~2.0m 未満	0.5m 未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
放課後児童クラブ	長池地区放課後児童室	ナ	八尾市長池町 2-52-2(八尾市立長池小学校内)	072-997-2134	-	0.5~1.0m 未満
	永畑地区放課後児童室	ナ	八尾市永畑町 1-2-27(八尾市立永畑小学校内)	072-994-4009	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	大正北地区放課後児童室	ニ	八尾市西木の本 4-1-6	072-924-4646	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	西山本地区放課後児童室	ニ	八尾市西山本町 3-5-25(八尾市立西山本小学校内)	072-997-2136	-	0.5m 未満
	りゅうげクラブ	ヒ	八尾市東太子 1-6-12	072-996-1000	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	龍華地区放課後児童室	ヒ	八尾市東太子 1-6-12(八尾市立龍華小学校内)	072-992-7266	2.0~5.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	東山本地区放課後児童室	ヒ	八尾市東山本町 9-3-33(八尾市立東山本小学校内)	072-997-2165	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	北山本地区放課後児童室	フ	八尾市福万寺町 2-1(八尾市立北山本小学校内)	072-997-2706	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	八尾地区放課後児童室	ホ	八尾市本町 1-1-65(八尾市立八尾小学校内)	072-922-2585	0.5m 未満	0.5~1.0m 未満
	美園地区放課後児童室	ミ	八尾市美園町 2-51-1(八尾市立美園小学校内)	072-997-2353	-	0.5~1.0m 未満
	K i d s つむぎ	ミ	八尾市南本町 3-5-37	072-922-3355	-	0.5m 未満
	曙川地区放課後児童室	ヤ	八尾市八尾木東 2-28(八尾市立曙川小学校内)	072-992-7261	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	用和地区放課後児童室	ヤ	八尾市山城町 3-1-46(八尾市立用和小小学校内)	072-997-2668	-	0.5m 未満
	放課後児童クラブ S M I L E	ヤ	八尾市山城町 4-2-43	072-991-5588	-	0.5m 未満
	山本地区放課後児童室	ヤ	八尾市山本町北 2-6-39(八尾市立山本小学校内)	072-997-2491	-	0.5m 未満
	南山本地区放課後児童室	ヤ	八尾市山本町南 7-1-9(八尾市立南山本小学校内)	072-997-2479	-	0.5m 未満
安中地区放課後児童室	ヨ	八尾市陽光園 2-7-33(八尾市立安中中学校内)	072-994-4371	0.5~1.0m 未満	0.5~1.0m 未満	

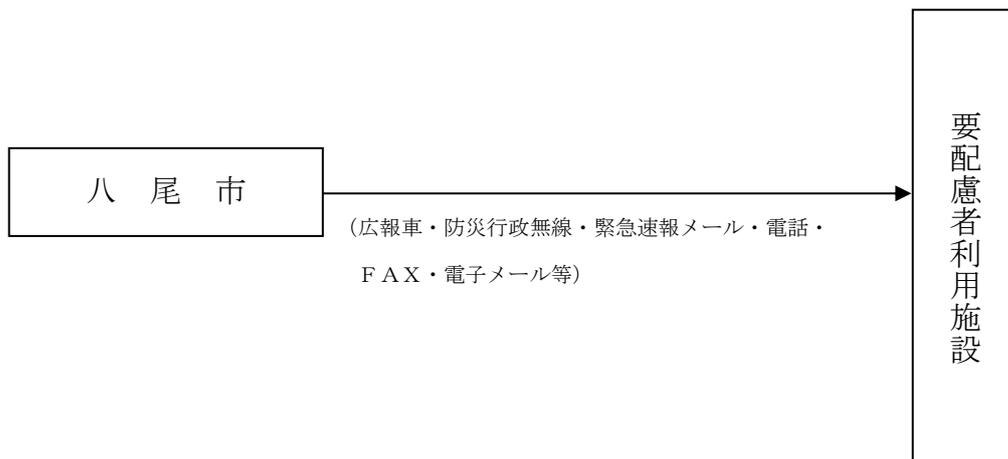
【その他(幼稚園等) 7施設】

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
幼稚園型認定こども園	認定こども園 清友幼稚園	カ	八尾市柏村町 1-57	072-922-2023	-	0.5m 未満
	認定こども園 八尾平和幼稚園	タ	八尾市高安町北 2-21	072-999-0669	2.0~5.0m 未満	1.0~2.0m 未満
	認定こども園 竹測幼稚園	タ	八尾市竹測 5-82	06-6709-6648	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満

施設種別	名称	50音	所在地住所	電話番号	洪水予報河川想定浸水深	
					大和川	寝屋川流域
幼稚園型認定こども園	認定こども園 みなみ幼稚園	タ	八尾市竹濑西 3-199	06-6709-0189	1.0~2.0m 未満	0.5~1.0m 未満
	認定こども園 志紀学園幼稚園	ミ	八尾市南木の本 4-51	072-991-7805	2.0~5.0m 未満	0.5m 未満
	認定こども園 聖光幼稚園	ヤ	八尾市山本町北 5-2-22	072-922-2970	-	0.5~1.0m 未満
	認定こども園 白鳩幼稚園 (仮)	ス	八尾市末広町 2-8-23	072-923-0555	-	0.5m 未満

4 洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達方法

大和川、寝屋川流域洪水予報河川共通



資料33 水道施設の概況

災害時応急給水拠点

施設名	所在地	受・配水池容量	最低確保容量
龍華配水場	八尾市南本町9-8-1	20,000m ³	9,666m ³
高安受水場	八尾市服部川1-112	18,000m ³	8,674m ³
南部低区配水池	八尾市大字垣内478	10,000m ³	5,714m ³
北部低区配水池	八尾市大竹7-3	22,000m ³	9,533m ³

耐震性緊急貯水槽

設置箇所	所在地	貯水容量
八尾市水道局	八尾市光南町1-4-30	110m ³
南木の本防災公園	八尾市南木の本3-1-1	100m ³
八尾市立亀井小学校	八尾市亀井町1-4-1	100m ³
八尾市立美園小学校	八尾市美園町2-51-1	100m ³
太田第一公園	八尾市太田6-119	100m ³
八尾市立上之島小学校	八尾市上之島町北3-22-1	100m ³
八尾市立志紀小学校	八尾市田井中3-101	100m ³

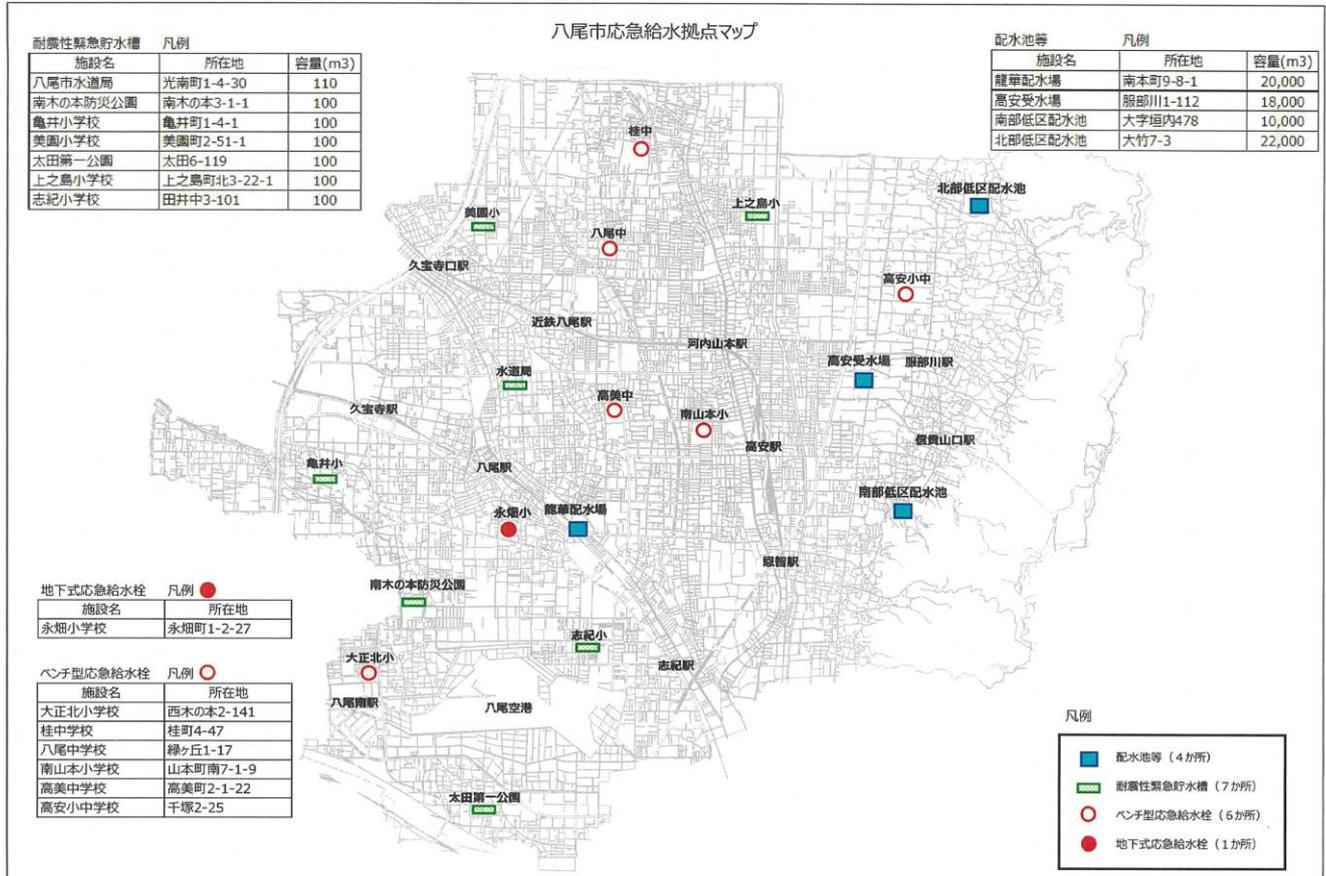
ベンチ型応急給水栓

設置箇所	所在地
大正北小学校	八尾市西木の本2-141
桂中学校	八尾市桂町4-47
八尾中学校	八尾市緑ヶ丘1-17
南山本小学校	八尾市山本町南7-1-9
高美中学校	八尾市高美町2-1-22
高安小中学校	八尾市千塚2-25

地下式応急給水栓

設置箇所	所在地
永畑小学校	八尾市永畑町1-2-27

八尾市応急給水拠点マップ



資料35 医療機関等一覧

八尾市医師会 医療機関一覧

(令和7年1月1日現在)

医療機関名	診療科目	医療機関住所	電話番号	FAX番号
明石医院	内・肝内・消内・児	北本町2-12-23	922-3193	922-3335
あかねクリニック	内・糖内・整	末広町5-3-14	927-9121	927-9122
あかの小児科	児	光町1-26 片岡第 4ビル2F	990-5556	990-5567
浅井クリニック	整・内・外・リハ・循内	山本町北7-7-5	924-0055	924-0056
あさい脳神経内科・在宅クリニック	脳・内	若林町1-76-3 ステーションプラザ 八尾南B1F	943-4623	943-4624
あさかぜ診療所	外・消・麻・整・リウ・リハ	東山本町3-2-4	925-8484	925-8485
新井病院	整・外・リハ・内	美園町4-156-3	998-2669	998-2479
新井クリニック	整・外・リハ・内・麻・糖内	美園町4-109-3	998-2669	998-2479
荒木整形外科医院	整	緑ヶ丘5-94-5	999-1195	999-0503
飯田クリニック	循・内・外	山本町北4-9-7	995-5191	991-5544
井口クリニック	内・児・外・胃・循・リハ	北本町3-11-3	991-6006	991-6006
池田クリニック	内・循	本町2-3-6 イースタンビル1F	925-6400	925-6401
石垣クリニック	内・児・皮・整・外・リハ・疼痛内外・心・放	春日町1-4-4	991-2922	991-4498
石田整形外科	整・リウ・リハ	本町7-11-18 八尾メディカルアヘンニュー2F	990-5888	990-5887
石橋整形外科	整・リウ・リハ	志紀町2-154	920-2285	920-2286
医真会総合クリニックス	内・消・循・神内・外・整・脳・心・心・形・皮・泌・耳・眼・児・放	沼1-68-64	948-0708	
医真会八尾リハビリテーション病院	内・リハ	都塚3-1015-1	992-8000	992-8666
医真会八尾総合病院	内・神内・循・外・整・脳・形・皮・泌・耳・眼・児・歯・歯口・リハ・放・麻・心血	沼1-41	948-2500	948-2544
安中診療所	児・内	安中町9-3-12	994-0860	994-0822
いずい医院	内・児	竹濑西3-80	06-6701-5511	06-6701-5595
稲垣耳鼻咽喉科医院	耳	本町5-1-4 2F	924-1633	924-1643
いなりば内科クリニック	内・腎・循・呼	北久宝寺1-2-30	922-6696	
イヌイ医院	内・消・外	上之島町南6-21	999-2966	999-2966
井上診療所	内・外・呼・循	新家町2-78-2	996-1367	996-1136
いふくバククリニック	内・皮・リハ・児	青山町1-3-1	991-6661	991-4118
岩垣眼科	眼	山本町南1-1-23	922-1036	922-1036
上江田眼科医院	眼	陽光園2-1-23	991-1265	924-4710
うえだ糖尿病・消化器内科	内・糖内・消内	春日町1-8-29 3F	990-2705	990-2706

医療機関名	診療科目	医療機関住所	電話番号	FAX番号
うえつき小児科・アレルギー科	児・ア	志紀町2-46 小枝ビルⅡ 202号	949-9530	949-9530
右近整形外科クリニック	整・リハ・リウ・麻・外	安中町3-2-40	994-3666	994-3680
宇仁眼科	眼	光町2-3 アリオ八尾3F	923-7883	923-7885
うまたに耳鼻咽喉科クリニック	耳	恩智中町2-330	940-3387	940-3377
うめもと循環器内科クリニック	循・内・呼	安中町3-5-14 JR八尾クリニックビル2F	998-1715	
おおしま眼科八尾クリニック	眼	桜ヶ丘1-10-2 桜ヶ丘クリニックビル2F	975-6011	975-6012
おおぬき皮ふ科クリニック	皮・形・美外	八尾木2-26-1	923-0822	
おおまえ内科クリニック	内・消・糖内・児	南木の本3-45-5	996-1171	996-1177
大道クリニック	内・透・腎	栄町1-1-10	994-7331	993-5229
岡崎理学診療クリニック	リハ・神内	桜ヶ丘3-112-1	925-3617	
おかもとクリニック	内・外・胃・皮	山本町南1-11-18	997-2350	
小川内科・糖尿病内科 クリニック	内・糖内	桜ヶ丘1-10-2 桜ヶ丘クリニックビル3F	992-1024	992-1023
奥村クリニック	胃・内・外・肛	安中町4-2-17	991-2223	991-0296
奥山外科	外・内・整・皮・理学	東久宝寺1-4-21	994-2266	992-6973
奥山診療所	児・内・眼	山本町北3-4-5	968-9714	968-9715
小原クリニック	脳・神内・リハ	山本高安町2-12-10	995-0501	995-0502
カイダ医院	内	相生町3-2-5	923-1412	923-1412
加藤医院	内・児・皮	恩智中町2-216	941-0280	941-0281
かまざわ耳鼻咽喉科	耳・ア	志紀町1-15	943-1787	
釜平眼科	眼	東本町3-8-8	998-4327	998-4327
カライ眼科医院	眼	山本町1-3-22	998-8243	998-9353
かりや内科クリニック	胃・内	本町7-7-14 JMPビル201	993-2010	993-2010
川村眼科	眼	植松町4-5-15	920-4434	
菊池内科	内・消	本町7-11-18 八尾メディカルアベニュー2F	990-5820	990-5830
きくちレディースクリニック	産婦	跡部北の町3-1-26 久宝寺クリニックビル3F	928-1880	
貴島医院	内・児・循	田井中4-172	949-5346	949-0631
貴島診療所	内・児	東山本新町1-9-32	997-0560	997-7615
貴島中央病院	内・循・呼・消・ア・神 内・整・外・リハ・リウ・皮・ 泌・放	松山町1-4-11	922-1581	991-8976
貴島病院本院	内・外・消外・呼外・ 整・リハ・神内・循内	楽音寺3-33	941-1499	941-4666
貴島病院本院附属クリニック	外・内・整・リハ	山本町南1-3-4 ノブル山本ビル3F	999-9914	999-7779
木勢眼科医院	眼	本町5-6-13	922-3974	922-3974
きたぐち胃腸肛門クリニック	内 内視・肛	東山本新町9-14-24	923-8684	923-8685
北川整形外科クリニック	整・リハ・リウ・眼	山本町南1-10-11	923-8141	923-2008
北田内科・呼吸器内科	内・呼	教興寺1-57-1	940-5959	940-3400

医療機関名	診療科目	医療機関住所	電話番号	FAX番号
北西整形外科リウマチクリニック	整・リハ・リウ・外	山本町1-3-20 山本クリニックビル4F・5F	922-1020	922-1030
木村小児科	児・アレ	本町2-1-27	999-5666	999-6156
京井クリニック	内・循内・糖内・腎	南小阪合町3-3-10	998-8765	
久保医院	内・循内・児	太田5-182-3	948-2887	948-2672
くまもとクリニック	泌・腎内	龍華町1-4-1 マガシタワーズ2F	993-2440	993-2441
厚生会第一病院	整・内・リハ・脳・外・リウ	西木の本1-63	992-7055	924-3233
甲野クリニック	泌・内	光町2-32 パストラル光町1F	994-0234	991-9113
小島眼科医院	眼	山本高安町2-13-3 高安クリニックビル4F	991-4107	997-4386
後藤クリニック	心・精・神内	山本高安町2-13-3 高安クリニックビル6F	990-3250	
皮膚科琴谷医院	皮	東山本新町1-4-26	996-2915	996-2915
小西医院	内	山本町5-7-3	996-7777	996-8077
こにし耳鼻咽喉科	耳・児耳・アレ	萱振町1-13-6	990-3387	990-3378
小林医院	内・循	明美町1-4-26	922-2315	922-2319
さかがみ子どもクリニック	児・アレ	八尾木北3-340 リーパハーベン八尾木1階	990-3212	990-3211
坂口内科	内	山本町南6-6-18	998-2220	998-0085
阪本医院	内・循・消・放・神内	山畑5-1	941-3222	941-5130
坂本整形外科	整・外・リハ	龍華町2-1-1 坂本ビル2F	923-3355	
櫻眼科	眼	山本町北4-5-14	970-5317	970-5317
櫻井医院	児	北本町2-8-12	922-2905	992-8891
さこた内科・循環器内科	内・循	東本町4-3-33	924-5577	924-5570
塩田整形外科	整・リウ・リハ・内	荘内町1-2-20 ポーリハーージュ藤増1F	992-8218	
志紀なかむらクリニック	内・循内・心リハ	志紀町2-46 小枝ビルⅡ 2F	920-1633	920-1630
清水医院	内・皮	緑ヶ丘3-17-1	999-4564	999-4564
清水クリニック	消内・透	志紀町南2-103	948-7776	948-7666
下鳥医院	内・児	高安町南2-38	922-8788	920-4281
しもやま小児科	児・アレ	安中町3-5-14 JR八尾クリニックビル3F	928-1802	
昌子耳鼻咽喉科	耳	光町1-64 オカダビル2F	924-3387	999-3382
正田医院	糖内・産婦・内	本町5-5-5	993-3000	943-0003
しらい痛みのクリニック	ペイン	安中町4-3-17 ウエルシア八尾安中店2F	948-4173	943-4163
しろばとクリニック	内・外	光町1-29 サンフォレスト104号	928-4877	
しんもん内科クリニック	内・肝内・消内・児	安中町4-3-17ウエルシア八尾安中店2F	991-3135	991-3004
杉本クリニック	心・精・漢・女内	山城町2-2-10	943-3612	943-3613
清心会メンタルクリニック	精・神・内	本町7-11-18 南加茂ビル3F	995-2231	
関谷クリニック	リハ・整・リウ	東太子2-8-9	990-0820	990-0821
瀬口クリニック	泌・内	本町4-1-14	922-2112	922-2112
たいが眼科クリニック	眼	久宝寺3-15-34 プレナップビル2F	970-5226	970-5227
高田医院	整・内・リハ	明美町1-8-18	991-3761	993-7639
たけだ内科・消化器クリニック	内	山本町1-3-22 やまもとクリニックビルⅡ2F	991-7000	991-6666

医療機関名	診療科目	医療機関住所	電話番号	FAX番号
竹中医院	内・児・消	東太子2-1-14	925-8123	925-8128
だてクリニック	外・内・呼・リハ	竹濑東3-4-2	06-6705-0008	06-6705-5599
田中医院	外・内・整・リハ	本町5-1-7	922-2028	993-1237
田中のりクリニック	内	東本町3-5-3 プラザサントリア3F	995-3110	
田辺耳鼻咽喉科	耳・アレ	龍華町2-1-1 坂本ビル2F	998-8741	
谷口消化器内視鏡クリニック 近鉄八尾本院	内・消内・視・胃内	東本町3-6-15 サン・アズール1F	996-8800	
谷口消化器内視鏡クリニック JR久宝寺分院	内・消内・視・胃内	龍華町2-1-1 坂本ビル2F	998-6000	998-6003
玉田医院	児・内・アレ	山本町南4-7-1	922-4445	996-0576
玉田クリニック	内・放	南本町1-9-11	925-2013	992-4703
たむら内科・呼吸器クリニック	内・呼内	沼1-35-1	920-5959	920-5958
長寿診療所	内・整・リハ・リウ	宮町1-1-5	925-0390	925-0391
鶴田耳鼻咽喉科クリニック	耳	春日町1-8-29	997-4187	
であい眼科	眼	龍華町1-4-2 メガシティワース東棟2F	990-0010	
寺川クリニック	泌・内	山本町南1-10-6 山本スターライトビル3・4F	925-5858	925-5855
東朋八尾病院	内・外・整・消外・脳・ 皮・透・リハ・泌・循・心 外・麻	北本町2-10-54	924-0281	
ドクターたろうクリニック	内・精	桜ヶ丘4-57 堀川コーポラス102	050-8880-6580	050-3452-9108
徳田診療所	外・内・消	柏村町4-308-1	996-2811	997-7250
豊田外科内科診療所	外・内・循・胃	志紀町1-6	949-5757	
長井医院	神・内	栄町2-1-19	995-1156	995-0669
中垣内科皮膚科	内・皮	山本高安町2-13-3 高安クリニックビル3F	922-9127	922-5779
中島産科婦人科	産婦	北本町3-5-8	998-8281	999-9926
なかじまレディースクリニック	産婦・麻	東本町3-5-3	929-0506	
中谷クリニック	皮・内	八尾木北3-123	993-5585	993-5785
なかむらクリニック	内・循・心・リハ	刑部2-182	929-2005	929-2015
西岡医院	内・放	緑ヶ丘5-75 武田ビル2F	999-1400	999-1400
にしむら耳鼻咽喉科	耳	安中町3-7-6 清水本店ビル2F	990-6565	990-6767
のだ皮ふ科	皮	安中町3-7-6 清水本店ビル1F	990-3175	990-3173
のりおか皮膚科クリニック	皮・美皮・アレ	跡部北の町3-1-26 久宝寺クリニックビル5F	943-1140	943-0220
萩原クリニック	産婦・児・内	春日町2-6-9	991-1452	990-2741
畑中眼科	眼	恩智中町1-78-1	941-3955	941-2008
早川整形外科医院	整・外・リハ・リウ	八尾木北1-8	922-9901	
林医院	内・消内	山城町2-2-30	992-8687	992-8695

医療機関名	診療科目	医療機関住所	電話番号	FAX番号
ハヤシクリニック	ペイン・心・内・外・リハ	志紀町1-13 ジョイフルオオイビル1F	920-2272	920-2273
林外科内科	外・内	弓削町1-23	949-5288	949-5288
はやみ整形外科	整・外・リウ・リハ	八尾木北6-32	992-2781	992-2781
はらだ小児科・内科・アレルギー科	児・アレ・内	南太子堂6-2-70	924-6655	924-6656
半田クリニック	胃・肛・外・リハ・麻・整	若林町1-87 アムレ内	949-1597	949-5365
ひだまりホームケアクリニック	心内・精・内	本町1-5-10 本町プラザビル2F	993-0001	993-6161
ひょうり小児科	児	山本町1-3-20 やまもとクリニックビル3F	925-2888	
広森眼科クリニック	眼	弓削町1-3 大和ビル2F	948-1577	948-1577
福家医院	内・児	山本町北4-5-13	922-2002	922-7027
藤井内科小児科	内・循・児	久宝寺1-1-8	993-8881	
ふじい耳鼻咽喉科	耳・アレ	光南町1-3-24	928-4187	
藤原医院	内・児	服部川7-49	941-8082	941-0126
ふるかわ内科クリニック	内・消・糖代	跡部北の町3-1-26 久宝寺クリニックビル1F	943-3307	
ほしの皮ふ科クリニック大阪院	皮・皮美	龍華町1-4-1 マガシタワーズ2F	990-0066	990-0067
ほりい内科・整形外科クリニック	内・整・外・消・肛・乳・ リハ・皮	恩智北町1-73	943-0072	943-0073
堀谷診療所	消・循・放	光町1-7	998-8099	998-8099
まえだ耳鼻いんこう科	耳・児耳・アレ	山本町1-3-20 やまもとクリニックビル2F	990-3000	990-4000
正木産婦人科	産婦	山本町北1-2-22	922-4103	990-5125
松井医院	内・児・消	太子堂5-1-38	995-0880	995-0881
松尾クリニック	内・循・消	光町1-46 2F	991-6586	924-5351
松田クリニック	外・内・整	西山本町1-6-14	997-1234	999-1395
松本クリニック	内・外・整・リハ・漢	南本町4-1-11	970-6421	970-6422
水野整形外科	整・外・リウ・リハ	相生町3-5-33	995-0119	995-1900
みぞぐちクリニック	内・循・児・漢	龍華町1-4-2 マガシタワーズ ジ・イースト2F	999-0808	999-0870
みちした乳腺クリニック	乳・外	跡部北の町3-1-26 久宝寺クリニックビル3F	975-6003	975-6013
宮澤眼科クリニック	眼	光町1-10-1	997-7980	997-7977
室家あつたかクリニック	内・消・呼・循	山本町南4-3-21	990-3380	
元村内科クリニック	内・糖内	久宝寺3-15-34 プレナップビル2F	922-0150	
本吉診療所	内・リハ・整	萱振町5-11-5	922-3160	922-8119
もりおか眼科クリニック	眼	志紀町2-46 小枝ビル102号	920-0555	920-0555
森田皮膚科医院	皮	東本町3-7-21	923-5137	923-6661
八尾北医療センター	内・整・放	桂町6-18-1	999-3555	991-5693
八尾クリニック	内・リハ	八尾木6-100	925-8725	925-8735
八尾市立病院	内・消内・循内・腫・ 血・精・外・消外・呼 外・乳・整・脳・産婦・ 児・眼・耳・形・皮・泌・	龍華町1-3-1	922-0881	924-4820

医療機関名	診療科目	医療機関住所	電話番号	FAX番号
	放・リハ・麻・病理・歯口			
やお城田クリニック	内・消内・肛・皮・外・ リハ	木の本1-7-1	922-7770	922-7787
八尾徳洲会総合病院	呼内・循内・消内・糖 代・神内・心・膠リウ・血 透・皮・児・急・放・肝 内・外・呼外・整・リウ・ 脳・心・血・肝外・形・ 泌・眼・麻・歯口・耳・ 婦・リハ・病理・美外・児 外・乳	若草町1-17	993-8501	
八尾はあとふる病院	内・整・リハ	美園町2-18-1	999-0725	923-0180
八百萬ファミリークリニック	内・呼内・アレ	末広町4-8-16 イズミビル1F	923-7777	923-7776
八木小児科	児	高安町北7-23	928-7711	
安田医院	整・外・内・リハ	久宝寺1-3-40	923-3084	922-5069
柳井谷医院	内	刑部1-269	922-9897	922-9864
山口産婦人科	産婦	中田1-52	996-0688	999-6448
山田医院	内・外・児・リハ・精	山本町4-1-14	998-5776	998-6781
山本診療所	児	山本町南3-5-21	998-3448	997-9126
八尾こころのホスピタル	精・神内・心	天王寺屋6-59	949-5181	949-7150
ゆうクリニック	泌・透	山本町1-7-20	925-3434	925-3701
ゆきこどもクリニック	児・内・精	刑部1-1-2	922-2301	922-2302
よしかわ耳鼻咽喉科クリニック	耳	萱振町5-15-8	995-3387	
吉崎クリニック	内・消・脳・神内	山本町南1-4-7	990-0787	990-0788
吉田クリニック	内・消・リハ	山本高安町2-1-3	925-5388	925-5363
米井耳鼻咽喉科内科医院	耳	山本高安町2-13-3 高安クリニックビル2F	922-3937	922-7773
わたなべ皮ふ科	皮	萱振町1-150	983-5556	983-5556

その他

医療機関名	診療科目	医療機関住所	電話番号	FAX番号
介護老人保健施設 あおぞら	内	沼 1-41	948-2545	
八尾市立いちよう学園診療所	児神内・児・整・精・内	八尾木 2-90	993-3154	
特別養護老人ホーム 大畑山苑診療所	整・外・内	大字恩智 1092-2	941-0252	
特別養護老人ホーム 萱振苑診療所	内	萱振町 5-10	999-2077	
特別養護老人ホーム 吉兆苑	内・外・整	幸町 6-33-2	999-1500	
信貴の里診療所	内	服部川 5-7-2	941-9981	
四季の森診療所	内・精・外	楽音寺 609	940-5500	
寿花園診療所	内・リハ・精	楽音寺 2-125	941-2130	
スローライフ八尾	内	福栄町 1-12	990-0100	990-0022

医療機関名	診療科目	医療機関住所	電話番号	FAX番号
成法苑診療所	内・外・精・リハ	南本町 3-4-5	994-8001	
竜華福祉会診療所(ホーム太子堂)	内・外	太子堂 4-1-32	996-0026	
介護老人保健施設 八尾徳洲苑	内・泌	南木の本 5-35-1	991-2291	

※凡例	内 - 内科	胃 - 胃腸科	産婦 - 産婦人科	歯 - 歯科	理学 - 理学診療科
	外 - 外科	胃内 - 胃腸内科	婦 - 婦人科	歯口 - 歯科口腔外科	リハ - リハビリテーション科
	整 - 整形外科	消 - 消化器科	乳 - 乳腺外科	麻 - 麻酔科	ペイン - ペインクリニック内科
	眼 - 眼科	消内 - 消化器内科	女内 - 女性内科	放 - 放射線科	リウ - リウマチ科
	耳 - 耳鼻咽喉科	消外 - 消化器外科	漢 - 漢方内科	レ - レントゲン科	膠原 - 膠原病リウマチ内科
	皮 - 皮膚科	腎 - 腎臓内科	児漢 - 小児漢方内科	透 - 人工透析科	糖内 - 糖尿病内分泌内科
	児 - 小児科	循 - 循環器科	形 - 形成外科	血透 - 血管透析科	糖代 - 糖尿病代謝内科
	ア - アレルギー科	循内 - 循環器内科	美外 - 美容外科	血 - 血液内科	視 - 内視鏡内科
	心 - 心療内科	呼 - 呼吸器科	美皮 - 美容皮膚科	腫 - 腫瘍内科	病理 - 病理診断科
	心外 - 心療外科	呼内 - 呼吸器内科	児外 - 小児外科	肝内 - 肝臓内科	急 - 救急科
	精 - 精神科	呼外 - 呼吸器外科	脳 - 脳神経外科	肝外 - 肝臓外科	神 - 神経科
	泌 - 泌尿器科	心血 - 心臓血管外科	肛 - 肛門外科	神内 - 神経内科	皮泌 - 皮膚泌尿器科
	児耳 - 小児耳鼻咽喉科	児神内 - 小児神経内科	疼痛内外 - 疼痛内科・外科	心リハ - 心臓リハビリテーション科	

資料：一般社団法人八尾市医師会

医療機関名	診療科目	医療機関住所	電話番号	FAX番号
あすか歯科クリニック	歯科	刑部1-179	996-8431	996-8431
飯田歯科	歯科	若林町3-126-1	948-3925	948-3925
乾歯科医院	歯科	太田2-238	920-3003	920-5530
植田歯科医院	歯科・小児歯科	渋川町6-3-34 インプレッションコート1F	922-4939	922-4939
植野歯科医院	歯科・歯科口腔外科・小児歯科	山本高安町2-12-16	922-3524	922-3524
内野歯科クリニック	歯科・小児歯科	安中町6-5-14	922-4433	922-4405
えのき歯科クリニック	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	安中町4-3-16	983-5128	983-5129
大音歯科医院	歯科・小児歯科	北本町2-12-30 アンリハイツ101号	923-5388	923-5394
おおなか歯科クリニック	歯科・小児歯科	本町7-2-4	992-4180	992-4185
大野歯科医院	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科	北本町2-4-9	922-0038	922-0038
大野歯科医院	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科	本町6-10-8	994-0008	
岡歯科医院	歯科	東山本新町1-14-5	996-3287	996-3287
岡田歯科クリニック	歯科・小児歯科	西山本町1-6-6	925-1888	925-1678
岡本歯科医院	歯科・小児歯科	安中町1-6-13 アーク八尾2F	924-8030	924-8120
小川歯科医院	歯科・小児歯科	桜ヶ丘1-10-2	997-5620	997-5615
奥野歯科診療所	歯科・小児歯科	萱振町1-143	990-3912	990-3915
折田歯科医院	歯科・小児歯科	青山町5-8-3 青山ビル2F2A	992-0558	992-0558
(医)海道歯科医院	歯科	木の本1-3-1	994-8005	994-8005
片山歯科医院	歯科・小児歯科	安中町1-4-16 シャトルロワール1F	922-2912	922-2912
加藤歯科医院	歯科・矯正歯科・小児歯科	宮町1-4-13	999-6088	999-6088
かねこ歯科医院	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	青山町1-3-3	970-6180	970-6190
加納歯科医院	歯科・矯正歯科	山本町1-8-25 加納ビル1F	922-8826	922-5802
河村歯科医院	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	陽光園1-9-14	929-0198	929-0199
川村歯科医院	歯科・矯正歯科・小児歯科	服部川7-61	941-0415	
きりいし歯科・矯正歯科医院	歯科・矯正歯科	緑ヶ丘5-75 武田ビル1F	998-7840	998-7840
清誠歯科	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科	都塚4-45-1	928-1111	
こうたろう歯科・矯正歯科	歯科・矯正歯科・小児歯科	光町1-55ルミエール八尾駅前1F	929-8784	
小枝歯科医院	歯科	本町7-11-18 南加茂ビル3F	922-2066	922-2066
小林歯科医院	歯科	南小阪合町3-4-18	998-3869	
小室歯科 久宝寺診療所	歯科・矯正歯科・小児歯科・歯科口腔外科	久宝寺2-3-19	994-5661	
阪本歯科	歯科・小児歯科	山本町2-1-13	922-9648	922-8834
(医)五月会 佐藤歯科医院	歯科	山本町南4-4-25	998-1578	998-1931
(医)NATURALEEさわだデンタルクリニック	歯科・矯正歯科・小児歯科	山本町1-10-5	999-8888	999-8888
島田歯科医院	歯科・矯正歯科	南本町1-9-7	990-1321	990-1322

医療機関名	診療科目	医療機関住所	電話番号	FAX番号
新門歯科医院	歯科・矯正歯科・小児 歯科	八尾木北4-7 新大ビル	994-8021	991-8850
スガオ歯科	歯科	本町2-3-1 メゾンクレール1F	970-6610	
(医)高橋矯正歯科クリニック	歯科・矯正歯科・小児 歯科	光町1-64 オカビル4F	997-0008	997-3009
たかはら歯科医院	歯科・矯正歯科・小児 歯科	中田2-405 プロスペール高安1F	922-6545	922-6545
高安歯科クリニック	歯科・小児歯科	恩智中町1-47	943-8148	921-8465
Takaデンタルクリニック	歯科	北本町1-3-5	920-7601	920-7602
竹内歯科	歯科	東本町3-8-16 石井ビル2F	922-8241	994-7651
武田歯科医院	歯科・小児歯科・歯科 口腔外科	佐堂町3-68	922-7474	922-7474
(医)たなか歯科	歯科	山本町北7-4-17	997-9511	997-9512
(医)照隅会田中歯科医院	歯科・小児歯科・歯科 口腔外科・矯正歯科	高安町北1-83-1	922-1543	922-1327
田中歯科医院	歯科・小児歯科・歯科 口腔外科	恩智中町1-81 サンライズビル103号	941-3033	941-3033
たにがわ歯科医院	歯科・小児歯科	沼1-27-1	920-6480	920-6488
谷口歯科クリニック	歯科・矯正歯科・小児 歯科・歯科口腔外科	龍華町2-1-1 坂本ビル2F	924-0008	924-0058
タミヤ歯科医院	歯科	桜ヶ丘4-1	999-5111	999-5111
つじた歯科	歯科・小児歯科	春日町1-9-7	999-8241	999-6655
デンタルオフィス クローバー	歯科・小児歯科・歯科 口腔外科	光町1-25 ルミエール八尾1F	994-4182	994-4181
とみた歯科医院	歯科・小児歯科・矯正 歯科	田井中4-24-2	948-6456	948-6456
鳥居おとな・こども歯科クリニック	歯科・小児歯科・歯科 口腔外科	志紀町2-186 ティグリス枝川1F	948-0213	948-0213
(医)どんぐり小児歯科	歯科・小児歯科	東本町3-5-3 メディカルプラザ八尾2F	925-7888	925-8111
中井歯科医院	歯科・矯正歯科・小児 歯科・歯科口腔外科	東久宝寺3-11-7	923-6467	922-6737
中谷歯科	歯科	堤町2-30-18	998-0003	998-3800
なかたに歯科医院	歯科	山本町北5-8-7	997-6565	996-9032
中務歯科医院	歯科	春日町3-5-7	991-6480	
なかの歯科	歯科・矯正歯科・小児 歯科	北木の本5-81-1	990-1177	990-1178
中山歯科医院	歯科	萱振町5-11-13	999-9645	999-9645
なぎ歯科	歯科・小児歯科	萱振町2-137-13	951-4794	951-4794
(医)真勇会 並河歯科クリニック	歯科・歯科口腔外科	南植松町1-1-1	992-8548	923-5584
西岡歯科医院	歯科	北本町3-5-7	999-5435	995-0495
(医)ふたば会 西田歯科診療所	歯科・矯正歯科	山本町1-7-23 西田ビル3F	996-7455	996-7455
にしむら歯科	歯科・小児歯科	東久宝寺1-2-20	991-8133	991-8133
西村歯科医院	歯科・小児歯科	松山町2-2-6 サンハイツ松山1F	924-3456	993-5759
西脇歯科医院	歯科・矯正歯科・小児 歯科	恩智中町1-74 亀吉ビル2F	941-9990	941-9990
ノエル貴島歯科	歯科・矯正歯科・小児 歯科・歯科口腔外科	陽光園2-1-13	995-5489	983-6919
野村歯科	歯科・小児歯科	山本町南1-2-1	999-8879	999-8879

医療機関名	診療科目	医療機関住所	電話番号	FAX番号
はっとり歯科	歯科・小児歯科	教興寺5-109	940-3880	940-3880
はやし歯科	歯科・小児歯科	末広町2-4-19	911-2320	
ばん歯科	歯科・小児歯科	太田2-96-5	948-7768	948-7768
(医)東野歯科クリニック	歯科・小児歯科	山本町北1-4-3	922-3320	922-3499
ひらい歯科	歯科・小児歯科	安中町3-7-6 清水本店ビル2F	925-5123	925-5132
平岡歯科医院	歯科・小児歯科	高安町北1-122-7	998-2501	998-2501
平岡歯科医院	歯科	若林町1-87 アムレ医療センター	948-0883	948-0883
(医)平山デンタルクリニック	歯科・矯正歯科・小児 歯科	龍華町1-4-3 メガシティワーズ2F	992-6480	
深尾歯科医院	歯科・矯正歯科・小児 歯科	天王寺屋2-6	949-0548	949-8339
フクタニ歯科医院	歯科・小児歯科・歯科 口腔外科	本町1-4-1	992-2278	993-8487
(医)徹真会 ふくら歯科診療所	歯科・矯正歯科・小児 歯科・歯科口腔外科	安中町3-5-15	995-9500	995-9501
ふじた歯科	歯科・小児歯科・歯科 口腔外科	山本町南6-6-17 M'sスクエア1F	998-6470	998-6470
藤本歯科医院	歯科・歯科口腔外科・ 小児歯科	志紀町3-19-1 松井志紀駅ビル303	949-6866	949-6128
ホワイト歯科医院	歯科・小児歯科	天王寺屋5-17-2	968-9721	968-9621
本多大人こども歯科	歯科	小阪合町4-1-10	991-0118	991-0115
(医)甞歯会 マイデンタルクリニック もりかわ歯科	歯科・矯正歯科・小児 歯科・歯科口腔外科	光町2-3 アリオ八尾2F	922-8148	997-4411
正樹歯科医院	歯科・小児歯科	跡部本町1-4-30	923-0729	929-8336
松川歯科医院	歯科・小児歯科	北本町4-1-8	998-4181	998-4181
(医)松下歯科	歯科・小児歯科	恩智中町1-12-2 明星ビル2F	941-9164	941-8270
松村デンタルクリニック	歯科・小児歯科・矯正 歯科	高安町南1-125-1	990-4180	990-4182
みきおとなこどもデンタルクリニック	歯科・矯正歯科・小児 歯科・歯科口腔外科	佐堂町3-1-5 M'sビル佐堂2F	992-1000	
(医)水野矯正歯科クリニック	矯正歯科	山本町南4-2-6 フォルトゥーナ山本1F	923-1248	923-1248
皆木歯科医院	歯科・小児歯科	南太子堂2-2-6 昭陽ビル2F	924-8488	924-7092
南歯科医院	歯科・小児歯科	東山本町8-6-24	992-8017	992-8240
三原歯科医院	歯科	萱振町3-106-5	999-6968	999-6968
三宅歯科医院	歯科・矯正歯科・小児 歯科	山本町1-3-18	999-2048	997-2048
もりかわ歯科・矯正歯科	歯科・矯正歯科・小児 歯科・歯科口腔外科	中田2-29 1F	943-0418	
甞歯会 もりかわ歯科志紀診療所	歯科・矯正歯科・ 小児歯科	志紀町2-45 小枝ビル1F	949-4673	949-4673
もりかわ歯科リノアス診療所	歯科・矯正歯科・小児 歯科	光町2-60 リノアス7F	992-8148	997-1304
もりかわ歯科八尾本町診療所	歯科・小児歯科・歯科 口腔外科・矯正歯科	本町5-4-7 森川ビル1F	991-9700	991-9712
(医)浩友会 森田歯科医院	歯科・小児歯科	上之島町北2-25-6	997-2468	997-2469
森本歯科クリニック	歯科・矯正歯科・小児 歯科・歯科口腔外科	本町7-12-23	990-3900	990-3911
(医)真明会 もんの歯科	歯科・小児歯科・歯科	西山本町7-10-17	923-6480	995-6480

医療機関名	診療科目	医療機関住所	電話番号	FAX番号
	口腔外科・矯正歯科			
八尾市立病院 歯科口腔外科	口腔外科	龍華町1-3-1	922-0881	924-4820
社会医療法人 医真会八尾総合病院 歯科口腔外科	口腔外科	沼1-41	948-2500	948-2544
八尾徳洲会総合病院 歯科口腔外科	口腔外科	若草町1-17号	993-8501	993-8567
八木歯科医院	歯科・小児歯科	高安町北7-23	999-6858	999-6858
やなぎ歯科	歯科・小児歯科	教興寺2-63	940-5656	940-5655
やべ歯科クリニック	歯科・小児歯科	恩智北町1-211	996-7820	996-7820
やまうち歯科医院	歯科・小児歯科	桜ヶ丘3-112-3	928-6111	928-6888
(医)山下歯科医院	歯科	東本町3-6-8 嶋野ビル3F	993-8800	993-8800
山田歯科	歯科・小児歯科	久宝寺3-15-42	922-8548	922-8548
(医)薫歯会 志紀ファミリー歯科	歯科・小児歯科	志紀町3-10	949-9414	949-9404
やまもと歯科	歯科・小児歯科	刑部2-108	923-3422	923-3422
(医)鳳友会 山本歯科	歯科・矯正歯科・小児 歯科	山本町3-4-24	998-1880	924-0818
山本歯科クリニック	歯科・矯正歯科・小児 歯科・歯科口腔外科	栄町2-5-4	995-8148	995-8148
山本歯科診療所	歯科・矯正歯科・小児 歯科	高美町1-3-23	991-3021	933-0888
(医)横井歯科診療所	歯科・小児歯科・矯正 歯科	北本町2-15-31 梅村ビル1F	996-0526	996-8487
吉崎歯科	歯科	山本町南1-4-6	922-1401	924-5430
(医)宏療会 吉田歯科医院	歯科・矯正歯科・小児 歯科	荘内町1-1-27	994-8282	922-0675
(医)明歯会 よしはら歯科医院	歯科・矯正歯科・小児 歯科	太子堂4-6-8	991-6464	991-6464
涌本歯科医院	歯科・小児歯科	光町1-19-3 ワクモビル1F	997-6258	997-6258

資料：一般社団法人八尾市歯科医師会

薬局名	住所	電話番号	FAX番号
愛和保健薬局	安中町4-2-16	922-8531	922-8531
アイン薬局 八尾店	荘内町2-2-36	920-4302	920-4303
青葉堂薬局	光町1-26	990-5670	990-5670
アカカベ薬局萱振店	萱振町2-136-1	970-6676	970-6678
あすか薬局	志紀町南2-103-2	943-3161	943-3162
アップルプラス薬局	本町5-1-3	922-7278	922-8278
アップルプラス薬局 八尾北本町店	北本町1-4-17	983-6877	983-6878
アルファー薬局	山本町南1-3-17	997-6663	997-6663
安心堂薬局	安中町3-7-5	925-8989	992-8717
あんず薬局	天王寺屋4-176	929-0021	929-0091
池田屋薬局	植松町5-5-22	920-7591	920-7592
いぬい薬局	太田5-43	949-5043	949-5071
うめ薬局	南本町4-1-34	925-6820	925-6821
うめ薬局 市立病院前店	跡部北の町2-1-40	925-1131	925-2131
エイコー薬局	志紀町南1-93-1	920-2066	920-2077
エンジェル薬局	光南町1-3-20	983-5221	983-5223
オチ薬局	刑部3-25	993-1913	993-0782
恩智ヘルス ファーマシイ薬局	恩智中町1-151	941-5591	941-5590
カイセイ薬局	宮町6-6-15	925-1961	925-1968
カモメ薬局	末広町4-8-18	943-2220	943-2221
かりん薬局	高安町北7-23-2	995-6615	995-6616
かるがも薬局	東本町4-3-33	976-4411	976-4412
河内薬局	弓削町1-3 大和ビル	949-6163	949-6163
関西ドラッグストア薬局	西山本町3-6-15	997-6070	997-6124
紀北薬局やお店	久宝寺3-15-34	998-3777	998-3770
キリン薬局	山本高安町2-13-4	990-1558	990-1559
くるみ薬局	志紀町1-16-6 BIG ONE	920-2838	920-2839
クレイン薬局	南太子堂6-2-70 1階	970-5650	970-5770
クレヨン薬局	山本町南1-10-6	924-9888	924-9889
クローバー薬局	本町2-3-6-101	994-1002	994-1003
小泉薬局	八尾木北5-123-2	993-4931	993-4193
ココカラファイン薬局 イズミヤ八尾店	沼1-1	949-1911	949-1951
ココカラファイン薬局久宝寺店	龍華町1-4-2 メガシティワーズ2階	928-6094	928-6095
ココカラファイン薬局 志紀店	天王寺屋7-52	920-3611	920-3621
小林薬局	東本町3-6-22	922-7778	922-7222
サエラ薬局	美園町4-155-3	990-3633	990-3634
さつき薬局	八尾木北3-124-1	926-9308	926-9309
サン薬局	東本町3-6-15	921-4152	921-8817
サンライト薬局 八尾店	北本町1-1-34	990-0073	990-0173
しろくま調剤薬局八尾店	光町1-47	923-0089	923-0469
スター薬局	本町2-1-2-101	995-7300	995-7301
すみれ薬局 八尾店	萱振町1-13-6	990-2101	990-2102
セイユー薬局	陽光園2-1-16	992-4372	992-0687
青龍堂薬局	跡部北の町3-2-6	992-7270	992-7270
そうごう薬局	北本町2-15-27	924-8571	924-8572

薬局名	住所	電話番号	FAX番号
タムタム薬局	八尾木北3-340	945-8686	945-8685
つぼみ薬局	八尾木東3-37-82	990-2727	990-2728
といろ薬局	都塚3-1015-2	998-3066	998-3077
東光第一薬局 高安店	山本高安町2-13-2	994-8876	994-8869
東光第一薬局 八尾東店	楽音寺1-73	940-5870	940-5871
ながお大和橋薬局	山本町北3-10-9	983-6802	983-6803
のぞみ薬局	久宝寺1-1-14	923-8777	923-8870
のぞみ薬局 北久宝寺店	北久宝寺1-4-81-107	943-0306	943-0372
白鳥薬局	佐堂町3-68	924-4881	924-3111
ハンナ薬局	八尾木5-164	994-9852	994-9852
ファーマライズ薬局八尾店	大字山畑4-1	940-5800	940-5801
ふじ薬局	南本町6-6-37	991-8325	992-6662
プラザ薬局	東本町3-5-3	992-0111	991-7404
プラザ薬局 青山店	若草町1-3	990-6225	922-0866
プラザ薬局 太田店	太田7-55-2	949-6543	949-6545
プラザ薬局 久宝寺店	跡部北の町3-1-26	990-0188	990-0189
プラザ薬局 桜ヶ丘店	桜ヶ丘1-11	990-1555	990-1556
プラザ薬局 志紀店	志紀町2-46	920-6000	948-1168
プラザ薬局 JR八尾店	安中町3-5-14	925-8088	925-8066
プラザ薬局 山本店	山本町1-3-20	990-0800	990-0855
プラザ薬局 山本北店	山本町北3-6-14 1階	923-2805	923-2806
プラザ薬局 山本西店	山本町1-3-22	923-5510	923-5511
みどり薬局	柏村町4-311-1	922-3620	923-6709
美好橋薬局	山本町4-1-15	992-9393	992-9393
メイプル薬局	北本町2-2 ベントモール八尾3番街27号	990-3080	990-3081
ヤオアップル薬局	相生町3-1-9	995-1757	995-1757
八尾日本薬局	本町7-7-14	990-0888	990-0880
八尾まち薬局	安中町9-3-12	943-0230	943-0237
八尾薬局	本町7-7-9	922-2091	922-3788
薬局マツモトキョシ 八尾店	光町1-32	996-8470	923-7575
ヤマムラ薬局	老原5-195	991-8054	991-5666
ゆうあい薬局	曙川東1-22	925-5112	925-5113
ゆうあい薬局恩智中町店	恩智中町2-325-106	920-7743	920-7748
ゆうき薬局	北本町2-12-24	999-3189	999-3189
ゆうゆう薬局	八尾木2-8	992-9225	992-9226
ユゲ薬局	天王寺屋6-24	949-0018	949-0085
ライフオート久宝寺駅前薬局	龍華町2-1-1 (パチソコガンバ2F)	928-7665	928-7667
ライフ八尾南薬局	若林町1-87	948-7320	948-7328
龍華薬局	春日町1-8-29	924-0023	924-0257
ルビナス薬局	山本町北7-8-38	925-5566	925-5554

資料：一般社団法人八尾市薬剤師会

資料36 水防倉庫一覧

水防屯所（大和川右岸水防事務組合）

名 称	水防区	所 在 地	管理責任者	備 考
太田屯所	八 尾	八尾市太田8丁目	分団長	倉庫併用 延 55.98㎡ 平成7年3月新築

水防倉庫、予備倉庫（大和川右岸水防事務組合）

名 称	水防区	所 在 地	管理責任者	備 考
沼 倉 庫	八 尾	八尾市沼3丁目	分団長	延 33㎡ 昭和55年3月新築
太田倉庫	八 尾	八尾市太田8丁目	分団長	屯所併用 延 55.98㎡ 平成7年3月新築
若林倉庫	八 尾	八尾市若林町3丁目	分団長	延 33㎡ 昭和51年3月新築
水防センター内倉庫	八 尾	八尾市若林町3丁目	分団長	延 62.09㎡ 平成27年1月新築

予備倉庫（大和川右岸水防事務組合）

名 称	所 在 地	管理責任者	備 考
八尾予備倉庫	八尾市若林町3-229	分団長	軽量鉄骨造平屋建 延65㎡平10.3新築

水防倉庫（恩智川水防事務組合）

名 称	延面積(㎡)	所 在 地
八尾市南高安水防倉庫	63.16	八尾市恩智北町4-650
八尾市教興寺水防倉庫	64.78	八尾市垣内1-188
八尾市東山本水防倉庫	67.60	八尾市東山本町1-13地先
八尾市福万寺水防倉庫	166.52	八尾市福万寺町8-52-1地先

水防倉庫（大阪府）

倉庫名	位 置	構 造	面積(㎡)	種別	備 考
沼	八尾市沼	鉄筋コンクリート1階建	47.4	専用	15年
久宝寺	八尾市神武町	軽量鉄骨2階建	130.6	専用	47年国補
本 部	八尾市荘内町	鉄骨2階建	18.8	併用	R3年府単
桜ヶ丘	八尾市桜ヶ丘	鉄筋コンクリートブロック1階建	43.2	専用	54年府単

水防倉庫（八尾市）

No	施設名	場所	管理者	備考
1	土木管理事務所	八尾市曙町2-11	土木管理事務所	
2	市庁舎西館	八尾市本町2-2-2	都市政策課	

（鍵は各管理者で保管）

水防倉庫（八尾市）

No	施設名	場所	管理者	備考
1	土木管理事務所	八尾市曙町2-11	土木管理事務所	
2	神武町水防倉庫	八尾市神武町187-4	土木建設課	
3	市庁舎西館	八尾市本町2-2-2	都市政策課	

（鍵は各管理者で保管）

資料37 火葬施設

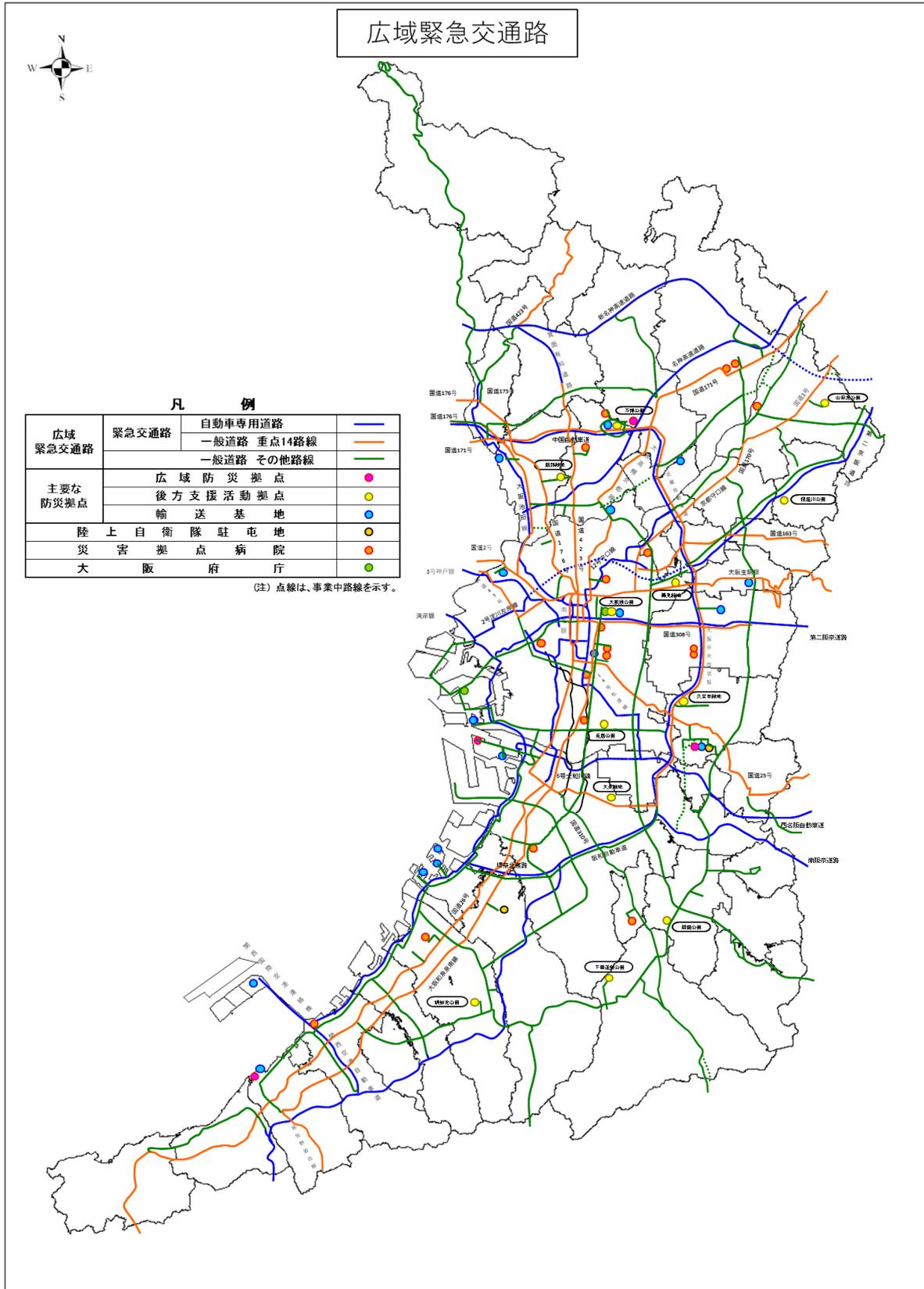
名 称	所 在 地	建 物 面 積	炉 数	燃 料	電 話
八尾市立斎場	八尾市南植松町3-50-3	建 物：3,341㎡ (鉄筋コンクリート造2階建) 駐車場：47台	火葬炉：10基 動物炉：1基 霊安室：1室	都市ガス	923-1493

資料38 し尿処理施設

名 称	所 在 地	処 理 能 力 等	電 話
八尾市立衛生処理場	八尾市上尾町8-24-1	275k1/日	922-3236

資料39 廃棄物処理施設

名 称	所 在 地	処 理 能 力 等	種 類	電 話
大阪広域環境施設組合八尾工場	八尾市上尾町7-1	一般廃棄物焼却施設 全連続燃焼式焼却炉（ストーカ式） 600 t /24時間	塵芥	923-4226
八尾市立リサイクルセンター	八尾市曙町2-11	粗大ごみ破碎施設 32 t /日	塵芥	992-2060
八尾市一般廃棄物最終処分場	八尾市上尾町9-36	敷地面積 19,733m ² 全体容積 70,000m ³	塵芥	993-1767

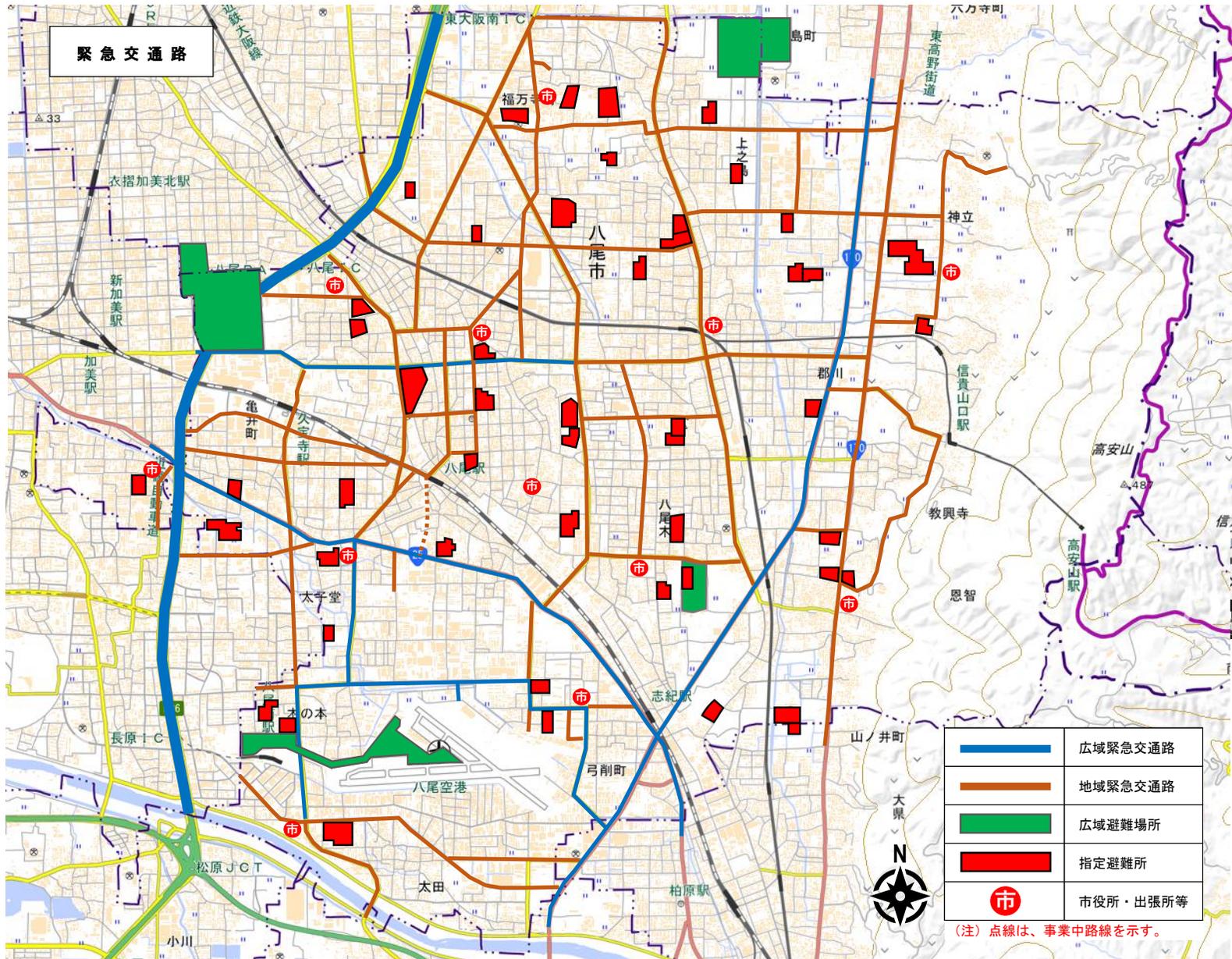


出典：「大阪府地域防災計画 関連資料集 令和6年修正」(大阪府防災会議)

資料41 緊急交通路

		路 線 名	区 間
広 域 緊 急 交 通 路		近畿自動車道	全線
		大阪中央環状線	池田市～堺市
		170号	高槻市～泉佐野市
		25号	柏原市～梅田新道
		旧大阪中央環状線	八尾市太子堂（R25）～八尾空港
		大阪港八尾線	八尾土木事務所（府民センター）～八尾市神武町（中環）
		木ノ本田井中線 大正第434号線 八尾道明寺線	八尾市南木の本（旧中環）～八尾市田井中（中部広域防災拠点）～ 八尾市弓削町南（外環）
地 域 緊 急 交 通 路	国道	旧170号	八尾市楽音寺（東大阪市境）～南高安出張所～八尾市神宮寺（柏原市境）
	府道	大阪港八尾線	府民センター～八尾市服部川（旧170号）
	府道	東高安停車場線	八尾市郡川（旧170号）～八尾市黒谷（近鉄信貴山口駅）
	府道	八尾枚方線	八尾市幸町（東大阪市境）～八尾市宮町（旧中環）
	府道	八尾道明寺線	八尾市新家町（中環）～八尾市相生町（R25）～八尾市田井中（木ノ本田井中線）
	府道	八尾茨木線	八尾市山本町北（東大阪市境）～山本出張所～八尾市柏村町（外環）
	府道	旧大阪中央環状線	八尾市久宝園（東大阪市境）～八尾市佐堂町（中環）～八尾市東太子（R25） 八尾空港～大正橋（藤井寺市境）
	府道	大阪八尾線	八尾市東久宝寺（中環）～八尾市久宝寺（旧中環）
	市道	若林沼線	八尾市若林町（大阪市境）～大正出張所～八尾市沼（170号）
	府道	柏村南本町線	八尾市八尾木（八尾道明寺線）～曙川出張所～八尾市柏村町（八尾茨木線）
	市道	楠根上尾線	八尾市山本町北（八尾茨木線）～外環～八尾市楽音寺（旧170号）
	市道	高安第66号線	
	市道	上之島大竹線	
	市道	高安第3号線	八尾市山本町北（八尾茨木線）～八尾市楽音寺（北部低区配水池）
	市道	高安第68号線	
	市道	弥刀上之島線	八尾市宮町（旧中環）～八尾市山本町北（八尾茨木線）
	市道	八尾第400号線	八尾市光町（八尾第401号線）～近鉄八尾駅～市役所～安中小～ 八尾市安中（八尾停車場線） 八尾市高町（八尾警察署）～八尾市光南町（西郷植松線）
	市道	西郷植松線	
	市道	八尾第241号線	
	市道	八尾第238号線	
市道	八尾第470号線	八尾市本町（市役所）～八尾市本町（八尾枚方線）	
市道	八尾第401号線	八尾市光町（弥刀上之島線）～八尾市南本町（大阪港八尾線）	
市道	八尾第184号線		
市道	太子堂長吉線	八尾市太子堂（R25）～八尾市跡部南の町（大阪市境）	
府道	八尾停車場線	八尾市光南町（大阪港八尾線）～J R八尾駅～八尾市亀井町（中環）	
市道	竜華第45号線		
市道	竜華第16号線		
市道	竜華第166号線		
市道	竜華第98号線		

	路線名	区間
地域 緊急 交通 路	市道 八尾第519号線 八尾第207号線	八尾市青山町（八尾道明寺線）～八尾市山本町南（八尾茨木線）
	市道 山本第403号線 市道 山本第404号線 市道 曙川第177号線 市道 曙川第178号線	八尾市小阪合町（大阪港八尾線）～八尾市八尾木（柏村南本町線）
	市道 竜華第135号線	八尾市南植松町（R25）～竜華火葬場
	市道 久宝寺第13号線	八尾市西久宝寺（中環）～久宝寺出張所～八尾市久宝寺（大阪八尾線）
	市道 東高安中線	八尾市恩智中町（旧170号）～八尾市黒谷（東高安停車場線）
	市道 高安第3号線 市道 高安第18号線 市道 高安第22号線	八尾市服部川（外環）～高安出張所～八尾市水越
	市道 山本第67号線	八尾市福栄町（楠根上尾線）～八尾市上之島町北（上之島大竹線）
	市道 志紀第22号線	八尾市志紀町（R25）～八尾市志紀町西（八尾道明寺線）
	市道 南高安第118号線	八尾市垣内（外環）～八尾市恩智北町（旧170号）
	市道 西郡第30号線	八尾市幸町（八尾枚方線）～八尾市高砂町（東大阪市境）
	市道 八尾西郡線 市道 西郡第14号線 市道 八尾第465線	八尾市幸町（八尾枚方線）～西郡出張所～八尾市光町（弥刀上之島線）
	市道 八尾東住吉線 市道 竜華第3号線 府道 住吉八尾線	八尾市竹湊東（R25）～八尾市竹湊東（大阪市境）
	市道 竜華第16号線 市道 竜華第367号線	八尾市植松町（JR澁川踏切）～八尾市北亀井町（大阪中央環状線）
	市道 八尾第149号線	八尾市本町（八尾第470号線）～八尾市本町（大阪港八尾線）
	市道 八尾第1005号線 市道 八尾第246号線 市道 萱振福万寺線 市道 楠根上尾線 市道 西郡第43号線	八尾市萱振町（八尾道明寺線）～八尾市小畑町（八尾茨木線） 八尾市桂町（萱振福万寺線）～八尾市桂町（桂青少年会館）
	市道 志紀第43号線	八尾市志紀町西（八尾道明寺線）～八尾市志紀町西（八尾道明寺線）
	府道 住吉八尾線 市道 竜華第316号線 市道 大正第372号線	八尾市南久宝寺（大阪港八尾線）～八尾市太子堂（R25）～大阪市域～ 八尾市南木の本（旧中環）
	市道 竜華第166号線	八尾市植松町（竜華第16号線）～八尾市植松町（旧中環）
	市道 大正第1号線	八尾市西木の本（旧中環）～八尾市西木の本（大阪市境）
	市道 大正第81号線 府道 八尾道明寺線	八尾市太田新町（若林沼線）～八尾市太田新町（八尾道明寺線）～ 八尾市沼（八尾道明寺線）
	市道 志紀第3号線	八尾市田井中（八尾道明寺線）～八尾市田井中（八尾空港）
	市道 高安第126号線	八尾市郡川（外環）～八尾市郡川（旧170号）
	市道 八尾駅前線	八尾市植松町（竜華第16号線）～八尾市永畑町（R25）

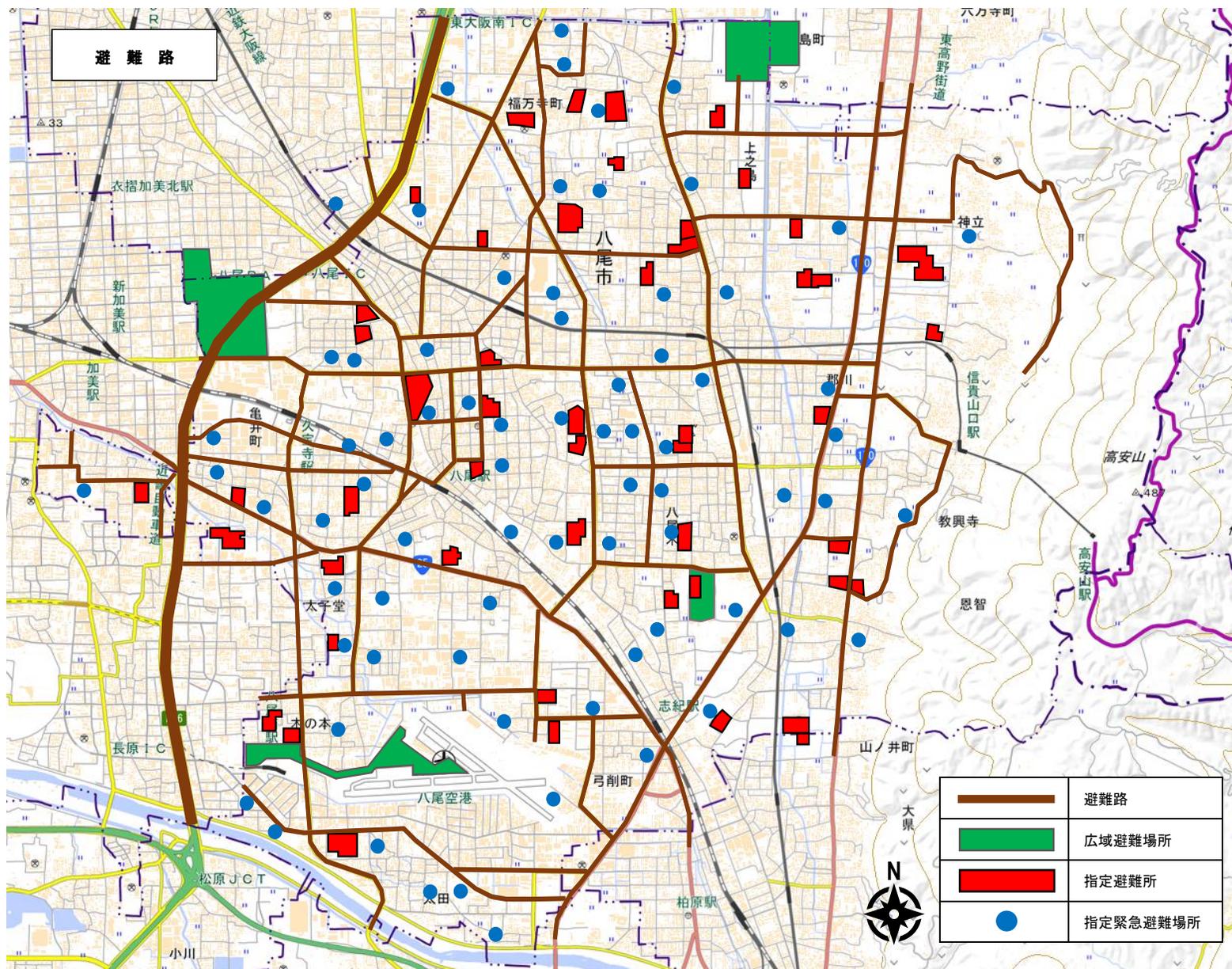


資料42 避難路

	路線名	区間	備考
府道	大阪中央環状線	八尾市新家町（東大阪市境）～八尾市南亀井町（大阪市境）	
国道	170号（外環）	八尾市西高安町（東大阪市境）～八尾市弓削町南（柏原市境）	
国道	25号	八尾市南亀井町（大阪市境）～八尾市志紀町南（柏原市境）	亀井本郷線
府道	八尾枚方線	八尾市幸町（東大阪市境）～八尾市宮町（旧中環）	
府道	大阪港八尾線	八尾市神武町（中環）～八尾市服部川（旧170号）	平野中高安線
国道	旧170号	八尾市楽音寺（東大阪市境）～八尾市神宮寺（柏原市境）	
府道	八尾道明寺線	八尾市新家町（中環）～八尾市相生町（R25）～八尾市弓削町南（外環）	萱振曙川線
府道	八尾茨木線	八尾市山本町北（東大阪市境）～八尾市柏村町（外環）	玉串柏村線
府道	旧大阪中央環状線	八尾市久宝園（東大阪市境）～八尾空港～大正橋（藤井寺市境）	
府道	大阪八尾線	八尾市東久宝寺（中環）～八尾市久宝寺（旧中環）	
市道	若林沼線	八尾市若林町（大阪市境）～八尾市沼（外環）	
市道	木ノ本田井中線 大正第434号線	八尾市南木の本（旧中環）～八尾市田井中（八尾道明寺線）	
府道	柏村南本町線	八尾市八尾木（八尾道明寺線）～八尾市柏村町（八尾茨木線）	安中山ノ井線
市道	楠根上尾線	八尾市山本町北（八尾茨木線）～八尾市西高安町（外環）	
市道	上之島大竹線	八尾市山本町北（八尾茨木線）～外環～八尾市水越（高安第3号線）	
市道	弥刀上之島線	八尾市宮町（旧中環）～八尾市山本町北（八尾茨木線）	
市道	八尾第400号線	八尾市光町（八尾第401号線）～近鉄八尾駅～市役所～安中小～	光町久宝寺線
市道	西郷植松線	八尾市安中町（八尾停車場線）	安中教興寺線
市道	八尾第241号線	八尾市高町（八尾警察署）～八尾市光南町（西郷植松線）	渋川南本町線
市道	八尾第238号線		
市道	八尾第465号線	八尾市北本町（弥刀上之島線）～八尾市萱振町（八尾西郡線）	八尾中央線
市道	八尾第470号線	八尾市本町（第400号線）～八尾市本町（旧中環）	光町久宝寺線
市道	八尾第401号線	八尾市光町（弥刀上之島線）～八尾市南本町（大阪港八尾線）	八尾中央線
市道	八尾第184号線		
市道	太子堂長吉線	八尾市太子堂（R25）～八尾市跡部南の町（大阪市域）	
府道	八尾停車場線		安中教興寺線
市道	竜華第45号線	八尾市光南町（大阪港八尾線）～JR八尾駅～八尾市亀井町（中環）	亀井八尾停車場線
市道	竜華第16号線		
市道	竜華第166号線		
市道	竜華第98号線		
市道	山本第403号線		
市道	山本第404号線	八尾市小阪合町（大阪港八尾線）～八尾市八尾木（柏村南本町線）	東大阪中央線
市道	曙川第177号線		
市道	曙川第178号線		
市道	曙川第164号線		
市道	曙川第2号線	八尾市中田（八尾道明寺線）～八尾市山本高安町（八尾茨木線）	安中教興寺線
市道	山本第203号線		

	路線名	区間	備考
市道	山本第557号線	八尾市福万寺北（恩智川治水緑地）～八尾市福万寺町（楠根上尾線）	
府道	東高安停車場線	八尾市郡川（旧170号）～八尾市黒谷（近鉄信貴山口駅）	
市道	久宝寺第13号線	八尾市西久宝寺（中環）～八尾市久宝寺（大阪八尾線）	加美久宝寺線
市道	志紀第22号線	八尾市志紀町（R25）～八尾市志紀町西（八尾道明寺線）	
市道	八尾西郡線	八尾市泉町（西郡第30号線）～八尾市萱振町（八尾第465号線）	
市道	西郡第14号線	八尾市幸町（八尾西郡線）～西郡出張所～	
市道	西郡第16号線	八尾市高砂町（西郡第30号線）	
市道	八尾東住吉線	八尾市竹湊東（R25）～八尾市竹湊東（住吉八尾線） 八尾市竹湊東（八尾東住吉線）～ 八尾市竹湊西（平野川・大阪市境）	
府道	住吉八尾線		
市道	竜華第3号線		
市道	竜華第4号線		
市道	竜華第293号線		
市道	大正第1号線	八尾市西木の本（旧中環）～八尾市西木の本（大阪市境）	西木の本線
市道	大正第81号線	八尾市太田新町（若林沼線）～八尾市太田新町（八尾道明寺線）	
市道	竜華第16号線	八尾市植松町（JR 洪川踏切）～	
市道	竜華第367号線	八尾市北亀井町西（大阪中央環状線）	
市道	東高安中線	八尾市恩智中町（旧170号）～八尾市黒谷（東高安停車場線）	
府道	住吉八尾線	八尾市南久宝寺（大阪港八尾線）～八尾市太子堂（R25）～ 大阪市域～八尾市南木の本（旧中環）	久宝寺太田線
市道	竜華第316号線		
市道	大正第372号線		
市道	高安第3号線	八尾市大竹（上之島大竹線）～八尾市神立（八尾市神立配水池）～ 八尾市服部川（神光寺）	
市道	高安第68号線		
市道	高安第114号線		
市道	南高安第118号線	八尾市垣内（170号）～八尾市垣内（旧170号）	
市道	志紀第3号線	八尾市田井中（八尾道明寺線）～八尾市田井中（八尾空港）	
市道	高安第126号線	八尾市郡川（外環）～八尾市郡川（旧170号）	

(注)備考欄は都市計画道路名。



資料43 公用車保有状況一覧表

R6年度

車両台数 337台 但し構内車、單車、 自転車は集計外		車種別		乗用				貨物			特種				構内車等	單車	自転車		備考					
		車種内訳		軽	小型	普通	マイクロバス	軽	小型	普通	大型	緊急車及び道路維持車	軽	普通			軽	普通		塵芥車及びその他	一般車	電動アシスト		
部 別	計	課 別	計	30	3	10	4	109	4	6	0	12	73	2	84	16	24	163	電動アシスト 69 電気自動車 4 天ガス車 4					
政策企画部	3	秘書課	2	1		1																		
		広報課	1	1																				
財政部	41	財産活用課	42	17		2	1	21	1								10	10	46	25	21	小型貨物は平常時乗用		
人権ふれあい部	10	桂人権コミュニティセンター	1					1										1		1	1			
		安中人権コミュニティセンター	1					1													2	1		
		龍華出張所	1					1													1	1		
		久宝寺出張所																			1	1		
		大正出張所	1					1													1	1		
		山本出張所	1					1													2	1		
		竹濶出張所	1	1																	1	1		
		南高安出張所	1					1														1		
		高安出張所	1					1												1		1		
		曙川出張所	1					1													1	2		
		志紀出張所	1	1																		1		
		緑ヶ丘コミュニティセンター																			1	0		
健康福祉部	9	保健企画課	5					4							1			2		20	5	3		
		健康推進課	4	1				3											2		6	6		
子ども若者部	7	子ども施設運営課	2					2										0	0	35	4	2		
		(医療型児童発達支援センター)	2	1				1													0	2		
		子ども総合支援課	3	2					1												11	16		
魅力創造部	3	産業政策課	1					1															天ガス 1 (軽貨)	
		労働支援課																		1	1			
		観光・文化財課	1					1													0			
環境部	134	環境保全課	4			1		3													2	1	電気 4 (普乗 1、 軽貨 3)	
		循環型社会推進課	4					3		1							1				2			
		環境事業課	81					21		3					57						10	3	天ガス 2 (特種)	
		環境施設課	41		1	1		10		2				1	26	12		1		1	1	1	電気 1 (普乗) 塵芥車 1 (大型)	
都市整備部	24	土木管理事務所	24					5				9	10				3	0	0	2	2			
下水道部	2	下水道経営企画課	1					1																
		下水道管理課	1					1																
建築部	2	公共建築課	2					2																
教育委員会	10	教育センター	5	4		1															2	5		
		生涯学習課																				1		
		八尾図書館	2					1													1		天ガス 1 (特種)	
		志紀図書館	1					1													1			
		山本図書館																			1			
		桂青少年会館	1						1												3			
		安中青少年会館	1						1												3			
消防本部	67	消防署	41	1	1	1	2					1	35							9	9	9		
		消防団	26										1	25										
水道局	25	経営総務課	23		1			17	2			1	2					3	3	5	4	1	原課回答	
市立病院	3	企画運営課	3			2							1					1	1	1	0	1	原課回答	
市議会事務局	1	議事政策課	1			1																		

注：構内車の内15台は特殊車両で、公道走行が可能な車両（小特2101）も含まれます。

資料44 指定緊急避難場所(一時避難場所)

No.	施設名	所在地	受入可能 面積(m ²)	受入可能 人員	災害別使用区分				備考
					洪水		土砂 災害	地震	
					(寝屋川)	(大和川)			
1	幸第1公園	八尾市幸町6-2-1他	2,640	1,320	×	○	○	○	
2	山本町北第1公園	八尾市山本町北4-24-1	2,100	1,050	×	○	○	○	貯40 ㊦
3	跡部本町公園	八尾市跡部本町3-99	2,280	1,140	×	×	○	○	貯40 ㊦
4	恩智城址公園	八尾市恩智中町5-139他	3,600	1,800	○	○	×	○	貯40 ㊦
5	太子堂公園	八尾市太子堂4-18	1,740	870	×	×	○	○	貯40 ㊦
6	北本町第1公園	八尾市北本町2-216	1,740	870	×	○	○	○	貯100 ㊦
7	田井中公園	八尾市田井中4-229他	1,500	750	×	×	○	○	
8	太田第1公園	八尾市太田6-119	1,980	990	×	×	○	○	貯40 ㊦
9	竹淵第1公園	八尾市竹淵4-152	2,700	1,350	×	×	○	○	貯40 ㊦
10	志紀町西公園	八尾市志紀町西3-16	2,220	1,110	×	×	○	○	貯100 ㊦
11	新家公園	八尾市新家町2-74	600	300	×	○	○	○	貯40
12	木の本公園	八尾市木の本1-64	1,200	600	×	×	○	○	貯100 ㊦
13	弓削公園	八尾市弓削町3-42他	1,500	750	×	×	○	○	貯40 ㊦
14	山本町北第2公園	八尾市山本町北7-2	4,800	2,400	×	○	○	○	貯40 ㊦
15	水越公園	八尾市水越8-67, 68	600	300	○	○	×	○	
16	老原第1公園	八尾市老原7-43	1,500	750	×	×	○	○	
17	中田第1公園	八尾市中田4-118	840	420	×	×	○	○	貯40
18	中田第2公園	八尾市中田5-84	1,200	600	×	×	○	○	貯40
19	八尾木北第2公園	八尾市八尾木北6-96	2,880	1,440	×	×	○	○	貯100 ㊦
20	萱振公園	八尾市萱振町2-38-1	600	300	×	○	○	○	
21	上尾公園	八尾市上尾町3-22-2	720	360	×	○	○	○	
22	西山本公園	八尾市西山本町5-67-3	600	300	○	○	○	○	
23	東山本公園	八尾市東山本町4-70-2	780	390	×	×	○	○	貯100 ㊦
24	小阪合公園	八尾市小阪合町3-93-2	840	420	×	○	○	○	貯100 ㊦
25	山本町南公園	八尾市山本町南3-26	1,000	500	×	○	○	○	貯100 ㊦
26	垣内公園	八尾市垣内5-126	2,760	1,380	○	○	×	○	
27	教興寺第1公園	八尾市教興寺5-180	720	360	×	×	○	○	貯100 ㊦
28	高安町南公園	八尾市高安町南3-70	660	330	×	×	○	○	
29	南本町第2公園	八尾市南本町4-19	780	390	×	○	○	○	貯100 ㊦
30	恩智中町公園	八尾市恩智中町1-203	480	240	×	×	○	○	
31	天王寺屋公園	八尾市天王寺屋4-257	1,320	660	×	○	○	○	貯40 ㊦
32	南本町第1公園	八尾市南本町8-66-1他	5,220	2,610	×	○	○	○	
33	明美公園	八尾市明美町2-44-8	720	360	×	○	○	○	貯40
34	安中第2公園	八尾市安中町9-102	2,760	1,380	×	○	○	○	
35	老原第2公園	八尾市老原2-63	1,140	570	×	×	○	○	
36	沼公園	八尾市沼3-119	660	330	×	×	○	○	

No.	施設名	所在地	受入可能 面積 (㎡)	受入可能 人員	災害別使用区分				備考
					洪水		土砂 災害	地震	
					(寝屋川)	(大和川)			
37	光南公園	八尾市光南町2-54	900	450	×	×	○	○	貯100 ㊦
38	太田第2公園	八尾市太田2-124	1,380	690	×	×	○	○	貯100 ㊦
39	南植松公園	八尾市南植松町5-285	600	300	×	×	○	○	
40	南太子堂公園	八尾市南太子堂3-78-1	780	390	×	×	○	○	貯100 ㊦
41	春日公園	八尾市春日町4-13他	660	330	×	×	○	○	貯100 ㊦
42	渋川公園	八尾市渋川町4-73-2	600	300	×	×	○	○	貯40
43	久宝寺第1公園	八尾市久宝寺4-39-2他	420	210	×	×	○	○	
44	久宝園公園	八尾市久宝園3-128他	720	360	×	○	○	○	貯40 ㊦
45	亀井公園	八尾市亀井町3-27	660	330	×	×	○	○	
46	本町第2公園	八尾市本町3-206-2	3,120	1,560	×	○	○	○	貯40
47	若林第1公園	八尾市若林町3-126-2	1,020	510	×	×	○	○	貯100 ㊦
48	若林第2公園	八尾市若林町3-28	6,480	3,240	×	×	○	○	
49	光町公園	八尾市光町2-5	2,400	1,200	×	×	○	○	貯40
50	桜ヶ丘公園	八尾市桜ヶ丘1-33	1,560	780	×	×	○	○	
51	幸第2公園	八尾市幸町1-1-1他	4,140	2,070	×	○	○	○	
52	植松公園	八尾市植松町7-136-1	540	270	×	×	○	○	貯100 ㊦
53	南木の本公園	八尾市南木の本2-13-35	1,020	510	×	×	○	○	貯100 ㊦
54	久宝寺第2公園	八尾市久宝寺4-86	720	360	×	×	○	○	貯40
55	南小阪合公園	八尾市南小阪合町1-61	1,980	990	×	×	○	○	貯100 ㊦
56	青山第1公園	八尾市青山町5-214	600	300	×	○	○	○	貯40
57	青山第2公園	八尾市青山町4-211	2,100	1,050	×	×	○	○	
58	山本町南第2公園	八尾市山本町南8-228	720	360	×	×	○	○	貯100 ㊦
59	教興寺第2公園	八尾市教興寺1-204他	1,380	690	×	×	○	○	
60	太田第3公園	八尾市太田7-55-4他	660	330	×	×	○	○	貯100 ㊦
61	長池公園	八尾市長池町2-72-3他	780	390	×	○	○	○	
62	東山本新町第2公園	八尾市東山本新町8-296-1	780	390	×	×	○	○	
63	明美第2公園	八尾市明美町1-1-1他	960	480	×	×	○	○	
64	龍華町東公園	八尾市龍華町1-1	2,880	1,440	×	×	○	○	貯100
65	北亀井町公園	八尾市北亀井町3-203	1,560	780	×	×	○	○	貯100 ㊦
66	安中第1公園	八尾市栄町2-163	1,020	510	×	×	○	○	貯40
67	八尾木北第1公園	八尾市八尾木北4-68	6,600	3,300	×	○	○	○	貯40 ㊦
68	桂公園	八尾市桂町3-49他4-1他	7,800	3,900	×	○	○	○	
69	西弓削公園	八尾市西弓削1-19他	3,840	1,920	×	×	○	○	
70	美園公園	八尾市美園町2-81-1他	5,100	2,550	×	○	○	○	貯100 ㊦
71	南木の本防災公園 (南木の本第2公園)	八尾市南木の本3-1-1	10,800	5,400	×	×	○	○	

No.	施設名	所在地	受入可能 面積 (㎡)	受入可能 人員	災害別使用区分				備考
					洪水		土砂 災害	地震	
					(寝屋川)	(大和川)			
72	曙川公園	八尾市八尾木5-33-4	2,220	1,110	○	○	○	○	
73	都塚北公園	八尾市都塚北2-13、14	1560	780	×	×	○	○	貯100 ㊦
74	都塚南公園	八尾市都塚南2-109	2040	1020	×	×	○	○	貯100
75	八尾小学校	八尾市本町1-1-65	5,458	2,729	×	×	○	○	運動場㊦
76	山本小学校	八尾市山本町北2-6-39	7,559	3,779	×	○	○	○	〃 ㊦
77	用和小学校	八尾市山城町3-1-46	4,011	2,005	×	○	○	○	〃 ㊦
78	久宝寺小学校	八尾市久宝寺2-2-33	3,462	1,731	×	×	○	○	〃 ㊦
79	龍華小学校	八尾市東太子1-6-12	5,471	2,735	×	×	○	○	〃 ㊦
80	大正小学校	八尾市太田3-183	5,464	2,732	×	×	○	○	〃 ㊦
81	桂小学校(旧敷地)	八尾市桂町4-57	7,435	3,717	×	○	○	○	〃 ㊦
82	安中小学校	八尾市陽光園2-7-33	4,147	2,073	×	×	○	○	運動場㊦
83	竹淵小学校	八尾市竹淵東4-1	4,811	2,405	×	×	○	○	〃 ㊦
84	南高安小学校	八尾市恩智北町4-650	7,848	3,924	×	○	×	○	〃 ㊦
85	旧中高安小学校	八尾市服部川6-200	2,842	1,421	○	○	○	○	〃
86	旧北高安小学校	八尾市水越2-98	3,603	1,801	○	○	○	○	〃
87	曙川小学校	八尾市八尾木東2-28	4,658	2,329	×	×	○	○	〃 ㊦
88	北山本小学校	八尾市福万寺町2-1	4,668	2,334	×	×	○	○	〃 ㊦
89	南山本小学校	八尾市山本町南7-1-9	7,046	3,523	×	○	○	○	〃 ㊦
90	志紀小学校	八尾市田井中3-101	6,200	3,100	×	×	○	○	〃 ㊦
91	高美小学校	八尾市高美町3-1-26	6,962	3,481	×	○	○	○	〃 ㊦
92	長池小学校	八尾市長池町2-52-2	5,184	2,592	×	○	○	○	〃 ㊦
93	東山本小学校	八尾市東山本町9-3-33	4,174	2,087	×	×	○	○	〃 ㊦
94	美園小学校	八尾市美園町2-51-1	5,007	2,503	×	○	○	○	〃 ㊦
95	永畑小学校	八尾市永畑町1-2-27	6,375	3,187	×	×	○	○	〃 ㊦
96	刑部小学校	八尾市刑部3-29-1	5,458	2,729	×	×	○	○	〃 ㊦
97	高美南小学校	八尾市高美町6-1-11	8,654	4,327	×	○	○	○	〃 ㊦
98	西山本小学校	八尾市西山本町3-5-25	5,962	2,981	×	○	○	○	〃 ㊦
99	高安西小学校	八尾市高安町北4-15	5,735	2,867	×	×	○	○	〃 ㊦
100	曙川東小学校	八尾市曙川東8-136	6,871	3,435	×	○	○	○	〃 ㊦
101	亀井小学校	八尾市亀井町1-4-1	5,453	2,726	×	×	○	○	〃 ㊦
102	上之島小学校	八尾市上之島町北3-22-1	5,472	2,736	×	×	○	○	〃 ㊦
103	大正北小学校	八尾市西木の本2-141	8,917	4,458	×	×	○	○	〃 ㊦
104	八尾中学校	八尾市緑ヶ丘1-17	11,476	5,738	×	×	○	○	〃
105	久宝寺中学校	八尾市久宝寺2-4-33	8,167	4,083	×	×	○	○	〃
106	龍華中学校	八尾市南太子堂3-1-70	8,685	4,342	×	×	○	○	〃
107	大正中学校	八尾市西木の本3-83	6,172	3,086	×	×	○	○	〃

No.	施設名	所在地	受入可能 面積(m ²)	受入可能 人員	災害別使用区分				備考
					洪水		土砂 災害	地震	
					(寝屋川)	(大和川)			
108	成法中学校	八尾市清水町2-2-5	8,600	4,300	×	×	○	○	〃
109	南高安中学校	八尾市恩智北町3-13	8,820	4,410	×	×	○	○	〃
110	教育センター(旧高安中)	八尾市水越2-117	8,375	4,187	○	○	○	○	〃
111	曙川中学校	八尾市山本町南8-18-1	6,987	3,493	×	○	○	○	〃
112	志紀中学校	八尾市志紀町西2-2	6,686	3,343	×	×	○	○	〃
113	桂小学校	八尾市桂町4-50-2	14,289	7,144	×	○	○	○	〃
	桂中学校	八尾市桂町4-47							
114	上之島中学校	八尾市上之島町南6-5-1	6,184	3,092	×	×	○	○	〃
115	高美中学校	八尾市高美町2-1-22	10,705	5,352	×	○	○	○	〃
116	曙川南中学校	八尾市大字八尾木167	10,152	5,076	×	×	○	○	〃
117	東中学校	八尾市東町3-8	9,127	4,563	×	○	○	○	〃
118	亀井中学校	八尾市南亀井町4-1-48	7,115	3,557	×	×	○	○	〃
119	高安小中学校	八尾市千塚2-25	16,200	8,100	○	○	○	○	〃 ㊦
120	府立八尾高等学校	八尾市高町1-74	20,390	10,195	×	○	○	○	運動場
121	府立山本高等学校	八尾市山本町北1-1-44	12,582	6,291	×	○	○	○	〃
122	府立八尾翠翔高等学校	八尾市神宮寺3-107	17,071	8,535	×	×	○	○	〃
123	府立八尾北高等学校	八尾市萱振町7-42	12,207	6,103	×	○	○	○	〃
合計			517,377	258,677					

※ 貯40・・・40t貯水槽設置、貯100・・・100t貯水槽設置

㊦・・・消火活動用資機材(ポンプセット)設置

(注) 1 受入可能面積について、各公園は公園の敷地面積に0.6を乗じた面積(遊具、植栽等を考慮)、各学校は運動場の敷地面積を表す。

2 受入可能人員は、面積2㎡につき1人として算出。(面積当りで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする。)

3 災害別使用区分とは、災害種別における避難所の使用について、次の基準に基づき目安を示したものである。

(1) 洪水:「大和川水系大和川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」(平成28年5月公表:作成主体 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所)及び「洪水リスク表示図」(平成31年3月公表:作成主体 寝屋川水系改修工営所、平成24年3月公表:大阪府八尾土木事務所)を参照し、各施設等の所在地から半径約50mの範囲において浸水深が最大となる値をもとに算出したもの。

(2) 土砂災害:大阪府指定の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内外にあるかどうかを使用可否の基準とする。

資料45 広域避難場所

No	施設名	所在地	面積 (ha)	受入可能人員	備考
1	八尾空港周辺	八尾市空港他	15.0	75,000	
2	久宝寺緑地	八尾市西久宝寺他	32.3	161,500	
3	恩智川治水緑地	八尾市福万寺町他	18.2	91,000	
4	曙川南中学校周辺	八尾市大字八尾木他	12.0	60,000	
合 計			77.5	387,500	

(注) 受入可能人員は、面積2㎡につき1人として算出。(面積当りで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする。)

資料46 指定避難所

No.	施設名	所在地	面積 (㎡)		受入可能人員合計 ()は体育館分	階数	災害別使用区分			電話
			校舎 (普通教室・特別教室)	体育館			洪水	土砂災害	地震	
1	八尾小学校	八尾市本町1-1-65	2,475	807	1,641 (403)	4 F	2 F以上	○	○	922-3472
2	山本小学校	八尾市山本町北2-6-39	2,622	807	1,714 (403)	4 F	○	○	○	922-3273
3	用和小学校	八尾市山城町3-1-46	2,520	807	1,663 (403)	4 F	2 F以上	○	○	999-1891
4	久宝寺小学校	八尾市久宝寺2-2-33	2,446	854	1,650 (427)	4 F	2 F以上	○	○	922-3652
5	龍華小学校	八尾市東太子1-6-12	2,496	1,022	1,759 (511)	4 F	3 F以上	○	○	991-3570
6	大正小学校	八尾市太田3-183	2,441	855	1,648 (427)	4 F	3 F以上	○	○	949-5027
7	桂小学校 (旧敷地)	八尾市桂町4-57	1,558	1,299	1,428 (649)	3 F	○	○	○	999-2575
8	安中小学校	八尾市陽光園2-7-33	2,205	834	1,519 (417)	3 F	2 F以上	○	○	922-2913
9	竹淵小学校	八尾市竹淵東4-1	1,506	807	1,156 (403)	3 F	2 F以上	○	○	06-6709-3600
10	南高安小学校※	八尾市恩智北町4-650	3,147	921	2,034 (460)	3 F	2 F以上	×	○	943-7063
11	旧中高安小学校※	八尾市服部川6-200	0	945	472 (472)	—	○	○	○	—
12	曙川小学校	八尾市八尾木東2-28	2,168	694	1,431 (347)	3 F	2 F以上	○	○	992-3331
13	北山本小学校	八尾市福万寺町2-1	1,944	689	1,316 (344)	4 F	2 F以上	○	○	922-2490
14	南山本小学校	八尾市山本町南7-1-9	2,807	919	1,863 (459)	3 F	○	○	○	999-3481
15	志紀小学校	八尾市田井中3-101	3,761	1,125	2,443 (562)	3 F	3 F以上	○	○	949-5036
16	高美小学校	八尾市高美町3-1-26	2,704	692	1,698 (346)	4 F	○	○	○	991-7243
17	長池小学校	八尾市長池町2-52-2	2,547	817	1,682 (408)	4 F	○	○	○	999-2001
18	東山本小学校	八尾市東山本町9-3-33	2,369	817	1,593 (408)	4 F	○	○	○	998-8900
19	美園小学校	八尾市美園町2-51-1	2,043	810	1,426 (405)	4 F	○	○	○	998-0068
20	永畑小学校	八尾市永畑町1-2-27	2,371	802	1,586 (401)	4 F	2 F以上	○	○	992-0061
21	刑部小学校	八尾市刑部3-29-1	2,579	802	1,690 (401)	4 F	○	○	○	992-0011

No.	施設名	所在地	面積 (㎡)		受入可能人員合計 ()は体育館分	階数	災害別使用区分			電話
			校舎 (普通教室・特別教室)	体育館			洪水	土砂災害	地震	
22	高美南小学校	八尾市高美町6-1-11	3,148	1,751	2,449 (875)	3 F	2 F以上	○	○	994-2682
23	西山本小学校	八尾市西山本町3-5-25	1,902	807	1,354 (403)	4 F	○	○	○	996-7181
24	高安西小学校※	八尾市高安町北4-15	2,901	831	1,866 (415)	4 F	2 F以上	○	○	996-1015
25	曙川東小学校	八尾市曙川東8-136	1,984	933	1,458 (466)	4 F	○	○	○	949-3155
26	亀井小学校	八尾市亀井町1-4-1	2,745	959	1,852 (479)	4 F	3 F以上	○	○	993-9227
27	上之島小学校	八尾市上之島町北 3-22-1	2,400	807	1,603 (403)	4 F	2 F以上	○	○	996-7186
28	大正北小学校	八尾市西木の本2-141	2,394	982	1,688 (491)	4 F	3 F以上	○	○	924-4321
29	八尾中学校	八尾市緑ヶ丘1-17	3,814	907	2,360 (453)	3 F	2 F以上	○	○	923-4421(昼) 998-9551(夜)
30	久宝寺中学校	八尾市久宝寺2-4-33	3,296	1,039	2,167 (519)	4 F	2 F以上	○	○	922-2422
31	龍華中学校	八尾市南太子堂3-1-70	3,188	754	1,971 (377)	4 F	3 F以上	○	○	991-2934
32	大正中学校	八尾市西木の本3-83	3,455	1,328	2,391 (664)	3 F	3 F以上	○	○	991-3919
33	成法中学校	八尾市清水町2-2-5	3,762	1,098	2,430 (549)	4 F	2 F以上	○	○	991-2426
34	南高安中学校※	八尾市恩智北町3-13	3,122	854	1,988 (427)	4 F	○	○	○	941-2900
35	曙川中学校	八尾市山本町南8-18-1	3,491	805	2,148 (402)	4 F	○	○	○	999-1241
36	志紀中学校	八尾市志紀町西2-2	3,134	973	2,053 (486)	3 F	3 F以上	○	○	949-5102
37	桂小学校	八尾市桂町4-50-2	2,623	1,753	2,188 (876)	3 F	2 F以上	○	○	998-7266
	桂中学校	八尾市桂町4-47					○			
38	上之島中学校	八尾市上之島町南6-5-1	3,306	1,111	2,208 (555)	4 F	○	○	○	998-5154
39	高美中学校	八尾市高美町2-1-22	4,431	1,803	3,117 (901)	4 F	○	○	○	993-2502
40	曙川南中学校※	八尾市大字八尾木167	4,131	969	2,550 (484)	4 F	○	○	○	994-1418
41	東中学校※	八尾市東町3-8	2,816	903	1,859 (451)	4 F	2 F以上	○	○	998-7901

No.	施設名	所在地	面積 (㎡)		受入可能人員合計 ()は体育館分	階数	災害別使用区分			電話
			校舎 (普通教室・特別教室)	体育館			洪水	土砂災害	地震	
42	亀井中学校※	八尾市南亀井町4-1-48	2,629	970	1,799 (485)	4 F	3 F以上	○	○	992-3122
43	高安小中学校	八尾市千塚2-25	5,167	4,145	4,656 (2,072)	4 F	○	○	○	943-8030 943-8016
44	府立八尾高等学校	八尾市高町1-74	-	3,302	1,651 (1,651)	5 F	○	○	○	923-4261
45	府立山本高等学校	八尾市山本町北1-1-44	-	2,031	1,015 (1,015)	5 F	○	○	○	999-0552
46	府立八尾翠翔高等学校	八尾市神宮寺3-107	-	2,780	1,390 (1,390)	4 F	2 F以上	○	○	943-8107
47	府立八尾北高等学校	八尾市萱振町7-42	-	2,931	1,465 (1,465)	4 F	2 F以上	○	○	998-2100
48	南木の本防災体育館	八尾市南木の本3-1-9	-	1,080	540 (540)	2 F	2 F以上	○	○	924-6657
合 計			118,548	56,731	87,628 (28,350)					

(注) 1 受入可能人員は、面積2㎡につき1人として算出。(面積当りで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする。)

2 災害別使用区分とは、災害種別における避難所の使用について、次の基準に基づき目安を示したものである。

(1) 洪水：「大和川水系大和川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」(平成28年5月公表：作成主体 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所)及び「洪水リスク表示図」(平成31年3月公表：作成主体 寝屋川水系改修工営所、平成24年3月公表：大阪府八尾土木事務所)を参照し、各施設の所在地から半径約50mの範囲において浸水深が最大となる値をもとに算出したもの。

(2) 土砂災害：大阪府指定の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内外にあるかどうかを使用可否の基準とする。

(3) 地震：体育館が、新耐震基準(昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法施行令に基づく耐震基準)により建設したもの、耐震診断の結果、新耐震基準と同等の耐震性を有するもの、又は耐震診断の結果を踏まえ、耐震改修したものかどうかを使用可否の基準とする。

3 災害別使用区分の表示説明

表示	意味
○	当該災害時に使用可能
×	当該災害時に使用不可能

● F 以上	洪水時に指定する階数以上が使用可能 浸水想定深と階数の関係 ・ 0.5m～2.0m未満の区域：2 F 以上 ・ 2.0m～5.0m未満の区域：3 F 以上 ・ 建物階数が足りない場合又は5m以上の区域：×
--------	--

- 4 高安小中学校については、「高安小中学校体育館」「旧高安中学校体育館」「旧北高安小学校体育館」を含んでいる。
- 5 ※については、敷地内に浄化槽が設置されている施設となる。（高安小中学校については、教育センターの敷地内にあり）

資料47 福祉避難所

	施設名	所在地	受入可能面積(m ²)	受入可能人員	階数	災害別使用区分			電話
						洪水	土砂災害	地震	
1	社会福祉会館	八尾市本町2-4-10	1,090	330	3 F	2 F 以上	○	○	991-1161
2	安中老人福祉センター	八尾市安中町8-15-12	259	78	2 F	○	○	○	994-2311
3	桂老人福祉センター	八尾市桂町3-11	451	136	2 F	○	○	○	999-0820
4	障害者総合福祉センター	八尾市南本町8-4-5	1,674	507	5 F	○	○	○	993-0294
5	サポートやお	八尾市青山町4-4-18	335	100	4 F	○	○	○	
合 計			3,809	1,151					

- (注) 1 受入可能面積は、主に会議室等の面積を算定した。(執務室、廊下、トイレ、階段等の面積は除く)
- 2 受入可能人員は、原則、面積3.3㎡につき1人として算出。(面積当りで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする。)
- 3 災害別使用区分とは、災害種別における避難所の使用について次の基準に基づき目安を示したものである。
- (1) 洪水：「大和川水系大和川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)」(平成28年5月公表：作成主体 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所)及び「大阪府 洪水リスク表示図」(平成31年3月公表：作成主体 寝屋川水系改修工営所、平成24年3月公表：大阪府八尾土木事務所)を参照し、各施設の所在地から半径約50mの範囲において浸水深が最大となる値をもとに算出したもの。
- (2) 土砂災害：大阪府指定の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内外にあるかどうかを使用可否の基準とする。
- (3) 地震：体育館が、新耐震基準(昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法施行令に基づく耐震基準)により建設したもの、耐震診断の結果、新耐震基準と同等の耐震性を有するもの、又は耐震診断の結果を踏まえ、耐震改修したものかどうかを使用可否の基準とする。

4 災害別使用区分の表示説明

表示	意味
○	当該災害時に使用可能
×	当該災害時に使用不可能
● F 以上	洪水時に指定する階数以上が使用可能 浸水想定深 ・ 0.5m～2.0m未満の区域：2 F 以上 ・ 2.0m～5.0m未満の区域：3 F 以上 ・ 5m以上の区域：×

資料48 第2避難所

No.	施設名	所在地	受入可能面積 (㎡)	受入可能人員	階数	災害別使用区分			電話
						洪水	土砂災害	地震	
1	竹淵コミュニティセンター	八尾市竹淵東4-3-2	1067	323	4 F	2 F以上	○	○	06-6709-7522
2	大正コミュニティセンター	八尾市若林町3-27	929	281	2 F	2 F以上	○	○	948-6701
3	志紀コミュニティセンター	八尾市志紀町西1-8-2	734	222	2 F	2 F以上	○	○	949-8800
4	久宝寺コミュニティセンター	八尾市北久宝寺2-1-1	593	179	2 F	2 F以上	○	○	922-9967
5	曙川コミュニティセンター	八尾市八尾木4-11	634	192	2 F	2 F以上	○	○	993-9527
6	南高安コミュニティセンター	八尾市恩智中町4-232	599	181	2 F	○	×	○	941-5630
7	緑ヶ丘コミュニティセンター	八尾市緑ヶ丘1-2	400	121	2 F	2 F以上	○	○	996-0225
8	高安コミュニティセンター	八尾市千塚3-180-2	409	123	2 F	○	○	○	941-2541
9	龍華コミュニティセンター	八尾市南太子堂2-1-45	3,472	1,052	3 F	2 F以上	○	○	922-2719
10	山本コミュニティセンター	八尾市山本町1-8-11	4,509	1,366	5 F	○	○	○	995-3888
11	桂人権コミュニティセンター	八尾市桂町2-37	999	302	2 F	2 F以上	○	○	922-1826
12	安中人権コミュニティセンター	八尾市安中町8-5-30	907	274	2 F	○	○	○	922-1491
13	八尾地区放課後児童室 (旧八尾幼稚園)	八尾市本町1-1-28	392	118	2 F	○	○	○	
14	旧久宝寺幼稚園	八尾市久宝寺2-4-6	462	140	2 F	2 F以上	○	○	
15	旧安中幼稚園	八尾市明美町2-1-10	400	121	2 F	○	○	○	
16	旧南高安幼稚園	八尾市恩智北町4-650	285	86	2 F	○	×	○	
17	旧高安幼稚園	八尾市大字大窪1152	321	97	2 F	○	○	○	
18	旧南山本幼稚園	八尾市山本町南7-1-9	352	106	2 F	○	○	○	
19	旧長池幼稚園	八尾市長池町2-52-2	387	117	2 F	2 F以上	○	○	
20	大畑山青少年野外活動センター	八尾市恩智中町4-55	1,137	344	1 F	○	×	○	940-2028
合 計			19,657	5,946					

(注) 1 受入可能面積について、各コミュニティセンター及び大畑青少年屋外活動センターは延床面積、各幼稚園は主に教室等の面積を算定した。

2 受入可能人員について、面積3.3㎡につき1人として算出。(面積当りで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする。)

3 災害別使用区分とは、災害種別における避難所の使用について次の基準に基づき目安を示したものである。

- (1) 洪水：「大和川水系大和川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）」（平成28年5月公表：作成主体 国土交通省近畿地方整備局大和川河川事務所）及び「大阪府 洪水リスク表示図」（平成31年3月公表：作成主体 寝屋川水系改修工営所、平成24年3月公表：大阪府八尾土木事務所）を参照し、各施設の所在地から半径約50mの範囲において浸水深が最大となる値をもとに算出したもの。
- (2) 土砂災害：大阪府指定の土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域内外にあるかどうかを使用可否の基準とする。
- (3) 地震：体育館が、新耐震基準（昭和56年6月1日に施行された改正建築基準法施行令に基づく耐震基準）により建設したもの、耐震診断の結果、新耐震基準と同等の耐震性を有するもの、又は耐震診断の結果を踏まえ、耐震改修したものかどうかを使用可否の基準とする。

4 災害別使用区分の表示説明

表示	意味
○	当該災害時に使用可能
×	当該災害時に使用不可能
● F以上	洪水時に指定する階数以上が使用可能 浸水想定深 ・ 0.5m～2.0m未満の区域：2 F以上 ・ 2.0m～5.0m未満の区域：3 F以上 ・ 建物階数が足りない場合又は5m以上の区域：×

【帰宅困難者利用】

No.	施設名	所在地	面積(m ²)	受入可能人員	電話
1	八尾市文化会館	八尾市光町2-40	13,060	3,957	924-5111
合 計			13,060	3,957	

(注) 受入可能人員は、面積3.3㎡につき1人として算出。(面積当りで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする。)

【福祉的利用】

No.	施設名	所在地	面積(m ²)	受入可能人員	電話
1	生涯学習センター	八尾市旭ヶ丘5-85-16	1,262	382	924-3876
2	児童発達支援第1センター いちよう	八尾市八尾木2-90	750	40	993-3154
3	児童発達支援第2センター 八尾しょうとく園	八尾市西高安町3-11	1,230	60	996-0008
4	旧市立特別支援学校	八尾市八尾木2-90	147	20	992-4044
5	西郡そよかぜこども園	八尾市桂町2-33	148	44	999-2376
6	安中ひかりこども園	八尾市安中町8-6-23	202	61	991-7249
7	南山本せせらぎこども園	八尾市山本町南3-1-39	193	58	998-9431
8	志紀おおぞらこども園	八尾市志紀町西2-1-10	204	61	949-3194
9	東山本わかばこども園	八尾市東町3-5	229	69	996-3301
合 計			4,365	795	

(注) 受入可能人員は、面積3.3㎡につき1人として算出。(面積当りで除した際に生じる小数点以下の数は、切り捨てるものとする。)

資料49 臨時避難所

No.	施設名	所在地	電話
1	シャープ(株) 若竹寮	八尾市竹洲西4-254	06-6796-2703
2	(株)ジェイテクトマシンシステム 八尾工場	八尾市南植松町2-34	922-7881
3	(株)飯田	八尾市安中町1-1-29、八尾市陽光園1-1-22	993-1551
4	八尾自動車教習所	八尾市高安町南7-21	999-1234
5	天理教中河大教会	八尾市恩智中町2-94	943-6621
6	大阪中河内農業協同組合 南高安支店	八尾市恩智中町2-1	943-6321
7	大阪中河内農業協同組合 組合本店	八尾市南小阪合町2-2-2	924-6624
8	天理教高安大教会	八尾市教興寺7-75	941-7005
9	金光八尾高等学校体育館	八尾市柏村町1-63	922-9162
10	(株)ルネサンス スポーツクラブ&スパ ルネサンス久宝寺	八尾市龍華町2-2-4	923-1888
11	ノア・インドアステージ久宝寺	八尾市龍華町2-2-2	990-0082
12	ノア・フットサルステージ久宝寺	八尾市龍華町2-2-3	990-0085
13	大阪経済法科大学 八尾駅前キャンパス	八尾市北本町2-10-45	941-8211
14	大阪経済法科大学 花岡キャンパス	八尾市楽音寺6-10	941-8211
15	(株)伸明	八尾市北木の本4-72	991-3700
16	光要山 本照寺 (信徒会館、参拝者用駐車場)	八尾市黒谷6-74	941-7078
17	三起商行(株) ミキハウススポーツスタジアム(柔道場)	八尾市東山本新町8-1	920-2111
18	顕証寺(長屋・光雲閣)	八尾市久宝寺4-4-3	993-1144
19	グレース宣教会 グレース大聖堂、GMセンター、地域交流センター別館	八尾市東山本新町1-15	997-2231
20	(株) エスアイ・アセットサービス 竜華みらいセンター上部敷地内駐車場	八尾市龍華町2丁目地内	03-5511-1801

資料50 仮設住宅建設候補地一覽

NO	施設名	利用用途	所在地	敷地面積(m ²)	建設可能戸数
1	福栄町緑地	公園	八尾市福栄町4-1他	17,100	171
2	山本球場	施設	八尾市山本町南7-9-11	15,189	151
3	桂公園	公園	八尾市桂町3-49他	13,000	130
4	八尾木北第1公園	公園	八尾市八尾木北4-68	11,000	110
5	若林第2公園	公園	八尾市若林町3-28	10,800	108
6	南本町第1公園	公園	八尾市南本町8-66-1他	8,700	87
7	美園公園	公園	八尾市美園町2-81-1他	8,500	85
8	山本町北第2公園	公園	八尾市山本町北7-2	8,000	80
9	志紀テニスコ	施設	八尾市志紀町西1-3	7,902	79
10	幸第2公園	公園	八尾市幸町1-1-1他	6,900	69
11	西弓削公園	公園	八尾市西弓削1-19他	6,400	64
12	恩智城址公園	公園	八尾市恩智中町5-139 他	6,000	60
13	曙町市民運動広場	施設	八尾市曙町2-11-4	5,901	59
14	本町第2公園	公園	八尾市本町3-206-2	5,200	52
15	八尾木北第2公園	公園	八尾市八尾木北6-96	4,800	48
16	龍華町東公園	公園	八尾市龍華町1-1	4,800	48
17	幸町三丁目第2公園	公園	八尾市幸町3-74-3他	4,700	47
18	垣内公園	公園	八尾市垣内5-126	4,600	46
19	安中第2公園	公園	八尾市安中町9-102	4,600	46
20	竹淵第1公園	公園	八尾市竹淵4-152	4,500	45
21	幸第1公園	公園	八尾市幸町6-2-1他	4,400	44
22	光町公園	公園	八尾市光町2-5	4,000	40
23	跡部本町公園	公園	八尾市跡部本町3-99	3,800	38
24	志紀町西公園	公園	八尾市志紀町西3-16	3,700	37
25	曙川公園	公園	八尾市八尾木5-33-4	3,700	37
26	山本町北第1公園	公園	八尾市山本町北4-24-1	3,500	35
27	青山第2公園	公園	八尾市青山町4-211	3,500	35
28	都塚南公園	公園	八尾市都塚南2-109	3,400	34
29	太田第1公園	公園	八尾市太田6-119	3,300	33
30	南小阪合公園	公園	八尾市南小阪合町1-61	3,300	33
31	安中町五丁目公園	公園	八尾市安中町5-50-72	3,100	31
32	太子堂公園	公園	八尾市太子堂4-18	2,900	29
33	北本町第1公園	公園	八尾市北本町2-216	2,900	29
34	龍華町西公園	公園	八尾市龍華町2-1-3	2,700	27
35	桜ヶ丘公園	公園	八尾市桜ヶ丘1-33	2,600	26
36	北亀井町公園	公園	八尾市北亀井町3-203	2,600	26
37	都塚北公園	公園	八尾市都塚北2-13他	2,600	26
38	大畑山青少年野外活動センター	施設	八尾市恩智中町4-55	2,569	25
39	田井中公園	公園	八尾市田井中4-229他	2,500	25
40	弓削公園	公園	八尾市弓削町3-42他	2,500	25

NO	施設名	利用用途	所在地	敷地面積(㎡)	建設可能戸数
41	老原第1公園	公園	八尾市老原7-43	2,500	25
42	教興寺第2公園	公園	八尾市教興寺1-204他	2,300	23
43	太田第2公園	公園	八尾市太田2-124	2,300	23
44	天王寺屋公園	公園	八尾市天王寺屋4-257	2,200	22
45	木の本公園	公園	八尾市木の本1-64	2,000	20
46	中田第2公園	公園	八尾市中田5-84	2,000	20
47	老原第2公園	公園	八尾市老原2-63	1,900	19
48	幸町六丁目公園	公園	八尾市幸町6-7-1他	1,900	19
49	若林第1公園	公園	八尾市若林町3-126-2	1,700	17
50	南木の本公園	公園	八尾市南木の本2-13-35	1,700	17
51	安中第1公園	公園	八尾市栄町2-163	1,700	17
52	明美第2公園	公園	八尾市明美町1-1-1他	1,600	16
53	西木の本四丁目公園	公園	八尾市西木の本4-1-7	1,600	16
54	山本町南公園	公園	八尾市山本町南3-26	1,600	16
55	光南公園	公園	八尾市光南町2-54	1,500	15
56	山城町一丁目第1公園	公園	八尾市山城町1-123-38他	1,500	15
57	桂町二丁目公園	公園	八尾市桂町2-30-1他	1,500	15
58	中田第1公園	公園	八尾市中田4-118	1,400	14
59	小阪合公園	公園	八尾市小阪合町3-93-2	1,400	14
60	安中町九丁目公園	公園	八尾市安中町9-27-1他	1,400	14
61	東山本公園	公園	八尾市東山本町4-70-2	1,300	13
62	南本町第2公園	公園	八尾市南本町4-19	1,300	13
63	南太子堂公園	公園	八尾市南太子堂3-78-1	1,300	13
64	長池公園	公園	八尾市長池町2-72-3他	1,300	13
65	東山本新町第2公園	公園	八尾市東山本新町8-296-1	1,300	13
66	旭ヶ丘公園	公園	八尾市旭ヶ丘4-25	1,300	13
67	上尾公園	公園	八尾市上尾町3-22-2	1,200	12
68	教興寺第1公園	公園	八尾市教興寺5-180	1,200	12
69	明美公園	公園	八尾市明美町2-44-8	1,200	12
70	久宝園公園	公園	八尾市久宝園3-128他	1,200	12
71	久宝寺第2公園	公園	八尾市久宝寺4-86	1,200	12
72	山本町南第2公園	公園	八尾市山本町南8-228	1,200	12
73	黒谷四丁目公園	公園	八尾市黒谷4-135他	1,200	12
74	高安町南公園	公園	八尾市高安町南3-70	1,100	11
75	沼公園	公園	八尾市沼3-119	1,100	11
76	春日公園	公園	八尾市春日町4-13他	1,100	11
77	亀井公園	公園	八尾市亀井町3-27	1,100	11
78	太田第3公園	公園	八尾市太田7-55-4他	1,100	11
79	西木の本二丁目公園	公園	八尾市西木の本2-107	1,100	11
80	垣内緑地	公園	八尾市垣内1-188他	1,100	11
81	柏村町二丁目公園	公園	八尾市柏村町2-60-1他	1,100	11

NO	施設名	利用用途	所在地	敷地面積(m ²)	建設可能戸数
82	高美町四丁目公園	公園	八尾市高美町4-141-2 他	1,100	11
83	南太子堂二丁目公園	公園	八尾市南太子堂2-4-15	1,100	11
84	新家公園	公園	八尾市新家町2-74	1,000	10
85	水越公園	公園	八尾市水越8-67他	1,000	10
86	萱振公園	公園	八尾市萱振町2-38-1	1,000	10
87	西山本公園	公園	八尾市西山本町5-67-3	1,000	10
88	南植松公園	公園	八尾市南植松町5-285	1,000	10
89	渋川公園	公園	八尾市渋川町4-73-2	1,000	10
90	青山第1公園	公園	八尾市青山町5-214	1,000	10
91	幸町二丁目第1公園	公園	八尾市幸町2-26他	1,000	10
92	教興寺六丁目公園	公園	八尾市教興寺6-5-1	1,000	10
	合 計			294,061	2,939

※以下の公園については対象外とする。

- 1 南木の本防災公園（緊急輸送拠点・ボランティアの活動拠点としての用途があるため。）
- 2 市民の森（過去に土砂災害が発生した場所であるため。）

※一候補地あたり一戸につき100m²（建設面積は29.7m²以内）で10戸以上の面積が確保できる場所とする。

資料51 防災備蓄物資備蓄場所一覧

(令和6年12月末現在)

	物資名	備蓄目標量	市庁舎	近畿道下倉庫	総合体育館	防災体育館	各避難所
防災重要備蓄物資 (府指定物資)	アルファ化米	203,283食				●	●
	アルファ化米(お粥)	10,165食				●	●
	毛布	58,679枚	●	●		●	●
	粉ミルク又は液体ミルク	82,217g			●		
	ほ乳瓶	658本			●		
	おむつ(乳児・幼児用)	11,294枚		●	●		
	おむつ(大人用)	2,259枚		●	●		
	災害用トイレ(組立式)	(簡易トイレ) 587基 (洋式水洗の 組立式トイレ等) 48基 (凝固剤及び便袋 簡易トイレ用) 440,093個		●		●	●
	生理用品	11,012枚			●		
	トイレットペーパー	423,507m	●	●	●	●	●
マスク	56,468枚	●			●	●	
防災重要備蓄物資 (市選定物資)	食器類					●	●
	非常用飲料水袋			●		●	●
	日用品セット		●	●		●	●
	車椅子		●			●	●
	飲料水用水槽			●			●
	懐中電灯		●	●		●	●
	ラジオ		●	●		●	●
	ハンドマイク		●	●		●	●
	リヤカー			●		●	●
	担架		●	●		●	●
	自転車			●		●	●
	ゴミ袋					●	●
	個室テント					●	●
	工具セット		●	●		●	●
防水シート		●	●		●	●	
簡易ベッド		●	●		●	●	
避難所生活・在宅避難者用物資	飲料水		●		●	●	●
	生活用水(期限切れ)				●	●	●
	救急セット		●	●		●	●
	寝袋		●	●		●	●
	発電機		●	●		●	●
	投光機		●	●		●	●
	乾電池		●	●		●	●
	ヘルメット		●	●		●	●
	雨合羽		●			●	●
長靴		●	●				

	物資名	備蓄目標量	市庁舎	近畿道下倉庫	総合体育館	防災体育館	各避難所
感染症対策用物資	パーティション					●	●
	手指消毒用エタノール					●	●
	ハンドソープ					●	●
	使い捨て手袋					●	●

※食品については、高齢者食を含む

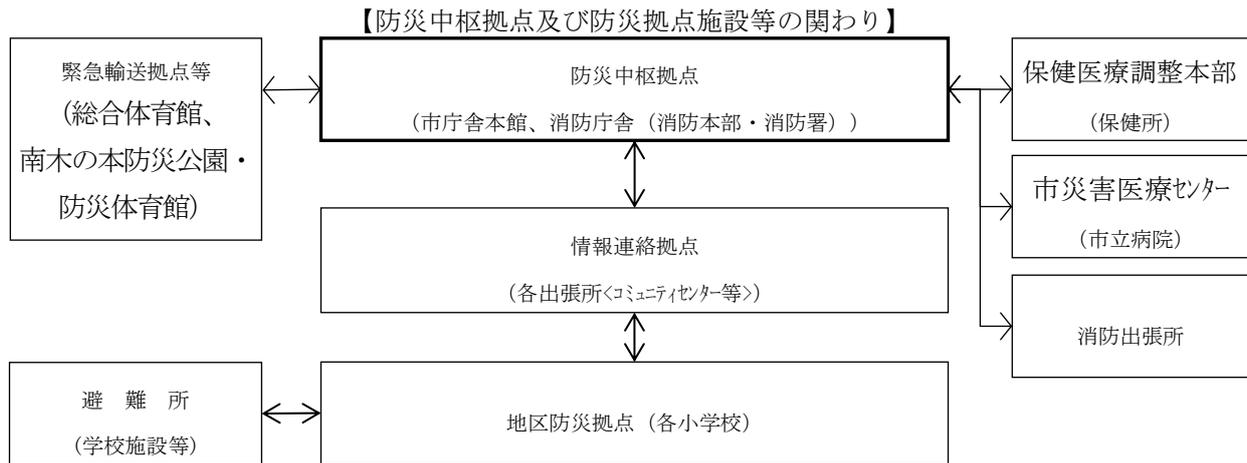
※太枠内は、防災重要備蓄物資（府指定物資）

資料52 救助資機材等備蓄場所一覧

(令和5年12月末現在)

	資 機 材	備蓄場所・数量			
		近畿道下倉庫	土木管理 事務所	消防本部	消防団 消防機械器具置場
救出・破壊用機材	エンジンカッター		●	●	●
	チェーンソー	●	●	●	●
	可搬式ウインチ	●		●	
	検索用カメラシステム			●	
	ストライカー（コンクリート破壊器）	●	●	●	
	ジャッキ	●	●	●	
	パール大	●	●	●	●
	大ハンマー	●	●	●	●
	斧	●		●	●
	ツルハシ	●	●	●	●
	スコップ	●	●	●	●
	ボルトクリップ（鉄線切り）	●	●	●	●
	のこぎり	●	●	●	●
	掛矢	●	●	●	●
	トップマントビ	●		●	
ロープ	●	●	●		
支援用機材	投光機	●	●	●	●
	発電機	●	●	●	●
	投光機（三脚付）	●		●	●
	コードリール	●	●	●	
	携帯燃料缶	●	●	●	●
応急機材等	浄水器	●			
	エアータント			●	
	救護用テント	●		●	
	救助工具セット	●		●	●

資料53 防災中枢拠点及び防災拠点施設等一覧



※ 図中の矢印は情報の流れを示す。

拠点名	施設名	住所	電話番号	非常用発電機 設置場所	確保状況
八尾市防災 中枢拠点	市庁舎本館	八尾市本町1-1-1	991-3881	2階屋上	約7日分 (重油25,000ℓ)
				地下3階	約6時間分 (重油1,950ℓ)
	消防庁舎 (消防本部・消防署)	八尾市高美町5-3-4	992-0119	屋外 (庁舎用)	約13時間分 (軽油990ℓ)
				屋外 (指令センター用)	約8時間分 (軽油195ℓ)
保健医療 調整本部	市保健所	八尾市清水町1-2-5	994-0661	1階	約15時間分 (軽油200ℓ)
市災害医療 センター	八尾市立病院	八尾市龍華町1-3-1	922-0881	本館1階	約4日分 (軽油45,000ℓ)
消防署 各出張所	消防署山本出張所	八尾市西山本町3-6-18	923-0119	屋上	各出張所 約21時間分 (軽油200ℓ)
	消防署志紀出張所	八尾市志紀町西2-1-3	949-0424	屋上	
	消防署栄町出張所	八尾市栄町2-3-10	924-0119	屋上	
	消防署高安出張所	八尾市千塚2-191	941-5266	屋上	
	消防署亀井出張所	八尾市亀井町2-7-7	923-1190	屋上	
情報連絡 拠点	竹瀝CC	八尾市竹瀝東4-3-2	06-6709-7522	無	約3日分 (軽油680ℓ)
	大正CC	八尾市若林町3-27	948-6701	3階屋上	
	志紀CC	八尾市志紀町西1-8-2	949-8800	無	
	久宝寺CC	八尾市北久宝寺2-1-1	922-9967	無	
	曙川CC	八尾市八尾木4-11	993-9527	無	

拠点名	施設名	住所	電話番号	非常用発電機 設置場所	確保状況
情報連絡 拠点	南高安CC	八尾市恩智中町4-232	941-5630	無	
	緑ヶ丘CC	八尾市緑ヶ丘1-2	996-0225	無	
	高安CC	八尾市千塚3-180-2	941-2541	無	
	龍華CC	八尾市南太子堂2-1-45	922-2719	3階屋上	約2.6時間分 (軽油30ℓ)
	山本CC	八尾市山本町1-8-11	995-3888	5階屋上	約10時間分 (軽油98ℓ)
	桂人権CC	八尾市桂町2-37	922-1826	無	
	安中人権CC	八尾市安中町8-5-30	922-1491	無	
※ CC：コミュニティセンター					
緊急輸送 拠点等	総合体育館	八尾市青山町3-5-24	925-0220		
	南木の本防災公園 防災体育館	八尾市南木の本3-1-9	924-6657		
地区 防災拠点	八尾小学校	八尾市本町1-1-65	922-3472		
	山本小学校	八尾市山本町北2-6-39	922-3273		
	用和小学校	八尾市山城町3-1-46	999-1891		
	久宝寺小学校	八尾市久宝寺2-2-33	922-3652		
	龍華小学校	八尾市東太子1-6-12	991-3570		
	大正小学校	八尾市太田3-183	949-5027		
	桂小学校	八尾市桂町4-50-2	999-2575		
	安中小学校	八尾市陽光園2-7-33	922-2913		
	竹渕小学校	八尾市竹渕東4-1	06-6709-3600		
	南高安小学校	八尾市恩智北町4-650	943-7063		
	高安小中学校	八尾市千塚2-25	943-8030		
	曙川小学校	八尾市八尾木東2-28	992-3331		
	北山本小学校	八尾市福万寺町2-1	922-2490		
	南山本小学校	八尾市山本町南7-1-9	999-3481		
	志紀小学校	八尾市田井中3-101	949-5036		
	高美小学校	八尾市高美町3-1-26	991-7243		
	長池小学校	八尾市長池町2-52-2	999-2001		
	東山本小学校	八尾市東山本町9-3-33	998-8900		
美園小学校	八尾市美園町2-51-1	998-0068			
永畑小学校	八尾市永畑町1-2-27	992-0061			
刑部小学校	八尾市刑部3-29-1	992-0011			
高美南小学校	八尾市高美町6-1-11	994-2682			
西山本小学校	八尾市西山本町3-5-25	996-7181			

拠点名	施設名	住所	電話番号	非常用発電機 設置場所	確保状況
地区 防災拠点	高安西小学校	八尾市高安町北4-15	996-1015	/	/
	曙川東小学校	八尾市曙川東8-136	949-3155		
	亀井小学校	八尾市亀井町1-4-1	993-9227		
	上之島小学校	八尾市上之島町北3-22-1	996-7186		
	大正北小学校	八尾市西木の本2-141	924-4321		
広域 防災基地	大阪府中部 広域防災拠点	八尾市空港1-209-7	991-0120		

資料54 災害時応援要員等の宿泊予定場所一覧

施設名	所在地	電話番号
桂青少年会館	八尾市桂町4-50	999-8111
安中青少年会館	八尾市南本町8-4-12	994-6708

資料55 太陽光発電設備及び蓄電池設備導入施設・設備一覧

施設名	導入設備	
	太陽光発電	蓄電池設備
八尾市庁舎（西館）	12kW	15kWh
八尾市立社会福祉会館	10kW	5 kWh
八尾市立障害者総合福祉センター	10kW	5 kWh
八尾市立大畑山青少年野外活動センター	8 kW	5 kWh
八尾市立病院 北館	4 kW	10kWh
八尾市立総合体育館	15kW	20kWh

第4 都市基盤・ライフライン・調達関連

資料56 緊急通行車両等確認届出書、確認証明書

緊急通行車両等確認届出書					
年 月 日					
大 阪 府 知 事 殿 大阪府公安委員会					
申請者住所 (電話番号) 氏 名					
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他（ ） 名 称 （ ）				
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防御等 10 その他（ ）				
番号標に表示されている番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）					
車 両 の	住 所				
使 用 者	氏 名				
	電話番号（ ）				
通 行 日 時					
通 行 経 路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">出 発 地</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">目 的 地</th> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備 考					

別記様式第5(第6条の2関係)

第 号		年 月 日
<p>緊急通行車両確認証明書</p> <p>大阪府公安委員会 印</p>		
号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

備考 用紙は、日本工業規格A5番とする。

資料57 緊急通行車両以外の車両通行禁止標示

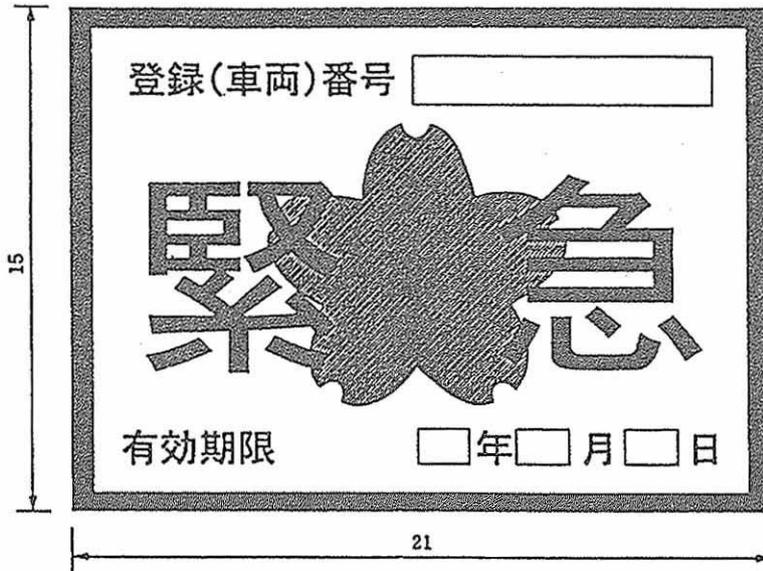


(備考)

- 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯わく及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

資料58 緊急通行車両標章

災害対策基本法施行規則別記様式第4



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

災害救助法の適用基準について

災害救助法は、災害が発生するおそれ、又は被害が次のいずれかに該当するときに適用される。

- 1 住家が滅失した世帯数が当該市町村（大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第1号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

- 2 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、2,500世帯以上であって、当該市町村（大阪市・堺市にあっては大阪市・堺市又は大阪市・堺市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が、その人口に応じ、次の世帯数以上であること

【法施行令第1条第1項第2号】

市町村の区域内の人口		住家滅失世帯数
	5,000人未満	15世帯
5,000人以上	15,000人未満	20世帯
15,000人以上	30,000人未満	25世帯
30,000人以上	50,000人未満	30世帯
50,000人以上	100,000人未満	40世帯
100,000人以上	300,000人未満	50世帯
300,000人以上		75世帯

- 3 府の区域内の住家が滅失した世帯数が、12,000世帯以上であって、当該市町村（大阪市にあっては大阪市又は大阪市の区）の区域内の住家が滅失した世帯数が多数であること

【法施行令第1条第1項第3号前段】

- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること

【法施行令第1条第1項第3号後段】

- 5 災害が発生し、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき

【法施行令第1条第1項第4号後段】

(注) 住家滅失世帯数の算定基準

- ①半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家滅失1世帯とする。
 ②床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住困難な世帯は、3世帯をもって住家滅失1世帯とする。

6 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき

出典：「大阪府地域防災計画 関連資料集 令和6年6月修正」（大阪府防災会議）

資料60 災害救助法適用基準(市区町村別)

災害救助法適用基準

市区町村別

国勢調査実施年度(令和2年度)

適用市区町村チェック欄				市区町村名	人口(人)	世帯数(戸)	1号適用	2号適用	備考
1号適用	2号適用	3号適用	4号適用				基準世帯数(戸)	基準世帯数(戸)	
				大阪市	2,752,412	1,469,718	150	75	① 2号適用がなされる場合は、大阪府の区域内における被害世帯総数が2500世帯以上であることが要件である。 ② 3号適用がなされる場合は、大阪府の区域内における被害世帯総数が12000世帯以上であり、当該市区町村内の被害世帯が多数発生していることが要件である。 また、災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯が減少していることが要件である。 ③ 4号適用がなされる場合は、多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当することが要件である。
				都島区	107,904	56,944	100	50	
				福島区	79,328	42,631	80	40	
				此花区	65,251	32,318	80	40	
				西区	105,862	63,874	100	50	
				港区	80,948	42,612	80	40	
				大正区	62,083	29,859	80	40	
				天王寺区	82,148	42,163	80	40	
				浪速区	75,504	53,297	80	40	
				西淀川区	95,864	46,266	80	40	
				東淀川区	177,120	99,699	100	50	
				東成区	84,906	45,487	80	40	
				生野区	127,309	67,616	100	50	
				旭区	89,670	45,303	80	40	
				城東区	169,043	82,712	100	50	
				阿倍野区	110,995	53,649	100	50	
				住吉区	153,056	78,098	100	50	
				東住吉区	127,849	62,025	100	50	
				西成区	106,111	66,379	100	50	
				淀川区	183,444	104,193	100	50	
				鶴見区	112,691	48,884	100	50	
				住之江区	120,072	59,913	100	50	
				平野区	192,152	92,872	100	50	
				北区	139,376	85,785	100	50	
				中央区	103,726	67,139	100	50	
				堺市	826,161	366,079	150	75	
				堺区	148,682	73,809	100	50	
				中区	121,236	50,213	100	50	
				東区	85,043	36,889	80	40	
				西区	135,375	58,120	100	50	
				南区	138,464	59,706	100	50	
				北区	159,757	72,497	100	50	
				姜原区	37,604	14,845	60	30	
				岸和田市	190,658	79,073	100	50	
				豊中市	401,558	176,967	150	75	
				池田市	104,993	48,611	100	50	
				吹田市	385,567	180,099	150	75	
				泉大津市	74,412	32,516	80	40	
				高槻市	352,698	152,869	150	75	
				貝塚市	84,443	33,284	80	40	
				守口市	143,096	67,860	100	50	
				枚方市	397,289	172,253	150	75	
				茨木市	287,730	125,089	100	50	
				八尾市	264,642	114,265	100	50	
				泉佐野市	100,131	43,864	100	50	
				富田林市	108,699	45,699	100	50	
				寝屋川市	229,733	101,538	100	50	
				河内長野市	101,692	42,367	100	50	
				松原市	117,641	51,902	100	50	
				大東市	119,367	52,686	100	50	
				和泉市	184,495	73,701	100	50	
				箕面市	136,868	58,088	100	50	
				柏原市	68,775	30,009	80	40	
				羽曳野市	108,736	45,008	100	50	
				門真市	119,764	57,379	100	50	
				摂津市	87,456	40,243	80	40	
				高石市	55,635	23,130	80	40	
				藤井寺市	63,688	27,814	80	40	
				東大阪市	493,940	232,303	150	75	
				泉南市	60,102	23,123	80	40	
				四條巖市	55,177	22,415	80	40	
				交野市	75,033	29,569	80	40	
				大阪狭山市	58,435	24,216	80	40	
				阪南市	51,254	20,774	80	40	
				島本町	30,927	12,747	60	30	
				豊能町	18,279	7,580	50	25	
				能勢町	9,079	3,645	40	20	
				忠岡町	16,567	6,749	50	25	
				熊取町	43,763	17,256	60	30	
				田尻町	8,434	3,734	40	20	
				御所町	14,741	6,273	40	20	
				太子町	13,009	5,048	40	20	
				河南町	15,697	6,392	50	25	
				千早赤阪村	4,909	1,944	30	15	
				合計	8,837,685	4,135,879			

出典：「大阪府地域防災計画 関連資料集 令和6年6月修正」(大阪府防災会議)

火災・災害等即報要領

昭和59年10月15日
消防災第267号消防庁長官

改正 平成6年12月消防災第279号、平成7年4月消防災第83号、平成8年4月消防災第59号、平成9年3月消防情第51号、平成12年11月消防災第98号・消防情第125号、平成15年3月消防災第78号・消防情第56号、平成16年9月消防震第66号、平成20年5月消防応第69号、平成20年9月第166号、平成24年5月消防応第111号、平成29年2月消防応第11号、平成31年4月消防応第28号、令和元年6月消防応第12号、令和3年5月消防応第29号、令和5年5月消防応第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生した地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道

府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第1号様式、特定の事故については第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

- (1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

- (2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信

手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

- (3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反対象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

- (ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故
 - (イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
 - (ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）
- ウ 危険物等に係る事故
 - 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
 - (ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの
 - (イ) 負傷者が5名以上発生したもの
 - (ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたものの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたものの
 - (エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
 - (オ) 海上、河川への危険物等流出事故
 - (カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故
- エ 原子力災害等
 - (ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの
 - (イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの
 - (ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの
 - (エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
- オ その他特定の事故
 - 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの
- カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故
- (3) 社会的影響基準
 - (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

- (1) 死者5人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 要救助者が5人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）
 - (例示)
 - ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
 - ・ バスの転落による救急・救助事故
 - ・ ハイジャックによる救急・救助事故
 - ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
 - ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含

む。)について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

- (1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）
ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、

- 500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
- ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
- (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
- (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
- エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
- オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
第2の1の(2)のエに同じ。
- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの(武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。)

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャックによる救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領(「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」)の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式(火災)

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること(消防機関等による応援活動の状況を含む。)

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等(建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。)の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

- (イ) 火災の状況
 - a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準のe、f 又はg のいずれかに該当する火災
 - (ア) 発見及び通報の状況
 - (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情
 - b 都市構成
 - c 気象条件
 - d その他
 - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - (エ) 罹災者の避難保護の状況
 - (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- ウ 林野火災
 - (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※ 必要に応じて図面を添付する。
 - (イ) 林野の植生
 - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物	2 林野	3 車両	4 船舶	5 航空機	6 その他
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	(月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者 (性別・年齢) 人	負傷者 重症 人 中等症 人 軽傷 人	死者の生じた理由			
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	m ² m ²			
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 } 半焼棟 } 計 棟 部分焼棟 } ぼや棟 }	焼損面積	建物焼損床面積	建物焼損表面積	m ² m ² ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部 (署)	消防団	その他 (消防防災ヘリコプター等)	台	人	人
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レイアウト第一種、第一種 第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()			物質名	
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)		
			重症 人(人) 中等症 人(人) 軽傷 人(人)		
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材	
			事業所	自衛防災組織	人
			共同防災組織	人	
			その他	人	
			消防本部(署)	台 人	
			消 防 団	台 人	
			消防防災ヘリコプター	機 人	
			海上保安庁	人	
		自 衛 隊	人		
		そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法	
事故等の概要			
死 傷 者	死者（性別・年齢）	負傷者等	人（ 人）
	計 人	{ 重症 人（ 人） 中等症 人（ 人） 軽傷 人（ 人）	
	不明 人		
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

- (注) 負傷者欄の（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1) (災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式(その1)別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分					
	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人	一部破損		棟	未分類		棟	
119番通報の件数														
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)						(市町村)						
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(避難指示等の発令状況)

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数 ⓧ	対象人数 ⓧ	解除日時	対象世帯数ⓧ	対象人数ⓧ	解除日時	対象世帯数ⓧ	対象人数ⓧ	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

(3) 第4号様式(その2) (被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県		区 分		被 害		区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	都道府県	市町村																			
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha	公立文教施設	千円	農林水産業施設	千円				公共土木施設	千円	その他の公共施設	千円															
	報告者名	区 分		被 害	冠 水		ha		小学校	千円	その他	千円		公共施設被害市町村数		団体															
人的被害			負傷者		死者	人	その他	農業被害		千円		林業被害	千円		畜産被害	千円	水産被害	千円	商工被害	千円	その他	千円	被 害 総 額	千円	119番通報件数	件					
	うち災害関連死者			行方不明者		人			河川	箇所	砂防		箇所	清掃施設		箇所		鉄道不通		箇所		被 害 船 舶		隻		水 道	戸	電 話	回線	電 気	戸
住 家 被 害	全 壊	棟	その他	学 校	箇所	病 院	箇所	道 路	箇所	橋 り よ う	箇所	港 湾	箇所	清 掃 施 設	箇所	鉄 道 不 通	箇所	被 害 船 舶	隻	水 道	戸	電 話	回線	電 気	戸	ガ ス	戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	自衛隊の災害派遣	その他
		うち災害関連死者					重 傷		人		軽 傷		人		電 話		回線		電 気		戸		ガ ス		戸		ブ ロ ッ ク 塀 等		箇所		火災発生
非住家	公 共 建 物	棟	火災発生	学 校	箇所	病 院	箇所	道 路	箇所	橋 り よ う	箇所	港 湾	箇所	清 掃 施 設	箇所	鉄 道 不 通	箇所	被 害 船 舶	隻	水 道	戸	電 話	回線	電 気	戸	ガ ス	戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	自衛隊の災害派遣	その他
		棟			り 災 世 帯 数		世帯		り 災 者 数		人		建 物		件		危 険 物		件		そ の 他		件								
非住家	そ の 他	棟	火災発生	学 校	箇所	病 院	箇所	道 路	箇所	橋 り よ う	箇所	港 湾	箇所	清 掃 施 設	箇所	鉄 道 不 通	箇所	被 害 船 舶	隻	水 道	戸	電 話	回線	電 気	戸	ガ ス	戸	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所	自衛隊の災害派遣	その他
		棟			り 災 世 帯 数		世帯		り 災 者 数		人		建 物		件		危 険 物		件		そ の 他		件								

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

災害報告取扱要領

〔昭和45年4月10日〕
消防防第246号消防庁長官

改正昭和58年12月	消防総第833号 消防災第279号 消防救第58号
昭和59年10月	消防災第267号
平成6年12月	消防災第278号
平成8年4月	消防災第59号
平成13年6月	消防災第101号 消防情第91号
平成31年4月	消防応第28号
令和3年5月	消防応第29号
令和5年5月	消防応第55号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- (5) 「床上浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。
- (6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県				区 分			被 害
災 害 名 ・ 確定年月日		月 日 時確定		田	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
畑	流失・埋没	ha					
	冠 水	ha					
報 告 者 名				学 校	箇所		
区 分		被 害		病 院	箇所		
人 的 被 害	死 者	人		道 路	箇所		
	うち 災害関連死者	人		橋 り よ う	箇所		
	行方不明者	人		河 川	箇所		
	負傷者	重 傷	人		港 湾	箇所	
		軽 傷	人		砂 防	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟		そ の 他	清 掃 施 設	箇所	
		世帯			崖くずれ	箇所	
		人			鉄道不通	箇所	
	半 壊	棟			被害船舶	隻	
		世帯			水 道	戸	
		人			電 話	回線	
	一 部 破 損	棟			電 気	戸	
		世帯			ガ ス	戸	
		人			ブロック塀等	箇所	
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
		人					
床 下 浸 水	棟		り 災 世 帯 数	世帯			
	世帯		り 災 者 数	人			
	人						
非 住 家	公 共 建 物	棟		火 災 発 生	建 物	件	
	そ の 他	棟			危 険 物	件	
					そ の 他	件	

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称			
公立文教施設	千円			設置	月	日	時
農林水産業施設	千円				月	日	時
公共土木施設	千円		月		日	時	
その他の公共施設	千円		災 害 対 策 本 部				
小 計	千円						
公共施設被害市町村数	団体						
そ の 他	農産被害	千円	災 害 救 助 法	計 団体			
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	そ の 他	千円	消防職員出動延人数	人			
被 害 総 額	千円	消防団員出動延人数	人				
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）						

発生年月日		災害名					計
区分							
人的被害	死者	人					
	うち 災害関連死者	人					
	行方不明者	人					
	負傷者	重傷	人				
		軽傷	人				
住家被害	全壊	棟					
		世帯					
		人					
	半壊	棟					
		世帯					
		人					
	一部破損	棟					
		世帯					
		人					
	床上浸水	棟					
		世帯					
		人					
	床下浸水	棟					
		世帯					
		人					
非住家	公共建物	棟					
	その他	棟					
り災世帯数		世帯					
り災者数		人					
公立文教施設		千円					
農林水産業施設		千円					
公共土木施設		千円					
その他の公共施設		千円					
その他被害		千円					
被害総額		千円					
都道府県 災害対策本部	設置	月日	月日	月日	月日	月日	
	解散	月日	月日	月日	月日	月日	
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人数		人					
消防団員出動延人数		人					

発生年月日		災害名							計
		区分							
人的被害	死者		人						
	うち 災害関連死者		人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
	床下浸水	棟							
		世帯							
		人							
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
その他	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	鉄道不通	箇所							
	被害船舶	隻							
	水道	戸							

都道府県名

発生年月日		災害名							計				
区分													
電	話	回線											
電	気	戸											
ガ	ス	戸											
その他	ブロック塀等	箇所											
火災発生	建	物	件										
	危	険	物	件									
	そ	の	他	件									
	り	災	世	帯	数								
	り	災	者	数	人								
	公	立	文	教	施	設	千円						
	農	林	水	産	業	施	設	千円					
	公	共	土	木	施	設	千円						
	そ	の	他	の	公	共	施	設	千円				
	小		計			千円							
	公	共	施	設	被	害	市	町	村	数			
				団	体								
その他	農	産	被	害	千円								
	林	産	被	害	千円								
	畜	産	被	害	千円								
	水	産	被	害	千円								
	商	工	被	害	千円								
	そ	の	他		千円								
被	害	総	額		千円								
都道府県 災害対策本部	設	置		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
	解	散		月	日	月	日	月	日	月	日	月	日
災害対策本部設置市町村				団	体	団	体	団	体	団	体	団	体
災害救助法適用市町村				団	体	団	体	団	体	団	体	団	体
消防職員出動延人数				人	人	人	人	人	人	人	人	人	
消防団員出動延人数				人	人	人	人	人	人	人	人	人	

資料63 被害状況等報告基準

被害項目		報告基準	
人的被害	死者 (災害関連死者)	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することはできないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。	
	負傷者 (重傷者) (軽傷者)	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現在、居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のものである、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のものである、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く）。ただし、窓ガラス数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	全壊及び半壊には該当しない場合において、住家の床より上に浸水したものと及び土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水にいたらない程度に浸水したものであるものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物で他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住している場合には、当該部分は住家とする。	
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。	
その他被害	田畑の被害	流失	耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
橋りょう	道路を連結するために河川、運河の上に架設させた橋とする。		

被害項目		報告基準
その他被害	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用若しくは準用される河川、若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための設備又は同法3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災者	り災世帯	災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生件数		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

災害報告取扱要領（消防庁 令和5年5月改正）より作成

資料64 大阪府災害救助法施行細則

別表第一(第二条関係)

(昭四五規則一〇〇・昭四六規則五九・昭四七規則七四・昭四八規則九九・昭四九規則四・昭四九規則七〇・昭四九規則九五・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五五規則七一・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五八規則五六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一七規則一一一・平一八規則一一〇・平二一規則七七・平二五規則七・平二六規則一・平二六規則一一七・平二七規則八三・平二八規則一一三・平二九規則八六・平三〇規則八二・令元規則六・令元規則四九・令三規則九三・令四規則五五・令五規則六一・一部改正)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所及び応急仮設住宅の供与	避難所	<p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、建物の使用謝金及び光熱水費)とし、一人一日につき三百四十円以内とする。</p> <p>四 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、三の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>五 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	<p>法第四条第一項第一号の避難所については災害発生日から七日以内、同条第二項の避難所については法第二条第二項の規定による救助を開始した日から災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日又は災害が発生し同条第一項の規定による救助を行う旨を同条第三項の規定により公示した日までの期間以内</p>
	応急仮設住宅	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>一 建設型応急住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。)</p> <p>イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、私有地を利用することができる。</p> <p>ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、六百七十七万五千円以内とする。</p> <p>ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p> <p>ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。</p> <p>ホ 災害発生日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。</p>	<p>完成の日から二年以内</p>

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間																																												
		<p>へ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>二 賃貸型応急住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。)</p> <p>イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p>																																													
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他による食品の給与	<p>一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。</p> <p>二 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千二百三十円以内とする。</p>	災害発生の日から七日以内																																												
	飲料水の供給	<p>一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から七日以内																																												
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等をすることをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p> <table border="1" data-bbox="478 1093 1295 1599"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">季別</th> <th colspan="6">世帯区分</th> </tr> <tr> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上一人増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>円 19,200</td> <td>円 24,600</td> <td>円 36,500</td> <td>円 43,600</td> <td>円 55,200</td> <td>円 8,000</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>31,800</td> <td>41,100</td> <td>57,200</td> <td>66,900</td> <td>84,300</td> <td>11,600</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯</td> <td>夏季</td> <td>6,300</td> <td>8,400</td> <td>12,600</td> <td>15,400</td> <td>19,400</td> <td>2,700</td> </tr> <tr> <td>冬季</td> <td>10,100</td> <td>13,200</td> <td>18,800</td> <td>22,300</td> <td>28,100</td> <td>3,700</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。</p>	区分	季別	世帯区分						1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上一人増すごとに加算する額	住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000	冬季	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600	住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700	冬季	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	災害発生の日から十日以内
区分	季別	世帯区分																																													
		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上一人増すごとに加算する額																																								
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	円 19,200	円 24,600	円 36,500	円 43,600	円 55,200	円 8,000																																								
	冬季	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600																																								
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700																																								
	冬季	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700																																								
医療及び助産	医療	<p>一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。</p> <p>二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。</p> <p>三 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p>	災害発生の日から十四日以内																																												

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
		ハ 処置、手術その他の治療及び施術 ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容 ホ 看護 四 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費 ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内 ハ 施術所による場合 協定料金の額以内	
	助産	一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。 二 次の範囲内において行う。 イ 分べんの介助 ロ 分べん前及び分べん後の処置 ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 三 支出することができる費用は、次のとおりとする。 イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額	分べんした日から七日以内
被災者の救出		一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。 二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。	災害発生の日から三日以内
被災した住宅の応急修理		一 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。 二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。 三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。 イ ロに掲げる世帯以外の世帯 七十万六千円 ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十四万三千円	災害発生の日から三月以内 (災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、六月以内)
生業に必要な資金の貸与		一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。 二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。 三 貸与することができる金額は、次の額以内とする。 イ 生業費 一件につき三万円 ロ 就職支度費 一件につき一万五千円 四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。	災害発生の日から一月以内

救助の種類	救助の程度及び方法	救助の期間
学用品の給与	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校(以下同じ。))に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書 ロ 文房具 ハ 通学用品</p> <p>三 支出することができる費用は、次の額以内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校の児童及び中学校の生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校の児童 一人につき 四千八百円</p> <p>(2) 中学校の生徒 一人につき 五千円</p> <p>(3) 高等学校等の生徒等 一人につき 五千六百円</p>	災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内
埋葬	<p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺(附属品を含む。) ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。) ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>三 支出することができる費用は、一体につき大人二十一万九千円以内、小人十七万五千二百円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の搜索	<p>一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の処理	<p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ロ 検案 ハ 死体の一時保存</p> <p>三 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千五百円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>(2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき 五千四百円以内</p> <p>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	災害発生の日から十日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運び込まれているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が十三万八千七百円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>一 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 被災者(法第四条第二項の救助にあつては、避難者)の避難に係る支援 ロ 医療及び助産 ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の搜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分</p> <p>二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。</p>	当該救助の実施が認められる期間以内

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

別表第二(第三条関係)

(昭四八規則九九・全改、昭四九規則七〇・昭五〇規則五八・昭五一規則九三・昭五二規則五三・昭五三規則六〇・昭五四規則四〇・昭五六規則五五・昭五七規則三六・昭五九規則六七・昭六〇規則五八・昭六一規則五九・昭六二規則七二・昭六三規則六三・平元規則四九・平二規則四七・平三規則四六・平四規則六六・平五規則六一・平六規則六二・平七規則六四・平一〇規則七・平一〇規則七八・平一二規則二二・平一四規則一・平一五規則四二・平一六規則一九・平一六規則六三・平一八規則一九・平二〇規則六九・平二一規則七七・平二五規則七・平二六規則一・平二六規則一一七・平二七規則八三・平二八規則一一三・平二九規則八六・平三〇規則八二・令元規則六・令二規則八九・令三規則九三・令四規則五五・令五規則六一・一部改正)

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当	時間外勤務手当	旅費
政令第四条第一号から第四号までに掲げる者	医師及び歯科医師	22,300円	日当の額を七・七五で除して得た額を勤務時間一時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十五号)第二十一条第二項の規定により算定した額以内	職員の旅費に関する条例(昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	16,000円		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	17,900円		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	16,000円		
	救急救命士	14,200円		
	土木技術者及び建築技術者	14,900円		
	大工	24,000円		
	左官	25,500円		
	とび職	26,500円		
政令第四条第五号から第十号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内		

別表第三(第五条関係)

(昭五〇規則五八・昭五六規則五五・昭六一規則五九・平一四規則一・平二六規則一・平二九規則八六・令三規則九三・一部改正)

対象者	支給基礎額
政令第八条第二項第二号に規定する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者でない者	事故発生の日前一年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を三百六十五で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から一年間の所得の平均額を三百六十五で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第八条第二項第三号に規定する救助に関する業務に協力した者	一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「警察協力者令」という。)第五条第二項に規定する額に相当する額とする。 二 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第八条第二項第三号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、一の金額に警察協力者令第五条第三項に定める額を加算する。

資料65 激甚災害及び局地激甚災害指定基準

1. 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準
(昭和37年12月7日、中央防災会議決定指定基準)

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>激甚法2章（公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>全国都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の0.2 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 都道府県負担事業の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の標準税収入総額×100分の25 2 一の都道府県内の市町村負担事業の事業費査定見込総額>当該都道府県内全市町村の当該年度の標準税収入総額×100分の5</p>
<p>激甚法5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 事業費査定見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの 1 一の都道府県内の事業費査定見込額>当該都道府県の当該年度の農業所得推定額×100分の4 2 一の都道府県内の事業費査定見込額>10億円</p>
<p>激甚法6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）</p>	<p>次の1又は2の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込額5,000万円以下と認められる場合は除外 1 激甚法5条の措置が適用される激甚災害 2 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得額推定×100分の1.5であることにより激甚法8条の措置が適用される激甚災害</p>
<p>激甚法8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害。ただし、災害の状況によりその必要なしと認められるものは除外 (A基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.5 (B基準) 農業被害見込額>当該年度の全国農業所得推定額×100分の0.15 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの一の都道府県内の当該災害に係る特別被害農業者数>当該都道府県内の農業を主業とする者の数×100分の3</p>

激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>激甚法11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。） >当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額 ×100分の5 (B基準) 林業被害見込額>当該年度の全国生産林業所得（木材 生産部門）推定額×100分の1.5 かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上 あるもの 1 一の都道府県内の林業被害見込額>当該都道府県 の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額 ×100分の60 2 一の都道府県内の林業被害見込額>当該年度の全 国生産林業所得（木材生産部門）推定額×100分の1</p>
<p>激甚法12条、13条、15条（中小企業信用 保険法による災害関係保証の特例等）</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推 定額（第2次産業および第3次産業国民所得×中小企業 付加価値率×中小企業販売率の推計。以下同じ。）×100 分の0.2 (B基準) 中小企業関係被害額>当該年度の全国中小企業所得推 定額×100分の0.06 かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県内の当該災害に係る中小企業関係被害額 >当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額×100分 の2 ただし、火災の場合または激甚法12条の適用がある場 合の全国中小企業所得推定額に対する中小企業関係被害 額の割合は、被害の実情に応じ特例措置が講ぜられるこ とがある。</p>
<p>激甚法16条（公立社会教育施設災害復旧 事業に対する補助）、17条、18条（私立 学校施設災害復旧事業の補助等）、19条 （市町村施行の感染症予防事業に関する 負担の特例）</p>	<p>激甚法2章の措置が適用される激甚災害。ただし、当 該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認め られる場合は除外</p>
<p>激甚法22条（罹災者公営住宅建設事業に 対する補助の特例）</p>	<p>次のいずれかに該当する被害 (A基準) 滅失住宅戸数>被災地全域で4,000戸 (B基準) (1) 滅失住宅戸数>被災地全域で2,000戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で200戸以上 2 その区域内の住宅戸数の10%以上 (2) 滅失住宅戸数>被災地全域で1,200戸 かつ、次のいずれかに該当するもの 1 一市町村の区域内で400戸以上 2 その区域内の住宅戸数の20%以上 ただし、火災の場合の被災地全域の滅失戸数は、被害 の実情に応じた特例的措置が講ぜられることがある。</p>
<p>激甚法24条（公共土木施設、農地及び農 業用施設等の小災害に係る地方債の元利 補給等）</p>	<p>1 公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置に ついては激甚法2章の措置が適用される災害 2 農地及び農業用施設等小災害に係る措置については 激甚法5条の措置が適用される災害</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害発生のつど被害の実情に応じ個別に考慮</p>

2. 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、その被害の深度の深い災害について、激甚災害として指定する場合の指定基準（昭和43年11月22日、中央防災会議決定指定基準）

局地激甚災害指定基準	適用すべき措置
<p>(公共施設災害関係)</p> <p>(1) 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。）の査定事業費の額が当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p>	<p>1 激甚法3条1項各号に掲げる事業のうち、左の市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び激甚法4条5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて激甚法2章の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害復旧事業費に係る地方債について激甚法24条1項、3項および4項の措置</p>
<p>(農地、農業用施設等災害関係)</p> <p>(2) 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>1 左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する当該災害復旧事業に係る激甚法5条、6条の措置</p> <p>2 左の市町村が当該災害につき発行を許可された農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に係る地方債について激甚法24条2項から第4項までの措置</p>
<p>(林業災害関係)</p> <p>(3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該(3)年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積がおおむね300haを超える市町村、その他の災害にあっては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の私有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が1以上ある災害。</p>	<p>左の市町村の区域内で左の市町村等が施行する森林災害復旧事業に係る激甚法11条の2の措置</p>
<p>(中小企業施設災害関係)</p> <p>(4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が1以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>	<p>左の市町村の区域内で中小企業者が必要とする当該災害復旧資金等に係る激甚法12条、13条および15条の措置</p>

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づく復旧事業及び府の関係部局

復 旧 事 業 名	根拠条項	関 係 部 局
公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 ・公共土木施設災害復旧事業 ・公共土木施設災害関連事業 ・公立学校施設災害復旧事業 ・公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業 ・生活保護施設災害復旧事業 ・児童福祉施設災害復旧事業 ・老人福祉施設災害復旧事業 ・身体障害者更生援護施設災害復旧事業 ・知的障害者厚生・授産施設災害復旧事業 ・婦人保護施設災害復旧事業 ・感染症指定医療機関災害復旧事業 ・感染症予防事業 ・堆積土砂排除事業（公共施設区域内） ・堆積土砂排除事業（公共施設区域外） ・湛水排除事業	3条① 3条② 3条③ 3条④ 3条⑤ 3条⑥ 3条⑥の2 3条⑦ 3条⑧ 3条⑨ 3条⑩ 3条⑪ 3条⑫ 3条⑬ 3条⑭	環境農林水産部、都市整備部 環境農林水産部、都市整備部 教育庁 住宅まちづくり部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 福祉部 健康医療部 健康医療部 環境農林水産部、都市整備部 大阪港湾局 環境農林水産部、都市整備部 大阪港湾局 環境農林水産部、都市整備部 大阪港湾局
農林水産業に関する特別の助成 ・農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 ・農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例 ・開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・天災による被害農林漁業者等に対する 資金の融通に関する暫定措置の特例 ・森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 ・土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 ・共同利用小型漁船の建造費の補助 ・森林災害復旧事業に対する補助	5条 6条 7条 8条 9条 10条 11条 11条の2	環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部 環境農林水産部
中小企業に関する特別の助成 ・中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・小規模企業者等設備導入資金助成法による 貸付金の還償期間等の特例 ・事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 ・中小企業者に対する融資に関する特例	12条 13条 14条 15条	商工労働部 商工労働部 商工労働部 商工労働部
その他の財政援助及び助成 ・公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 ・私立学校施設災害復旧事業に対する補助 ・市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 ・母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 ・水防資機材費の補助の特例 ・罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例 ・産業労働者住宅建設資金融通の特例 ・小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額 への算入等 ・雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	16条 17条 19条 20条 21条 22条 23条 24条 25条	教育庁 教育庁 健康医療部 福祉部 都市整備部 住宅まちづくり部 総務部、教育庁、 都市整備部、環境農林水産部 商工労働部

出典：「大阪府地域防災計画 関連資料集 令和3年3月修正」（大阪府防災会議）

資料66 緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱(抜粋)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱 (抜粋)

※ 緊急消防援助隊の応援要請に関するもののみ抜粋。

平成27年3月31日消防広第74号
改正 平成28年3月30日消防広第80号
改正 平成29年3月28日消防広第93号
改正 平成31年3月8日消防広第35号
改正 令和2年7月17日消防広第190号
改正 令和3年3月22日消防広第89号
改正 令和4年6月24日消防広第211号

目次

- 第1章 総則
- 第2章 応援等の要請
- 第3章 出動の求め又は指示等
- 第4章 受援体制
- 第5章 部隊移動及び増隊要請
- 第6章 応援等の引揚げの決定
- 第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準
- 第8章 防災関係機関との連携
- 第9章 応援等実施計画及び受援計画
- 第10章 応援に要した経費の負担区分
- 第11章 その他

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)、緊急消防援助隊に関する政令(平成15年政令第379号。以下「援助隊政令」という。))及び緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画(平成16年消防震第9号。以下「基本計画」という。))に定めるもののほか、緊急消防援助隊の応援等の要請、出動の求め又は指示その他の緊急消防援助隊に関する都道府県及び市町村の対応について、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び基本計画において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 政令市等とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市及び東京都の特別区をいう。
- (2) 被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
- (3) 指揮本部とは、被災地消防本部の指揮本部をいう。
- (4) 指揮者とは、被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。
- (5) 航空指揮本部とは、被災地(被災地の周辺地域を含む。))における航空機を用いた消防活動の拠点(以下「活動拠点ヘリベース」という。))の指揮本部をいう。
- (6) 応援等とは、法第44条第1項の消防の応援等をいう。
- (7) 受援都道府県とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。
- (8) 受援市町村とは、緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた市町村をいう。
- (9) 応援都道府県とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。
- (10) 応援市町村とは、緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた市町村をいう。
- (11) 代表消防機関代行とは、代表消防機関が被災等によりその任務を遂行できない場合にその任務を代行する消防機関をいう。
- (12) 登録市町村とは、緊急消防援助隊として登録された小隊等が属する市町村(東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。))をいう。
- (13) 登録都道府県とは、緊急消防援助隊として登録された航空消防隊の属する都道府県をいう。
- (14) 航空隊とは、法第30条第3項に規定する都道府県の航空消防隊又は航空機を用いた消防活動を行う消防本部の消防隊をいう。
- (15) 消防庁ヘリコプターとは、法第50条の規定に基づき、都道府県又は市町村が無償使用しているヘリコプター(以下「消防庁ヘリ」という。))をいう。
- (16) 進出拠点とは、緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点(一時的に集結する場所を含む。))をいう。
- (17) 迅速出動とは、法第44条の規定に基づき、あらかじめ消防庁長官(以下「長官」という。))と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求等を行い、これに応じて出動することをいう。
- (18) 震央管轄都道府県とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する都道府県をいう。
- (19) 震央管轄消防本部とは、地震が発生した場合の、当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防本部をいう。
- (20) 最大震度都道府県とは、地震が発生した場合の、最大震度を計測した都道府県をいう。
- (21) 部隊移動とは、法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援

助隊が市町村（東京都の特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合は、一の市町村とみなす。以下この号において同じ。）若しくは都道府県をまたいで別の被災地に出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が市町村をまたいで当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。

第2章 応援等の要請

（都道府県知事による緊急消防援助隊の応援等の要請）

第3条 被災地の属する都道府県の知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該都道府県内の消防力を考慮して緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

2 被災地の属する都道府県の知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に把握できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、法第44条第1項の規定に基づき、長官に対して、緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

3 前二項の要請は電話（災害時優先通信、消防防災無線、地域衛星通信ネットワーク、都道府県防災行政無線、衛星携帯電話その他災害時に有効な通信を行える手段を含む。以下同じ。）により直ちに行うものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階で、ファクシミリ（これと併せて電子メールによっても可能とする。以下同じ。）により速やかに行うものとする（別記様式1-1）。

（1）災害の概況

（2）出動を希望する区域及び活動内容

（3）緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

4 被災地の属する都道府県の知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行うに当たって、同時に緊急消防援助隊の応援等の必要性について検討するものとする。

5 被災地の属する都道府県の知事は、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、第1項及び第2項の要請と併せて報告するよう努めるものとする。この場合において、当該報告を受けた長官は、当該都道府県に出動する指揮支援部隊長に対して情報提供するものとする。

（応援等の要請のための市町村長等の連絡）

第4条 被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び当該被災地の市町村の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、都道府県知事に対して、当該応援等が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式1-2）。

2 被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を長官に直ちに電話により連絡することができるものとする。

3 被災地の市町村長は、都道府県知事に対して第1項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡することができるものとし、前条第3項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡することができるものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階で、ファクシミリにより速やかに行うことができるものとする（別記様式1-2）。

4 前条第5項の規定は、前3項の連絡に準用する。

第3章 出動の求め又は指示等

（出動可能隊数の報告及び出動準備）

第5条（略）

（長官による出動の求め、指示等）

第6条（略）

（応援等決定通知）

第7条（略）

（都道府県知事による出動の求め又は指示）

第8条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた応援都道府県の知事は、登録市町村の長に対して、直ちに緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行うものとする。

（緊急消防援助隊の出動）

第9条 長官から緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を受けた登録都道府県の知事及び登録市町村の長は、速やかに緊急消防援助隊を出動させるものとする。

2 緊急消防援助隊を出動させた消防本部は、都道府県及び代表消防機関に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとし（別記様式2-2）、当該報告を受けた都道府県は、当該都道府県内の出動隊数を取りまとめ、消防庁に対して、速やかに緊急消防援助隊の出動隊数を報告するものとする（別記様式2-2）。

3 前項の報告を受けた消防庁は、受援都道府県及び当該受援都道府県内における被災地消防本部に対して通知（消防本部にあっては、都道府県を経由して行う。）するものとする（別記様式3-3）。

（指揮支援部隊の基本的な出動計画）

第10条（略）

（航空小隊の基本的な出動計画）

第11条（略）

（航空小隊の出動に関する留意事項）

第12条（略）

（航空後方支援小隊の基本的な出動計画）

第13条（略）

第4章 受援体制

(消防応援活動調整本部の設置)	第14条	(略)
(消防庁職員の現地派遣)	第15条	(略)
(航空運用調整班の設置)	第16条	(略)
(進出拠点及び宿営場所の決定、連絡等)	第17条	(略)
(情報共有等)	第18条	(略)

第5章 部隊移動及び増隊要請

(部隊移動の基本)	第19条	(略)
(長官による部隊移動の求め又は指示)	第20条	(略)
(受援都道府県の知事による部隊移動の指示)	第21条	(略)
(受援都道府県の知事による増隊要請)	第22条	(略)
(受援市町村の長による増隊要請のための連絡)		

第23条 受援市町村の長は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、都道府県の知事に増隊が必要である旨を連絡するものとする（別記様式1-2）。

第6章 応援等の引揚げの決定

(活動終了に関する市町村長の連絡)

第24条 受援市町村の長は、指揮支援本部長からの活動報告、現地合同調整所における調整結果等を総合的に勘案し、当該市町村の区域内における緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、当該市町村が属する都道府県の知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。

(都道府県知事による緊急消防援助隊の引揚げの決定)

第25条 前条の連絡を受けた受援都道府県の知事は、政府現地対策本部等と調整の上、当該都道府県内からの緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、受援市町村の長及び当該都道府県に出動した指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-1）。

(指揮支援部隊長による部隊への引揚げ決定連絡) 第26条 (略)

(長官による応援都道府県の知事への引揚げ決定通知)

第27条 第25条の通知を受けた長官は、引揚げ決定を受けた緊急消防援助隊が、都道府県に属する場合にあっては当該都道府県の知事に対して、市町村に属する場合にあっては当該市町村が属する都道府県の知事を経由して当該市町村の長に対して、書面による通知をファクシミリにより速やかに行うものとする（別記様式4-2）。

(帰署（所）報告) 第28条 (略)

(活動結果報告) 第29条 (略)

第7章 大規模地震発生時における迅速出動基準

(迅速出動の適用条件)	第30条	(略)
(迅速出動に係る措置要求等の内容)	第31条	(略)
(迅速出動に係る応援等決定通知)	第32条	(略)
(迅速出動の中止)	第33条	(略)
(迅速出動適用時の出動先)	第34条	(略)
(迅速出動適用時の出動先の変更等)	第35条	(略)
(迅速出動適用時の出動可能隊数等の報告)	第36条	(略)

第8章 防災関係機関との連携

(防災関係機関等との連絡調整等) 第37条 (略)

(調整本部等における防災関係機関との連携) 第38条 (略)

第9章 応援等実施計画及び受援計画

(応援等実施計画) 第39条 (略)

(受援計画) 第40条 (略)

(都道府県知事の事務の委任等) 第41条 (略)

→ 「広域的支援部隊受入計画」（大阪府）

第10章 応援に要した経費の負担

(長官の求めにより出動した場合における応援経費の負担)

第42条 法第44条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、長官の出動の求めを受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加

し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 受援市町村において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
 - (2) 応援都道府県又は応援市町村（以下「応援都道府県等」という。）において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

（長官の指示により出動した場合における応援経費の負担）

第43条 法第44条第5項の規定に基づき、長官の指示を受けて出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 消防庁において負担する経費 法第49条第1項に規定する経費及び援助隊政令第5条各号に掲げる経費
 - (2) 応援都道府県等において負担する経費 緊急消防援助隊の活動により生じた公務災害補償に要する経費
- 2 前項各号に掲げる経費以外の経費は、原則として受援市町村及び応援都道府県等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

第11章 その他

（都道府県の訓練）

第44条 （略）

（都道府県の即応体制等の強化）

第45条 （略）

（その他）

第46条 この要綱に定めるもののほか、緊急消防援助隊に関し必要な細目は、消防庁が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月30日消防広第80号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則（平成29年3月28日消防広第93号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成31年3月8日消防広第35号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則（令和2年7月17日消防広第190号）

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

附則（令和3年3月22日消防広第89号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則（令和4年6月24日消防広第211号）

この要綱は、令和4年6月24日から施行する。

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式1-2

(第4条、第23条関係)

応援等要請のための連絡事項

※いずれかに●

送信時間

応援等の要請	増隊要請 (第 報)
○○ 年 月 日 時 分	○○ 年 月 日 時 分

(消防庁長官又は都道府県知事) 殿

(被災地の市町村長)

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

災害発生日時	○○ 年 月 日 時 分頃
災害発生場所	都道府県 市区町村
応援等要請日時	○○ 年 月 日 時 分
災害の状況	
活動を要望する地域	
要望する活動	

・必要な都道府県大隊

対象 ※いずれかに●	出動可能な全隊	一部の指定した隊 ※下記に指定する隊
編成に係る連絡事項		
必要な隊、資機材		

・必要な部隊 ※必要な隊(部隊)に●を付ける。必要(部)隊数が分かる場合は、隊数を記入。

部隊名		連絡事項
指揮支援部隊	統括指揮支援隊	
	指揮支援隊	
	航空指揮支援隊	
航空部隊	航空小隊	
	航空後方支援小隊	
エネルギー・産業基盤災害即応部隊		
NBC災害即応部隊		
土砂・風水害機動支援部隊		

<連絡責任者>

担当課室	氏名	
NTT回線電話	NTT回線FAX	
地域衛星電話	地域衛星FAX	

八尾市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月25日

条 例 第 2 3 号

改正 昭和50年3月19日条例第3号

昭和51年12月18日条例第42号

昭和53年6月30日条例第16号

昭和56年7月3日条例第27号

昭和57年12月23日条例第29号

昭和62年3月19日条例第6号

平成3年12月25日条例第27号

平成25年3月28日条例第3号

平成26年3月26日条例第10号

令和元年10月1日条例第22号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有していた者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、市民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫
オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては、2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対して必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

る。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項かつこ書の場合は、5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

- 2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

- 3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、半年賦償還又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上げ償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補足

(災害弔慰金等支給審査会)

第16条 市長は、第3条の規定により災害弔慰金を支給しようとするとき、及び第9条の規定により災害障害見舞金を支給しようとするときは、八尾市災害弔慰金等支給審査会（次項において「審査会」という。）を置き、その意見を聴かななければならない。

- 2 審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月19日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年12月18日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年6月30日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年7月3日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年12月23日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年3月19日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の八尾市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年12月25日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成25年3月28日条例第3号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（令和元年10月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第14条及び第15条の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

八尾市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年8月13日

規則第36号

改正 昭和57年12月24日規則第49号

平成元年4月26日規則第19号

令和元年10月1日規則第22号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年八尾市条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手續)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給しようとするときは、次に掲げる事項を調査したうえ、災害弔慰金を支給するものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。以下同じ。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手續)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行つたうえ災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となつた市民に対し、負傷し、又は疾病にかかつた地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定す

る障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

（借入れの申込み）

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を、市長に提出しなければならない。

- （1）借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- （2）貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- （3）貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- （4）保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- （1）世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- （2）被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- （3）その他市長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

（調査）

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討したうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

（貸付けの決定）

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付不承認決定通知書（様式第4号）を、借入申込者に交付するものとする。

（借用書の提出）

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）（様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて、市長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第10条 市長は、前条の借用書と引き換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人にかかる借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなつたことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を氏名等変更届(様式第16号)により市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わつてその旨を届け出るものとする。

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年7月25日から適用する。

附 則（昭和57年12月24日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（平成元年4月26日規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月1日規則第22号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略

八尾市災害弔慰金等支給審査会規則

平成29年3月7日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、八尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年八尾市条例第23号）第16条第2項の規定に基づき、八尾市災害弔慰金等支給審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 審査会は、市長の諮問に応じ、災害弔慰金又は災害障害見舞金（以下「災害弔慰金等」という。）の支給に関し必要な事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審査会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。ただし、第1号に掲げる者にあつては、災害弔慰金等の支給に係る市民について、その死亡又は障害の原因となる負傷若しくは疾病が災害に起因するものであるかに関し調査審議を行う必要があると認められる場合に委嘱するものとする。

(1) 学識経験者

(2) 市の職員

(3) その他市長が適当と認める者

3 前項の規定による委員の委嘱又は任命は、事案ごとに行うものとし、当該事案の諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置く。

2 委員長は、市長が委員の中から指名する。

3 委員長は、審査会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審査会の会議は、非公開とする。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、審査会の議事に関係のある者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、危機管理課及び八尾市地域防災計画で定める地域福祉班において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

八尾市災害見舞金等支給要綱

昭和49年 8月13日
制 定
改正 昭和58年 3月23日
昭和61年 4月 1日
平成 2年 4月 1日
平成 7年 6月 6日
平成16年 4月16日
平成26年10月 3日
平成28年 4月 1日

(目的)

第1条 この要綱は、八尾市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年八尾市条例第23号。以下「条例」という。）の規定により災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給がある場合を除くほか、本市の区域内において災害により死亡した市民の遺族又は被害を受けた市民に対し、災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給し、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は火災及び消火活動による放水若しくは爆発により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている者又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により登録されている者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市民が本市の区域内において災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母の範囲とする。

2 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存さない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じく同居し、又は生計を同じくしていた者。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

3 前項の遺族の順位及びその他については、条例第4条の規定を準用する。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害弔慰金の額は、別表のとおりとする。

(災害による死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者につき、当該災害のやんだ後3月間その生死がわからないときは、その者は、当該災害によって死亡したものと推定する。

(災害見舞金の支給)

第7条 市民が本市の区域内において災害により別表に定める程度の被害を受けたときは、その者(住家に被害を受けた場合にあつては、世帯主とする。)に対し、災害見舞金を支給する。

(災害見舞金の額)

第8条 災害見舞金の額は、被害の程度に応じ、別表に定めるとおりとする。

(支給の制限)

第9条 災害弔慰金又は災害見舞金は、次の各号に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 災害による死亡又は被害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 災害に際し市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合
- (3) 工場、事業場等に属する者が当該工場、事業場等の火災又は爆発により死亡し、又は被害を受けた場合

(受給の申請等)

第10条 市民が本市の区域内において災害により死亡し、又は被害を受けたときは、死亡した者にあつてはその遺族が、被害を受けた者にあつてはその者(住家に被害を受けた場合にあつては、世帯主とする。)がその事実を証する書類を添えて、市長の定めるところにより7日以内に災害弔慰金又は災害見舞金の受給を申請するものとする。

2 前項の申請があつたときは、市長は、速やかに必要な調査をしたうえ災害弔慰金又は災害見舞金を支給するものとする。

3 第1項に定める者が心身の故障その他の事情により自ら申請できないときは、市長が適当と認める者が代わって災害弔慰金又は災害見舞金の受給を申請し、又はその支給を受けることができる。

(返還)

第11条 偽りその他不正の行為により災害弔慰金又は災害見舞金の支給を受けた者があるときは、市長は、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させるものとする。

2 本市の区域内において災害により負傷を負い、災害見舞金の支給を受けている場合において、当該災害により条例の規定による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金又はこの要綱による災害弔慰金の支給を受けることとなったときは、その支給を受ける者は、既に支給された当該災害見舞金を返還するものとする。

(施行の細目)

第12条 この要綱に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害見舞金の支給について必要な事項は、危機管理監が定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和49年7月25日から適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
 - (1) 大規模災害弔慰金等給付要綱(昭和48年9月1日制定)
 - (2) 八尾市小災害見舞金等給付要綱(昭和48年9月1日制定)
- 3 前項に掲げる要綱の規定に基づく災害弔慰金、行方不明者見舞金又は災害見舞金を支給すべき事

由が適用日の前日までに生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月23日）

この要綱は、昭和57年12月23日から実施し、改正後の第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害から適用する。

附 則（昭和61年4月1日）

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則（平成2年4月1日）

1 この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

2 この要綱による改正後の八尾市災害見舞金等支給要綱別表の規定は、平成2年4月1日以後に支給事由の生じたものについて適用し、同日前に支給事由の生じたものについては、なお従前の例による。

附 則（平成7年6月6日）

この要綱は、平成7年6月6日から実施する。

附 則（平成16年4月16日）

この要綱は、平成16年4月16日から実施する。

附 則（平成26年10月3日）

この要綱は、平成26年10月3日から実施する。

附 則（平成28年4月1日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

別表

災害弔慰金及び災害見舞金の額

種 類	被 害 の 種 類 及 び 程 度	金 額
災 害 弔 慰 金	死亡した場合（死亡したものと推定される場合を含む。）	1人につき 50,000円
災 害 見 舞 金	療養のため入院した期間が30日以上である負傷を負った場合	1人につき 20,000円
	住家が全壊、全焼又は流失した場合	1世帯につき 30,000円
	住家が半壊又は半焼した場合	1世帯につき 20,000円
	住家が床上浸水又は消火活動により水損した場合	1世帯につき 10,000円

備考1 この表に規定する「全壊」、「全焼」、「流失」、「半壊」、「半焼」及び「床上浸水」の判定基準については、次の各号に定めるところによる。

- （1） 「全壊」、「全焼」及び「流失」とは、住家が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要構造部（壁、柱、はり、屋根及び階段をいう。以下同じ。）の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
- （2） 「半壊」及び「半焼」とは、住家の損壊がはなはだしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、住家の損壊した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
- （3） 「床上浸水」とは、前2号に該当しない場合であって、浸水がその住家の主たる居住部分の床

上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的にその住家に居住することができない状態となったものとする。

(4) 「水損」とは、消火活動による放水により、一時的にその住居に居住することができない状態となったものとする。

2 この表に規定する金額については、災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定により相応の救助がなされる場合その他被害の状況等により、これを増減し、若しくは取りやめ、又は必要に応じてこれらに相当する物品を支給することがある。

資料70 貸付資金等一覧表

資金名	貸付(支給)対象	貸付(支給)限度額	償還期間 ()は据置期間	利率	保証人	借入れ手続き
災害弔慰金	政令で定める災害により死亡した住民の遺族	(1) 死亡者が生計維持者である場合 500万円 (2) その他の場合 250万円				
災害障害見舞金	政令で定める災害により負傷し又は疾病にかかり、治ったときに法別表に掲げる障害を有する住民	(1) 障害を受けた者が生計維持者である場合 250万円 (2) その他の場合 125万円				
災害援護資金	災害救助法の救助が行われた災害及び府内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害による被世帯 (所得制限あり)	(1) 世帯主が1か月以上の負傷を負った場合 ア 住居が全壊 350万円 イ 住居が半壊 270万円 (特別の事情) 350万円 ウ 家財の被害金額が1/3以上 250万円 エ 家財、住居の損害なし 150万円 (2) 世帯主が1か月以上の負傷をしていない場合 ア 住居が全壊 250万円 (特別の事情) 350万円 イ 住居が半壊 170万円 (特別の事情) 250万円 ウ 住居全体の滅失若しくは流出 350万円 エ 家財損害あり、住居損失なし 150万円	10年 (3年※) ※災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第2項により内閣総理大臣が被害の程度等を勘案して定める場合は5年間	保証人有：無利子 保証人無：年1% (据置期間中は無利子)		
生活福祉資金 (災害からの自立のための経費)	大阪府内に居住する低所得世帯で、資金の貸付と必要な相談支援を受けることによって、経済的自立と社会参加の促進を図り、安定した生活を送ることが出来る世帯	150万円以内 災害を受けたことにより自立のため臨時に必要な経費 ※火災保険、見舞金等で対応できるものや損害を賠償する目的のものは対象外	3年以内 (6カ月)	無利子 (ただし、連帯保証人を設定出来ない場合は年1.5%)	原則1名 (連帯保証人)	官公署が発行する「り災証明書」、必要経費が確認できる見積書等を持参のうえ八尾市社会福祉協議会へ (要事前相談)
生活福祉資金 (緊急小口資金)	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難になった場合に、その必要な費用について少額の貸付を行い、生活困窮者自立支援事業等との連携した支援により、自立が見込める世帯	10万円以内の必要最小額	12ヶ月以内 (2ヶ月以内)	無利子	不要	「り災証明書」など被災したことがわかる書類、申込金額の必要性を証する書類等を持参のうえ八尾市社会福祉協議会へ (要事前相談)
生活援護資金	生活困窮者であり、資金の貸付け及び必要な援助・指導を行うことにより自立更生の効果をあげられると認められる世帯	1世帯につき5万円以内 ただし市長が特に必要であると認めた者は20万円以内	5万円以内 1年 5万円超 2年 (2カ月)	無利子	5万円を超える場合のみ1名 (連帯保証人)	所定の申請書を作成し八尾市健康福祉部地域共生推進課へ
中小企業向け融資制度	そのつど定める	そのつど定める	そのつど定める	そのつど定める	大阪信用保証協会の信用保証を要する	・大阪府商工労働部中小企業支援室金融課 ・大阪信用保証協会 ・八尾市魅力創造部産業政策課 のいずれかへ

災 害 相 互 応 援 協 定

中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村における広域的な災害相互応援について、下記のとおり協定する。

記

(広域的協定)

第1条 相互応援協定締結市町村（以下「締結市町村」という。）間における災害時の広域的な応援については、この協定の定めるところによる。

(応援要請等)

第2条 締結市町村長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し、相互に応援するものとする。

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援側の締結市町村が連携し、災害状況等を把握のうえ、独自の判断で必要な応援体制等を編成し、活動することができる。

(人的応援)

第3条 前条第1項の応援要請は、受援側の市町村長（又は災害対策本部長等）が、災害の状況、出動を求める人員並びに職種、誘導員配置場所等を明示し、応援側の市町村長に対して行うものとする。

(物的応援)

第4条 災害援助及び防ぎよのため、救援物資及び機械器具、化学消火薬剤等を必要とする場合において、締結市町村長は、救援物資及び機械器具の種別・数、薬剤種別・容量等の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

2 前項の応援要請があったときは、応援側において、当該必要物資等を要請地まで搬送するものとする。

3 応援要請がない場合においても、応援側において、当該必要物資等を把握のうえ、被災地まで搬送するものとする。

(指揮)

第5条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 受援地の市町村長（又は災害対策本部長等）が指揮する。

(2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

2 応援要請がなく出動した場合は、初動体制が整備されるまでの間、応援側の責任において指揮することができる。

(経費分担)

第6条 災害援助及び防ぎよのため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

機械器具破損の修理、自動車等の燃料、職員の出動手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は、応援側の負担とする。

2 第1項以外の経費分担については、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

(協定なき事項)

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町村双方協議のうえ、決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成17年2月1日から実施する。
- 2 災害相互応援協定書（平成7年8月28日協定）は廃止する。

上記協定締結の証として本協定書12通を作成し、締結市町村長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成17年2月1日

八尾市長	仲村 晃義	印
富田林市長	多田 利喜	印
河内長野市長	橋上 義孝	印
松原市長	中野 孝則	印
柏原市長	山西 敏一	印
羽曳野市長	北川 嗣雄	印
藤井寺市長	井関 和彦	印
東大阪市長	松見 正宣	印
大阪狭山市長	吉田 友好	印
太子町長	吉村 久平	印
河南町長	高橋 尚史	印
千早赤阪村長	松本 昌親	印

災害時相互応援に関する協定

兵庫県明石市及び大阪府八尾市は、いずれかの市域において、地震、風水害等による災害により、甚大な被害が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策が円満に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(応援の内容)

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、医薬品及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医薬、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続)

第2条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、無線等により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援集結場所及びその経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(応援の実施)

第3条 応援しようとする市（以下「応援市」という。）は、的確、円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

(大規模災害時の自主的応援活動)

第4条 地震等の大規模災害時において、通信途絶等により、被災市から応援要請がないときは、応援市は、速やかにその状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動が必要と判断される場合は、要請を待たずに、応援活動を実施するものとする。

(物資の緊急輸送)

第5条 両市は、応援物資等の輸送に関し、車両のほか、緊急を要する場合等その状況に応じ、空港、港湾施設等を活用し、ヘリコプター、船舶等を使用しての応援を行うものとする。

(市民ボランティアへの支援等)

第6条 応援市は、被災市でのボランティア活動を希望する市民に対し、情報を提供する等その活動を支援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、別に定めるところにより被災市又は応援市が負担するものとする。

(情報交換)

第8条 両市は、この協定が円滑に行われるよう、原則として年1回協議を行い、地域防災計画、備蓄物資の品目及び数量その他必要な情報を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又は定めのない事項若しくは疑義を生じた事項については、その都度両市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、両市が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成10年1月17日

明石市中崎1丁目5番1号

明石市

明石市長 岡田 進裕 印

八尾市本町1丁目1番1号

八尾市

八尾市長 西辻 豊 印

災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 協定第7条に掲げる応援に要する経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる経費については被災市が負担するものとする。

- (1) 協定第1条第1号及び第2号に掲げる経費のうち、購入費、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の経費
- (2) 協定第1条第3号に掲げる経費のうち、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費
- (3) 協定第1条第4号に掲げる経費のうち、応援市の職員に関する規定により算出した旅費及び諸手当の範囲内の額
- (4) 応援市の応援職員が応援業務に従事中第三者に損害を与えた場合の補償費

2 次の各号に掲げる経費については、応援市がその経費を負担するものとする。

- (1) 応援市の応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、傷害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
- (2) 協定第1条第4号に掲げる経費のうち、前項第3号に掲げる以外の給与
- (3) 前項第4号に規定する補償費のうち、被災市への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費

3 前2項に定めるもののほか、応援に要する経費については、両市が協議して定める。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の市長名による請求書（関係書類添付）により、第5条に規定する連絡責任者を經由して被災市の市長に対して行うものとする。

(自主的応援活動に要する経費の負担及び請求)

第4条 協定第4条第2項に定める自主的応援活動を実施した場合においては、応援の要請があったものとみなし、経費の負担及び請求については、前2条の規定を準用する。

ただし、応援市が負担しようとする場合は、この限りではない。

(連絡責任者)

第5条 両市の連絡の円滑化を図るため、連絡責任者を次のとおり定める。

- (1) 明石市総務部庶務課長
- (2) 八尾市市長公室総務課長

2 連絡責任者及び代理者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(無線連絡)

第6条 協定第2条に規定する応援要請等を行おうとする場合、大規模地震等で電話が不通のときは、両市の連絡は、兵庫県の衛星通信ネットワーク及び大阪府の防災行政無線を通じ実施するものとする。

(災害応援本部の設置)

第7条 応援市は、応援活動を的確、円滑に実施するため、災害応援本部を設置するものとする。

(応援職員の義務)

第8条 応援市の応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援市の応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(その他)

第9条 この実施細目に定めのない事項については、両市が協議して定めるものとする。

平成10年1月17日

明石市中崎1丁目5番1号

明石市

明石市長 岡田 進裕 印

八尾市本町1丁目1番1号

八尾市

八尾市長 西辻 豊 印

資料73 中核市災害相互応援協定

中核市災害相互応援協定

中核市各市（以下「協定市」という）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災市」という）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市の要請にこたえ、当該災害により被害を受けていない市が友愛的精神に基づき、相互に応援協力し、被災市の災害応急対策、災害復旧及び災害からの復興を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等及び災害からの復興に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救助及び応急復旧及び災害からの復興に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

2 被災市は、災害による被害により被災市のホームページを利用して災害情報等の発信をすることができなくなったときは、協定市に対し、当該災害情報等を協定市のホームページに掲載することを要請することができる。

（応援要請の手続き）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、電話又は電信により応援を要請するものとする。この場合において、被災市は必要事項を記載した文書を後日、速やかに協定市に送付しなければならない。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第1項第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員並びに業務内容
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第3条 応援を要請された協定市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じ応援活動に努めるものとする。

2 激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市との連絡がとれない場合には、被災市以外の協定市相互が連絡調整し、自主応援活動を行うことができる。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、協定市が協議して別に定める。

（連絡担当部局）

第5条 協定市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料の交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

(会議)

第7条 この協定の運用体制を整備し、併せて協定市の防災体制の整備に資するため、中核市市長会事務担当者会議の補助機関として中核市市長会防災担当者会議を置く。

(事務局)

第8条 この協定の実施に必要な連絡調整を行うため、中核市市長会防災担当者会議の会長の属する市に事務局を設置する。

(雑則)

第9条 この協定の締結後、新たに中核市への移行によりこの協定への参加希望がある場合は、特段の事情のない限り、協定市はこれを受け入れるものとする。

(その他)

第10条 この協定は、協定市及び協定市の各機関が消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定により別に締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

第11条 この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第12条 この協定は、令和3年4月1日から効力を発生するものとする。

令和3年4月1日

松本市	松本市長	臥雲義尚
一宮市	一宮市長	中野正康
函館市	函館市長	工藤壽樹
旭川市	旭川市長	西川将人
青森市	青森市長	小野寺晃彦
八戸市	八戸市長	小林眞
秋田市	秋田市長	穂積志
山形市	山形市長	佐藤孝弘
福島市	福島市長	木幡浩
郡山市	郡山市長	品川萬里
いわき市	いわき市長	清水敏男
盛岡市	盛岡市長	谷藤裕明
宇都宮市	宇都宮市長	佐藤栄一
越谷市	越谷市長	高橋努
川越市	川越市長	川合善明
川口市	川口市長	奥ノ木信夫
船橋市	船橋市長	松戸徹
横須賀市	横須賀市長	上地克明
水戸市	水戸市長	高橋靖
柏市	柏市長	秋山浩保
前橋市	前橋市長	山本龍
高崎市	高崎市長	富岡賢治
八王子市	八王子市長	石森孝志
富山市	富山市長	森雅志

金	沢	市	金	沢	市	長	山	野	之	義	
福	井	市	福	井	市	長	東	村	新	一	
甲	府	市	甲	府	市	長	樋	口	雄	一	
長	野	市	長	野	市	長	加	藤	久	雄	
岐	阜	市	岐	阜	市	長	柴	橋	正	直	
豊	橋	市	豊	橋	市	長	浅	井	由	崇	
岡	崎	市	岡	崎	市	長	中	根	康	浩	
高	槻	市	高	槻	市	長	濱	田	剛	史	
枚	方	市	枚	方	市	長	伏	見		隆	
八	尾	市	八	尾	市	長	大	松	桂	右	
寝	屋	川	寝	屋	川	市	長	広	瀬	慶	輔
吹	田	市	吹	田	市	長	後	藤	圭	二	
東	大	阪	東	大	阪	市	長	野	田	義	和
姫	路	市	姫	路	市	長	清	元	秀	泰	
和	歌	山	和	歌	山	市	長	尾	花	正	啓
大	津	市	大	津	市	長	佐	藤	健	司	
豊	中	市	豊	中	市	長	長	内	繁	樹	
明	石	市	明	石	市	長	泉		房	穂	
西	宮	市	西	宮	市	長	石	井	登	志	郎
奈	良	市	奈	良	市	長	仲	川	げ	ん	
尼	崎	市	尼	崎	市	長	稲	村	和	美	
鳥	取	市	鳥	取	市	長	深	澤	義	彦	
松	江	市	松	江	市	長	松	浦	正	敬	
倉	敷	市	倉	敷	市	長	伊	東	香	織	
呉		市	呉		市	長	新	原	芳	明	
福	山	市	福	山	市	長	枝	広	直	幹	
下	関	市	下	関	市	長	前	田	晋	太	郎
高	松	市	高	松	市	長	大	西	秀	人	
松	山	市	松	山	市	長	野	志	克	仁	
高	知	市	高	知	市	長	岡	崎	誠	也	
長	崎	市	長	崎	市	長	田	上	富	久	
佐	世	保	佐	世	保	市	長	朝	長	則	男
大	分	市	大	分	市	長	佐	藤	樹	一	郎
宮	崎	市	宮	崎	市	長	戸	敷		正	
鹿	児	島	鹿	児	島	市	長	下	鶴	隆	央
久	留	米	久	留	米	市	長	大	久	保	勉
那	覇	市	那	覇	市	長	城	間	幹	子	
協定締結権者											
豊	田	市	豊	田	市	長	太	田	稔	彦	

資料74 3市町間(大阪府八尾市・岡山県和気町・大分県宇佐市)における災害時相互応援に関する協定

災害時相互応援に関する協定

大阪府八尾市、岡山県和気町及び大分県宇佐市（以下「協定市町」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定市町に災害が発生した場合、友好都市の深い友情をもって相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請しようとする市町（以下（被災市町）という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電信、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援集結場所及びその経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援しようとする市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時の自主的応援活動）

第5条 地震等の大規模な災害時において、通信途絶等により被災市町から第3条の規定による要請がないときは、応援市町は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市町は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動を行うことが望ましいと判断するときは、要請を待たずに、自主的に必要な応援体制等を編成し、応援活動を実施するものとする。

(市民ボランティアへの支援等)

第6条 応援市町は、被災市町でのボランティア活動を希望する住民に対し、情報を提供する等その活動を支援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、別に定めるところにより被災市町又は応援市町が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 協定市町は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報交換)

第9条 協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回、前条に定める連絡担当部局その他必要な情報を相互に交換し、災害時に備えるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定市町は署名押印の上、各1通を保有する。

平成24年1月24日

大阪府八尾市本町一丁目1番1号

八尾市長 田中 誠太

岡山県和気郡和気町尺所555

和気町長 大森 直徳

大分県宇佐市大字上田1030番地の1

宇佐市長 是永 修治

災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 協定第7条に掲げる応援に要する経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる経費については、被災市町が負担するものとする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる経費のうち、購入費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費
- (2) 協定第2条第3号に掲げる経費のうち、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費
- (3) 協定第2条第4号に掲げる応援「以下「応援業務」という。」に要する経費のうち、応援市町の職員に関する規定により算出した旅費及び諸手当の範囲内の額

2 次の各号に掲げる経費については、応援市町がその経費を負担するものとする。

- (1) 応援市町の応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
- (2) 協定第2条第4号に掲げる経費のうち、前項第3号に掲げる以外の給与

3 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町が、被災市町への往復の途中において生じたものについては、応援市町が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、被災市町と応援市町との間で協議して定める。

5 協定第2条第5号に要する経費については、被災市町と応援市町との間で協議して定める。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市町の首長名による請求書（関係書類添付）により、第5条に規定する連絡責任者を經由して被災市町の首長に対して行うものとする。

(自主的応援活動に要する経費の負担及び請求)

第4条 協定第5条2項に定める自主的応援活動を実施した場合においては、応援の要請があったものとみなし、経費の負担及び請求については、前2条の規定を準用する。ただし、応援市町が負担しようとする場合はその限りでない。

(連絡責任者)

第5条 相互応援のための連絡責任者を次のとおり定める。

- (1) 大阪府八尾市人権文化ふれあい部地域安全課長
- (2) 岡山県和気町総務部総務課長
- (3) 大分県宇佐市総務部総務課長

2 連絡責任者及び代理者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に交換するものとする。

(応援職員の業務)

第6条 応援職員は、応援市町名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

(宿舎のあっせん等)

第7条 被災市町は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するも

のとする。

第8条 この実施細目により難い事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定市町は記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年1月24日

大阪府八尾市本町一丁目1番1号

八尾市長 田中 誠太

岡山県和気郡和気町尺所555

和気町長 大森 直徳

大分県宇佐市大字上田1030番地の1

宇佐市長 是永 修治

東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定

東播磨地域及び中河内地域は、いずれかの地域において、地震、風水害等による災害により、甚大な被害が発生した場合、災害応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

(地域と構成市町)

第1条 この協定の東播磨地域と中河内地域の構成市町は次のとおりとする。

東播磨地域	明石市	加古川市	稲美町	播磨町
中河内地域	八尾市	東大阪市	柏原市	

(応援の内容)

第2条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、救護、防疫等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(連絡責任市町)

第3条 各地域は、それぞれ連絡責任市町を定め、連絡責任市町が、被災地域と応援地域間の連絡調整を行うものとする。

(応援の要請)

第4条 被災地域の連絡責任市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、無線等により応援地域の連絡責任市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 前項の要請を受けた応援地域の連絡責任市町は、速やかに構成市町の連絡担当者へ通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 応援の要請を受けた場合は、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

- 2 各地域は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。
- 3 連絡責任市町は、構成市町と密接な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。

2 その他の経費については、別に協議して定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、両地域各市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(情報交換)

第8条 両地域の各構成市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 防災担当者による連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(その他)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項又は定めのない事項若しくは疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書 7 通を作成し、両地域各市町が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成24年 4月 1日

東播磨地域

明石市長 泉 房穂

加古川市長 樽本 庄一

稲美町長 古谷 博

播磨町長 清水 ひろ子

中河内地域

東大阪市長 野田 義和

八尾市長 田中 誠太

柏原市長 岡本 泰明

東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、東播磨地域及び中河内地域災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 協定第6条に掲げる応援に要する経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる経費については、被災市町が負担するものとする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる経費のうち、購入費、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の経費
- (2) 協定第2条第3号に掲げる経費のうち、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費
- (3) 協定第2条第3号に掲げる経費のうち、応援市町の職員に関する規定により算出した旅費及び諸手当の範囲内の額
- (4) 応援市町の応援職員が応援業務に従事中第三者に損害を与えた場合の補償費

2 次の各号に掲げる経費については、応援市町がその経費を負担するものとする。

- (1) 応援市町の応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、傷害の状態となり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
- (2) 協定第2条第3号に掲げる経費のうち、前項第3号に掲げる以外の給与
- (3) 前項第4号に規定する補償費のうち、被災市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費

3 前2項に定めるもののほか、応援に要する経費については、その都度協議して定める。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、第5条に規定する連絡責任市町を経由して被災市町の市町長に対して行うものとする。

(自主的応援活動に要する経費の負担及び請求)

第4条 協定第5条第2項に定める自主的応援活動を実施した場合においては、応援の要請があったものとみなし、経費の負担及び請求については、前2条の規定を準用する。

ただし、応援市町が負担しようとする場合は、この限りではない。

(連絡責任市町と連絡責任者)

第5条 各地域は、連絡の円滑化を図るため、連絡責任市町と連絡責任者を次のとおり定める。

- (1) 東播磨地域 明石市総合安全対策局防災担当課長
- (2) 中河内地域 八尾市人権文化ふれあい部地域安全課長

2 前項の連絡責任市町が被災等により対応が困難な状況となった場合は、協定第1条に記載の市町順で連絡責任市町の代理を行うこととする。

(連絡担当者)

第6条 構成市町は、連絡担当者及び代理者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項につい

て、あらかじめ指定するものとする。

(応援職員の義務)

第7条 応援市町の応援職員は、応援市町名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援市町の応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。

(その他)

第8条 この実施細目に定めのない事項については、別に協議して定めるものとする。

平成24年 4月 1日

東播磨地域

中河内地域

明石市長

泉 房穂

東大阪市長

野田 義和

加古川市長

樽本 庄一

八尾市長

田中 誠太

稲美町長

古谷 博

柏原市長

岡本 泰明

播磨町長

清水 ひろ子

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と八尾市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合において、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次の各号のとおりとする。

- 一 八尾市内で重大な災害の発生または、発生するおそれがある場合
- 二 八尾市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として、災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

(緊急災害対策派遣隊の派遣)

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。
なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成 24 年 5 月 31 日

甲 近畿地方整備局長 上 総 周 平

乙 八 尾 市 長 田 中 誠 太

災害時相互応援に関する協定

大阪府八尾市、奈良県五條市及び和歌山県新宮市（以下「協定市」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号に基づき、協定市に災害が発生した場合、国内交流都市の深い友情をもって相互に協力し、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（災害の範囲）

第1条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

（応援の内容）

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、救助及び応急復旧に必要な職員の応援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援を要請しようとする市（以下「被災市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、次の事項を明らかにし、第8条に定める連絡担当部局を通じて、電信、電話等により応援を要請し、後日速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- (3) 応援を必要とする職員の職種及び人数
- (4) 応援集結場所及びその経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 応援しようとする市（以下「応援市」という。）は、法令その他特別の定めがある場合を除くほか、的確かつ円滑に応援活動を行うよう努めるものとする。

（大規模災害時の自主的応援活動）

第5条 地震等の大規模な災害時において、通信途絶等により被災市から第3条の規定による要請がないときは、応援市は、速やかにその被災状況について、自主的に情報収集活動を実施するものとする。

2 応援市は、前項の情報収集により、被害が甚大であり、応援活動をすることが望ましいと判断する

ときは、要請を待たずに、自主的に必要な応援体制等を編成し、応援活動を実施するものとする。

(市民ボランティアへの支援等)

第6条 応援市は、被災市でのボランティア活動を希望する住民に対し、情報を提供する等その活動を支援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、別に定めるところにより被災市又は応援市が負担するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 あらかじめ相互応援のための連絡担当部局をそれぞれ定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

(情報交換)

第9条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回、前条に定める連絡担当部局その他必要な情報を相互に交換し、災害時に備えるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定市は署名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月9日

大阪府八尾市本町一丁目1番1号

八尾市長 田中 誠太

奈良県五條市本町一丁目1番1号

五條市長 太田 好紀

和歌山県新宮市春日1番1号

新宮市長 田岡 実千年

災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第10条に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(経費の負担)

第2条 協定第7条に掲げる応援に要する経費の負担については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げる経費については、被災市が負担するものとする。

- (1) 協定第2条第1号及び第2号に掲げる経費のうち、購入費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費
- (2) 協定第2条第3号に掲げる経費のうち、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の経費
- (3) 協定第2条第4号に掲げる応援「以下「応援業務」という。」に要する経費のうち、応援市の職員に関する規定により算出した旅費及び諸手当の範囲内の額

2 次の各号に掲げる経費については、応援市がその経費を負担するものとする。

- (1) 応援市の応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、障害の状態となり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費
- (2) 協定第2条第4号に掲げる経費のうち、前項第3号に掲げる以外の給与

3 応援職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては、応援市が賠償の責めに任ずる。

4 前3項に定めるもののほか、応援業務に要する経費については、被災市と応援市との間で協議して定める。

5 協定第2条第5号に要する経費については、被災市と応援市との間で協議して定める。

(経費の請求)

第3条 前条に定める経費の請求は、応援市の首長名による請求書（関係書類添付）により、第5条に規定する連絡責任者を經由して被災市の首長に対して行うものとする。

(自主的応援活動に要する経費の負担及び請求)

第4条 協定第5条2項に定める自主的応援活動を実施した場合においては、応援の要請があったものとみなし、経費の負担及び請求については、前2条の規定を準用する。ただし、応援市が負担しようとする場合はその限りでない。

(連絡責任者)

第5条 相互応援のための連絡責任者を次のとおり定める。

- (1) 大阪府八尾市人権文化ふれあい部地域安全課長
- (2) 奈良県五條市危機統括室危機管理課長
- (3) 和歌山県新宮市総務部防災対策課長

2 連絡責任者及び代理者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に交換するものとする。

(応援職員の業務)

第6条 応援職員は、応援市名を表示した腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。

2 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。

(宿舎のあっせん等)

第7条 被災市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

第8条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、協定市は記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年5月9日

大阪府八尾市本町一丁目1番1号

八尾市長 田中 誠太

奈良県五條市本町一丁目1番1号

五條市長 太田 好紀

和歌山県新宮市春日1番1号

新宮市長 田岡 実千年

資料78 その他民間協定等

【防災協定書を交わしている民間団体等】

協力内容	協力詳細	名称	住所	協定締結日
郵便関係	郵便・貯金・保険、避難・物資集積場所	日本郵政グループ（郵便事業(株)八尾支店、八尾市内郵便局及び(株)ゆうちょ銀行八尾店)	八尾市陽光園 1-5-5	H21. 11. 26
郵便、その他	車両の提供、広報活動、郵便特別事務取扱及び援護対策、道路等損傷状況の情報提供	八尾市内郵便局	八尾市陽光園 1-5-5	H27. 9. 7
多種業者への要請	多種業者への要請、用地・建物の使用	八尾商工会議所	八尾市清水町 1-1-6	H22. 10. 1
人員派遣、物資提供	ネットワークを活用した支援活動、資機材・物資等の提供	八尾ライオンズクラブ	八尾市清水町1-1-6	R3. 7. 5
	ネットワークを活用した支援活動、資機材・物資等の提供	八尾青年会議所	八尾市清水町1-1-6	R3. 11. 4
人員派遣	自衛隊退職者や予備自衛官補の専門的な知見や災害対応経験を有する人員の派遣	公益社団法人隊友会大阪府隊友会	大阪市中央区大手前 4-1-67	R3. 7. 7
	災害復興の法制度にかかる情報提供及び被災者相談業務実施にかかる司法書士の派遣	大阪司法書士会	大阪市中央区和泉町 1-1-6	R4. 3. 15
物流関係	緊急輸送、物資管理	ヤマト運輸(株)北大阪主管支店	寝屋川市葛原 1-32-16	H24. 12. 10
	緊急輸送、物資管理	日本通運(株)天王寺支店	八尾市神武町 2-24	H24. 12. 10
	業務中に発見した道路河川等の異常・被災状況の情報提供、物資輸送、物資輸送拠点におけるの物資の受入れ、搬送等にかかる物資保管管理に関するオペレーション業務	佐川急便(株)	大阪市此花区島屋 4-4-51	H28. 5. 31
輸送関係	人員・物資の輸送	一般社団法人ワンコインタクシー協会ワンコイングループ	八尾市垣内 1-54	R1. 10. 8
	物資の輸送	福山通運(株)八尾支店	八尾市福栄町 2-30	R5. 10. 24
災害救助犬	災害救助犬等、人員	特定非営利活動法人日本レスキュー協会	兵庫県伊丹市下河原 2-2-13	H24. 4. 1
緊急放送	ケーブルTV	(株)ジェイコムウエスト	大阪市中央区谷町2-3-12	H25. 4. 11
		(株)ジュピターテレコム 関西メディアセンター	大阪市中央区城見1-2-27 クリスタルタワー5F	H25. 4. 11
情報発信	スマートフォンを活用した避難所等の情報提供（スマートフォンアプリ『スマ保災害時ナビ』）	ファーストメディア(株)	東京都千代田区神田神保町 1-42-4	H26. 10. 22
		三井住友海上火災保険(株)	大阪市浪速区湊町1-2-3 マルイト難波ビル16F	H26. 10. 22
	・災害時の市ホームページキャッシュサイトの提供 ・ヤフーサービスを利用した防災情報・避難情報等の周知	ヤフー(株)	東京都港区赤坂9-7-1	H28. 7. 15
葬祭関係	葬祭業務	大阪葬祭事業協同組合（(株)八光殿）	八尾市本町 3-4-8	H18. 9. 22

協力内容	協力詳細	名称	住所	協定締結日
物資（飲料水・ウォーターサーバー）	飲料水・ウォーターサーバー	ウォーターネット大阪中央(株)ジャパンボトラーズ	東大阪市加納6-8-10	H30.5.28
物資（水・食料）	米穀	中山物産(株)	八尾市太田新町4-88	H22.9.24
	パン	関西食品工業(株)	八尾市若林町2-116	H22.9.24
	パン	(株)ぼんのいえ	柏原市清洲1-1-4	H22.9.24
	菓子	キッコー製菓(株)	八尾市南木の本8-62	H22.9.24
	食器	(株)三基	八尾市桂町3-15-20	H22.9.24
	水・清涼飲料水	メロディアン(株)	八尾市旭ヶ丘1-33	H22.9.24
	水・清涼飲料水	(株)浅野	八尾市清水町1-2-12	H22.9.24
物資（水・食料・日用品）	食料・水・日用品全般	大阪いずみ市民生活協同組合	堺市堺区南花田口町2-2-15	H24.4.1
	食料・水・日用品全般	(株)コノミヤ	大阪市鶴見区今津南1-5-32	H28.1.29
	食料・水・日用品全般	イオンリテール(株)近畿カンパニー	大阪市福島区海老江1-1-23	H30.5.28
	食料・水・日用品全般	(株)イトーヨーカ堂	東京都千代田区二番町8-8	H30.3.16
	食料・水・日用品全般	イズミヤ(株)	大阪市西成区花園南1-4-4	R3.7.29
	食料・水・日用品全般	(株)オークワ	和歌山県和歌山市中島185-3	R5.7.10
物資（水・食料・日用品）、建物・用地の一部利用	食料・水・日用品全般の供給、自然災害発生時、または発生する可能性がある場合の建物施設の一時利用	(株)ライフコーポレーション	大阪市淀川区西宮原2-2-22	H31.4.24
	食料・水・日用品全般の供給、自然災害発生時、または発生する可能性がある場合の建物施設の一時利用	(株)サンプラザ	堺市美原区真福寺240	R2.3.27
	食料・水の供給、自然災害発生時、または発生する可能性がある場合の建物・用地の一時利用	(株)ほっかほっか亭総本部	大阪市北区鶴野町3-10	R4.1.20
	食料・水・日用品の供給、自然災害発生時、または発生する可能性がある場合の建物・用地の一時利用	ザイロ(株)	東大阪市長田西1-4-44	R5.6.29
		八尾2ロジスティック特定目的会社	東京都中央区八重洲2-2-1	
	食料・水・日用品全般の供給、自然災害発生時、または発生する可能性がある場合の建物施設の一時利用	コーナン商事(株)	大阪府堺市西区鳳東町4丁401番地1	R6.4.18
物資（日用品）	石鹸、洗剤	(株)マックス	八尾市植松町2-9-29	H22.9.24
	タオル	(株)岩田良	八尾市西山本町1-2-35	H22.9.24
	歯ブラシ	西脇工業(株)	八尾市西山本町3-1-9	H22.9.24
	歯ブラシ、マスク	ラピス(株)	八尾市小畑町2-33-13	H22.9.24
物資（医薬品・食料・日用品）	医薬品・食料・日用品全般	株式会社コスモス薬品	八尾市郡川1-547	R5.5.20
	医薬品・食料・日用品全般	株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	R5.5.29

協力内容	協力詳細	名称	住所	協定締結日
物資(視覚障がい者歩行誘導マット)、建物・用地の一部利用	視覚障がい者歩行誘導マットの供給、自然災害発生時、または発生する可能性がある場合の建物施設の一時利用	錦城護謨(株)	八尾市跡部北の町1-4-25	R3. 10. 26
物資(精製水製造装置)	精製水製造装置	(有)ワタリシステムメカニック	八尾市南木の本 2-12-25	H22. 9. 24
物資(ダンボール製品)	ダンボール製簡易ベッド、シート、間仕切り、その他	Jボックス(株)	八尾市太子堂2-5-38	H25. 5. 21
	ダンボール製間仕切り、更衣室、授乳室、その他	セッツカートン(株)	兵庫県伊丹市東有岡5-33	H25. 5. 21
物資(建築資材)	レンタル資機材	マツダ紙工業(株)	東大阪市衣摺 5-14-24	H26. 7. 18
		奥村機械(株)	守口市佐太中町2-5-3	H24. 4. 1
物資(建機、イベント・展示場用)	レンタル資機材	太陽建機レンタル(株)	八尾市跡部北の町1-1-22	H30. 11. 21
物資(建機、イベント・展示場用)	レンタル資機材	西尾レントオール(株)	大阪市中央区南船場2-5-8	H27. 12. 22
物資(ユニットハウス等)	レンタル資機材	三協フロンテア(株)	大阪市中央区瓦町3-4-7 KCビルディング5階	R3. 4. 26
物資(イベント・展示場用、衛生商品)	レンタル資機材及び清掃サービス等の提供	株式会社ウエダ(ダスキンレントオール藤井寺ステーション)	大阪府藤井寺市小山藤の里町1番40号	R6. 3. 21
物資(自転車)	レンタサイクルの提供	八尾市シティネット(株)	八尾市本町1-4-1	R3. 10. 20
物資(外部給電車両)	外部給電車両	大阪トヨタ South(株)	大阪市福島区福島5-17-2	R3. 11. 15
		大阪トヨペット(株)	大阪府大阪市西区立売堀3-1-1	R3. 11. 15
		トヨタカローラ大阪(株)	大阪府大阪市西区立売堀3-1-1	R3. 11. 15
		ネットトヨタ中央大阪(株)	大阪府大阪市西区立売堀3-1-1	R3. 11. 15
物資(情報通信端末等)	情報通信端末等の提供	(一社)日本電子機器補修教会	名古屋市東区白壁3-12-13 中部産業連盟ビル新館4階	R6. 7. 17
物資保管等	救援物資の保管管理、専門的な人員の派遣	大日本倉庫(株)	八尾市安中町4-8-18	R3. 3. 29
エネルギー	LPガス及びLPガス燃焼器具を使用するために必要な設備等の供給	大阪府LPガス協会八尾支部	八尾市神宮寺 5-9	H26. 10. 17
燃料供給	軽油・ガソリン・灯油等の供給	大阪府石油商業組合八尾柏原支部八尾地区会	八尾市柏村町 4-297	R2. 3. 25
水利確保	生活用水・消防用水の輸送、貯水槽等への充水作業	大阪広域生コンクリート協同組合	大阪市中央区瓦町2-4-7	R2. 8. 24
応急復旧	資材・人員	八尾市防災対策協議会	市内建築業者	H21. 6. 30
	資材・人員	八尾市造園協力会	市内造園業者	H19. 4. 27
	電気設備修理等、人員	大阪府電気工事工業組合	大阪市北区本庄東2-3-38	H25. 12. 26

協力内容	協力詳細	名称	住所	協定締結日
		(東大阪支部)	東大阪市御厨栄町1-7-12	H25. 12. 26
応急復旧	下水道施設に係る復旧支援	公益財団法人全国上下水道コンサルタント協会関西支部	大阪市北区中之島6-2-40中之島インテス19階	R5. 12. 25
災害時要配慮者	臨時福祉避難所の設置・運営、緊急保育の確保等の協力	八尾市社会福祉協議会社会福祉施設連絡会	八尾市本町 2-4-10	H27. 1. 25
	輸送業務	介護福祉タクシー東光会	八尾市刑部 2-279	H28. 8. 10
災害ボランティアセンターの設置	八尾市災害ボランティアセンターの設置、運営	社会福祉法人八尾市社会福祉協議会	八尾市本町 2-4-10	H27. 3. 16
災害復旧用前線基地用地	災害復旧用前線基地用地の一時的使用協力	大阪ガス(株)	大阪市中央区平野町4-1-2	H26. 7. 28
食糧の譲渡	期限前の備蓄物資の無償譲渡	特定非営利活動法人ふーどばんく O S A K A	堺市東区八下町 1-122 大阪食品流通センター内	H30. 4. 24
物資(水・食料、日用品)、食料の譲渡	食料・水・日用品全般、期限前の備蓄物資の無償譲渡	一般社団法人 日本非常食推進機構	三重県四日市市浮橋1-4-3	R2. 3. 24
地図製品等	「住宅地図」「広域図」等を含めた地図製品	(株)ゼンリン	大阪市西区川口3-3-9	H29. 11. 27
建物・用地の一時利用	自然災害発生時、または発生する可能性がある場合の建物施設の一時利用	リバー産業(株)	岸和田市沼町 2-1	H29. 7. 31
	自然災害発生時、または発生する可能性がある場合の建物施設の一時利用	富士電子工業(株)	八尾市老原6-71	R2. 11. 18
	自然災害発生時、または発生する可能性がある場合の建物施設の一時利用	(株)エイチ・ツー・オー商業開発	大阪市西成区花園南1-4-4	R3. 7. 29
	自然災害発生時、または発生する可能性がある場合の建物施設の一時利用	医療法人 幸晴会	八尾市八尾木北 3-123	R4. 5. 11
	自然災害発生時、または発生する可能性がある場合の建物施設の一時利用	新田ゼラチン株式会社	八尾市二俣 2-22	R5. 3. 22
	自然災害発生時、または発生する可能性がある場合の建物施設の一時利用	JP 楽天ロジスティクス(株)	東京都千代田区大手町 2-3-1	R5. 6. 29
		八尾 1 ロジスティック特定目的会社	東京都中央区八重洲 2-2-1	
地域における健康増進等及び災害対策にかかる施設利用に関する協定	株式会社 NKS-405	八尾市北亀井町3-2-37	R6. 2. 7	
建物・用地の一時利用、車両の提供、人員派遣	自然災害発生時、または発生する可能性がある場合の建物施設の一時利用、車両の提供、人員の派遣	廣内スチール株式会社	八尾市郡川 1-551	R5. 5. 24

協力内容	協力詳細	名称	住所	協定締結日
用地の利用	「ペット同伴車両避難」専用避難場所としての用地利用	アクロスプラザ八尾(大和ハウスリアルティマネジメント(株))	八尾市都塚 4-1092	R3. 9. 1
災害状況把握	災害対策本部支援及び災害の状況把握(航空機、UAVによる撮影及び画像解析等)と報告	アジア航測(株)	東京都新宿区新宿6-14-1 新宿グリーンタワービル	H29. 5. 19
入浴サービスの提供、建物・用地の一部利用	入浴サービスの提供、自然災害発生時、または発生する可能性がある場合の車両避難を含む建物施設の一時利用	(株)カケン(八尾温泉喜多の湯)	愛知県名古屋市中区大杉1丁目4番14号	R6. 7. 26
医療救護	医療救護活動の協力	八尾市医師会	八尾市旭ヶ丘 5-85-16	R6. 10. 31
	医療救護活動の協力	八尾市歯科医師会	八尾市旭ヶ丘 5-85-16	R6. 10. 31
	医療救護活動の協力	八尾市薬剤師会	八尾市旭ヶ丘 5-85-16	R6. 10. 31

【承諾書を交わしている民間団体等】

協力内容	協力詳細	名称	住所
指定避難場所	建物・用地の使用	大阪府立八尾高等学校	八尾市高町 1-74
	建物・用地の使用	大阪府立山本高等学校	八尾市山本町北 1-1-44
	建物・用地の使用	大阪府立八尾翠翔高等学校	八尾市神宮寺 3-107
	建物・用地の使用	大阪府立八尾北高等学校	八尾市萱振町 7-42
臨時避難場所	建物・用地の使用	シャープ(株)若竹寮	八尾市竹渕西 4-254
	建物・用地の使用	(株)飯田 (安中町・陽光園敷地内)	八尾市安中町 1-1-29 八尾市陽光園 1-1-22
	建物・用地の使用	八尾自動車教習所	八尾市高安町南 7-21
	建物・用地の使用	大阪中河内農業協同組合 南高安支店敷地内	八尾市恩智中町 2-1
	建物・用地の使用	大阪中河内農業協同組合 組合本店	八尾市南小阪合町 2-2-2
	建物・用地の使用	天理教中河大教会	八尾市恩智中町 2-94
	建物・用地の使用	天理教高安大教会	八尾市教興寺 7-75
	建物・用地の使用	金光八尾高等学校 (体育館)	八尾市柏村町 1-63
	建物・用地の使用、 入浴支援	(株)ルネサンス スポーツクラブ & スパ ルネサンス久宝寺	八尾市龍華町2-2-4
	建物・用地の使用	ノアインドアステージ(株) ノア・インドアステージ久宝寺 ノアフットサルステージ久宝寺	八尾市龍華町 2-2-2 八尾市龍華町 2-2-3
	建物・用地の使用	大阪経済法科大学 八尾駅前キャンパス	八尾市北本町 2-10-45
	建物・用地の使用	大阪経済法科大学 花岡キャンパス	八尾市楽音寺6-10
	建物・用地の使用	(株)伸明	八尾市北木の本 4-72
	建物・用地の使用	光要山 本照寺 (信徒会館、参拝者用駐車場)	八尾市黒谷6-74
	建物・用地の使用	三起商行(株) ミキハウススポーツ スタジアム (柔道場)	八尾市東山本新町8-1
	建物・用地の使用	(株)ジェイテクトマシンシステム	八尾市南植松町 2-34
	建物・用地の使用	顕証寺 (長屋・光雲閣)	八尾市久宝寺4-4-3
	建物・用地の使用	グレース宣教会 グレース大聖堂、G Mセンター、地域交流センター別館	八尾市東山本新町 1-15
	用地の使用	(株)エスアイ・アセットサービス 竜 華水みらいセンター上部敷地内駐車場	八尾市龍華町2丁目地 内
	入浴施設	入浴支援、 飲料水・生活用水全般	八尾浴場組合 (大阪府公衆浴場組合)
物資 (水・食料)	パン	山崎製パン(株) 大阪第二工場	松原市三宅東 2-1835-5
	菓子	(株)ユウカ	八尾市若林町 2-85
物資(水・食 料・日用品)	日用品全般	(株)関西スーパーマーケット 旭ヶ丘店	八尾市旭ヶ丘5-4-1
物資 (緊急車両)	輸送	新東宝タクシー(株)	東大阪市小阪 2-6-14
	輸送	龍華交通(株)	八尾市陽光園 2-6-35
	輸送	(株)トーヨーふれ愛バス	八尾市太田新町 3-184

協力内容	協力詳細	名称	住所
物流関係	輸送	(一社)大阪府トラック協会 東大阪支部	東大阪市西堤本通西 1-1-36
	輸送	近畿運輸事業協同組合	八尾市沼 4-16-3
人員輸送業務	輸送	(株)新日本ツーリスト旅客事業部新日 本交通	大阪市平野区加美鞍作 1-8-1
物資 (建築資材)	資材・人員	(株)田中建興	八尾市南木の本 5-16

【指定給油業者】

業者名等	給油所等	所在地
(株)丸藤石油	佐道 S S	八尾市佐道町 2-3-12
出光興産(株) (八尾市内給油所)	平井石油(株) セルフ八尾中央 S S	八尾市光南町 1-2-23
	平井石油(株) セルフ外環八尾 S S	八尾市大竹 2-71-1
	(株)ウエショー セルフ青山町 S S	八尾市青山町 4-1-30
	(株)西日本宇佐美 170 号八尾 S S	八尾市大字山畑 78-1

【その他給油所】

業者名等	給油所等	所在地
消防本部	自家給油所	八尾市高美町 5-3-4

第6 活動・報告様式

資料79 緊急時広報文例

1 気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」の広報文例

「南海トラフ地震に関連する情報（調査中）」発表時

●こちらは、八尾市役所です。
市民の皆さんに、お知らせします。
気象庁から「南海トラフ地震に関連する臨時情報（調査中）」が発表されました。
くりかえします。
気象庁から「南海トラフ地震に関連する臨時情報（調査中）」が発表されました。
この情報は、南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8程度以上の地震が発生した場合などに発表される情報です。

（大まかな発表内容を読み上げる・・・）

自宅の家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め、家庭内の飲料水・食料の備蓄など、日頃からの地震の備えの再確認を行ってください。
また、今後のテレビ・ラジオ等の最新の情報に注意してください。
（くりかえし、お知らせします。）

「南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震注意）」発表時

●こちらは、八尾市役所です。
市民の皆さんに、お知らせします。
気象庁から「南海トラフ地震に関連する臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。
くりかえします。
気象庁から「南海トラフ地震に関連する臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。
この情報は、南海トラフの想定震源域でマグニチュード7.0以上、マグニチュード8.0未満の地震が発生した場合に発表される情報です。

（大まかな発表内容を読み上げる・・・）

自宅の家具の固定、避難場所・避難経路の確認、家族との安否確認手段の取り決め、家庭内の飲料水・食料の備蓄など、日頃からの地震の備えの再確認を行ってください。
また、今後のテレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や気象庁などからの呼びかけなどに従ってください。
（くりかえし、お知らせします。）

「南海トラフ地震に関連する情報（巨大地震警戒）」発表時

●こちらは、八尾市役所です。
市民の皆さんに、お知らせします。
気象庁から「南海トラフ地震に関連する臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されました。
くりかえします。
気象庁から「南海トラフ地震に関連する臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されました。
この情報は、南海トラフの想定震源域でマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合に発表される情報です。

（大まかな発表内容を読み上げる・・・）

今後のテレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や気象庁などからの呼びかけなどに従ってください。
(くりかえし、お知らせします。)

解除時

- こちらは、八尾災害警戒本部です。
市民の皆さんに、お知らせします。
○月○日から、気象庁より発表されておりました、「南海トラフ地震に関連する情報(○○)」は、解除されました。
くりかえします。
○月○日から、気象庁より発表されておりました、「南海トラフ地震に関連する情報(○○)」は、解除されました。
情報は解除されましたが、引き続き、今後のテレビ・ラジオ等の情報には、十分注意してください。
(くりかえし、お知らせします。)

2 地震発生時の広報文例

地震発生時の放送（直後）

- こちらは、八尾市役所です。
ただ今、大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り、火の元を始末してください。
そとにいる方は、落下物やブロック塀の倒壊などに気を付けてください。
今後のテレビ、ラジオの情報を聞いて、落ち着いて行動してください。
（くりかえし、お知らせします）
～3回くりかえす～

震度4程度の場合（発生後3回くりかえす）

- こちらは、八尾市役所です。
ただ今、大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り、火の元を始末してください。
あわてて外に飛び出すのは危険です。
もう一度、火の元を確かめてください。
（くりかえし、お知らせします。）

震度5（弱・強）程度の場合（発生後3回くりかえす）

- こちらは、八尾市役所です。
ただ今、大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り、火の元を始末してください。
あわてて外に飛び出すのは危険です。
倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけてください。
もう一度、火の元、ガスの元栓を確かめてください。
ご近所にも、被害や火の手がないか確認してください。
（くりかえし、お知らせします）

震度6以上の場合（発生後3回くりかえす）

- こちらは、八尾市役所です。
ただ今、大変大きな地震がありました。
皆さん、落ち着いて行動してください。
まず、身の安全を守り、火の元を始末してください。
あわてて外に飛び出すのは危険です。
倒れてくるものや、落ちてくるものに気をつけてください。
ご近所の方にも声をかけあって、安否の確認と、火の元を始末してください。
ご近所に、被害や火の手がないか確認してください。
今後の、テレビやラジオの正しい情報を聞いて、落ち着いて行動してください。
もう一度、火の元、ガスの元栓を確かめてください。
（くりかえし、お知らせします）

3 地震発生直後～10分後位までの広報文例

震度5弱以上の場合

(注) 防災行政無線(同報系)、広報車等により放送すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。

●こちらは、八尾市災害対策本部です。

さきほどの地震は、「震度〇」と発表されました。

余震がまだ続くことが考えられます。

家の中が不安な場合は、近くの広い駐車場や公園などに一時避難しましょう。

家族の皆さんは無事ですか。確かめてください。

家の中の火の元、ガス、電気機器を確認してください。

壊れていたり、燃えやすいものが倒れかかっていませんか。

外に行く際はガスの元栓をしめ、電気器具のスイッチ、ブレーカーを切ってください。

電気がとだえた場合、照明には懐中電灯を使ってください。

マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないでください。

ご近所の方に声をかけて、無事を確認してください。

緊急車両が通行しますので、出来る限り車での移動は控えてください。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を聞いてください。

以上、八尾市災害対策本部です。

●こちらは、八尾市災害対策本部です。

皆さん、落ち着いてまわりを見てください。

地震で一番怖いのは火事です。

消し忘れた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。

もし、ガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓やガスボンベの元栓をしめてください。そして全員家から外へ出てください。

ガラスの破片などでケガしないよう、スリッパや靴をはいてください。

屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないでください。

建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。

やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを張っておき、行き先がわかるようにしておいてください。

屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見てください。

壊れた建物のそばや、狭い路地を通るときは、ガラスや屋根瓦などの落下物や、ブロック塀に注意してください。

火事が起きていたら、大声で近所に知らせ、皆さんで協力して、小さいうちに消してください。

ご近所の方にも声をかけあって、お互いの無事を確認しましょう。

重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を聞いてください。

以上、八尾市災害対策本部です。

●こちらは、八尾市災害対策本部です。

余震がまだ続くことが考えられます。

水道は使えますか。水はできるだけ確保してください。

風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいてください。

トイレの水は、流さないでください。

タンクの中の水は、飲み水や料理のための水に使うことができます。

近所にお年寄りだけの家や、大人が留守で子どもさんだけの家はありませんか。

身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待ってください。

以上、八尾市災害対策本部です。

(くりかえし、お知らせします。)

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

4 地震発生10分後～2時間以内の広報文例

震度5弱以上の場合

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、30分～1時間おきに防災行政無線（同報系）、広報車等により放送すること。

(注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。

●こちらは、八尾市災害対策本部です。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。

余震がまだ続くことが考えられます。余震に気をつけてください。

家族の皆さんは、無事ですか。確かめてください。

ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはいてください。

あわてて外に飛び出さないでください。

建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。

やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいてください。

壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、ガラスや屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れて、なるべく道のまん中を歩いてください。

電線がたれさがっている場合は、絶対にふれないでください。

以上、八尾市災害対策本部です。

●こちらは、八尾市災害対策本部です。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。

余震がまだ続くことが考えられます。余震に気をつけてください。

皆さんおちついてまわりを見てください。

地震で一番こわいのは火事です。消しわすれた火はありませんか。

家の中の電気機器の点検をしてください。

壊れていたり、燃えやすいものが倒れ掛かっていませんか。

火事が起きていたら大声で近所に知らせ、皆さんで協力して、小さいうちに消してください。

外に行く際は、ガスの元栓をしめ、電気器具のスイッチを切ってください。

電話はかかりにくくなっています。

緊急の電話をかけやすくするために、不必要に電話は使わないでください。

また地震で受話器がはずれたままになっていませんか。もう一度確かめてください。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を聞いてください。

以上、八尾市災害対策本部です。

●こちらは、八尾市災害対策本部です。

さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。

余震がまだ続くことが考えられます。余震に気をつけてください。

水道は使えますか。水はできるだけ確保してください。

風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいてください。

近所にお年寄りだけの家や、大人が留守で子供さんだけの家はありませんか。

身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。

自分たちの町、命を守るため、ご近所の皆さんで、お互いに協力してください。

出所のわからない情報には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。

以上、八尾市災害対策本部です。

(くりかえし、お知らせします。)

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること)

5 地震発生2時間後～6時間以内の広報文例

震度5弱以上の場合

- (注) 情報の空白時間帯をつくらないう、1～2時間おきに防災行政無線（同報系）、広報車等により放送すること。
- (注) 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。
- (注) 被害状況や災害対策本部の対応状況に応じ、放送内容を検討すること。

- こちらは、八尾市災害対策本部です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震がまだ続くことが考えられます。余震に気をつけてください。
家族全員にケガがないか、確かめてください。
小さい子供さんがいる家庭では、できるだけ一緒にいて、元気づけてあげてください。
ガラスの破片などでケガをしないよう、スリッパや靴をはかせてください。
たとえ大丈夫そうに見えても、小さい子供たちは、特に注意して見てあげる必要があります。
以上、八尾市災害対策本部です。
- こちらは、八尾市災害対策本部です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震がまだ続くことが考えられます。余震に気をつけてください。
ご近所の方が無事か、声を掛けあいましたか？
もし、助けを必要としていれば、手伝ってあげてください。
お年寄りだけの家や大人が留守で子供さんだけの家庭はありませんか。
身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげてください。
火の元や、電気機器の点検をしてあげてください。
以上、八尾市災害対策本部です。
- こちらは、八尾市災害対策本部です。
さきほどの地震は「震度〇」と発表されました。
余震がまだ続くことが考えられます。余震に気をつけてください。
地震の時、しばらくの間、してはならないことは次の通りです。
○電話は使わない。
○水はむだにしない。
○見物（けんぶつ）に出かけない。
○必要もないのに表に出ない。
（付近にガスの臭いがする場合）
○照明スイッチをつけたり消したりしない。
○マッチ、ライター、ろうそくは使わない。
○タバコはしばらく、がまんしてください。
出所のわからない情報には一切耳を貸さない、人に伝えないようお願いします。
テレビやラジオをつけて、今後の情報に注意してください。
自分たちの町、命を守るため、ご近所の皆さんで、お互いに協力してください。
以上、八尾市災害対策本部です。
- （くりかえし、お知らせします。）
（3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること）

6 地震発生 6 時間後以降の広報文例

震度 5 弱以上の場合

(注) 情報の空白時間帯をつくらないう、2～3 時間おきに防災行政無線（同報系）、広報車等により放送すること。

(注) 被害状況や災害対策本部の対応状況に応じ、放送内容を検討すること。

●こちらは、八尾市災害対策本部です。

現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。

しばらくの間自分たちだけでやれるよう、ご近所の方や、地域の人たちとともに、余震などに備えてください。

また、小さいお子さんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいたら、まず、一声かけてあげて、安心させることを心掛けてください。

復旧には何日もかかることが予想されます。

重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないでください。

テレビやラジオをつけて、今後の情報に注意してください。

以上、八尾市災害対策本部です。

●こちらは、八尾市災害対策本部です。

現在、市内の公立小中学校や、八尾高校、山本高校、八尾北高校、八尾翠翔高校、南木の本防災体育館を避難所として開設しています。

自宅が壊れてしまい、住めなくなった方や、自宅が不安な方、避難を要する方は、最寄りの避難所に避難してください。

ご自宅が安全な場合、無理に避難する必要はありません。

避難する際、歩ける方は、車では避難しないでください。

交通渋滞を引き起こし、緊急車両の通行の妨げとなります。

避難する際、可能であれば自宅から

(食料、飲料水、タオルなど)

(毛布や寝袋などの寒さをしのぐもの) ※寒い時

など、必要なものを持参して避難するようにしてください。

避難所は、避難を要する方や、自宅で過ごせなくなった方が集まるところです。

自分のことだけでなく、お互いに協力し合い、助け合って過ごすようにしましょう。

できるかぎり、力を合わせて協力しあってください。

また、出来る限り消防や警察、市役所の活動に協力してください。

以上、八尾市災害対策本部です。

(くりかえし、お知らせします。)

(3 回繰り返すことをもって 1 セットとして使用すること)

7 大規模火災等による避難指示等の広報文例

火災地区住民への警戒区域設定等の伝達文

- 緊急放送。緊急放送。こちらは、八尾市災害対策本部です。
避難の準備をしてください。
〇〇町付近で、（大規模な）火災が発生しています。
現在も延焼中で、△△地区へ燃え広がっています（燃え広がる危険があります。）
飛び火に注意してください。
ご近所の方とも、声をかけあってください。
お年寄りや子供さんなど、早めに避難させてください。
火災現場、煙の見える方向から、離れるように避難してください。
また、火は風下方向に延焼する傾向があります。
周囲の状況に注意し、できれば風上方向に避難しましょう。
自分や家族の命を守るために、必要な行動を取ってください。
消火活動の妨げとなりますので、火災現場には近づかないでください。
車での避難は控えてください。通行止めの道路もあり、渋滞の原因となります。
付近の警察官や消防職員、消防団などがいる場合には、その指示に従ってください。
（くりかえしお知らせします。）
以上、八尾市災害対策本部です。
- 緊急放送。緊急放送。こちらは、八尾市災害対策本部です。
〇〇地区、〇△地区、△△地区に、〇〇地区で発生している火災に関して警戒区域を設定しました。警戒区域の方は退去してください。
くりかえします、
〇〇地区、〇△地区、△△地区に、火災に関して警戒区域を設定しました。警戒区域の方は退去してください。
〇〇地区の火災が、△△地区へ燃え広がっています。（燃え広がる危険があります。）
〇〇地区、〇△地区、△△地区にいらっしゃる方は、直ちに火の気のない方角（××方面へ）へ避難してください。
車での避難は控えてください。通行止めの道路もあり、渋滞の原因となります。
現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示に従って落ち着いて避難してください。
自分や家族の命を守るために、必要な行動を取ってください。
（くりかえし、お知らせします。）
以上、八尾市災害対策本部です。

（避難完了が確認されるまで繰り返すこと）

火災地区住民への警戒区域設定等の解除

- こちらは、八尾市役所です。
本日、（午前・午後）××時をもって、〇〇地区、〇△地区、△△地区の火災に関する警戒区域の設定を解除しました。
くりかえします、
本日、（午前・午後）××時をもって、〇〇地区、〇△地区、△△地区の火災に関する警戒区域の設定を解除しました。
道路については、一部、通行に制限がありますので、ご注意ください。
一部の地域においては、関係者以外の立ち入りはできませんので、ご注意ください。
消火活動や避難活動にご協力いただきました皆さん、ご協力いただき、ありがとうございました。
以上、八尾市役所です。
（くりかえし、お知らせします。）
（2回くりかえす）

8 洪水避難の広報文例

「高齢者等避難」発令時

- (注) 情報の空白時間帯をつくらないう、30分～1時間おきに防災行政無線（同報系）、広報車等により放送すること。
- (注) 状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。
- (注) 本部の対策状況に応じ、放送内容を検討すること。

- 緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令
- こちらは、八尾市災害対策本部です。
- ○○地区に、○○川に関する高齢者等避難を発令しました。くりかえします。
- ○地区に、○○川に関する高齢者等避難を発令しました。
- ○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
- 次に該当する方は、避難を開始してください。
 - ・ お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方については、避難を開始してください。
 - ・ 川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。
- それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
- ご近所やまわりの人と声を掛け合い、地域のみなさんで助け合って避難してください。
- 避難所は、○○小学校、○○中学校、○○○です。
- 避難場所への避難が困難な場合は、ビルやマンションのような、頑丈で高さのある建物など、近くの安全な高い場所に避難してください。
- 避難する際の荷物は、背負うなり、肩に掛けられる程度の最小限の非常用持ち出し品にとどめ、両手はあけるようにしましょう。常備薬や食料・飲料水も持参してください。
- 自分や家族の命を守るために、必要な行動を取ってください。
(くりかえし、お知らせします。)(3回くりかえす)

「避難指示」発令時

- (注) 情報の空白時間帯をつくらないうよう、10分～30分おきに防災行政無線（同報系）、広報車等により放送すること。
- (注) 状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。
- (注) 被害状況や本部の対策状況に応じ、放送内容を検討すること。

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、八尾市災害対策本部です。
- ○○地区に、○○川に関する避難指示を発令しました。
くりかえします。
○○地区に、○○川に関する避難指示を発令しました。
- ○○川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
- 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難所は、○○小学校、○○中学校、○○○を開設しています。
- 避難場所への避難が危険な場合は、ビルやマンションのような、頑丈で高さのある建物など、近くの安全な高い場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。
- ○○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。
- 水害を、甘く見ないでください。
- 自分や家族の命を守るために、必要な行動を取ってください。

(※注 命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。)
(くりかえし、お知らせします。)(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

避難情報が解除された際

- こちらは、八尾市災害対策本部です。
- ○○川の水位が、氾濫するおそれのある水位より低くなったため、○○地区に発令していた、○○川に関する（高齢者等避難、避難指示）を解除します。
くりかえします。
○○川の水位が、氾濫するおそれのある水位より低くなったため、○○地区に発令していた、○○川に関する（高齢者等避難、避難指示）を解除します。
- 引き続き、テレビ、ラジオなどの気象状況等には、十分ご注意ください。
- 水防活動や、避難活動にご協力いただきました皆さん、お互いに助け合っていましたありがとうございました。

(くりかえし、お知らせします。※2回程度)
- 以上で、放送を終わります。

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。
- こちらは、八尾市です。
- ○○地区に洪水に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。
- ○○川が氾濫するおそれのある水位に近づいています。
- お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
- それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。
- 特に川沿いにお住まいの方（急激に水位が上昇する等、早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

【警戒レベル4】避難指示の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。
- こちらは、八尾市です。
- ○○地区に洪水に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- ○○川の水位が堤防を越えるおそれがあります。
- ○○地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難を完了してください。
- 避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の高いところに緊急に避難してください。

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは、八尾市です。
- ○○地区に洪水に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。
- ○○地区で堤防から水があふれだしました。現在、浸水により○○道は通行できない状況です。○○地区を避難中の方は大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。
(注 命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。)

※内水氾濫による避難を伝達する場合は、地下街等の地下空間や低い土地にいる人へ、危険な場所からの避難を呼びかける。

9 土砂災害避難の広報文例

「高齢者等避難」発令時
<p>(注) 情報の空白時間帯をつくらぬよう、30分～1時間おきに防災行政無線（同報系）、広報車等により放送すること。</p> <p>(注) 状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。</p> <p>(注) 本部の対策状況に応じ、放送内容を検討すること。</p>
<p>■ 緊急放送、緊急放送、高齢者等避難発令。</p> <p>■ こちらは、八尾市災害対策本部です。</p> <p>■ ○○地区に、土砂災害に関する高齢者等避難を発令しました。 くりかえします。</p> <p>○ ○地区に、土砂災害に関する高齢者等避難を発令しました。</p> <p>■ 土砂災害が発生するおそれがあります。</p> <p>■ 次に該当する方は、避難を開始してください。</p> <ul style="list-style-type: none">・ お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方・ 崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。 <p>■ それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。</p> <p>■ ご近所やまわりの人と声を掛け合い、助け合って避難してください。</p> <p>■ 避難所は、○○小学校、○○中学校、○○○です。</p> <p>■ 避難場所への避難が困難な場合は、近くの頑丈で高い建物など、安全な場所に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。</p> <p>■ 避難する際の荷物は、背負うなり、肩に掛けられる程度の最小限の非常用持ち出し品にとどめ、両手はあけるようにしましょう。常備薬や食料・飲料水も持参してください。</p> <p>■ 自分や家族の命を守るために、必要な行動を取ってください。 （くりかえし、お知らせします。）（3回くりかえす）</p>

「避難指示」発令時

- (注) 情報の空白時間帯をつくらないう、10分～30分おきに防災行政無線（同報系）、広報車等により放送すること。
- (注) 状況に応じ、情報が具体的な表現になるよう心がけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択して放送することが望ましい。
- (注) 被害状況や本部の対策状況に応じ、放送内容を検討すること。

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、八尾市災害対策本部です。
- ○○地区に、土砂災害に関する避難指示を発令しました。
くりかえします。
○○地区に、土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- △△地区で土砂災害の発生（または、山鳴り、流木の流出）が確認されました。
- 土砂災害が発生するおそれが高まっています。
- 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。
- ご近所やまわりの人と声を掛け合い、助け合って避難してください。
- 避難所は、○○小学校、○○中学校、○○○を開設しています。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの頑丈で高い建物など、安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。
- 土砂災害を、甘く見ないでください。
- 自分や家族の命を守るために、必要な行動を取ってください。

(※注 命を守るための最低限の安全確保行動を行うことを呼びかける。)
(くりかえし、お知らせします。)(3回くりかえす)

避難情報が解除された際

- こちらは、八尾市災害対策本部です。
- ○○地区に発令していました、土砂災害に関する（高齢者等避難、避難指示）を解除します。
くりかえします。
○○地区に発令していました、土砂災害に関する（高齢者等避難、避難指示）を解除します。
- 避難にあたり、お互いに助け合いいただきましたみなさま、ご協力、ありがとうございました。
- 引き続き、テレビ、ラジオなどの気象状況等には、十分ご注意ください。
- 避難活動にご協力いただきました皆さん、お互いに助け合っていただきました皆さん、ご協力、ありがとうございました。

(くりかえし、お知らせします。※2回程度)

- 以上で、放送を終わります。

【警戒レベル3】高齢者等避難の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル3、高齢者等避難。
- こちらは、八尾市です。
- ○○地区に土砂災害に関する警戒レベル3、高齢者等避難を発令しました。
- 土砂災害が発生するおそれがあります。
- お年寄りの方など避難に時間のかかる方は避難を開始してください。
- それ以外の方も、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難してください。
- 特に崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）は、避難してください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

【警戒レベル4】避難指示の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。緊急放送、緊急放送、警戒レベル4、直ちに避難。
- こちらは、八尾市です。
- ○○地区に土砂災害に関する警戒レベル4、避難指示を発令しました。
- 土砂災害が発生するおそれが高まっています。
- ○○地区で、未だ避難できていない方は、緊急に避難を完了してください。
- 避難場所への避難に限らず、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

【警戒レベル5】緊急安全確保の伝達文

- 緊急放送、緊急放送、災害発生、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。緊急放送、緊急放送、警戒レベル5、命を守る最善の行動をとってください。
- こちらは、八尾市です。
- ○○地区に土砂災害に関する警戒レベル5、緊急安全確保を発令しました。
- ○○地区で土砂災害の発生が確認されました（もしくは土砂災害の発生が切迫しています）。現在、土砂により○○道路が通行できない状況です。大至急、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに避難してください。
（注 命を守るために最善と考えられる安全確保行動を行うことを呼びかける。）

1 庁内放送文例（地震時）

区分	庁内放送文例
震度 4	ただ今、〇〇を震源地とした地震が発生しました。 本市の地震は〇でした。 2号配備を発令し、災害警戒本部を設置します。 本部員は、〇〇〇まで集合してください。 職員は、来庁者等に負傷者がいないかを確認してください。 また、各部は被害状況等の情報収集にあってください。（くりかえし）
震度 5 弱	ただ今、〇〇を震源地とした地震が発生しました。 本市の地震は〇でした。 4号配備を発令し、災害対策本部を設置します。 本部員は、〇〇〇まで集合してください。 職員は、来庁者等に負傷者がいないかを確認してください。 また、各部は被害状況等の情報収集にあってください。（くりかえし）
震度 5 強 以上	ただ今、〇〇を震源地とした地震が発生しました。 本市の地震は〇でした。 5号配備を発令し、災害対策本部を設置します。 本部員は、〇〇〇まで集合してください。 職員は、来庁者等に負傷者がいないかを確認してください。 また、各部は被害状況等の情報収集にあってください。（くりかえし）
その他	災害対策本部から〇号配備が発令されました。 （全職員参集・〇〇〇〇）の体制となります。地域防災計画及び各班マニュアルにより、それぞれの部署につき任務を行ってください。

2 庁内放送文例（異常気象時）

区分	庁内放送文例
台風接近	大型の台風第〇号が接近しており、〇曜日夜半から〇曜日にかけて近畿地方に上陸する可能性があります。 職員は、今後の気象情報に十分注意し、各部連絡責任者は、携帯電話の常備など、連絡が取れる体制にしておいてください。
大雨・洪水警報等	現在、東部大阪に大雨・洪水警報が発表されており、今夜も大雨になる可能性があります。 職員は、今後の気象情報に十分注意し、各部連絡責任者は、携帯電話の常備など、連絡が取れる体制にしておいてください。 現在、東部大阪に大雨・洪水警報が発表されており、今夜も大雨になるおそれがあるため、警戒準備本部を設置します。 本部員は、直ちに〇〇〇に集合してください。 動員体制は、〇号配備としますので、該当職員は、活動準備又は連絡体制の確保などを実施するようにしてください。
特別警報	ただ今、〇〇特別警報が発表されました。（くりかえし） 災害対策本部を設置します。 本部員は、直ちに〇〇〇に集合してください。 動員体制は、5号配備としますので、全職員は、地域防災計画及び各班マニュアルに基づき、災害応急対策を実施してください。

3 気象庁が発表する「東海地震に関連する情報」

区分	庁内放送文例
東海地震に関連する調査情報（臨時）	<p>（チャイム） お知らせします。 ただ今、気象庁から、「東海地震に関連する調査情報（臨時）」が発表されました。 この情報は、東海地震に関し、観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報です。</p> <p>（大まかな発表内容を読み上げる・・・）</p> <p>1号配備を発令し、警戒準備本部を設置します。 本部員は、直ちに〇〇〇まで集合してください。 ご来庁の皆さまは、携帯電話・テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意してください。 （くりかえし、お知らせします。） （チャイム）</p>
東海地震注意情報	<p>（チャイム） お知らせします。 ただ今、気象庁から、「東海地震注意情報」が発表されました。 この情報は、東海地震に関し、観測された現象が、東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報です。</p> <p>（大まかな発表内容を読み上げる・・・）</p> <p>3号配備を発令し、災害警戒本部を設置します。 本部員は、直ちに〇〇〇まで集合してください。 ご来庁の皆さまは、今後のテレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や気象庁などからの呼びかけなどに従い、地震の情報に注意してください。 （くりかえし、お知らせします。） （チャイム）</p>
東海地震予知情報	<p>（チャイム） お知らせします。 ただ今、気象庁から、「東海地震予知情報」が発表されました。 この情報は、東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報です。</p> <p>（大まかな発表内容を読み上げる・・・）</p> <p>4号配備を発令し、災害対策本部を設置します。 本部員は、直ちに〇〇〇まで集合してください。 ご来庁の皆さまは、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒してください。 （くりかえし、お知らせします。） （チャイム）</p>

4 気象庁が発表する「南海トラフ地震に関連する情報」

区分	庁内放送文例
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	<p>（チャイム） お知らせします。 ただ今、気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されました。 この情報は、南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8程度以上の地震が発生した場合などに発表される情報です。</p> <p>（大まかな発表内容を読み上げる・・・）</p> <p>1号配備を発令し、警戒準備本部を設置します。 本部員は、直ちに〇〇〇まで集合してください。 ご来庁の皆さまは、携帯電話・テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意してください。 （くりかえし、お知らせします。） （チャイム）</p>
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	<p>（チャイム） お知らせします。 ただ今、気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されました。 この情報は、南海トラフの想定震源域でマグニチュード7.0以上、マグニチュード8.0未満の地震が発生した場合に発表される情報です。</p> <p>（大まかな発表内容を読み上げる・・・）</p> <p>3号配備を発令し、災害警戒本部を設置します。 本部員は、直ちに〇〇〇まで集合してください。 ご来庁の皆さまは、今後のテレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や気象庁などからの呼びかけなどに従い、地震の情報に注意してください。 （くりかえし、お知らせします。） （チャイム）</p>
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	<p>（チャイム） お知らせします。 ただ今、気象庁から、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されました。 この情報は、南海トラフの想定震源域でマグニチュード8.0以上の地震が発生した場合に発表される情報です。</p> <p>（大まかな発表内容を読み上げる・・・）</p> <p>4号配備を発令し、災害対策本部を設置します。 本部員は、直ちに〇〇〇まで集合してください。 ご来庁の皆さまは、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、巨大地震の発生に十分警戒してください。 （くりかえし、お知らせします。） （チャイム）</p>

資料81 自衛隊災害派遣に関する知事への要求書様式

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事 様	
	八尾市長
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を要求します。	
記	
1 災害の情况及び派遣要請を要求する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事 様	
	八尾市長
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について	
災害対策基本法第68条の2の規定により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を要求します。	
記	
1 撤収要請の要求日時	
2 派遣された部隊	
3 撤収要請を要求する事由	
4 その他参考となるべき事項	

資料82 応援要請の様式

第 号
年 月 日

様

八尾市長

印

応 援 要 請 書

災害時等の相互応援に関する協定により応援を次のとおり要請します。

記

① 災 害 の 種 別	
② 災 害 発 生 日 時	
③ 災 害 発 生 場 所	
④ 被 害 状 況	
⑤ 応援を必要とする物資等の種類及び数量	
⑥ 応援を必要とする職員の職種及び人数	
⑦ 集結場所及びその経路	
⑧ 応援を必要とする機関	年 月 日 ～ 年 月 日
⑨ その他必要な事項	

応援活動結果報告書

八尾市

災害種別		災害発生場所			
災害の発生日時	年 月 日 時 分頃	応援要請受信時分	月 日 時 分 受信	受信者	
				覚知方法	
応援活動の概要					
応援活動状況	応援機関	人員	車両	その他	特記事項
		名	台		
		名	台		
		名	台		
		名	台		
		名	台		
		名	台		
		名	台		
資機材等使用状況					応援活動に起因する事故
					派遣人員の負傷
					資機材の損傷

第 号
年 月 日

様

八尾市長

印

応援に要した経費の請求について

このことについて、 年 月 日 時 分頃 で発生した災害へ応援したので、災害時等の相互応援に関する協定に基づき、下記のとおり応援に要した経費を請求いたします。

記

請求金額		金 _____ 円	
	経費の区分	請求金額	摘要
請求金額の内訳			

資料83 公用令書(管理・収用・使用・保管)

公 用 令 書	公 用 令 書 (管理、収用、使用、保管)	第 号	
住 所			
氏 名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]			
災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり		管理、収用、使用します。 保管を命じます。	
年	月	日	
大阪府知事		印	
(切 取 線)			
公 用 令 書 受 領 書		公 用 令 書 (管理、収用、使用、保管)	第 号
1 公用令書			
上記令書を受領しました。			
年 月 日			
大阪府知事		様	
住 所			
氏 名			
		印	

資料84 公用変更令書

公 用 変 更 令 書	公 用 変 更 令 書 (管理、収用、使用、保管)	第 号				
住 所 氏 名 [法人にあつては、名称及び代表者の氏名]						
災害救助法第9条の規定に基づき、 年 月 日第 号をもって発令 した公用令書は、次のとおり変更します。						
種類名称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡時間	引渡場所
年 月 日			大阪府知事 印			
(切 取 線)						
公 用 変 更 令 書 受 領 書		公 用 変 更 令 書 (管理、収用、使用、保管)		第 号		
1 公用変更令書 上記令書を受領しました。 年 月 日 大阪府知事 様						
				住 所 氏 名 印		

資料85 公用取消令書

<p>公 用 取 消 令 書</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p>災害救助法第9条第1項の規定に基づく は、これを取り消します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">公 用 取 消 令 書 (管理、収用、使用、保管)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">印</p>	公 用 取 消 令 書 (管理、収用、使用、保管)	第 号
公 用 取 消 令 書 (管理、収用、使用、保管)	第 号		
----- (切 取 線) -----			
<p>公 用 取 消 令 書 受 領 書</p> <p>1 公用取消令書</p> <p>上記令書を受領しました。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>大阪府知事 様</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%; text-align: center;">公 用 取 消 令 書 (管理、収用、使用、保管)</td> <td style="width: 30%; text-align: center;">第 号</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">印</p>	公 用 取 消 令 書 (管理、収用、使用、保管)	第 号
公 用 取 消 令 書 (管理、収用、使用、保管)	第 号		
<p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p>			

資料86 公用負担権限証明書

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 負 担 権 限 証 明 書</p> <p>身 分</p> <p>氏 名</p> <p>上の者は [水 防 管 理 者 又は水防団長 消防機関の長] 氏 名 の命に基き の区域に</p> <p>おける水防法第28条第1項の権限を行使するものであることを証明する</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;"> [水 防 管 理 者 又は 水 防 団 長 消 防 機 関 長] 氏 名 印 </p>
--

資料87 公用負担証

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 負 担 証</p> <p>負 担 者 住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名 殿</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">物 件</th> <th style="width: 15%;">数 量</th> <th style="width: 40%;">負 担 内 容 (使用、収用、処分)</th> <th style="width: 15%;">期 間</th> <th style="width: 15%;">摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">命 令 者 氏 名 印</p>	物 件	数 量	負 担 内 容 (使用、収用、処分)	期 間	摘 要					
物 件	数 量	負 担 内 容 (使用、収用、処分)	期 間	摘 要						

資料88 水防実施状況報告書

様式第 12-1 号

(作成責任者)

印

(水防管理団体で水防箇所毎に作成するもの)

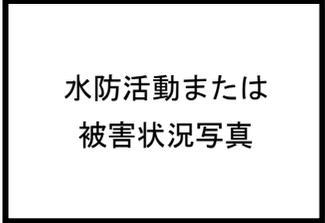
管理団体名									指定、非指定の別						
水防実施時の台風名また豪雨名										報告年月日		年 月 日			
水防実施箇所	左岸 川 岸 右 地先 m								所 要 経 費	管理団体分		府支出分	合計		
	日 時	自 月 日 時								人	手当	円	円	円	
至 月 日 時								件		その他	円	円	円		
出動人員数	水防団員		消防団員		その他		計			費	計	円	円	円	
	人		人		人		人			物	資材費	円	円	円	
水防作業の概況及工法	工法 箇所 m									費	器材費	円	円	円	
										費	燃料費	円	円	円	
										費	雑費	円	円	円	
										費	計	円	円	円	
										費	合計	円	円	円	
水防の 結果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	入口	使 用 材 料	使	込・土のう袋	枚	枚	枚	
											使	込	枚	枚	枚
	被害										材	縄	kg	kg	kg
											料	丸太	本	本	本
											料	その他			

他の団体よりの応援の状況			立退き状況及びそれを指示した理由			
			水防功労者の氏名年齢所属及びその功績概要			
居住者 出動状況			堤防その他の施設等の異常の有無及び緊急工事を要するものが生じた時は、その場所および損傷状況			
			水防活動に関する自己批判			
現場指導 官公吏名						
水防関係者 の死傷			備 考			

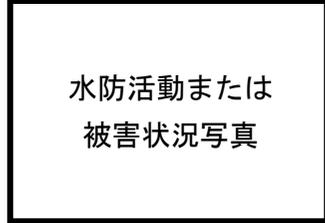
年台風第 号における水防活動
 (大阪府〇〇市〇〇〇団・ 年 月 日～ 日)

○概 要
 〇〇市〇〇〇団は、〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出動。市内では、1時間雨量100mmを超える豪雨により、河川が増水。各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

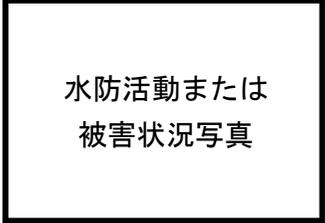
活動時間	出動延人数	主な活動内容
8/〇～8/〇 約 12 時間	〇〇名	<ul style="list-style-type: none"> ・土のう積み (300袋) ・避難誘導 (20世帯) ・排水作業 (3件)



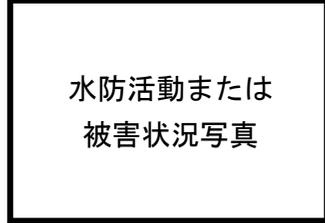
〇〇川左岸(〇〇地先)
堤防巡視



〇〇川左岸(〇〇地先)
積み土のう工



〇〇川左岸(〇〇地先)
月の輪工



〇〇地区の浸水被害



水防実施状況報告書記載上の注意

第 12-1 号様式

1. 各水防管理団体で水防を行った箇所毎に作成する。
2. 各管理団体は一般については、管轄土木事務所長、治水事務所、工営所長に、ため池については、管轄農と緑の総合事務所、農政室に、箇所毎の報告書に集計表をつけて3部提出すること。
3. 集計表は、本様式を利用し水防実施箇所の欄には箇所数のみを記入すること。
4. 一般及びため池関係は各別とすること。

第 12-2 号様式

1. 各水防管理団体で作成する。
2. 本様式（例）を参考に、実施状況に応じて作成する。
3. 各管理団体は一般については、管轄土木事務所長、治水事務所、工営所長に、ため池については、管轄農と緑の総合事務所、農整室長に電子ファイルにより提出すること。
4. 一般及びため池関係は各別とすること。

出典：「令和5年度大阪府水防計画（資料編）」（大阪府）

資料89 地すべり・急傾斜地災害報告様式

緊急・詳細報告用

第 報

災 害 報 告 (地すべり)

(年 月 日 時 現在)

発生場所	大阪府	やおし			地区名		
	[都・道・府・県]	八尾市	[市・郡]	[区・町・村]	[大字]		
発生日時		[不明・調査中・確認済]	年	月	時	分	
		根拠	[巡視日時・聞き取り・目撃・その他]			不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する	
高齢者等避難 発令時刻		月	日	時	分	避難指示発令時刻	
土砂災害警戒情報発表時刻		月	日	時	分	避難指示等で避難がなされた時刻	
自主避難がなされた時刻		月	日	時	分		
発生要因		[降雨・地震・融雪・その他 () ・原因不明]					
降雨状況	異常気象名	観測所名			災害発生場所からの距離 km		
	連続雨量	mm	年	月	日	時~年 月 日 時	
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日	時~年 月 日 時	
地震	震源地	震度	観測地点			災害発生場所からの距離 km	
	観測所名	災害発生場所からの距離 km					
融雪	災害発生時の積雪深	年 月 日 時					
	地すべり規模	幅 m	長さ m	斜面勾配 度	移動層厚 m	拡大の見込 有・無	
天然ダム(河道閉塞)状況		保全対象人家戸数	戸	公共施設			
移動状況	最大時間移動量(時速)	m or mm	年	月	日	時~時	
	移動総量	m or mm	年	月	日	時 分~時 分	
	近年の移動履歴	有・無	年	月	日	時~年 月 日 時	
	変状	き裂 有・無	陥没 有・無	隆起 有・無	湧水 有・無	末端の押出の有無 有・無	
既存施設状況		既存施設 () (具体的内容:) 既存施設の被災 () (具体的内容:)					
危険箇所	地すべり危険箇所	該当	有・無	危険度 [A ・ B ・ C]		所管所管	
	地すべり防止区域	指定	有・無	指定年	年		
被害状況	人的被害	死者	名	被害者年齢	才	(種類・面積)	
		行方不明	名		才		
		負傷者	名		才		
	人家被害	全壊・流出	《 》 《 》 《 》 戸	木造	《 》 《 》 《 》 戸	RC	《 》 《 》 《 》 戸
		半壊	《 》 《 》 《 》 戸	木造	《 》 《 》 《 》 戸	RC	《 》 《 》 《 》 戸
		一部損壊	《 》 《 》 《 》 戸	木造	《 》 《 》 《 》 戸	RC	《 》 《 》 《 》 戸
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸	(空積・練積・RC・その他)			
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)						
その他							
避難状況(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻等を記載)							
の が へ (発令、解除)							
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したか or する予定か)							
応急対応							
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]						
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域				
	保安林	土石流危険渓流 [I・II・準ずる]	建築基準法による災害危険区域				
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域				
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所	宅地造成工事規制区域				
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅造基準条例の適用区域				
		土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域				
		災害対策基本法に基づく警戒区域					
	その他 ()						
報告者	①所属	氏名	③所属	氏名			
	②所属	氏名	④所属	氏名			

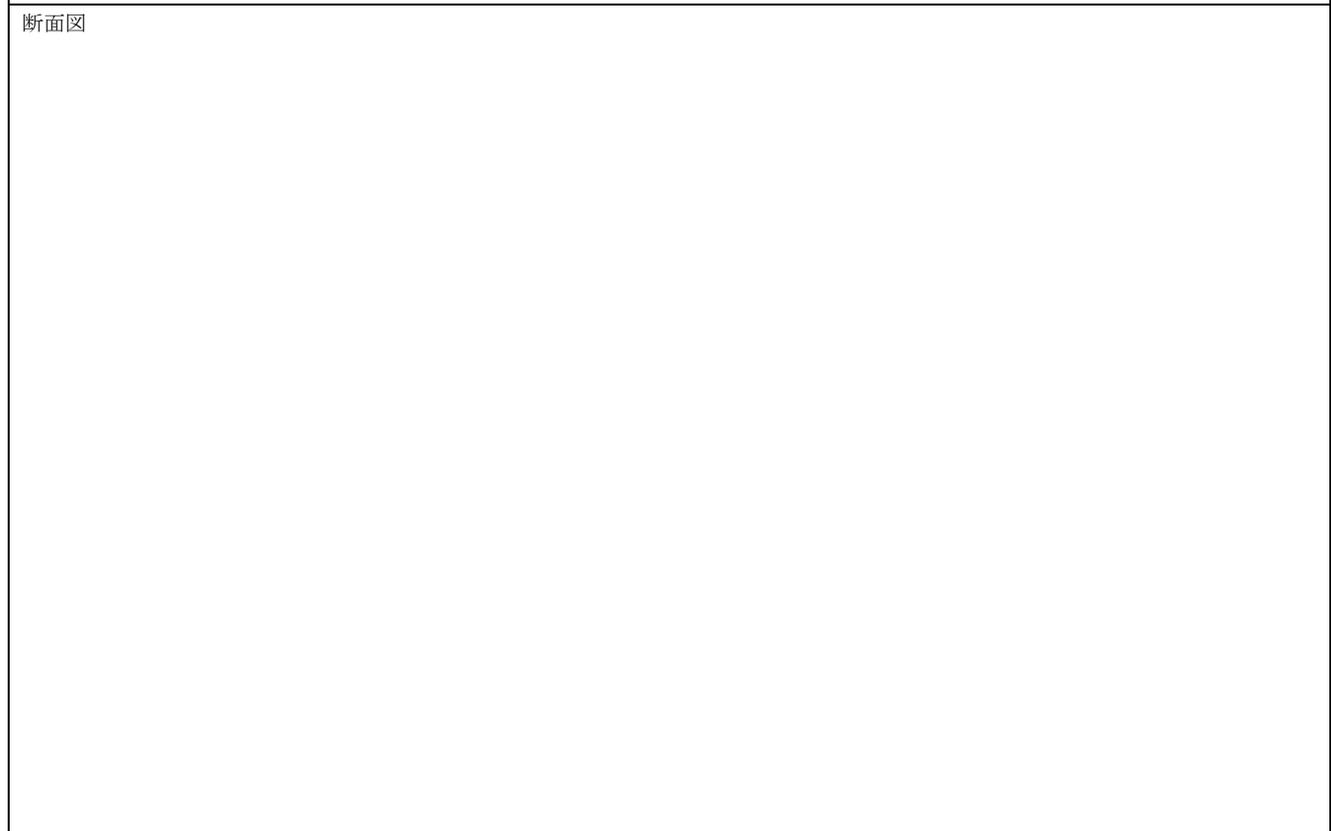
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする

座標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

本省公表の有無:

地区名 _____



※写真は別途e-mailにて送付すること

災害報告(がけ崩れ)

(年 月 日 時 現在)

発災発生場所	大阪府		やおし						地区名	
	[都・道・府・県]		八尾市		[市・郡]		[区・町・村]			[大字]
発生日時		[不明・調査中・確認済]		年 月		時 分		不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する		
		根拠		[巡視日時・聞き取り・目撃・その他]						
高齢者等避難発令時刻		月 日 時 分		避難指示発令時刻		月 日 時 分				
土砂災害警戒情報発表時刻		月 日 時 分		避難指示等で避難がなされた時刻		月 日 時 分				
自主避難がなされた時刻		月 日 時 分		月 日 時 分		月 日 時 分				
発生要因		[降雨・地震・融雪・その他()]・原因不明								
降雨状況	異常気象名			観測所名	災害発生場所からの距離 km					
	連続雨量	mm	年 月 日 時	年 月 日 時						
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時	年 月 日 時						
地震	震源地			震度			観測地点	災害発生場所からの距離 km		
	融雪	観測所名			災害発生時の積雪深	年 月 日 時 分		災害発生場所からの距離 km		
斜面の種類	自然斜面	H=	m	横断面(別途添付すること)		概況平面図(別途添付すること)				
	人工斜面	H=	m							
	勾配	θ1	度							
拡大の見込み		[有・無]								
保全対象	人家	戸								
	公共的建物									
崩壊の状況	高さ	m	巾	m						
	面積	m ²	勾配θ2	度						
	崩壊又は流出土砂量	m ³								
	がけ下端の堆積深	m								
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋		m						
		②家屋		m						
	被害家屋位置の堆積深	①家屋		m						
②家屋		m								
崩土の到達距離	m									
その他										
既存施設状況		既存施設() (具体的内容:) 既存施設の被災() (具体的内容:)								
斜面の情報		区分 [I・II・準ずる・危険箇所ではない]								
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》《 》名	被害者	才	農地被害 (面積・種類)				
		行方不明	《 》《 》《 》名	被害者	才					
		負傷者	《 》《 》《 》名	年齢	才					
	物的被害	人家	全壊・流出	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸	公共的建物・要配慮者用施設	
			半壊	《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸		
一部損壊		《 》《 》《 》戸	木造	《 》《 》《 》戸	RC	《 》《 》《 》戸				
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸(空積・練積・RC・その他)							
その他	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)									
避難状況(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻 等を記載)		の が へ (発令、解除)								
対応状況(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したか or する予定か)										
応急対応										
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]									
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	地すべり防止区域 [国土・林・農]							
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域							
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域							
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域							
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域							
		災害対策基本法に基づく警戒区域	宅造基準条例の適用区域							
	その他()									
報告者	①所属	氏名			③所属	氏名				
	②所属	氏名			④所属	氏名				
※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること		※ 写真は必要に応じ別途e-mailにて送付のこと		座標		北緯	度	分	秒	
※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を《 》内書とする						東経	度	分	秒	
本省公表の有無:										

資料90 土石流・土砂流用災害報告様式

緊急報告用

第 報

災 害 報 告 (土石流等)

(年 月 日 時 現在)

発生場所	大阪府 [都・道・府・県]	やおし 八尾市 [市・郡]	[区・町・村]	[大字]	地区名	
河川	[1級・2級・その他]	水系	川	[沢・川・谷]		
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年 月 日 時 分	不明・調査中であっても推定日時として暫定的に記入する			
災害形態	[土石流、土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ()]					
避難情報等の発令時刻	高齢者等避難 発令時刻	月 日 時 分	概略のポンチ絵 (別途添付すること)			
	避難指示 発令時刻	月 日 時 分				
	土砂災害警戒情報 発表時刻	月 日 時 分				
	避難指示等で避難がなされた時刻	月 日 時 分				
	自主避難がなされた時刻	月 日 時 分				
発生要因	[降雨、地震、融雪、その他 ()、原因不明]					
気象状況	異常気象名					
	観測所名	災害発生場所からの距離 km				
	連続雨量 mm	年 月 日 時 ~				
	最大24時間雨量 mm/24hr	年 月 日 時 ~				
地震	震源地	震度	観測地点	災害発生場所からの距離 km		
	観測所名	災害発生場所からの距離 km				
融雪	災害発生時の積雪深 cm	年 月 日 時				
	土砂流出状況	流出土砂量 m ³	河道閉塞 有・無	堆積状況	河積の / 程度	
現地調査結果	流木流出状況	流出流木量 m ³	河道閉塞 有・無	堆積状況	河積の / 程度	
	氾濫面積 m ²	氾濫最大延長(m)×氾濫最大幅(m)		平均堆積深	最大堆積深	
	氾濫開始点の勾配 度	氾濫終息点の勾配 度				
	天然ダム(河道閉塞)状況	最大高さ m	最大幅 m	最大長さ m	湛水 [有・無]	土砂法に基づく緊急調査の実施 [有・無・検討中]
	既存施設状況	既存施設: [有・無] 既存施設の被災: [有・無] (具体内容:) 既存施設による土砂捕捉: [有・無・調査中] 既存施設による土砂捕捉: [有・無・調査中]				
溪流の情報	区分 [I・II・準ずる・危険溪流ではない] (番号:)	流域面積 km ²	河床勾配 1 /			
被害状況	人的被害	死者 《 》 名	被害者年齢	行方不明 《 》 名	公共的建物・要配慮者利用施設	
	物的被害	負傷者 《 》 名				
		人家被害	全壊・流出 《 》 戸	木造 《 》 戸	RC 《 》 戸	(種類・面積)
		半壊 《 》 戸	木造 《 》 戸	RC 《 》 戸		
		一部損壊 《 》 戸	木造 《 》 戸	RC 《 》 戸		
		床上浸水 《 》 戸	木造 《 》 戸	RC 《 》 戸		
床下浸水 《 》 戸	木造 《 》 戸	RC 《 》 戸				
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸 (空積・練積・RC・その他)			
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)					
二次災害の可能性	(有・無)					
対象保全	km下流に人家 戸 (人)	道路名等 (その他)				
避難状況	(集落名、世帯数、人数、避難場所、避難情報等の発令・解除時刻 等を記載)					
対応状況	(どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したか or する予定か)					
緊急事業等	災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]					
関係法令等 (該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地 (年指定)	地すべり防止区域 [国土・林・農]			
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]	急傾斜地崩壊危険区域			
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域			
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域			
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域				
報告者	①所属 氏名	③所属 氏名				
	②所属 氏名	④所属 氏名				

※ [添付図面等] 都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事

※ 第一報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること 本省公表の有無:

※ 写真は、別途e-mailにて送付すること

※ 被害状況について、土砂災害特別警戒区域内での被災を《 》内書、土砂災害警戒区域内での被災を〈 〉内書とする

（溪流名）

災 害 報 告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

（調査中・確認済・不明） 気象状況	観測所名及び溪流（谷出口）との距離		観測所名	距離	km							
	連続雨量		（緊急報告に記載）									
	最大24時間雨量		（緊急報告に記載）									
	最大時間雨量		（緊急報告に記載）									
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量（前期降雨）		mm 年 月 日 時～ 年 月 日 時									
	積雪・融雪状況		観測所と溪流（谷出口）との標高差	m	※雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかな場合はグラフ中に矢印で明記すること。							
		風向（災害発生時）										
		風力（災害発生時）	m/s									
保全対象 ※土石流危険溪流または準ずる溪流の場合のみ危険溪流カルテの内容を記入 [調査中・確認済]		人家戸数	戸									
		人口	人									
		耕地面積	ha									
		災害弱者関連施設	1有・2無		施設名							
		公共施設	1有・2無		施設名							
		土石流氾濫区域の面積	m ²									
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 [調査中・確認済]		特別警戒区域		警戒区域								
		人的被害	死者	名	名			特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	
			行方不明	名	名							
			負傷者	名	名							
		人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸	
			半壊	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸	
一部損壊	戸		戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸			
防災計画	市町村地域防災計画への記載	溪流名	[無・有]									
		避難場所	施設名									
		避難経路	[無・有]									
	表示板設置	[無・有] (箇所)										
警戒避難基準雨量の設定	[無・有]	連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr							
		設定時期	年 月									
現地調査結果	土砂流出状況	[無・有]	氾濫面積		氾濫区域Ⅰ	氾濫区域Ⅱ	氾濫区域Ⅲ					
			平均堆積深		m ²	m ²	m ²					
			最大堆積深		m	m	m					
			氾濫最大延長×氾濫最大幅		m	×	m					
			氾濫終息点の勾配		度							
			最大礫径		m							
	流域内の既存施設	[無・有]	合計	基	(透過型)		(不透過型)					
			(砂防)	基	基	基						
			(治山)	基	基	基						
			(砂管不明)	基	基	基						
天然ダム	[無・有]											
崩壊地付近の亀裂	[無・有]											
流木の堆積場所	[無・有]	堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部										
	[無・有]	その他 ()										
通報者または第一発見者（該当する項目に○をつける）		[確認済・不明]	市町村（部署名）									
			住民									
			その他									
		座標	北緯	度	分	秒	東経	度	分	秒		

資料91 被害状況報告書(概況・中間・確定)兼被害調査別集計表

被害状況報告書 (概況・中間・確定) 兼被害調査別集計表

月 日 時 分現在

報告者	班名		氏名									
受信者	班名		氏名									
災害の種類					災害発生日時	年 月 日 時 分						
人的被害	死亡		行方不明		負傷者							
					重傷者		軽傷者					
	人		人		人		人					
住家の被害		棟	世帯	人		棟	世帯	人		棟	世帯	人
	全壊				半壊				床上浸水			
	大規模半壊				一部損壊				床下浸水			
非住家被害	全壊		大規模半壊		半壊		一部損壊		その他浸水等			
田畑の被害		流水		埋没		冠水		家畜の被害	牛馬			
	田	ha		ha		ha			鶏			
	畑	ha		ha		ha			豚その他			
道路の被害	冠水					カ所	決壊	カ所 m				
橋梁の被害	破損					カ所	流出	所				
河川の被害	溢水	カ所		漏水	カ所		決壊	カ所				
がけくずれその他												
備考												

資料92 被害調査票

被害調査票									
調査区域 整理番号									
住 所					家族構成		人		
世帯主氏名					内 小学生		人		
					中学生		人		
人的被害	死 亡 者		行方不明者		負 傷 者				
					重 傷		軽 傷		
	氏名		氏名		氏名		氏名		
住家の被害	1次調査			2次調査			床上浸水	床上	cm
	被害判定	損害割合	被害判定	損害割合					
					床下浸水	地上	cm		
	建物の形態	1戸建 ・ 2戸1以上の長屋 ・ 共同住宅							
非住家被害	1次調査			2次調査			床上浸水	床上	cm
	被害判定	損害割合	被害判定	損害割合					
					床下浸水	地上	cm		
	建物の種類	1. 会社・工場 2. 倉庫 3. 店舗 4. その他							
田畑の被害	田	流 水	埋 没	冠 水	家畜の被害	牛 馬			
		ha	ha	ha		鶏			
	畑	ha	ha	ha		豚その他			
住民の声、その他の事項									
調 査 日 時					年 月 日 時 分				
調 査 員 所 属					課 氏 名 印				
					課 氏 名 印				

資料93 避難所状況報告書

避難所状況報告書(第1報(参集後すぐ))

※第1報においては、分かるものだけで報告してもかまいません。

避難所名		災害対策本部報告先
開設日時	月 日 時 分	FAX 電話
避難種別	高齢者等避難 ・ 避難指示 ・ 自主避難	市災害対策本部受信者名

避難日時	月 日 時 分	報告者名	
避難所	FAX番号 ・ 電話番号		
受信手段	・伝令 ・その他()		
避難人数	約 人	避難世帯数	約 世帯
周辺の状況	建物安全確認	未実施 ・ 安全 ・ 要注意 ・ 危険	
	人命救助	不要 ・ 必要(約 人) ・ 不明	
	延焼	なし ・ 延焼中(約 件) ・ 大火の危険	
	土砂崩れ	未発見 ・ あり ・ 警戒中	
	ライフライン	断水 ・ 停電 ・ ガス停止 ・ 電話不通	
	道路状況	通行可 ・ 渋滞 ・ 片道通行 ・ 通行不可	
	建物倒壊	ほとんどなし ・ あり(約 件) ・ 不明	
緊急を要する事項(具体的に箇条書き)			
参集した避難所担当職員 所属		職	氏名
参集した施設管理者 所属		職	氏名

資料94 避難者名簿(大規模災害初動期・世帯単位・一時開設・避難者名簿管理用)

【様式3-1:避難者名簿(大規模災害 初動期)】

() 避難所 開設員 (. .)

避難者名簿

名簿 No	氏名	性別	備考					
			負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	その他 ()
1		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
2		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
3		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
4		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
5		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
6		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
7		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
8		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
9		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
10		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
11		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
12		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
13		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
14		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
15		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
16		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
17		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
18		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
19		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()
20		男・女	負傷者	介護要	乳幼児	発熱等 症状	言葉が わからない 外国人	()

【様式3-2:避難者名簿(世帯単位)】

()避難所

避難者名簿(世帯単位)

①入所年月日		年 月 日		②住 所 電話番号	〒 () -
③あなたの家族で 「ここに避難した人だけ」記入してください。					
ふり なが 氏 名		年齢	性別	④家屋の 被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通
世帯主			男・女		
ご家族			男・女	⑤親族など 連絡先	〒 () -
			男・女		
			男・女	⑥避難情報	あなたの家族は全員避難していますか。 イ. 全員避難した ロ. まだ残っている。⇒どなたですか。 () () () ()
			男・女	⑦安否情報	
			男・女	あなたの家族は全員連絡が取れましたか。 イ. 全員連絡が取れた。 ロ. まだ取れていない。⇒どなたですか。 () () () ()	
			男・女		
⑧特別な配慮					⑨ペットの状況等
家族の中に、病気や食事制限などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があつたらお書きください。					
⑩言 語					ペットの種類 () 計 頭 () ペットの種類 () 計 頭 () 同行・置き去り・行方不明 備考
⑪安否の問い合わせがあつた場合、住所、氏名を答えてもよいですか。					はい ・ いいえ
退出年月日		年 月 日			
転 出 先		〒 電話番号() -			
備考(この欄には記入しないでください。)					

※内容に変更がある場合は、速やかに被災者管理班に申し出て、修正してください。

【様式 3-3:避難者名簿(一時開設)】

年 月 日

()避難所 開設員名() 交代要員() 応援職員()

避難者名簿

通し番号 (※1)	入所日	時間	氏名	ふりがな	年齢	性別	住所(※2)	負傷 有無	介護 要否	体調	外国人 対応	閉鎖時の対応 (深夜)※2	その他 事項※3
記入例	1/19	8:50	八尾 太郎(市内在住)	やお たろう	35	男・女	本町1丁目	負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	1/19	10:00	大阪 花子(市外在住)	おおさか は なこ	68	男・女	大阪市平野区	負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	/	:				男・女		負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	/	:				男・女		負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	/	:				男・女		負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	/	:				男・女		負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	/	:				男・女		負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	/	:				男・女		負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	/	:				男・女		負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	/	:				男・女		負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	/	:				男・女		負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	/	:				男・女		負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	/	:				男・女		負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	/	:				男・女		負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	/	:				男・女		負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	
	/	:				男・女		負傷者	介護要		言葉が 分からない	早朝までの希望	

※1 避難所閉鎖時においては、表左端の最終通し番号を報告してください。(ただし、記入ミス等があった場合等、実際の避難者名簿の人数と精査した上で報告してください。)

※2 住所については、丁目までの記入で構いません。(あくまでも風水害等の一時的な避難による名簿記入です。)

市外在住の場合についても、上記記載例のとおり記入願います。

※3 深夜帯に避難所が閉鎖となる場合、就寝中であつたり、深夜の帰宅に不安を抱える避難者がいらっしゃる場合は、名簿記入時に希望欄に○をしていただき、早朝まで避難所開設業務に従事願います。

避難者名簿 (50音順)

	入所日	ふりがな	氏名	年齢	性別	住所	TEL	退出日	退出先	安否情報可否
1	/				男・女			/		可・否
2	/				男・女			/		可・否
3	/				男・女			/		可・否
4	/				男・女			/		可・否
5	/				男・女			/		可・否
6	/				男・女			/		可・否
7	/				男・女			/		可・否
8	/				男・女			/		可・否
9	/				男・女			/		可・否
10	/				男・女			/		可・否
11	/				男・女			/		可・否
12	/				男・女			/		可・否
13	/				男・女			/		可・否
14	/				男・女			/		可・否
15	/				男・女			/		可・否
16	/				男・女			/		可・否
17	/				男・女			/		可・否
18	/				男・女			/		可・否
19	/				男・女			/		可・否
20	/				男・女			/		可・否

物 資 受 払 簿

伝票No. _____

避難所名 _____

品 名			サイズなど				
依頼日時	年 月 日 時 分		依頼数量				
年月日	受入先	払出先	受	払	残	記入者	備考

- ・ 物資等の受領時に、記載します。
- ・ この用紙は、避難所で保管します。

資料96 死体埋火葬許可証

死 体 埋 火 葬 許 可 証

第 号

死亡者の本籍			
死亡者の住所			
死亡者の氏名			
性 別	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	
出生年月日	年	月	日
死 因	「一類感染症等」	「その他」	
死亡年月日等	年	月	日 午前 時 分 午後
死亡の場所			
埋火葬場所			
申請者の住所氏名 及び死亡者との続柄			印 続 柄

年 月 日

大 阪 府 八 尾 市 長 印

〈火葬執行証明〉 年 月 日 午前 時 分
午後

八尾市南植松町三丁目50番地の3 電話072-923-1493

八尾市立斎場

死胎埋火葬許可証

第 号

父母の本籍		
父母の住所		
父母の氏名	父	母
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/> 不詳	
妊娠月数	満	週 日
分べん年月日等	年 月 日	午前 午後 時 分
分べんの場所		
埋火葬場所		
申請者の住所氏名		

年 月 日

大阪府八尾市長 印

<火葬執行証明> 年 月 日 午前 午後 時 分 火葬

八尾市南植松町三丁目50番地の3 電話 072-923-1493
八尾市立斎場

動 員 報 告 書

年 月 日

資源運用G 動員受援・職員管理班長 様

班長

1 配備の区分

配備

2 発令の時刻

年 月 日 時 分

3 動員者名簿

年 月 日 時現在

所 属	氏 名	配 置 場 所	勤務に服した時刻	備 考

(注) 動員発令後、未だ勤務についていない者については所属・氏名のみ記入のこと。

第7 災害救助法による救助事務の処理に必要な帳簿書式

資料99 救助実施記録日計票

救助実施記録日計票

八尾市

年 月 日	責任者職氏名	印
救助の種類	記 事	

(記入上の注意)

1. 日毎に各救助を実施するにあたって必要最小限度の事項が記載されているものであればよい。
2. 救助実施状況を府へ報告することになっており、次の事項については、少なくともメモしておくこと。

(救助の種類)

- | | |
|----------------------|-----------------|
| (1) 避難所の設置 | 箇所数、收容人員 |
| (2) 応急仮設住宅の設置 | 設置(希望)戸数 |
| (3) 炊出しその他による食品の給与 | 箇所数、給食数、給食人員 |
| (4) 飲料水の供給 | 対象人員 |
| (5) 被服寝具その他の生活必需品の給与 | 品目別給与点数、給与世帯数 |
| (6) 医療 | 医療機関数、患者数 |
| (7) 助産 | 助産機関数、分べん者数 |
| (8) 災害にかかった者の救出 | 救出人員、行方不明者数 |
| (9) 死体の搜索 | 死体処理数 |
| (10) 災害にかかった住宅の応急修理 | 対象世帯数 |
| (11) 学用品の給与 | 小中学校別対象者数及び給与点数 |
| (12) 埋 葬 | 埋葬数 |
| (13) 死体の処理 | 死体処理数 |
| (14) 障害物の除去 | 対象世帯数 |

資料100 災害救助費概算額調

【様式1】

災害救助費概算額調
(災害名)

八尾市

種目別区分		員数	単価	金額	備考
I 救助業務に要した経費			円	円	
1	救助費				
(1)	おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに	避難所	延入		
		福祉避難所	延入		
		ホテル・旅館等	延入		
		その他()	延入		
	計	延入			
(2)	避難所 設置費	避難所	延入		
		福祉避難所	延入		
		ホテル・旅館等	延入		
		その他()	延入		
	計	延入			
(3)	応急仮設 住宅 設置費	建設型応急住宅	世帯		
		賃貸型応急住宅	世帯		
		応急修理期間中の仮設住宅の使用	世帯		
	計	世帯			
(4)	炊出しその他による食品給与費	延入			
(5)	飲料水供給費				
(6)	被服、寝具、その他 生活必需品の 給(貸)与費	全壊(焼)流出	世帯		
		半壊(焼)・床上浸水	世帯		
		計	世帯		
(7)	医療及び助産費	医療	延入		
		助産	延入		
	計	延入			
(8)	被災者の救出費	人			
(9)	住宅の被害拡大を防止する緊急措置費 (ブルーシート展開費)	自力又はボランティアによる施工	世帯		
		建設団体企業等による施工	世帯		
		計	世帯		
(10)	日常生活に必要な 部分の修理費 (住宅の応急修理費)	半壊(焼)以上	世帯		
		準半壊	世帯		
		計	世帯		
(11)	生業に必要な資金の貸与費	世帯			
(12)	学用品 の給与	小学校 教科書	人		
		児童 文具等	人		
		中学校 教科書	人		
		生徒 文具等	人		
		高等学校 教科書	人		
		等生徒 文具等	人		
	計	人			
(13)	埋葬費	大	人		
		小	人		
	計	人			
(14)	死体の捜索費	体			
(15)	死体の 処理費	洗浄、縫合、消毒等	体		
		一時保存	体		
		検案	体		
	計	体			
(16)	障害物の除去費	世帯			
(17)	おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに				
(18)	輸送費				
(19)	おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに おそれるに	人			
(20)	賃金職員等 賃金職員等 賃金職員等 賃金職員等 賃金職員等 賃金職員等 賃金職員等 賃金職員等 賃金職員等 賃金職員等	人			
2	実費弁	人			
3	扶助	件			
4	損失補償	件			
5	法第19条の補償				
II 救助事務に要した経費					
1 都道府県事務費					
2 市町村事務費					
3 法第20条第1項の求償に係る事務費					
III 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る委託費					
(合計)					

令和〇〇年度災害救助基金報告書

八尾市

概況	災害救助基金現在高 (令和 年 4 月 1 日)	A	円	備考
	当該年度における災害救助基金最少額	B	円	
	差引額△不足額	A-B=C	円	
	当該年度要積立額	D	円	
	当該年度積立予定額	E	円	
災害救助基金現在高内訳 (災害救助基金現在高内訳)	法第26条第1号の方法		円	
	同条第2号の方法		円	
	同条第3号の方法		円	
	計		円	
前年度決算状況	災害救助基金現在高 (令和 年 4 月 1 日)	F	円	
	災害救助基金最少額	G	円	
	差引額△不足額 (F-G)	H	円	
	要積立額	I	円	
	積立額	J	円	
	支出額	K	円	
	応急仮設住宅払下収入金	基金繰入額		円
		その他		円
	生業資金返還額	基金繰入額		円
		その他		円

(注) 「前年度決算状況」の各欄のうち、額が確定していないものについては見込額とすること。

資料102 避難所設置及び避難生活状況

【様式3-1】

おそれ段階における避難所設置及び避難生活状況

					市町村名	八尾市	
避難所の名称	種別	開設期間	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
				品名	数量		
		月 日～ 月 日	人				
計							

- (注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館等、その他の施設の別に記入すること。
- 2 その他の施設とは、在宅避難、車中泊などの避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などに該当しないものである。
- 3 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
- 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

【様式3-2】

避難所設置及び避難生活状況

						市町村名	八尾市
避難所の名称	種別	開設期間	延人員	物品使用状況		実支出額	備考
				品名	数量		
		月 日～ 月 日	人				
計							

- (注) 1 「種別」欄は、避難所、福祉避難所、ホテル・旅館等、その他の施設の別に記入すること。
 2 その他の施設とは、在宅避難、車中泊などの避難所、福祉避難所、ホテル・旅館などに該当しないものである。
 3 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

資料103 応急仮設住宅台帳

【様式4-1①】

応急仮設住宅台帳
(建設型応急住宅)

整理番号	世帯主 氏名	家族数	地区・住宅(団地)名、 部屋番号	市町村名	八尾市	
				所在地	入居月日	備考
		人			月 日	
計	世帯					

- (注) 1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 2 「地区・住宅(団地)名、部屋番号」欄は、応急仮設住宅の住宅(団地)名及び棟番・部屋番号を記入すること
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

【様式4-1②】

応急仮設住宅台帳（その2）
（建設型応急住宅）

市町村名	整理番号	地区・住宅(団地)名	区分				着工戸数	完成戸数	集会施設		着工日	完成予定日	着工公表日	リース購入の別	概算額契約額			民有地等借地料(年額(円))	自治体名		入居状況		解消日		
			構造	基礎	仕様	敷地			集会所	談話室					税込総額(円) (リースの場合は解体費用等含む)	うち、集会施設(税込み、円) (設置費用、リースは解体費用等含む)	1戸あたりの平均価格(円)		完成日	入居日	世帯数	入居人数			
																								完成日	入居日
〇〇市	1	例)〇〇総合運動公園住宅(団地)	モバイル	コンクリート板	手すり、スロープ	公有地	50	50	1		〇月〇日	△月△日	〇月×日	リース	291,414,000	5,714,000	5,714,000	0	△月△日	△月〇日	48	144			
	2	例)〇〇町仮設住宅	木造	布基礎		民地(有償)	20	20		1	〇月〇日	△月△日	〇月×日	購入	105,000,000	5,000,000	5,000,000	12,000,000	△月△日	△月〇日	19	38			
	3																								
	4																								
	5																								
合計																									

- (注) 1 「地区・住宅(団地)名」欄は、応急仮設住宅の住宅(団地)名を記入すること。
 2 「構造区分」欄は、「木造」、「プレハブ」、「モバイル」、「トレーラー」住宅等の別を記入する。
 3 「基礎区分」欄は、「木杭」、「コンクリート板」、「ブロック敷」、「布基礎」、「べた基礎」住宅等の別を記入する。
 4 「仕様等」欄は、福祉仮設住宅やバリアフリー住宅等、入居者に配慮した設備の内容がわかるように記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
 6 「集会施設」欄は、集会所又は談話室の設置戸数を記入すること。なお、設置していない場合は「-」を記入すること。
 7 「リース購入の別」欄は、「リース」又は「購入」を記入すること。
 8 「総額」欄は、団地別に建設に要した総額(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。なお、集会施設のコストも合算して記入すること。
 9 「うち、集会施設」欄は、団地別に建設した集会施設に要した金額(リースの場合は解体費用等を含む)を記入すること。
 10 「1戸あたりの平均価格」欄は、総額から集会施設を差し引いた金額を戸数で除して出した金額を記入すること。
 11 「民有地等借地料(年額)」欄は、応急仮設住宅の建設のために借上げた地代について、年額を記入すること。
 12 「入居日」欄は、応急仮設住宅の鍵の受渡しを開始した日を記入すること。
 13 「世帯数」「入居人数」欄は、実際に応急仮設住宅に入居した世帯数と人数を記入すること。(原則、1世帯1室であるが、被災前に2世帯住宅に入居していた場合は、2世帯として差し支えない。)
 14 「解消日」欄は、応急仮設住宅から全ての入居者が退去した日を記入すること。
 15 本様式とともに、応急仮設住宅に係る「位置図」、「配置図」、「平面図」、「仕様書」及び「見積書」も提出すること。

【様式4-2】

応急仮設住宅台帳
(賃貸型応急住宅)

整理番号	世帯主 氏名	家族数	所在地	間取り (対象人数)	契約形態	契約 開始	契約 終了	市町村名		実支出額	備考
								入居 月日	退去 月日		
		人				月 日	月 日	月 日	月 日	円	
計	世帯										

- (注) 1 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 2 「所在地」欄は、借上型応急仮設住宅の所在住所を記入すること。
 3 「間取り(対象人数)」欄は、2人以下等の家賃額上限を設定した際の部屋の広さに応じた居住可能人数を記入する。
 4 「契約形態」欄は、「三者契約」、「二者契約と使用賃借」及び「その他」のいずれかで示す。
 5 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

資料104 炊き出し給与状況

【様式5】

炊き出し給与状況

			市町村名	八尾市
炊き出し場の名称	実施期間	延人員	実支出額	備考
	月 日～ 月 日	人	円	
計				

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

資料105 飲料水の供給簿

【様式6】

飲料水の供給簿

供給対象箇所の名称	供給期間 月 日～ 月 日	市町村名	八尾市
		実支出額	備考
		円	
計			

(注) 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

資料106 被服、寝具その他生活必需品の給与状況

【様式7】

被服、寝具その他生活必需品の給与状況

													市町村名	八尾市				
番号	住家被害程度区分		世帯主 氏名	基礎とな った世帯 構成人員	給与月日	物資給与の品名								実支出額	備考			
						被服	寝具	衛生用品	台所用品	掃除用品	洗濯用品	防寒対策 用品	熱中症 対策用品					
				人	月 日												円	
計	全壊	世帯																
	半壊	世帯																

- (注) 1 住家の被害程度に、全壊（焼）流失又は半壊（焼）床上浸水の別を記入すること。
 2 受領年月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領年月日を記入すること。
 3 「物資給与の品名」欄は、実際に給与した物品名を品名として記載し、各給与数を記入すること。
 4 「備考」欄は、別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

資料107 救護班活動状況

【様式8】

救護班活動状況

救護班

班長： 医師 （氏名）

月 日	市(区)町名	品目	措置の概要	経費	備 考
				円	
計				円	

(注) 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

資料108 病院診療所医療実施状況

【様式9】

病院診療所医療実施状況

診療 機関名	患者氏名	診療期間 月 日	病名	診療区分		診療報酬		市町村名	八尾市	
				入院	通院	入院 点	通院 点	金額 円	備考	
計 機関	人									

(注) 「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

資料109 助産台帳

【様式10】

助産台帳

分べん者 氏名	分べん 日時	助産機関名	市町村名	八尾市	
			分べん期間	金額	備考
			月 日～ 月 日	円	
計					

資料110 被災者救出状況記録簿

【様式11】

被災者救出状況記録簿

			市町村名	八尾市
年月日 月 日	救出用機械器具等			備考
	機械器具等名称	数量	金額 円	
計				

- (注) 1 備考欄には使用した機械器具の使用用途概略を記載すること。
 2 他市町村に及んだ場合には、備考欄にその市町村名を記入すること。

資料111 住宅応急修理記録簿

【様式12-1】

住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）記録簿

整理番号	世帯主氏名	判断基準に基づく被害区分	実施月日	自治体から被災者に給与する資材の数量				①自治体から被災者に資材の提供をする場合の費用 (上限2万円)	②施工業者が資材費、労務費及び施工に係る事務費等一切の請負う場合の費用 (上限5万円)	③施工業者が修理する場合の労務費のみの場合 (上限3万円) (資材は自治体から提供を受ける場合の費用に記載)	市町村名	八尾市						
				ブルーシート (#3000 又はこれに準ずる耐候性を有する製品)	土のう袋 (UV ブラック土嚢又はこれに準ずる耐候性を有する製品)	ビニールハウスロープ (マイカ線又はこれに準ずる耐久性等を有する製品)	防水テープ (エースクロス011 又はこれと同等の粘着性能を有する製品)				枚数	枚数	巻数	巻数	円	円	円	概要
				枚数	枚数	巻数	巻数				円	円	円					
			月 日															
	計 世帯																	

(注) 1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

【様式12-2】

日常生活に必要な最小限度の部分の修理（住宅の応急修理）記録簿

整理番号	世帯主氏名	被害区分	応急修理期間 月 日～ 月 日	応急修理実施業者名	市町村名	八尾市
					実支出額	摘要
					円	
	計 世帯					

(注) 1 実施に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

資料112 生業資金貸付台帳
【様式13】

生業資金貸付台帳

					市町村名	八尾市		
貸付を受けた者		保証人			事業計画概要	貸与期間	貸与金額	備考
住所	氏名	住所	氏名	職業				
							円	
	計 世帯							

- (注) 1 「貸与期間」欄は「年 月 日まで 年 月間」を記入すること。
2 「備考」欄は、償還状況等のてん末を明らかにしておくこと。

資料113 学用品の給与状況

【様式14】

学用品の給与状況

															市町村名	八尾市		
学校名	学年	児童（生徒）氏名	親権者氏名	給与 月日	給与品の内訳												実支出額	備考
					教科書						その他学用品							
					国語	算数	理科	社会		その他	鉛筆	ノート	絵具 セット	習字 セット		その他		
小学校		人																
中学校		人																
高校		人																

- (注) 1 当該様式は、小学校、中学校、高等学校等教育機関の別に作成すること。
 2 支給する学用品の品目については、教科書、文房具、通学用品、その他の学用品の範囲で個々の実情に応じて給与するものである。
 3 給与月日欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入する。
 4 給与品の内訳欄には、数量を記入し、備考欄には別に作成する領収書等支払資料の整理番号を記載する。

資料114 埋葬台帳

【様式15】

埋 葬 台 帳

		死亡者		埋葬を行った者		埋葬費				備考
死 亡 年月日	埋 葬 年月日	氏 名	年 齢	死亡者との 関係	氏 名	市町村名				備考
						八尾市				
						棺（付属品 を含む）	埋葬又は 火葬料	骨箱	計	
						円	円	円	円	
計										

- (注) 1 埋葬を行った者が市（区）町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。
 2 市（区）町村長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

資料115 死体処理台帳
【様式16】

死 体 処 理 台 帳

処 理 年 月 日	死体発見の 日時及び場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗 浄 等 の 処 理			死 体 の 一 時 保 存	市町村名	八 尾 市			
			氏 名	死亡者 との関係	品 名	数 量	金 額		円	円	円	円	備 考
計		人											

資料116 障害物除去の状況

【様式17】

障害物除去の状況

整理 番号	住家被害程度区分		除去に要した期間 月 日～ 月 日	市町村名	八尾市	
				実支出額	除去に要すべき 状態の概要	備 考
				円		
計	半壊(焼)	世帯		円		
	床上浸水	世帯		円		

(注) 1 除去に際し、複数の業者が施工した場合にはその旨を備考欄に記入すること。

資料117 輸送記録簿

【様式 18①-1】

おそれ段階における輸送記録簿

輸送 月日	目 的	輸送 区間 (距離)	借 上 等		修 繕					市町村名	八尾市		
			使用車両等		金 額	故障車両等		修繕 月日	修繕費	故障の 概 要	燃料費	実支 出額	備 考
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月 日					円					円	円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

【様式 18①-2】

輸送記録簿(おそれ段階における輸送費を除く)

輸送 月日	目 的	輸送 区間 (距離)	借 上 等		修 繕				市町村名	八尾市			
			使用車両等		金 額	故障車両等		修繕 月日	修繕費	故障の 概 要	燃料費	実支 出額	備 考
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
月 日					円				円		円		
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 県又は市町の車両による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

【様式 18②-1】

おそれ段階における賃金職員雇上台帳

自治体名		担当部局	担当者名			電話番号							
従事した救助	氏名	雇用期間	日当			時間外勤務手当			手当	移動旅費	支給額	備考	
			日数	単価	合計	時間	単価	合計					
例)応急修理 窓口対応	〇〇〇〇〇	R1. 10. 1から R1. 11. 30まで	61	9,300	567,300	40	1,300	52,000	900	5,000	625,200	手当は、〇〇手当	
計	〇人												

【様式 18②-2】

賃金職員雇上台帳（おそれ段階における賃金職員雇上費を除く）

自治体名		担当部局	担当者名			電話番号						
従事した救助	氏名	雇用期間	日当			時間外勤務手当			手当	移動旅費	支給額	備考
			日数	単価	合計	時間	単価	合計				
例) 応急修理窓口対応	〇〇〇〇〇	R1. 10. 1から R1. 11. 30まで	61	9, 300	567, 300	40	1, 300	52, 000	900	5, 000	625, 200	手当は、〇〇手当
計	〇人											

資料118 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

【様式19】

(1) 令第4条第1号から第4号までに規定する者の従事状況

職種	従業員数		従事場所 (市町村)	従事期間	実支出額				市町村名	八尾市	
	実人員	延人員			日当	旅費	時間外勤務手当	計	算定基準による算定額	備考	
	人	人			円	円	円	円			
・ 医師 ・ 歯科医師 ・ 薬剤師										円	
・ 保健師 ・ 助産師 ・ 看護師 ・ 准看護師											
・ 診療放射線技師 ・ 臨床検査技師 ・ 臨床工学技士 ・ 救急救命士又は 歯科衛生士											
・ 土木技術者 ・ 建築技術者											
・ 大工 ・ 左官又はとび職											
計											

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

資料119 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況
【様式20】

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者の従事状況

業者		従事者		従事場所（市町村）	従事期間	実支出額	備考
業種	数	実人員	延人員				
土木又は建築業者 及び これらの者の従業者		人	人			円	
鉄道業者 及びその従業者							
軌道経営者 及びその従業者							
自動車運送事業者 及びその従業者							
船舶運送業者 及びその従業者							
港湾運送業者 及びその従業者							
計							

(注) 「備考」欄には、従事者が従事した業務の内容について記入すること。

資料120 扶助金の支給状況

【様式 21】

(3) 扶助金の支給状況

扶助金種類	件数	実支出額 円	積算基礎	備考
計				

- (注) 1 「積算基礎」欄には支給基礎額及び支給額の積算基礎等を記入すること。
 2 「備考」欄には、扶助金の支給を必要とした原因等の概要を記入すること。

資料121 損失補償費の状況

【様式 22】

(4) 損失補償費の状況

種類	実支出額	積算基礎	備考
計	0		

- (注) 1 「種類」欄には、法第5条の管理、使用、保管および収容の別に区分して記入すること。
 2 「積算基礎」欄には、損失補償の額の積算基礎を記入すること。
 3 「備考」欄には、損失補償の概要を記入すること。

資料122 法第 19 条の補償費の状況

【様式 23】

区 分	実 支 出 額			備 考
	員 数	単 価	金 額	
1 人 件 費		円	円	
(1) 旅 費				
(2) 役 務 費				
(3) 時 間 外 勤 務 手 当 及 び 深 夜 手 当				
2 救 護 所 設 置 費				
(1) 救 護 器 材 費				
(2) 消 耗 器 材 費				
(3) 借 上 料 損 料				
3 救 護 諸 費				
(1) 薬 剤				
(2) 治 療 材 料				
(3) 医 療 器 具 破 損 料				
(4) 衛 生 材 料				
(5) 死 体 の 処 理 費				
(6) そ の 他				
4 輸 送 費				
5 賃 金 職 員 等 雇 上 費				
6 そ の 他 の 費 用				
7 扶 助 金				
(1) 療 養 扶 助 金				
(2) 休 業 扶 助 金				
(3) 障 害 扶 助 金				
(4) 遺 族 扶 助 金				
(5) 葬 祭 扶 助 金				
(6) 打 切 扶 助 金				
8 事 務 費				
(1) 消 耗 品 費				
(2) 通 信 運 搬 費				
(3) そ の 他				
計				

(注) 「区分」の欄には、適宜必要な欄を設けて費目別に記入すること。

【参考資料1】

救助の種類に応じた必要書類

救助の種類	様式番号	様式名	救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
避難所の設置	様式3	避難所設置及び避難生活状況	ア 避難者名簿 イ 救助実施記録日計票 ウ 避難所用物資受払簿 エ 避難所設置及び避難生活状況 オ 避難所設置に要した支払証拠書類 カ 避難所設置に要した物品受払証拠書類	・避難所ごとの避難者名簿(入退所日時・世帯数がかかるもの、応援自治体除く) ・避難所物資受払簿、請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類(備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書)
応急仮設住宅	様式4	応急仮設住宅台帳 (建設型応急住宅) (賃貸型応急住宅)	ア 救助実施記録日計票 イ 応急仮設住宅台帳 ウ 応急仮設住宅用地賃借契約書 エ 応急仮設住宅使用賃借契約書 オ 応急仮設住宅建築に係る原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等 カ 応急仮設住宅建築に係る工事代金等支払証拠書類	・工事に係る工程表、所在地図、配置図、仕様書、見積書 ・施工前(原状復旧時に必要になる) ・設置時及び解体時の施工中及び施工後の写真(工事報告) ・救助実施記録日計票(日々の入居状況の整理) ・住まいの確保状況調査(日々報告)
炊き出しの給与	様式5	炊き出し給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 炊き出しその他による食品給与物品受払簿 ウ 炊き出し給与状況 エ 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類 オ 炊き出しその他による食品給与のための物品受払証拠書類	・炊出し受払簿(日毎の給与数がかかるもの、応援自治体除く)、 ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書)
飲料水の供給	様式6	飲料水の供給簿	ア 救助実施記録日計票 イ 給水用機械器具燃料及び浄水用薬品資材受払簿 ウ 飲料水の供給簿 エ 飲料水供給のための支払証拠書類	・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、 ・金額等が確認できる書類 (備蓄物資は購入時のもの、評価額が異なる場合は評価調書)
被服・寝具、生活必需品給与又は貸与	様式7	被服・寝具その他生活必需品の給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 物資受払簿 ウ 物資の給与状況 エ 物資購入関係支払証拠書類 オ 備蓄物資払出証拠書類 (注)法による物資と義援物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと。	・申込書(=被災者の被害の程度(全壊・半壊、床上浸水)及び必要な物品を確認した書類)、 ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書等
医療	様式8	救護班活動状況	ア 救護班 (1)救助実施記録日計票 (2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況 イ 都道府県又は委任を受けた市町村 (1)救助実施記録日計票	・活動実績が確認できる書類 ・協定書、費用支出要綱など ・請求書・納品書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など購入実績、金額等が確認できる書類

救助の種類	様式番号	様式名	救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
医療	様式9	病院診療所医療実施状況	(2)医薬品衛生材料受払簿 (3)救護班活動状況(写) (4)病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類 (5)医薬品衛生材料等購入関係支払証拠書類	
助産	様式10	助産台帳	ア 救助実施記録日計票 イ 衛生材料等受払 ウ 助産台帳 エ 助産関係支出証拠書類 (注)救護班が助産を行った場合は、助産台帳とは別に、救護班活動状況にも明らかにしておくこと。	略
被災者の救出、死体の捜索	様式11	被災者救出状況記録簿	[被災者の救出] ア 救助実施記録日計票 イ 被災者救出用機械器具燃料受払簿 ウ 被災者救出状況記録簿 エ 被災者救出関係支出証拠書類 [死体の捜索] ア 救助実施記録日計票 イ 捜索用機械器具燃料受払簿 ウ 死体の捜索状況記録簿 エ 死体捜索関係支出証拠書類	略
住宅の応急修理	様式12	住宅応急修理記録簿	(ア)救助実施記録日計票 (イ)住宅の応急修理記録簿 (ウ)住宅の応急修理のための契約書、仕様書等 (エ)住宅の応急修理関係支払証拠書類	①応急修理申込書 (資力に係る申出書、応急修理申込チェックシート含む) ②り災証明書 ③修理見積書 ④修理依頼書(市町村→業者宛) ⑤応急修理決定通知書(市町村→被災者宛) ⑥工事完了報告書 ⑦修理前、修理中及び修理後の写真(カラー) ⑧支払いをした伝票の写し
生業に必要な資金の貸与	様式13	生業資金貸付台帳	現在では、この生業資金の貸与制度は運用されていない。	略
学用品の給与	様式14	学用品の給与状況	ア 救助実施記録日計票 イ 学用品の給与状況 ウ 学用品購入関係支払証拠書類 エ 備蓄物資払出証拠書類	り災証明書、 学用品の支払い根拠資料(請求書、納品書等)

救助の種類	様式番号	様式名	救助に必要な書類	救助に際し、必要となる証拠書類等
埋葬及び死体の処理	様式 15 様式 16	埋葬台帳 死体処理台帳	〔埋葬〕 ア 救助実施記録日計票 イ 埋葬台帳 ウ 埋葬費支出関係証拠書類 〔死体の処理〕 ア 救助実施記録日計票 イ 死体処理台帳 ウ 死体処理費支出関係証拠書類	略
障害物の除去	様式 17	障害物除去の状況	ア 救助実施記録日計票 イ 障害物除去の状況 ウ 障害物除去支出関係証拠書類	障害物の除去申請書類、 り災証明書、 請求書・請求書・支払い根拠書類、 除去前、除去中及び除去後の写真(カラー)
輸送	様式 18	輸送記録簿		請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、 金額等が確認できる書類
賃金雇い上げ	様式 18②	賃金職員雇上台帳		・活動実績が確認できる書類 ・協定書、費用支出要綱など ・請求書・領収書・契約書・支出命令書・積算の根拠資料など実績、金額等が確認 できる書類
従事命令関係	様式 19	(1)令第4条第1号から第4号 までに規定する者の従事状況	① 医師及び歯科医師 ② 薬剤師 ③ 保健師、助産師及び看護師 ④ 土木技術者及び建築技術者 ⑤ 大工、左官及びとび職	略
従事命令関係	様式 20	(2)令第4条第5号から第10号 までに規定する者の従事状況	① 土木建築業者 ② 地方鉄道業者 ③ 軌道経営者 ④ 自動車運送事業者 ⑤ 船舶運送業者 ⑥ 港湾運送業者	略
従事命令関係	様式 21	(3)扶助金の支給状況	療養扶助金、休業扶助金、障害扶助金、遺族扶助金、葬祭扶助金 及び打切扶助金	略
従事命令関係	様式 22	(4)損失補償費の状況	救助に必要な物資の生産等を業とする者に対して、その物資の保管を命じ、又は救助に必要な物資を収用(取り上げて使う)することができるが、その物資の処分を行う場合においては、損失を補償しなければならない。	略
委託費用の補償	様式 23	法第19条の補償費の状況	日本赤十字社が支弁した費用に対し、その費用のための寄付金その他収入を控除した額を補償する。	略

【参考資料2】

救助事務費算出表

(単位:円)

救助費総額	区分	対象金額	対象金額	補助率	負担額
	3千万円以下			10%	
	3千万円超え6千万円以下			9%	
	6千万円超え1億円以下			8%	
	1億円超え2億円以下			7%	
	2億円超え3億円以下			6%	
	3億円超え5億円以下			5%	
	5億円超え			4%	
↑救助費総額を入力すること。			救助事務費限度額		3,000,000

※ 救助費総額が3,000万円以下は救助費総額に負担率10%を乗じて算出すること。

資料123 救助事務費

【様式 24①】

救助事務費の状況

自治体名

八尾市

費 目	実 支 出 額	備 考
職 員 手 当	円	
時 間 外 勤 務 手 当		
賃 金		
旅 費		
需 用 費		
消 耗 品 費		
燃 料 費		
印 刷 製 本 費		
光 熱 水 費		
修 繕 費		
食 糧 費		
役 務 費		
通 信 運 搬 費		
使 用 料 及 び 賃 借 料		
計		

(注) 1 本表に掲げる金額は、災害救助に直接必要と認め支出されたものに限りに、災害対策や復旧関係の経費は認めないこと。

2 「備考」欄は、実支出額の内容を記入すること。

【様式 24②】

救助事務費調査票

自治体名		担当部局	担当者名	電話番号
具体的な内容		金額	備考	
(7)時間外(休日、夜間含)勤務手当		超過勤務時間	0	
内訳	避難所の設置・運営	時間		様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
	支援物資の荷捌き・搬送	時間		様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
	飲料水の供給	時間		様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
	医療	時間		様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式 24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
	その他	時間		様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「勤務時間報告書」等の写し
(4)旅費			0	
内訳	避難所の設置・運営			様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
	支援物資の荷捌き・搬送			様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
	飲料水の供給			様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
	医療			様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 様式 24⑦ DMAT活動時間調査票 及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
	その他			様式 24③ 時間外(休日、夜間含)勤務手当、旅費明細書及び証拠書類となる「旅費請求書・旅行命令簿、請求書、領収書」等の写し
(ウ)消耗品費			0	
内訳	医療			様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し (必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)
	その他			様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(必要に応じて購入・借上理由書などの会計資料の添付の写し)
(エ)燃料費			0	
内訳	医療			様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し
	その他			様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類の写し
(オ)食糧費			0	
内訳	医療			様式 24④ 救護班活動状況(総括表)、 様式 24⑤ 同(国公立病院・日赤勤務者) 様式 24⑥ 同(国公立病院・日赤以外勤務者) 及び証拠書類となる「請求書、領収書」等の写し
	その他			様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(飲酒費用が計上されている場合は救助費の対象外)
(カ)使用料及び賃借料				様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間、運転日報など明確な資料を併せて添付)
(キ)通信運搬費				様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)
(ク)その他の経費() ※()内に具体的な経費の種類を記載し、明細書を作成ください。				様式 24⑧ 救助事務費明細書(その他費用) 及び証拠書類一式(目的、期間など明確な資料を併せて添付)
合 計			0	

【様式 24③】

救助事務費（時間外（休日，夜間含）勤務手当、旅費明細書）

勤務の内容				自治体名				八尾市	
氏名	勤務年月日	勤務の内容	勤務場所 (搬送先の名称)	時間外勤務				旅費(円)	証拠書 No.
				開始時間	終業時間	勤務時間(h)	金額(円)		
例)	RO.O.O	避難所の運営及び被災者支援	〇〇小学校	18:00	20:00	2:00	5,000	200	No.①
合計									

【様式 24④】

救助事務費（救護班活動状況（総括表）

				自治体名	八尾市		
機関名	種別	費用計上をする項目					
		医療	応急救助の 賃金雇上	救助事務費			
				旅費	消耗品費	燃料費	食糧費
合計		0	0	0	0	0	0

- ※ 実施期間ごとの経費を転記すること。
- ※ 救助事務費については、各項目を「様式 24 救助事務費」に同額を転記すること。
- ※ 食糧費は、旅費の日当・宿泊費に含まれていない場合のみ経費を記載すること。

【様式 24⑤】

救助事務費（救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社に勤務する者））

機関名	支援先

実施期間	日数	延人数

1. 医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等			0	※医療に計上
・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2. 救助事務費

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)職員手当			0	※救助事務費に計上(様式 24 に同額を記載)
・時間外勤務手当			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)旅費等			0	※救助事務費に計上(様式 24 に同額を記載)
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(エ)需用費			0	※救助事務費に計上(様式 24 に同額を記載)
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

※ 人数は延べ人数。

※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。

※ 「1. 医療」の合計額は「様式 9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。

※ 「2. 救助事務費」は「様式 24 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。

【様式 24⑥】

救助事務費（救護班活動状況（国公立病院・日本赤十字社以外に勤務する者））

機関名	支援先	
実施期間	日数	延人数

1. 医療

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(ア)薬剤費等			0	※医療に計上
・医薬品、治療材料			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・医療機器の修繕費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

2. 救助事務費

内容	数量	単位	金額(円)	備考
(イ)職員手当			0	※救助事務費に計上(様式 24 に同額を記載)
・時間外勤務手当			0	内訳は職種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(ウ)旅費等			0	※救助事務費に計上(様式 24 に同額を記載)
・旅費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・宿泊費			0	内訳は交通機関別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
(エ)需用費			0	※救助事務費に計上(様式 24 に同額を記載)
・消耗品費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・燃料費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				
・食糧費			0	内訳は品種別に記載。備考欄には単価・数量など積算根拠を記載。
内訳				

※ 人数は延べ人数。

※ 別途、積算根拠の分かる資料を添付すること。

※ 「1. 医療」の合計額は「様式 9 病院診療所医療実施状況」に計上すること。

※ 「2. 救助事務費」は「様式 24 救助事務費」に各項目ごとに同額を記載し、救助事務費として計上すること。

【様式 24⑦】

救助事務費（DMAT（DPAT）活動時間調査票）

※ 留意事項

- 応急的な救護活動に要した実際の時間を記入し、待機時間等は除いてください。
- 調査票は、活動者毎、活動日別に記入してください。
- 活動記録等と調査票の内容が一致しているか確認をお願いします。

職種:	氏名:							
活動月日	活動概要	勤務命令時間	時間数	日当	時間外 勤務手当	旅費	宿泊費等	備考
月 日		~	0:00					
月 日		~	0:00					
月 日		~	0:00					
月 日		~	0:00					
月 日		~	0:00					
月 日		~	0:00					
合計			0:00	0	0	0	0	

【様式 24⑧】

救助事務費明細書（その他費用）

費目		自治体名		
		八尾市		
業務内容	購入品目等	購入等の目的・利用方法など	金額(円)	証拠書 No.
合計			0	

八尾市地域防災計画 第3部
資料編

令和7年4月

編集 八尾市防災会議

発行 八尾市危機管理課

八尾市本町一丁目1番1号

TEL (072)924-3953(直通)

FAX (072)924-3968

E-mail kikikanri@city.yao.osaka.jp

刊行物番号 R7-18